

# 情報セキュリティ白書

Information Security White Paper

2023

進む技術と未知の世界：新時代の脅威に備えよ



独立行政法人 情報処理推進機構  
Information-technology Promotion Agency, Japan

# 「情報セキュリティ白書2023」の刊行にあたって

2022年を振り返ると、2月に発生したロシアのウクライナ侵攻は、近隣諸国や支援国、そして食料やエネルギー等の経済的つながりを持つ国々にまで影響を及ぼしました。この紛争は武力戦にサイバー空間を含む情報戦を加えたハイブリッド戦と呼ばれるものとなり、関係各国はランサムウェアを始めとするサイバー攻撃や、世論誘導を意図する虚偽情報拡散等の対応に追われました。米国ではCISA、FBI等によりサイバー攻撃への注意喚起が繰り返されました。日本では、9月に政府機関や企業のホームページ等を標的としたDDoS攻撃と思われるサービス不能攻撃により、業務継続に影響のある事案も発生したほか、国家等が背景にあると考えられる攻撃者による暗号資産取引事業者等を狙ったサイバー攻撃や、一定の集団によるものとみられる学術関係者等を標的としたサイバー攻撃も明らかとなり、国民の誰もがサイバー攻撃の懸念に直面することとなりました。政府からも関係省庁等々の合同による注意喚起が多数出されました。

この間、国内では、ランサムウェア攻撃による大きな被害が報告されました。2月には自動車部品工場が攻撃を受け、出荷先の工場が稼働停止しました。10月には自治体の医療センターのサーバーが取引先の給食提供者を経由した攻撃を受け、電子カルテシステムが利用できなくなりました。サプライチェーン全体のセキュリティ対策、事業継続計画、インシデント対応等の重要性が再認識されました。

一方政策面では、「サイバーセキュリティ2022」「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」「国家安全保障戦略」等が公表され、サイバー警察局、サイバー特別捜査隊等の設置等が実施されました。6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、利便性の向上とサイバーセキュリティ確保の両立に向け、官民の緊密な連携を進めていくことが示されました。

そして、2022年はAIへの注目が集まった年でもありました。特に生成系AIの技術的な発展は目覚ましく、ビジネスにおける業務革新等への期待が高まる一方、AIの利用による人権、プライバシー、知的財産権等の保護が課題として顕在化しました。更にウクライナ侵攻では、虚偽情報生成にAIが利用され、情報の信頼性に対する課題が深刻化しました。このようなAIの課題に対してEUでは、AIの安全で合法的な利用に関する規則が策定されました。また米国も「AI権利章典」を公開して人権や安全に配慮したAIの利用を宣言しました。

AI利用を起点とするIT環境の革新は、確かに大きな可能性があるようですが、セキュリティやプライバシーの脅威も大きくなると思われます。では、私達はどうすればよいのでしょうか。

まずはリスクを正しく知ることから始めましょう。何が重大なリスクなのかを特定した上で、変化に対応してセキュリティ対策の基本を継続的に実践していくとともに、未知の脅威に対しては情報共有し、適切な利用について議論を重ね、安全、安心なデジタル社会の実現を目指していくことが重要です。

本白書が、多くの方々に広く利用され、技術の進展とそれに伴う未知の脅威、リスクに対する備えを実践するための一助となることを祈念します。

2023年7月

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

理事長 齊藤 裕

序章 2022年度の情報セキュリティの概況	6
第1章 情報セキュリティインシデント・脆弱性の現状と対策	8
1.1 2022年度に観測されたインシデント状況	8
1.1.1 世界における情報セキュリティインシデントの発生状況	8
1.1.2 国内における情報セキュリティインシデントの発生状況	10
1.2 情報セキュリティインシデント、手口、対策	15
1.2.1 ランサムウェア攻撃	15
1.2.2 標的型攻撃	21
1.2.3 ビジネスメール詐欺(BEC)	26
1.2.4 DDoS攻撃	31
1.2.5 ソフトウェアの脆弱性を悪用した攻撃	34
1.2.6 ばらまき型メールによる攻撃	36
1.2.7 個人を狙うSMS・SNS・メールを悪用した手口	40
1.2.8 個人を狙う様々な騙しと悪用の手口	45
1.2.9 情報漏えいによる被害	51
1.3 情報システムの脆弱性の動向	56
1.3.1 JVN iPediaの登録情報から見る脆弱性の傾向	56
1.3.2 早期警戒パートナーシップの届出状況から見る脆弱性の動向	60
第2章 情報セキュリティを支える基盤の動向	72
2.1 国内の情報セキュリティ政策の状況	72
2.1.1 政府全体の政策動向	72
2.1.2 デジタル庁の政策	76
2.1.3 経済産業省の政策	79
2.1.4 総務省の政策	87
2.1.5 警察によるサイバー犯罪対策	90
2.1.6 CRYPTRECの動向	95
2.2 国外の情報セキュリティ政策の状況	97
2.2.1 国際社会と連携した取り組み	97
2.2.2 米国の政策	101
2.2.3 欧州の政策	107
2.2.4 アジア太平洋地域でのCSIRTの動向	112
2.3 情報セキュリティ人材の現状と育成	116
2.3.1 デジタル人材としての情報セキュリティ人材育成	116
2.3.2 情報セキュリティ人材育成のための国家試験、国家資格制度	120
2.3.3 情報セキュリティ人材育成のための活動	121
2.4 組織・個人における情報セキュリティの取り組み	128
2.4.1 企業・組織における対策状況	128
2.4.2 中小企業に向けた情報セキュリティ支援策	130
2.4.3 公共機関における対策状況	134
2.4.4 一般利用者における対策状況	138

2.5	情報セキュリティの普及啓発活動	144
2.5.1	不適切事例とネットリテラシーの必要性	144
2.5.2	恒常的な啓発活動	146
2.5.3	誰一人取り残されないデジタル化に向けて	148
2.6	国際標準化活動	150
2.6.1	様々な標準化団体の活動	150
2.6.2	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、プライバシー保護関係の規格の標準化 (ISO/IEC JTC 1/SC 27)	151
2.7	安全な政府調達に向けて	160
2.7.1	ITセキュリティ評価及び認証制度	160
2.7.2	暗号モジュール試験及び認証制度	163
2.7.3	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)	164
2.8	その他の情報セキュリティ動向	167
2.8.1	内部不正防止対策の動向	167
2.8.2	暗号技術の動向	169
<b>第3章 個別テーマ</b>		182
3.1	制御システムの情報セキュリティ	182
3.1.1	インシデントの発生状況と動向	182
3.1.2	脆弱性及び脅威の動向	185
3.1.3	海外の制御システムのセキュリティ強化の取り組み	186
3.1.4	国内の制御システムのセキュリティ強化の取り組み	188
3.2	IoTの情報セキュリティ	190
3.2.1	IoTに対するセキュリティ脅威の動向	190
3.2.2	進化の止まらないIoTウイルスの動向	194
3.2.3	IoTセキュリティのサプライチェーンとEOLのリスク	196
3.2.4	脆弱なIoT機器のウイルス感染と感染機器悪用の実態	198
3.2.5	各国のセキュリティ対策強化の取り組み	201
3.3	クラウドの情報セキュリティ	204
3.3.1	クラウドサービスの利用状況	204
3.3.2	クラウドサービスのインシデント事例	205
3.3.3	クラウドサービスのセキュリティの課題と対策	207
3.3.4	クラウドサービスの情報セキュリティに対する政府・関連団体の取り組み	211
3.4	虚偽情報拡散の脅威と対策の状況	214
3.4.1	虚偽情報とは	214
3.4.2	虚偽情報生成・拡散の事例	215
3.4.3	虚偽情報生成・拡散の流れ	219
3.4.4	日本国内の状況	220
3.4.5	虚偽情報の対応状況	221
3.4.6	まとめと今後の見通し	223



付録 資料	233
資料A 2022年のコンピュータウイルス届出状況	234
資料B 2022年のコンピュータ不正アクセス届出状況	235
資料C ソフトウェア等の脆弱性関連情報に関する届出状況	237
資料D 2022年の情報セキュリティ安心相談窓口の相談状況	240
第18回IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2022受賞作品	242
IPAの便利なツールとコンテンツ	244
索引	249

## コラム

---

情報セキュリティ10大脅威 2023 ～全部担当のせいとせず、組織的にセキュリティ対策の足固めを～	14
便利な技術は悪用される	55
CODE BLUEが挑戦してきた、日本のサイバーセキュリティの多様性とエコシステム	65
インターネットに投稿するということは	149
情報セキュリティポリシー見直しのススメ ～「とりあえずセキュリティ」からの脱却～	203



# 情報セキュリティ白書

- **序章** 2022年度の情報セキュリティの概況
- **第1章** 情報セキュリティインシデント・脆弱性の現状と対策
  - 1.1 2022年度に観測されたインシデント状況
  - 1.2 情報セキュリティインシデント、手口、対策
  - 1.3 情報システムの脆弱性の動向
- **第2章** 情報セキュリティを支える基盤の動向
  - 2.1 国内の情報セキュリティ政策の状況
  - 2.2 国外の情報セキュリティ政策の状況
  - 2.3 情報セキュリティ人材の現状と育成
  - 2.4 組織・個人における情報セキュリティの取り組み
  - 2.5 情報セキュリティの普及啓発活動
  - 2.6 国際標準化活動
  - 2.7 安全な政府調達に向けて
  - 2.8 その他の情報セキュリティ動向
- **第3章** 個別テーマ
  - 3.1 制御システムの情報セキュリティ
  - 3.2 IoTの情報セキュリティ
  - 3.3 クラウドの情報セキュリティ
  - 3.4 虚偽情報拡散の脅威と対策の状況

# 序章

## 2022年度の情報セキュリティの概況

2022年はウクライナ侵攻による安全面や経済面の不安が継続する一方、生成系 AI の急激な普及等で IT 環境の革新を予感させる年となった。国内では、企業・団体におけるランサムウェア被害が増え続けた。攻撃の手口では、窃取したデータを暴露する「二重の脅迫」に加え、被害組織への DDoS 攻撃や、被害の事実を被害組織の顧客や利害関係者に連絡する等の脅迫手法も確認されている。ここ数年で被害が急増している要因として、ランサムウェア攻撃をサービスとして提供する「RaaS (Ransomware as a Service)」の普及や、攻撃者の組織化・分業化が挙げられる。2022年2月の自動車部品会社へのランサムウェア攻撃では、部品供給先である自動車工場の稼働が1日停止した。同年10月の大阪市の医療センターへのランサムウェア攻撃では、VPN でつながる給食提供者から侵入され、サーバーを介して医療センターの電子カルテシステムに障害が及んだ。同システムはバックアップが保管されていたが復旧に2ヵ月を要した。これらの事案から、サプライチェーン全体での脆弱性対策、データ保護、復旧計画の必要性等が再認識された。

情報漏えいの被害について、調査会社の調査によれば、漏えい・紛失事故を公表した社数、事故件数はともに2年連続で最多となった。2022年6月には、地方自治体の業務委託先の従業員が、46万人余りの個人情報を含む USB メモリーを紛失した。USB メモリーは回収され、漏えいの痕跡はないとされたが、記録媒体管理の重要性を再認識させられる事案であった。

個人を狙ったフィッシング等の被害については、2022年度は通信事業者をかたる偽 SMS が減少した一方、宅配便業者や公的機関をかたる偽 SMS が増加、または新たに出現した。また、パソコン利用者に対する偽のセキュリティ警告について IPA に寄せられた相談件数は過去4年間で最多となった。

海外においても、様々なサイバー攻撃の脅威がより深刻になっている。米国連邦捜査局 (FBI) の年次報告書によると、2022年に報告されたビジネスメール詐欺の被害総額は、前年比約15%増の約27億4,200万ドルで

あった。セキュリティベンダーが2022年上半期に全世界で確認した DDoS 攻撃は、過去最多となる約602万回で、前年同期比で205%であった。ランサムウェア攻撃も世界中で起きており、イタリアでは地方行政機関の通信インフラのサービスが全面中断し、フランスでは病院が被害を受け手術の中止や入院患者の移送等、生活や治療に影響を及ぼす被害が報告されている。

セキュリティ政策面では、国内ではサイバー警察局、サイバー特別捜査隊等の体制面の強化、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」の公開、業界ごとのサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドラインの公開等で、より実践的な対策を推進した。また、経済安全保障推進法や安全保障関連3文書の中でもサイバーセキュリティ対策強化の方向性が示された。

世界的には、2022年2月のウクライナ侵攻以降、安全保障面の緊張、エネルギー・食料不足等で予断を許さない状況が続いている。ウクライナでの戦いは、国家間の武力攻撃とサイバー攻撃のハイブリッド戦、及びサイバー空間での情報宣伝戦が特徴となっている。サイバー攻撃について、米国はサイバー軍による諜報面のウクライナ支援、国内におけるサイバー攻撃注意喚起、大統領令14028に基づくサプライチェーン防御強化等を継続した。また EU は、重要インフラの統一セキュリティ規格である「NIS 2」を2022年11月に成立させた。

情報宣伝戦について、ロシアは虚偽情報を多用したが、ウクライナも SNS 等で情報を発信して対抗した。技術面では、生成系 AI の急速な発展や広告配信等の IT 基盤の普及により、虚偽情報の容易な生成・配信が可能となった。虚偽情報の識別は難しく、拡散にどう対応するかは今後の課題である。AI の関連政策として、EU は、AI の安全で合法的な利用に関する規則「Artificial Intelligence Act」(AI 法) を公表、2023年6月には生成系 AI の利用や学習に関する規制を追加した修正案を採択した。米国は2022年10月、「AI 権利章典」を公開した。欧米それぞれで人権や安全に関する AI の不適切な利用への対処に進展が見られた。

## 2022年度の情報セキュリティの概況

	● 主な情報セキュリティインシデント・事件	□ 主な情報セキュリティ政策・イベント
2022年 4月	● CISA、ロシアのウクライナに対するサイバー攻撃情報開示(2.2.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPA、「組織における内部不正防止ガイドライン」第5版を公開(2.8.1)</li> <li>警察庁にサイバー警察局、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を新設(2.1.5)</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」成立(2.1.1)</li> <li>第28回日EU定期首脳協議開催、デジタルパートナーシップ合意(2.2.1)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体の業務委託先が個人情報を保存したUSBメモリーを紛失(1.2.9)</li> <li>イタリアの地方行政機関がランサムウェア攻撃でサービス停止(3.1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G7エルマウサミット開催(2.2.1)</li> <li>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定(2.1.1)</li> <li>NISC、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」公開(2.1.1)</li> </ul>
7月	● ENISA、ランサムウェア脅威実態を報告(2.2.3)	
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省、「ICTサイバーセキュリティ総合対策2022」公開(2.1.4)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>親ロシア系攻撃集団、国内組織にDDoS攻撃(1.2.4)</li> <li>家具製造小売業の持株会社が不正アクセスを受け、約13万2,000アカウント分の個人情報が流出(1.2.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPA、ビジネスメール詐欺の特設ページを開設(1.2.3)</li> <li>EU、デジタル製品の「サイバーレジリエンス法案」公開(2.2.3)</li> <li>ISMAP-LIU運用開始(2.7.3)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府の病院にランサムウェア攻撃、電子カルテシステムに障害が発生(1.2.1)</li> <li>入力フォーム支援サービス事業者のサービスが不正アクセスを受け、入力情報が流出(1.2.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国、「AI権利章典」公開(2.2.3)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPA、学術関係者・シンクタンク研究員等を標的としたサイバー攻撃について注意喚起(1.2.2)</li> <li>厚生労働省、医療機関等のサイバーセキュリティ対策で注意喚起(2.1.1)</li> <li>オーストラリアの保険会社の個人情報970万人分が漏えい(1.1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省、「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」公開(2.1.3)</li> <li>EUの重要インフラの統一セキュリティ規格「NIS 2」が成立(2.2.3)</li> <li>EU、AI法修正案を公開(2.2.3)</li> </ul>
12月	● フランスの病院がランサムウェア攻撃により患者を緊急移送(3.1.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全保障関連3文書が閣議決定(2.1.1)</li> <li>米国、国防授權法2023成立(2.2.2)</li> </ul>
2023年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社の委託先に不正アクセス、顧客情報が流出(1.2.9)</li> <li>米国ソーシャルテクノロジー企業にGDPR違反で3億9,000万ユーロの制裁金(2.2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会 報告書」公開(2.1.3)</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>日米豪印の4ヵ国(QUAD)で連携したサイバーセキュリティ月間実施(2.1.1)</li> </ul>
3月	● IPA、Emotetの攻撃活動再開を観測(1.2.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」公開(2.1.1、2.1.3)</li> <li>IPA、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」改訂(2.1.3)</li> <li>米国、新サイバーセキュリティ戦略を公開(2.2.2)</li> </ul>

※ 2022年度の主な情報セキュリティインシデント・事件、及び主な情報セキュリティ政策・イベントを示している。ランサムウェア攻撃、標的型攻撃、ビジネスメール詐欺、DDoS攻撃、Web改ざん、フィッシング等の被害は通年で発生している。表中の数字は本白書中に掲載している項目番号である。特に注目されたもののみを挙げた。他のインシデントや手口と対策、及び政策・イベント等については本文を参照されたい。

# 第2章

## 情報セキュリティを支える基盤の動向

2022年度は、国内では、新型コロナウイルス感染症対策の効果により、制限が緩和され徐々に経済活動は戻ってきた。DXの推進が進み、クラウドサービスやAI等新しいIT基盤が企業・組織を支えており、それらを守るセキュリティ対策の強化は経営課題となっている。デジタル庁も2022年9月に発足から1年経過し、政府の情報インフラ整備を進めている。国外では、2022年2

月に発生したロシアによるウクライナ侵攻が多くの国々を巻き込んだ武力とサイバーのハイブリッド戦となり、国際情勢は緊張状態にある。

本章では、情報セキュリティを支える基盤の動向として、国内外の主な政策、人材育成、国際標準化、各種認証制度、組織・個人における情報セキュリティの取り組みの実態等について解説する。

### 2.1 国内の情報セキュリティ政策の状況

本節では、政府が推進する情報セキュリティ政策の状況を述べる。

#### 2.1.1 政府全体の政策動向

政府全体のサイバーセキュリティに関する政策は、3年ごとに改訂されている「サイバーセキュリティ戦略<sup>\*1</sup>」に基づいている。更に、具体的な施策については各年度の年次計画として策定される。本項では、2022年度の年次計画「サイバーセキュリティ2022<sup>\*2</sup>」（以下、年次計画）に基づく主な取り組みについて述べる。

##### (1) 経済社会の活力の向上及び持続的発展

年次計画では、サイバー攻撃被害のリスクが高まる一方、サイバーセキュリティリスクに対する経営者の意識が低位にとどまっていることから、コーポレートガバナンスにおけるサイバーセキュリティの重要性に対する認識を高めるための取り組みが必要であるとしている。これを受け、経済産業省は2023年3月「サイバーセキュリティ経営ガイドライン<sup>\*3</sup>」の改訂を実施した（「2.1.3(1)(b)WG2（経営・人材・国際）」参照）。また、内閣官房、経済産業省において、プラス・セキュリティ知識拡充に向けて人材育成プログラムの経営層に対する普及や、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3：Supply-Chain Cybersecurity Consortium）等で整備した情報発信コンテンツの周知・プロモーションを実施した（「2.4.2(2)中小企業向け情報セキュリティ対策支援施

策」参照）。

中小企業のサイバーセキュリティに対する意識も依然として低位にとどまっており、今後中小企業にも広くクラウドサービスの普及が想定される中で、設定不備等により情報資産が流出するリスクへの対処が必要であるとしている。これを受け、地域・中小企業の対策強化の取り組みとして、総務省は実践的サイバー防御演習（CYDER：Cyber Defense Exercise with Recurrence）を地方で実施（「2.1.4(3)(b)CYDERの実施」参照）し、経済産業省は全国の地域セキュリティ・コミュニティ（通称、地域SECURITY）に対して活動事例紹介や共通課題の解決策検討等を行うワークショップを実施した（「2.4.2(2)中小企業向け情報セキュリティ対策支援施策」参照）。また、サイバーセキュリティインシデントによりサプライチェーンが分断され、物資やサービスの安定供給に支障が生じないように、経済産業省ではIT導入補助金によりお助け隊サービスの利用を支援している（「2.4.2(3)(d)サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」参照）。更に、クラウドサービスの利用者・提供者双方の設定ミスによる情報漏えい等を防ぐため、総務省は2022年10月、「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」及び「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針（ASP・SaaS編）第3版」を公表した<sup>\*4</sup>。

サプライチェーンは複雑化し、サイバーとフィジカル、業界、国境等の「境界」を越えて広がりを見せており、信頼性を確保するための取り組みが必要であるとしている。サプライチェーン等の信頼性確保のための基盤づく



りとして、経済産業省では情報セキュリティサービス審査登録制度に「機器検証サービス」を追加し、機器メーカーが検証を実施する際に信頼性のある検証事業者を確認できる仕組みとして、2023年度から運用開始する（「2.1.3 (4) 情報セキュリティサービス審査登録制度」参照）。また、製品の信頼性を向上させるための仕組みとして、諸外国の政府機関で取り組まれている製品に対するラベリング制度の検討も行っている<sup>\*5</sup>。

「誰も取り残さないデジタル／セキュリティ・リテラシーの向上と定着」の取り組みとしては、2022年6月閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画<sup>\*6</sup>」に示された「皆で支え合うデジタル共生社会」の実現に向け、総務省では高齢者等に向けたデジタル活用支援を推進した<sup>\*7</sup>。

## (2) 国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現

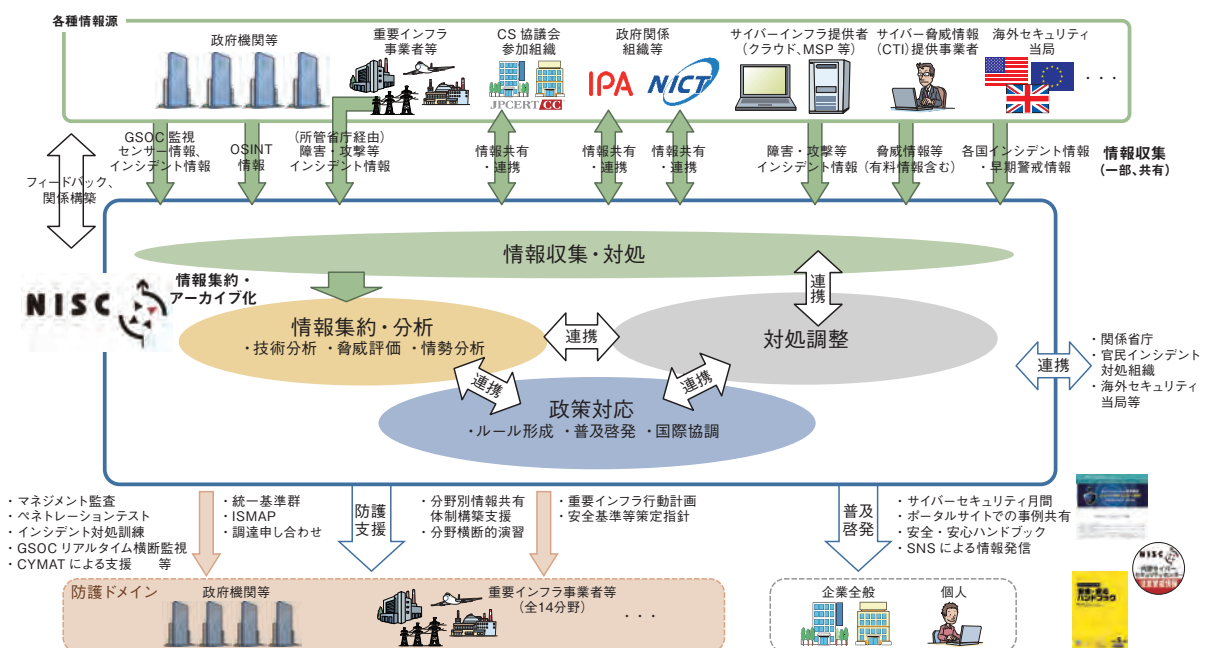
年次計画では、サイバー空間に係るあらゆる主体の自助・共助・公助からなるサイバーセキュリティ対策の実施、及びサイバー攻撃の複雑化・巧妙化やインシデントの影響範囲拡大等のリスクが顕在化している状況を踏まえた包括的なサイバー防衛機能の強化や、国全体のリスク低減とレジリエンス向上の取り組みの重要性が示されている。

上記を踏まえて、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and

Strategy for Cybersecurity）が、ナショナルサートの総合調整役として担う、①政策対応、②対処調整、③情報収集・対処、④情報集約・分析の各機能を具備するために、2022年6月に体制を見直した<sup>\*8</sup>（図2-1-1）。

また、サイバー事案への対処能力の強化を図るため、警察法等を改正し、2022年4月、警察庁にサイバー警察局を新設するとともに、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を新設した（「2.1.5(1) (a) 警察における組織基盤の更なる強化」参照）。更に警察庁、総務省、経済産業省、NISC及び一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC：Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center）が事務局となり、2022年4月「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会」の開催を決定し、2023年3月「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を公表した<sup>\*9</sup>。本ガイダンスは、サイバー攻撃被害を受けた組織のセキュリティ担当部門、法務・リスク管理部門等を主な想定読者とし、被害組織を保護しながら、いかに速やかな情報共有や目的に沿ったスムーズな被害公表を行うか、実務上のポイントをFAQ形式でまとめている。被害組織の担当部門が情報共有／被害公表の参考とするだけでなく、情報共有／被害公表に関わる関係者間の共通理解促進のために活用されることが期待される。

年次計画では、経済社会基盤を支える各主体における取り組みとして、各政府機関は、統一的な基準に基



■ 図2-1-1 ナショナルサートとしてのNISCの活動  
 (出典)NISC「ナショナルサート機能の強化について<sup>\*8</sup>」を基にIPAが編集



づくサイバーセキュリティ対策を実施することとしている。NISCは2021年7月に、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）<sup>\*10</sup>」を公開した。これにより、クラウドサービスの利用拡大を見据えた対策や、境界型防御だけでは十分なセキュリティを担保できなくなっている状況を踏まえて、ゼロトラストアーキテクチャ導入の検討等が追加された。

経済・社会を支える重要インフラ等について、政府は各主体の取り組みを促し、支援を行うとしている。これに基づき、NISCは2022年6月「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画<sup>\*11</sup>」「『重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画』の概要<sup>\*12</sup>」を公開した。更に同行動計画を踏まえて、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取り組みをまとめた「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）<sup>\*13</sup>」の見直しを検討された。組織統治に関する章を新設し、サイバーセキュリティの取り組みを組織統治の一部という観点から記載するとともに、サプライチェーンを含めたサイバーリスクマネジメントの活用や危機管理に係る事項等が追記された<sup>\*14</sup>。また、リスクアセスメントに係る主要なプロセスを整理した「重要インフラにおける機能保証の考え方に基づくリスクアセスメント手引書<sup>\*15</sup>」を、リスクマネジメントプロセス全体について記載する「重要インフラのサイバーセキュリティ部門におけるリスクマネジメント等手引書（案）<sup>\*16</sup>」に改定する検討も行われた。これらの指針、手引書に基づく重要インフラのセキュリティ対策強化が期待される。

その他の省庁でのセキュリティ対策強化の取り組みについて述べる。

文部科学省では、2017年10月以降、教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しの際に参考として利用する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン<sup>\*17</sup>」について、GIGAスクール構想や2021年12月のデジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にて示された各地方公共団体におけるクラウド利用を念頭とする方針等に基づき、数度の改訂を実施してきた。2022年3月に改訂された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月）<sup>\*18</sup>」では、今後の教育情報ネットワーク構成として、校務系と学習系のネットワーク分離を必要としない「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」と、これまでの「ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成」とを明確に区分した。

厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン<sup>\*19</sup>」を発行し、医療機関に対して対策の実施を推進してきた。しかし、2021年のつぎ町立半田病院、2022年の大阪急性期・総合医療センターのように医療機関が狙われたサイバー攻撃が発生し、地域医療体制に影響が出た（大阪急性期・総合医療センターの事案については「1.2.1(2)(b)医療機関における被害事例」参照）。厚生労働省では、医療機関に対し、同種のサイバー攻撃に備えるよう2021年6月<sup>\*20</sup>に加えて、2022年11月にも注意喚起を行った<sup>\*21</sup>。更に、医療機関のサイバーセキュリティ対策の実効性を高めるために、医療機関の管理者が遵守すべき事項として、サイバーセキュリティ対策を位置付けるため医療法施行規則の一部を改正する省令を公布し2023年4月1日から施行した<sup>\*22</sup>。医療機関では「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、サイバー攻撃対策を含めたセキュリティ対策全般について適切な対応を行うことが求められる。

### (3) 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障への寄与

我が国の安全保障環境は厳しさを増し、オープンで自由なサイバー空間を確保するために国際社会との連携を強化する重要性が認識されている。年次計画では、サイバー空間の安全・安心の確保のため、「自由・公正かつ安全なサイバー空間」の確保、サイバー攻撃に対する防御力・抑止力・状況把握力の強化、国際協力・連携を一層推進するとしている。

NISCは2022年10月4～5日、サイバーセキュリティ分野における我が国とASEAN（Association of South East Asian Nations：東南アジア諸国連合）諸国との国際的な連携・取り組みを強化することを目的に「第15回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議」を開催した。政策会議では一年間の各国のサイバーセキュリティ政策について意見交換を行ったほか、重要インフラ防護に関する事例の共有、共同意識啓発、能力構築、産学官連携、サイバー演習等の協力活動の確認・評価を行い、今後の更なる協力活動の在り方についても議論した。その結果、日・ASEANの各種の協力活動の進展が確認されるとともに、今後も継続的に協力活動を行うことについて合意した。

2022年5月に開催された日米豪印（QUAD：Quadrilateral Security Dialogue）首脳会合共同声明<sup>\*23</sup>において、QUAD各国、インド太平洋地域及び

それ以外の地域のインターネットユーザーがサイバー脅威を防御できるよう普及啓発について言及された。これを受け2023年2月1月から3月18日まで行われた「2023年サイバーセキュリティ月間<sup>\*24</sup>」は「QUAD サイバー・チャレンジ<sup>\*25</sup>」の一環と位置付けられ様々な取り組みが行われた。

#### (4) 横断的施策

横断的施策として、各政府機関は「研究開発の推進」「人材の確保、育成、活躍促進」「全員参加による協働、普及啓発」に取り組んできた。その活動のいくつかについて述べる。

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program）は、科学技術イノベーション総合戦略及び日本再興戦略（2013年6月閣議決定）に基づいて創設された。2018年から実施してきた第2期活動では12の課題に取り組む<sup>\*26</sup>、2023年3月の「SIP/PRISM シンポジウム2022」において活動成果の報告が行われた<sup>\*27</sup>。

攻撃把握・分析・共有基盤組織であるCYNEX（Cybersecurity Nexus）の強化に関しては、2023年度以降の本格稼働フェーズに向けて、引き続きコミュニティの深化・信頼醸成やシステムの強化を進めた（「2.1.4 (3) (a) CYNEX の推進」参照）。

経済産業省は、SC3産学官連携WGと連携した「プラス・セキュリティ」に関する共通言語の整理等を行うとともに、サイバーセキュリティ分野も含めたデジタルスキル標準を策定し公開した（「2.3.1 (1) デジタル田園都市国家構想におけるデジタル人材の育成・確保」参照）。

NISCが2019年1月、「全員参加による協働」に向けた具体的なアクションプランとして「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」を策定して約3年が経過した。その間、コロナ禍やデジタル改革の推進によりサイバー空間の拡大や利用方法が多様化していることも踏まえて、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいた当該プログラムの見直しを行い、2022年10月、改訂版の「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム<sup>\*28</sup>」を公表した。

#### (5) 経済安全保障推進法の制定

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取り組みを強化・推進することが重要であるとして、2021年10月、岸田内閣において、経済安全保障担当大臣が置かれ、

同年11月内閣官房に経済安全保障法制準備室が設置された。経済安全保障法制に関する有識者会議で議論が重ねられた結果を踏まえて、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を第208回国会に提出した。同法案は、2022年5月11日に成立し、同月18日に公布された<sup>\*29</sup>。同法では、まず取り組むべき分野として①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、③官民が連携して重要技術を育成・支援する枠組み、④特許非公開化による機微な発明の流出防止の4分野が示され、公布から2年以内に段階的に施行される。この4分野のうちの②基幹インフラの設備導入や維持管理を行う際に国の事前審査を受ける制度が検討されている。この対象にはシステム、サーバー、ネットワーク機器等が含まれており、不正なソフトウェアの埋め込みや、脆弱性の放置等への対策が求められる。

2022年12月、国民の生存に必要不可欠な、または広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資が「特定重要物資」として指定された。指定された11の物資<sup>\*30</sup>の中には、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム」が含まれている<sup>\*31</sup>。経済産業省は2023年1月、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラムに係る安定供給確保を図るための取組方針<sup>\*32</sup>」を公表した。本取組方針では、経済産業大臣は特定重要物資に関する認定供給事業者<sup>\*33</sup>の事業規模や事業内容に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」または「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン<sup>\*34</sup>」等を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うとしている。

#### (6) 安全保障関連3文書の改訂

日本政府は、2022年12月16日、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保3文書を閣議決定した<sup>\*35</sup>。「国家安全保障戦略」は、2013年に策定されて以来、初めて改定されたものである。

「国家防衛戦略」は、従来の「防衛計画の大綱」に代るものとして、今後の日本防衛の基本方針や防衛力の在り方について広く指針を示すものとなっている。また、「防

「防衛力整備計画」は、従来の「中期防衛力整備計画」に代えて、おおむね10年後までを見据えた防衛力強化のための計画となっている。

「国家安全保障戦略」では国家としてのサイバーセキュリティについて、不正行為からサイバー空間を守り、その自由で安全な利用を確保するとともに、国家の関与が疑われるサイバー攻撃等から我が国の重要な社会システムを防護するため、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図るとしている。また、平素から官民の連携を強化するとともに、セキュリティ人材層の強化等についても総合的に検討を行い、必要な措置を講ずる。そして技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講じ、サイバー防衛協力を推進するとしている。

## 2.1.2 デジタル庁の政策

デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、デジタル時代の官民のインフラを作り上げることを目指している。具体的には、DXを推進するために、デジタル庁や他の政府機関で整備・運用される政府情報システムに必要なセキュリティ対策の実現に向け、ガイドラインや技術レポートを作成し、これらを参考にしつつ、実際の政府情報システムの整備・運用におけるセキュリティ対策を支援している。

### (1) 情報システムの整備及び管理の基本的な方針

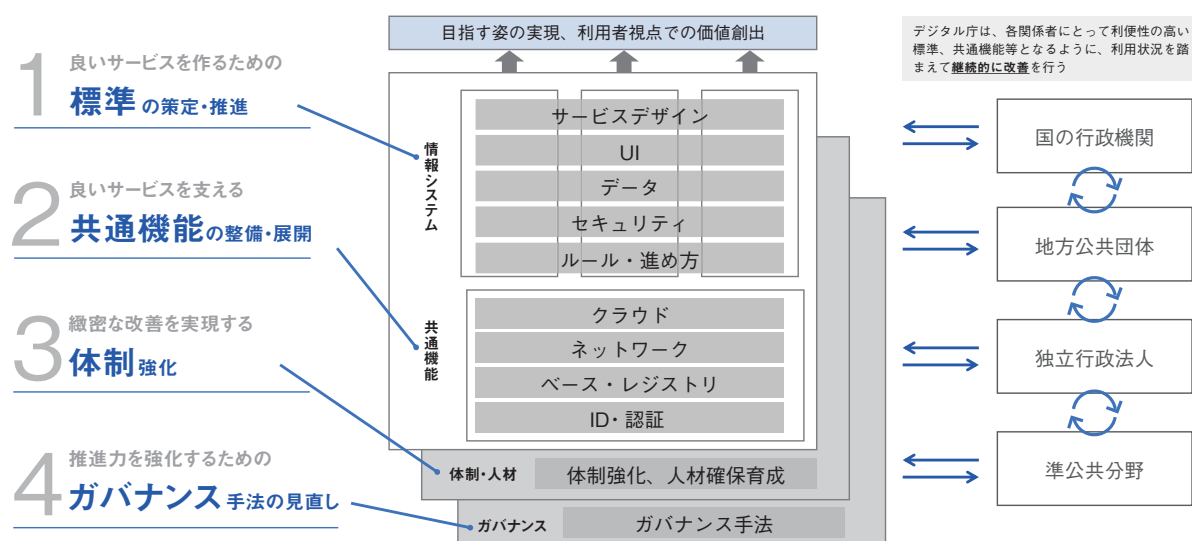
「情報システムの整備及び管理の基本的な方針<sup>\*36</sup>」は、デジタル庁設置法に基づき、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等で示す「我が国が目指すデジタル社会」に向け、国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の関係者が効果的に協業できるように、情報システムの整備及び管理の基本的な方針を定めた文書である。

デジタル庁では、図2-1-2に示す四つの領域に注力し課題を解消するとともに、国・地方公共団体・独立行政法人等の関係者が効果的に協働できるようにする。この中でセキュリティは、良いサービスを作るための「標準」の一つと位置付けて、実施していく。

この方針の中で、情報セキュリティに関しては、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」という別添があり、取り組むべき対策を示している。以下にその基本的な方針を示す。

#### (a) 共通機能等を前提とした常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの実装の推進

各政府機関等は、デジタル庁で整備する共通機能を用いた複数コンポーネントが連携して業務を実現することとなる。このため従来の「境界型のセキュリティ対策」に加え、ゼロトラストアーキテクチャの考え方に基づきセキュリティを確保していく必要がある。また、ゼロトラストアーキテクチャの導入により、サーバー等へのアクセス制御については、ロールベースアクセス制御から属性情報に基づいた動的なアクセス制御である属性ベースアクセス制



■ 図2-1-2 デジタル庁の四つの重点注力分野  
 (出典) デジタル庁「情報システムの整備及び管理の基本的な方針<エグゼクティブサマリー><sup>\*37</sup>」



御の実現を目指す必要がある。

また、ゼロトラストアーキテクチャの推進のために、業務のリスク分析を行い、その結果に応じた企画・設計段階からのセキュリティ確保（セキュリティ・バイ・デザイン）を実施し、運用を通じてセキュリティ対策を見直し継続的に改善する DevSecOps も推進する。

### (b) サイバーレジリエンスを高めるためのセキュリティ

#### 対策の導入

複雑化・巧妙化したサイバー攻撃を完全に防御することは困難であるとの前提のもと、サイバー攻撃を早期に検知・対応・復旧するレジリエンスを高めることが重要である。そのため NISC の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群<sup>\*38</sup>」（以下、政府統一基準群）に基づくセキュリティマネジメントに加え、サイバーレジリエンスを高めるためのサイバーセキュリティフレームワークを補完的に導入し、インシデントの被害を最小化し、迅速に回復させる仕組みを導入する。そのために脆弱性に関するセキュリティ診断、安定的・継続的な稼働の確保等の観点による検証やバックドアの有無の検証等に取り組む。更に、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定的・継続的な稼働の確保等の観点からシステム監査を実施することとし、その実施体制をデジタル庁と IPA が共同して構築している。

### (c) セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の構造化及び追跡性の確保

セキュリティポリシーの遵守すべき項目やセキュリティ対策を構成要素化し、項目と対策の関係性の構造化を行うことで、セキュリティポリシーの遵守すべき項目から実施されているセキュリティ対策を追跡可能にする。また、情報システムの運用状況を監視することにより、セキュリティポリシーの遵守状況をリアルタイムかつ容易に把握することを目指す。

## (2) デジタル社会推進標準ガイドライン群のセキュリティに関するドキュメント

デジタル社会を実現するためには、「共通ルール」のものと関係者が協働し、価値を生み出すことが重要である。

「デジタル社会推進標準ガイドライン<sup>\*39</sup>」群は、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続き・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたものである。

「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」を実現するために、NISC の政府統一基準群で示されるセキュリティ対策の基本的な考え方と実践のポイントを踏まえ、以下の八つの政府統一基準群の具体化に関連した技術ガイダンスを策定している。これらの文書は、政府情報システムの整備及び管理する際に参考とする文書として位置付けている。

### (a) 政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン

情報システムにおいて効率的にセキュリティを確保するため、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する「セキュリティ・バイ・デザイン」の必要性が高まっている。「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン<sup>\*40</sup>」では、システムライフサイクルにおけるセキュリティ対策を俯瞰的にとらえるため、各工程での実施内容を図 2-1-3 (次ページ) のように記載するとともに関係者の役割についても定義している。

### (b) ゼロトラストアーキテクチャ適用方針

政府機関では業務環境の変化に伴い、イントラネットの外側で情報システムを利用するケースが増大している。このような従来の境界型のセキュリティモデルとは前提が異なる環境で情報セキュリティを確保するためには、境界型のセキュリティから大幅に拡張した考え方が求められる。「ゼロトラストアーキテクチャ適用方針<sup>\*41</sup>」は、拡張の実態となる「ゼロトラストアーキテクチャ」の適用方針を説明している。

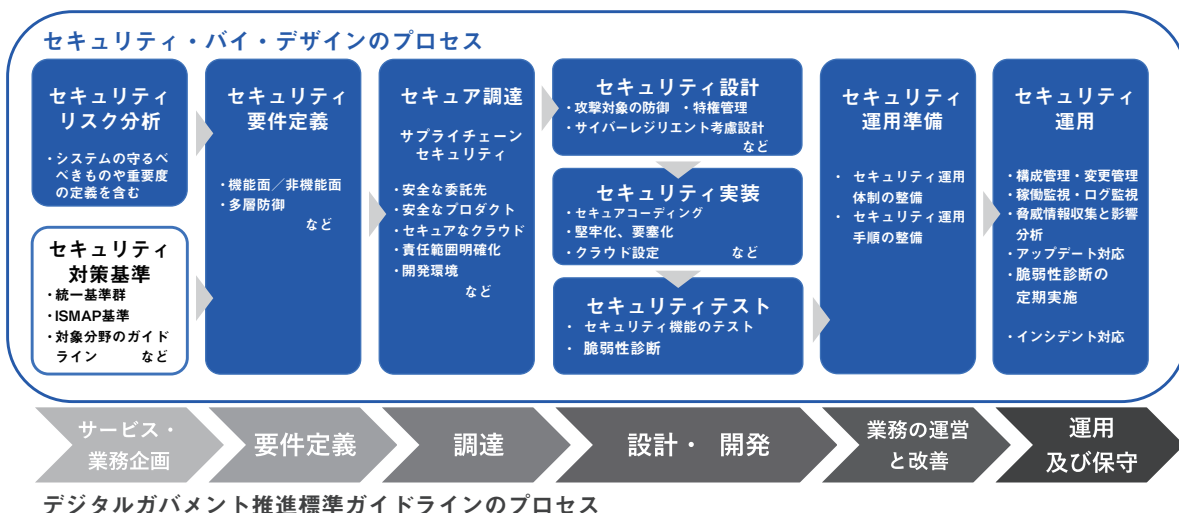
図 2-1-4 (次ページ) にゼロトラストアーキテクチャ概念図を示す。

### (c) 常時リスク診断・対処 (CRSA) システムアーキテクチャ

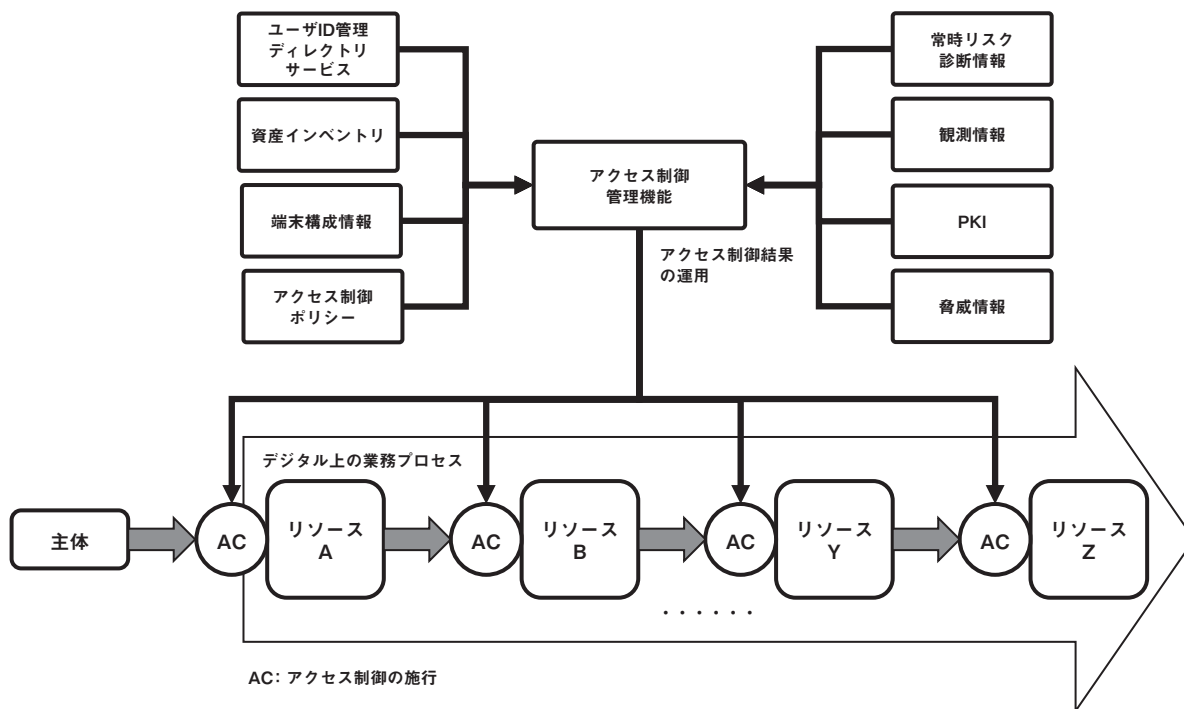
ゼロトラストの環境下において安定かつ安全なサービス提供を実現するためには、政府全体のサイバーセキュリティリスクを早期に検知し、これを低減することが必要となる。「常時リスク診断・対処 (CRSA) システムアーキテクチャ<sup>\*42</sup>」は、この活動を継続的に実施するための、情報収集・分析を目的としたプラットフォームのアーキテクチャについて説明している。

### (d) 政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン

政府機関では従来、情報セキュリティリスクの低減を



■ 図 2-1-3 セキュリティ・バイ・デザインの概要  
(提供)デジタル庁



■ 図 2-1-4 ゼロトラストアーキテクチャ概念図  
(出典)デジタル庁「ゼロトラストアーキテクチャ適用方針」

目的として脆弱性診断を活用してきたが、導入方法に係る明確な基準や指針は十分整備されていない。「政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン<sup>※43</sup>」は、政府情報システムの関係者が最適な脆弱性診断を選定、調達できるようにするための基準及び指針を提供している。

#### (e) 政府情報システムにおけるセキュリティリスク分析ガイドライン

情報システムにおいてセキュリティを効果的に確保するには、リスクを把握し確実にコントロールすることが重要である。セキュリティリスク分析には様々な手法が存在する。「政府情報システムにおけるセキュリティリスク分析ガイドライン<sup>※44</sup>」ではリスク分析の難解さを避け、実行しやすく有効性が高いと考えるベースラインと事業被害ベースの組み合わせアプローチのリスク分析について、具体

的な手順を説明している。

#### (f) 政府情報システムにおけるサイバーセキュリティ フレームワーク導入に関する技術レポート

過激化、複雑化するサイバー攻撃を速やかに検知し、対応することで被害を極小化し、正常状態に迅速に復旧するためのサイバーレジリエンスの必要性が高まっている。包括的なサイバーセキュリティ態勢を構築するためのツールとして NIST (National Institute of Standards and Technology) サイバーセキュリティフレームワーク<sup>\*45</sup>が、マネジメント力の向上に各国で活用されている。「政府情報システムにおけるサイバーセキュリティフレームワーク導入に関する技術レポート<sup>\*46</sup>」では、サイバーセキュリティフレームワークの概要と導入プロセスについて説明している。

#### (g) セキュリティ統制のカタログ化に関する技術レポート

セキュリティ統制のカタログ化とは、個々のセキュリティ統制に対し一意な識別子を付与し、機械可読な形式で分類することを指す。

識別子を用いることで、統制の要素間でのトレーサビリティを確保し、構造的に把握することが可能となる。また機械可読形式で表現することで、システム設定自動化等を促進でき、システムセキュリティ評価の効率、適時性、正確性、及び一貫性を向上させることが可能となる。「セキュリティ統制のカタログ化に関する技術レポート<sup>\*47</sup>」では、その概要について説明している。

#### (h) ゼロトラストアーキテクチャ適用における属性ベース アクセス制御に関する技術レポート

変化する業務環境やリスクに対して、アクセス制御は最小権限の原則を継続的に実現しなければならない。不正アクセスから業務環境を保護するには、識別子 (ID) や役割 (ロール) といった個別の情報だけでは、アクセス制御においては十分ではない。ゼロトラストアーキテクチャにおいてリスクに合わせた防御を実現するためには、多面的な複数の情報を組み合わせる ABAC (Attribute-Based Access Control: 属性ベースアクセス制御) が効果的である。「ゼロトラストアーキテクチャ適用方針における属性ベースアクセス制御に関する技術レポート<sup>\*48</sup>」では、ABAC の概要を説明している。

#### (3) 常時リスク診断・対応 (CRSA) 実証事業

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、

デジタル庁及び NISC が、情報資産管理手法やシステムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監査・監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等の実装に向けた検討及び実証事業を進めることとしている。デジタル庁は、実証事業として、この常時リスク診断・対応 (CRSA: Continuous Risk Scoring & Action) プログラム<sup>\*49</sup>を行っている。

CRSA は、組織の情報セキュリティポリシー等で求められる情報セキュリティに関する統制目標 (コントロール) と情報システムの実際の状態とのギャップやリスクを可視化し、そのギャップの是正の対応を継続的に実施することを意味する。

CRSA では、IT 資産 (デバイス、ソフトウェア、サービス等)、ユーザー、セキュリティインシデント、データ保護状態を管理対象として想定している。リスクを可視化する対象として、まず IT 資産の管理やソフトウェアの脆弱性対応状況の可視化から実装する。可視化の管理対象は、順次追加する (次ページ図 2-1-5)。

情報システムの実際の状態とギャップやリスクの可視化は、具体的には、リスクスコアで表現する。例えば、脆弱性に関するリスクスコアは、脆弱性が残存している、または脆弱性が発見されてから運用担当者が放置している日数が経過するとリスクスコアが大きくなっていく。

このようなリスクスコアの把握や CRSA のフレームワークの適用により以下のような効果があると考えられる。

- 政府統一基準群等に準拠したコントロールからの逸脱の把握と迅速な是正
- インシデント発生時のトリアージ等の効果的な対応
- セキュリティ対策実施状況のリアルタイムなデータによる効率的な報告
- 脅威やインシデントに対する政府横断的な脆弱箇所の迅速な発見・対応
- ゼロトラストアーキテクチャの運用環境の適切な維持

今後、政府内における CRSA の本格導入が検討される。

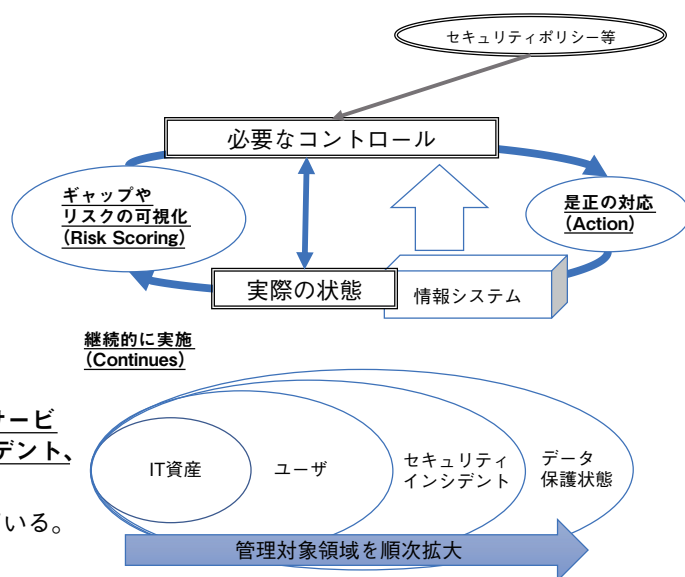
### 2.1.3 経済産業省の政策

経済産業省は、サイバー空間、フィジカル空間を統合したサプライチェーン全体にわたるセキュリティ対策の強化に向け、制度、標準化、経営、人材、ビジネス等、様々な観点から施策を検討・実施している。



## ● 常時リスク診断・対処

- ・ **リスク診断**  
必要なコントロールと実際の状態のギャップやリスクを可視化
- ・ **対処**  
可視化されたギャップやリスクへ是正の対応
- ・ **常時**  
ギャップやリスクを可視化し、是正の対応を継続的に実施



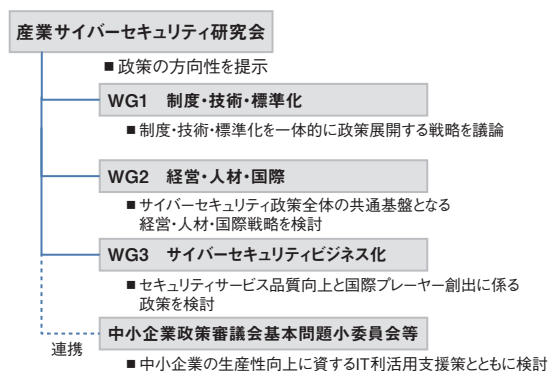
## ● 管理対象

- ・ **IT資産 (デバイス、ソフトウェア、サービス等)、ユーザ、セキュリティインシデント、データ保護状態**を管理対象と想定。
- ・ 実装される管理対象は、順次追加している。

■ 図 2-1-5 常時リスク診断・対処(CRSA)の概要 (提供) デジタル庁

## (1) 産業サイバーセキュリティ研究会

2017年12月、経済産業省は我が国の産業界が直面するサイバーセキュリティの課題を洗い出し、関連政策を推進するため、産業界を代表する経営者、インターネット関連の学識経験者等から構成される「産業サイバーセキュリティ研究会」を設置した。図 2-1-6 に同研究会の構成を示す。



■ 図 2-1-6 産業サイバーセキュリティ研究会の構成 (出典) 経済産業省「産業分野におけるサイバーセキュリティ政策」<sup>50)</sup>

同研究会では2022年4月11日に第7回会合<sup>51)</sup>を開催し、「産業サイバーセキュリティ強化に向けたアクションプラン」<sup>52)</sup> (2018年5月発表) で示されたサプライチェーン、経営、人材、ビジネスの4パッケージを持続的に発展させるため、以下の二つの課題にチャレンジするとした。

- ・ Cyber New Normal における 6 つの処方箋
  - ① サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク

(CPSF: the Cyber/Physical Security Framework)  
\*<sup>53)</sup> の具体化

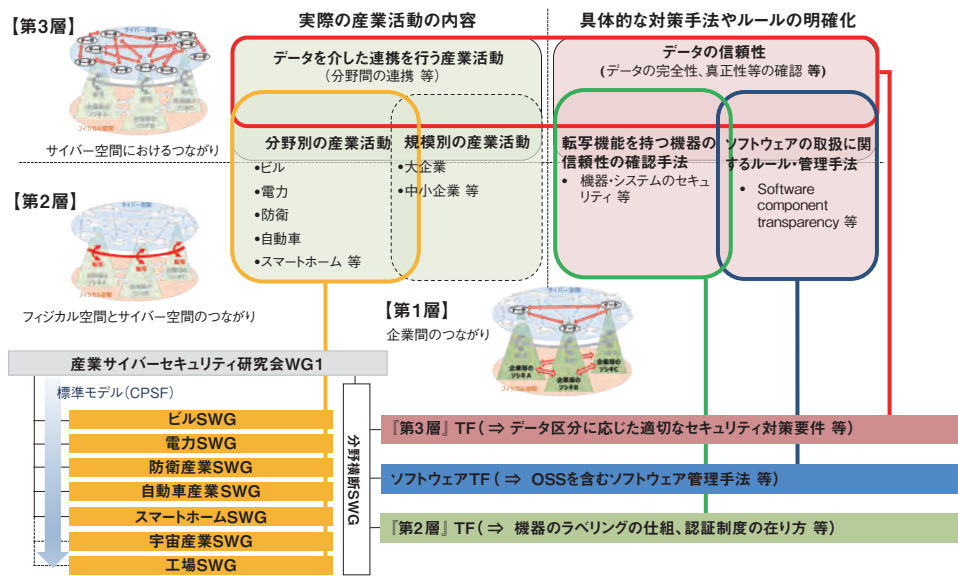
- ② ソフトウェアの脆弱性対応強化 (脆弱性情報の共有、SBOM (Software Bill of Materials)<sup>54)</sup>)
- ③ 医療分野での対応 (SBOM、サイバーセキュリティお助け隊)
- ④ 「開発のための投資」から「検証のための投資」へのシフト
- ⑤ サプライチェーンセキュリティ確保のための産業界一丸となった対応
- ⑥ Like-minded の関係強化 (国際情勢)

- ・ 国としての対処能力の強化
  - サイバーインシデントに係る事故調査機能の構築
  - サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表のあり方検討

以下では、本研究会で合意された取り組み方針に基づいた各 WG (Working Group) の 2022 年度の活動について述べる。

### (a) WG1 (制度・技術・標準化)

WG1 では、「サプライチェーンサイバーセキュリティ強化パッケージ」の活動を主に実施しており、産業サイバーセキュリティに関する制度・技術・標準化を一体として政策に展開する戦略を議論している。CPSF を標準モデルとして、産業分野別サブワーキンググループ (SWG) と分野横断 SWG が設置されている (次ページ図 2-1-7)。



■ 図 2-1-7 タスクフォースの構成  
 (出典) 経済産業省「サブワーキンググループ、タスクフォース等の検討状況<sup>※55</sup>」を基に IPA が編集

産業分野別 SWG は、ビル、電力、防衛産業、自動車産業、スマートホーム、宇宙産業、工場の七つの産業分野で活動している。ビル SWG は、2019 年 6 月 20 に公表した「ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン第 1 版<sup>※56-1</sup>」を改訂し、サイバー攻撃を受けた際のインシデントレスポンスの取り組みの概要及び詳細な対策を追加する形で、2023 年 4 月 20 日に第 2 版<sup>※56-2</sup>を公開した。電力 SWG は、2023 年 2 月 20 日に第 15 回会合<sup>※57</sup>を開催し、電力分野におけるサイバーセキュリティ施策の取り組み状況と、セキュリティリスク点検ツール(サイバーセキュリティ対策状況可視化ツール(案))について議論した。宇宙産業 SWG は、2022 年 7 月 21 日に「民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドライン Ver1.0<sup>※58</sup>」を公開した。工場 SWG は、2022 年 11 月 16 日に「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver1.0<sup>※59-1</sup>」を公開し、2023 年 3 月 31 日にはアップデート版である Ver1.1 及び英訳版<sup>※59-2</sup>を公開した。

分野横断 SWG は、2021 年度に引き続き CPSF の実装を促進するべく、「第 2 層:フィジカル空間とサイバー空間のつながり」の信頼性確保に向けたセキュリティ対策検討タスクフォース(『第 2 層』TF)及び「第 3 層:サイバー空間におけるつながり」の信頼性確保に向けたセキュリティ対策検討タスクフォース(『第 3 層』TF)に焦点を絞った層別タスクフォース(TF)や、オープンソースソフトウェア(OSS: Open Source Software)等のソフトウェアの活用・脆弱性管理手法を検討するサイバー・フィジ

カル・セキュリティ確保に向けたソフトウェア管理手法等検討タスクフォース(ソフトウェア TF)で議論を進めた。

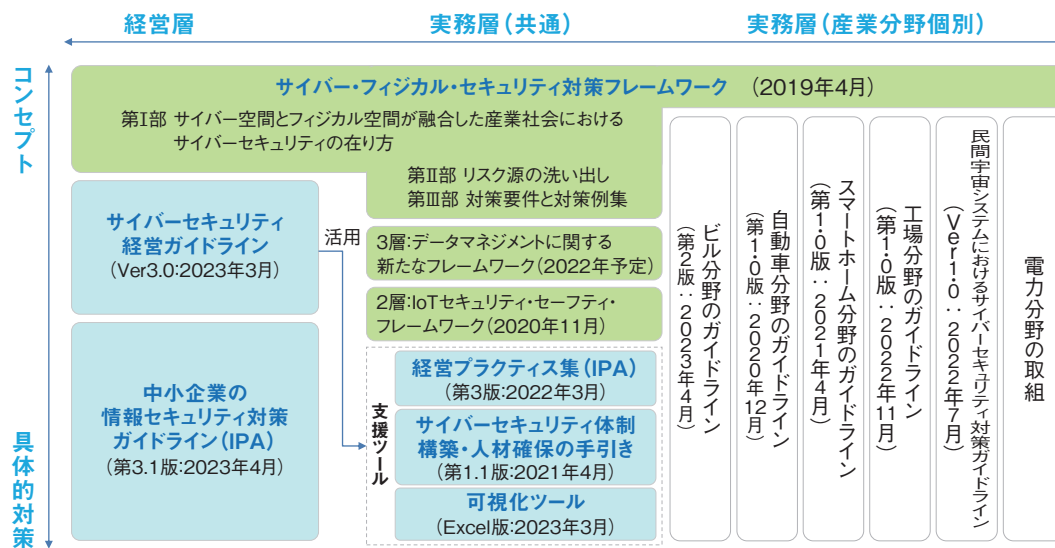
第 2 層 TF は、2023 年 2 月 17 日に第 7 回会合<sup>※60</sup>を開催し、「IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク<sup>※61</sup>」(以下、IoT-SSF)の適用実証<sup>※62</sup>、及び IoT-SSF の有効性検証の結果が報告され、IoT-SSF 及び「IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク Version 1.0 実践に向けたユースケース集<sup>※63</sup>」の改善点が抽出された。

ソフトウェア TF は、2023 年 2 月 28 日に第 9 回会合<sup>※64</sup>を開催し、医療機器分野、自動車分野、及びソフトウェア分野における SBOM 導入実証の結果を踏まえて、初級者向け SBOM 導入の手引、SBOM 対応モデル、SBOM 取引モデルについて議論した。

(b)WG2(経営・人材・国際)

「サイバーセキュリティ経営強化パッケージ」と「サイバーセキュリティ人材育成・活躍促進パッケージ」の活動を主に実践する WG2 では、サイバーセキュリティ対策への経営者の参画と人材育成、中小企業の対策、国際連携に関する政策を議論している。各種取り組みは CPSF を軸として整備している(次ページ図 2-1-8)。

経営者の参画に関しては、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン改訂に関する研究会」を開催し、CPSF コンセプトの反映、サプライチェーンの脅威の再整理等の検討を行い、2023 年 3 月に「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」を公開した<sup>※66</sup>。また、IPA を通じて 2023 年 3 月に同ガイドラインの「付録 A-2」のチェック項



■図 2-1-8 CPSF を軸とした各種取り組みの大きな関係  
(出典) 経済産業省「事務局説明資料<sup>\*65</sup>」(第 8 回 産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ 2(経営・人材・国際)資料 3) を基に IPA が編集

目に準拠した「サイバーセキュリティ経営可視化ツール Ver2.0」を同時に公開した<sup>\*67</sup> (「2.4.1 (5) サイバーセキュリティ対策の実践状況」参照)。

サプライチェーン上の中小企業に加え、中小医療機関等における対策強化として、「サイバーセキュリティお助け隊」の活用拡大を検討している。

地域のセキュリティ支援に関しては、「地域セキュリティコミュニティ【地域 SECURITY】<sup>\*68</sup> 形成・運営のためのプラクティス集第 2 版」「地域 SECURITY マップ」「地域 SECURITY リスト」及び「講師派遣制度等の問い合わせリスト」を公開した<sup>\*69</sup>。地域 SECURITY 形成促進 WG<sup>\*70-1</sup> では、2022 年 10 月 19 日に第 3 回ワークショップを開催し、地域におけるセキュリティ対策活動等について情報共有を実施した。

### (c) WG3(サイバーセキュリティビジネス化)

「セキュリティビジネスエコシステム創造パッケージ」の活動を主に実践する WG3 では、セキュリティ製品・サービスの品質向上とサイバーセキュリティビジネスの国際プレイヤー創出に関わる政策として、サイバーセキュリティ製品の有効性を検証する検証基盤の整備を進めている。

検証方式のうちセキュリティ製品の有効性検証(緑検証)及び実環境における試行検証(青検証)では、制度を普及するために、対象製品の公募要領、及び募集チャネル、製品開発者のインセンティブ向上策、ビジネスマッチング機会の増強策等の諸施策の検討を実施した<sup>\*70-2</sup>。

ハイレベル検証(赤検証)では、「情報セキュリティサー

ビス基準」に新たに「機器検証サービス」を追加<sup>\*71</sup>し、情報セキュリティサービス審査登録制度に基づき、検証事業者の登録及び公開を通じて、機器メーカーが信頼できる検証事業者を確認する仕組みを構築した。2023 年度より運用を開始する(「2.1.3 (4) 情報セキュリティサービス審査登録制度」参照)。また、検証事業の普及を見込み、検証事業者と検証依頼者間の適切な契約のために、脆弱性診断や機器検証に関する内容を含んだモデル契約書の検討を実施した。

中小企業向け検証(開発段階検証)では、中小企業が開発する IoT 機器を産業向け、一般消費者向けに分類し、中小企業の開発段階の製品検証<sup>\*72</sup>により得られた知見を検証事業者や製品ベンダー向けに手引きやガイドとして整備している。

検証基盤とは独立した「IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築に向けた検討会」では、2023 年 2 月 6 日に第 2 回会合<sup>\*73</sup>を開催し、対象とする製品範囲、用いる適合性評価基準、活用する適合性評価スキーム等について議論した。

コラボレーション・プラットフォームでは、2022 年 4 ~ 8 月に第 23 回<sup>\*74</sup>として「非財務情報(サイバーセキュリティ対策)の企業開示に向けて」と「2022 年度サプライチェーン調査を実施する視点」をテーマに全 8 回の有識者による意見交換会を実施した。また、2022 年 12 月 20 日に第 24 回<sup>\*75</sup>を開催し、IPA 事業「サイバーセキュリティ検証基盤」で有効性検証を実施した 2 製品についてビジネスマッチングの場の提供と意見交換を実施した。



## (2) その他の検討会の活動

他の検討会等における活動について述べる。

### (a) クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会

EC サイトを中心に年々増加するクレジットカード不正利用被害の増加を受け、経済産業省商取引監督課が事務局を務める形で有識者を含めた対策議論を行った。2023年1月20日には、クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた三つの取り組み（漏えい防止、不正利用防止、犯罪抑止・広報周知）をまとめた「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会 報告書<sup>\*76</sup>」を取りまとめた。

### (b) サイバー攻撃に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会

同検討会は2022年5月から開催され、経済産業省は関係省庁等との共同事務局として参画した。2023年3月、同検討会は、サイバー攻撃被害に係る情報を共有・公表する際の参考となる「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を公表した（「2.1.1 (2) 国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現」参照）。

## (3) 技術情報管理認証制度

経済産業省は「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」に基づき、2018年9月から「技術情報管理認証制度」を開始している<sup>\*77</sup>。これは、事業者の技術等の情報管理について、国が示す認証基準に適合していることを、事業所管大臣及び経済産業大臣が認定した認証機関が認証を付与する制度である。認証機関に対する支援措置として、独立行政法人中小企業基盤整備機構やIPAからの情報提供支援があり、2023年3月現在8事業者が認定を受けている。認証を取得しようとする企業・団体等に対しては、経済産業省が専門家を派遣して認証取得に向けた情報セキュリティ体制構築の無償支援を行う事業を行っており、2022年度は2022年6月～2023年3月の期間に実施した<sup>\*78</sup>。また2022年度は、「技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針」及び「技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法」の二つの告示について、意見公募を実施の上、改正した。また、「技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針」で作成することとした、技術情報管理認証制度の基準に基づく事業者向けの自己チェックリストを経済産業省のWebサイトで公開

した。引き続き機密性の高い技術情報等を保持する中小企業や業界団体等の制度活用が期待される。

## (4) 情報セキュリティサービス審査登録制度

情報セキュリティサービスを安心して活用できる環境を醸成するべく、経済産業省は「情報セキュリティサービス基準」（以下、本サービス基準）及び「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準」を策定し、2018年2月に公表した<sup>\*79</sup>。2023年3月30日には、両基準に基づく情報セキュリティサービス審査登録制度の一層の普及を図るべく、本サービス基準の第3版を公開し、併せて、見直し需要の高い項目を記載した「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示」の第2版を公開した<sup>\*80</sup>。

情報セキュリティサービス審査登録制度は、本サービス基準に照らして、情報セキュリティサービスについて一定の品質の維持・向上が図られているか否かを第三者が客観的に判断し、結果を公開することで、利用者が必要なセキュリティサービスを容易に選定できるようにする枠組みである。

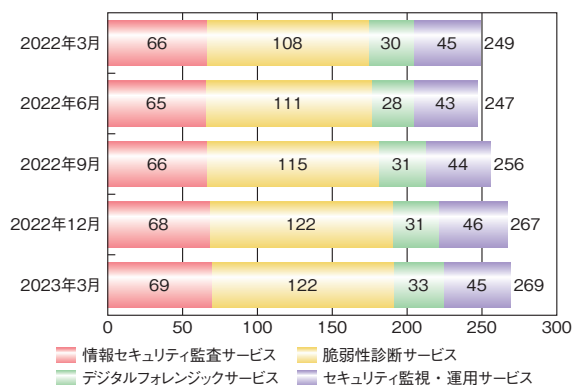
IPAはこの枠組みに基づき、2018年7月から、審査登録機関<sup>\*81</sup>による審査の結果、本サービス基準に適合すると認められ、当該機関の登録台帳に登録され、かつIPAに誓約書を提出した事業者の情報セキュリティサービスを「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」（以下、本リスト）として公開している<sup>\*82</sup>。

本リストは、NISCの「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）<sup>\*83</sup>」において、以下のケースにおける外部委託先選定に活用できるように参照されている。

- 監査業務の外部委託先選定
- 脆弱性診断の外部委託先選定
- インシデントレスポンス業務の外部委託先選定
- セキュリティ監視業務の外部委託先選定

2021年2月からは、本リスト利用者がサービスを選定する際の参考となるように、サービスのホームページへのリンク、サービスの概要、主たる対象顧客の分野・業種、対象とする地域の情報を本リストに追加し、提供している。

本サービス基準では、情報セキュリティサービスを以下の四つに分類している。これらのサービス登録数は堅調に推移しており、2023年3月に269件に達した（次ページ図2-1-9）。



■ 図 2-1-9 情報セキュリティサービス登録数の推移

- 情報セキュリティ監査サービス
- 脆弱性診断サービス
- デジタルフォレンジックサービス
- セキュリティ監視・運用サービス

なお、五つ目のサービス分類として、「機器検証サービス」に係る審査基準の追加が検討されており、2023年1月16日～2月18日にパブリックコメントが行われた。

2023年3月30日には、新たに「機器検証サービス」を追加した「情報セキュリティサービス基準 第3版」、及び同サービスを追加した「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質確保に資する取組の例示 第2版」

が公表され、4月1日から施行された<sup>\*84</sup>。

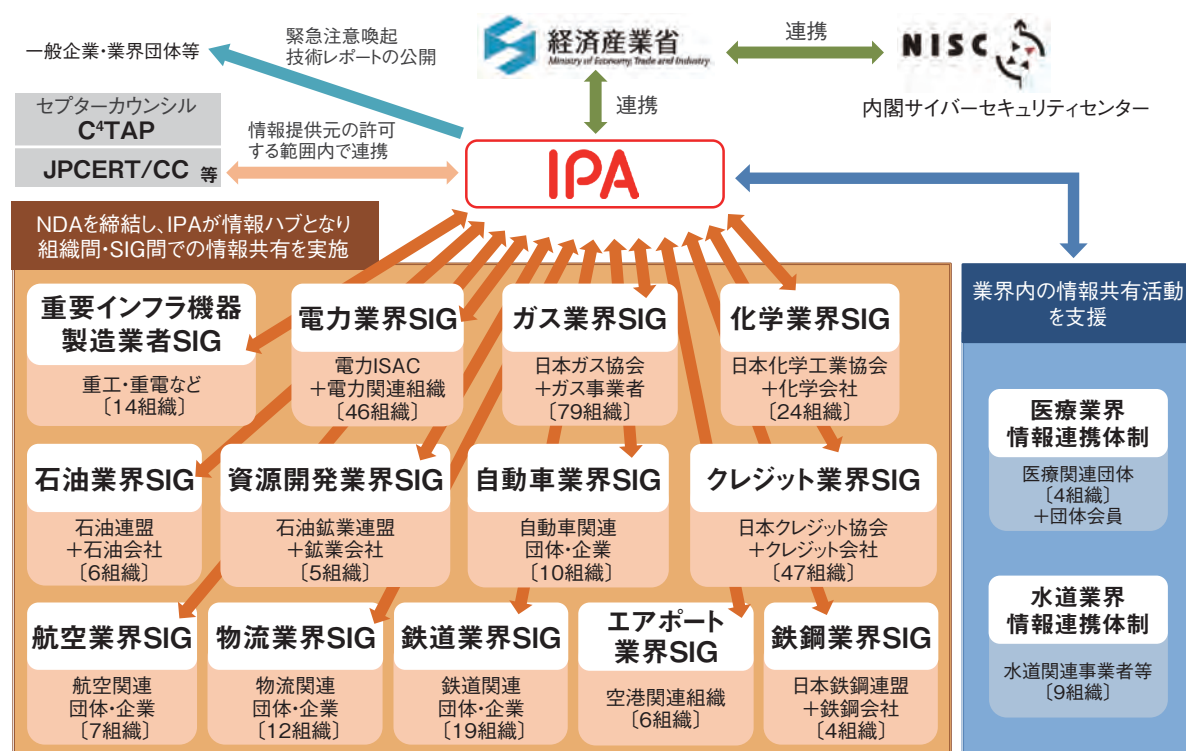
また、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において、評価を実施する監査機関として登録申請する場合、本リストに「情報セキュリティ監査サービス」として登録されていることが要求事項の一つになっている（「2.7.3 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」参照）。

本リストの活用がより一層進むことで、情報セキュリティサービスの品質向上に加え、情報セキュリティサービス市場の活性化にもつながることが期待される。

### (5) J-CSIP (サイバー情報共有イニシアティブ)

経済産業省の協力のもと、IPAでは2011年10月から、官民連携による標的型攻撃への対策を目的として、J-CSIP (Initiative for Cyber Security Information Sharing Partnership of Japan: サイバー情報共有イニシアティブ)を運用している。

J-CSIPは、日本の基幹産業を担う企業を中心に、サイバー攻撃等に関する情報を相互に共有し、サイバー攻撃の防御とその被害の低減を目指している。2023年3月末現在、IPAを情報の中継・集約点(情報ハブ)として15の業界から292の企業や業界団体(以下、組織)がJ-CSIPに参加している。



■ 図 2-1-10 J-CSIP の体制全体図  
(出典)IPA「サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)運用状況[2023年1月～3月]」<sup>\*87</sup>

参加の形態としては、IPAと各組織との間で個別にNDA（Non-Disclosure Agreement：秘密保持契約）を締結して情報共有を行う業界単位のグループ（SIG：Special Interest Group<sup>\*85</sup>）と、規約を基に業界の情報共有活動を支援するための枠組みである「情報連携体制」が存在する（前ページ図2-1-10）。

また、J-CSIPはIPAを通じて、経済産業省やセブターカウンシル<sup>\*86</sup>のC<sup>4</sup>TAP、JPCERT/CC等とも連携している。

J-CSIPでは、IPAと参加組織との間でサイバー攻撃に関する手口や被害の情報、標的型攻撃メール等に関する情報共有を行っている。なお、J-CSIPの中で共有される情報は、提供元が明らかにならないよう、情報提供者の固有の情報を除去するルールがある。

参加組織から提供された、不審なメール、ウイルス<sup>\*88</sup>、攻撃の痕跡等の件数（参加組織からの情報提供件数）、提供を受けた情報のうち標的型攻撃に関するメールやウイルスと見なした件数（標的型攻撃件数）、及びそれらを基にJ-CSIP内で情報共有を行った件数（情報共有件数）を表2-1-1に示す。年度により件数の増減はあるものの、継続して情報提供や共有が行われていることが分かる。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
参加組織からの情報提供件数	2,303	6,202	843	241
標的型攻撃件数（メール、検体等）	401	125	35	13
情報共有件数	225	147	118	120

■表2-1-1 J-CSIPの運用実績

2022年度は2021年と比較して情報提供件数が減少している。2022年度、情報提供が減少している要因としては、「Emotet」の活動休止による攻撃メール減少に加え、J-CSIP参加組織の調査対応力向上が進む等、正規メールや広くばらまかれているフィッシングメール等を、各組織で対処し、提供要否の判断が可能となったことが影響していると考えられる。

J-CSIPでは、無作為に送信される不審メールやウイルスメール（ばらまき型メール）については、一般的に脅威の度合いが低いと考えられることから、原則として情報の提供依頼や共有の対象とはしていない。しかし、Emotetについては、無作為に近い攻撃でありながらも、窃取した正規メールの文面の流用、パスワード付きZIPファイルやMicrosoft OneNote形式のファイルの悪用と

いった手口が駆使され、多数の企業・組織にとって深刻な脅威と見なせる状況が続いている（ばらまき型メールの手口については「1.2.6 ばらまき型メールによる攻撃」参照）。このことから、特に攻撃手口等に大きな変化が確認できた際は、情報共有の対象とし、各組織に対応を促した<sup>\*87</sup>。ばらまき型メールと見なせる攻撃であっても、かつて標的型攻撃で使われていたような巧妙な手口が取り入れられている傾向があり、状況に応じ、今後も情報共有を図っていく必要があると思われる。

ビジネスメール詐欺に関しては、2021年度までと同様、複数の情報提供を受けた。実被害に至る前に偽のメールであることに気付けた事例もあれば、攻撃者の口座へ送金してしまった事例もあった。企業間の取り引きのメールに介入したり、CEO（Chief Executive Officer：最高経営責任者）になりすましたりする等、基本的な騙しの手口は変わらない（「1.2.3 ビジネスメール詐欺（BEC）」参照）。ただし細かい点では、送金先の変更を依頼する際、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナウイルス）の影響であると嘘をつく等、時流に沿った騙しの手口の変化が見られた。これらの詳しい情報をJ-CSIP内で共有するとともに、情報提供元の許可が得られた範囲で、事例の一般公開も行った。

このほか、廃棄予定のVoIPゲートウェイ装置から組織内ネットワークに侵入された事例や、セキュリティ製品による検疫を避けるためにURLを細工したフィッシングメール等の情報提供があり、それぞれ共有を行った。

全体的には、2016年度まで観測されていた、諜報活動が目的と思われる、日本国内の特定の業界や組織に向けて多数のメールが送信されるような標的型攻撃は減少傾向にある。これは、攻撃者がより慎重に、目立たないように攻撃を行うようになったためと考えられる。また、発端が標的型攻撃メールであるのか、別の方法であるのか特定できないが、長期にわたって組織内ネットワークへ侵入されていたという情報提供が2022年度にもあった。密かに攻撃を行う攻撃者に一層の注意が必要である（標的型攻撃については「1.2.2 標的型攻撃」参照）。

情報共有活動は、攻撃の痕跡や手口の情報を基に、防御側で連携して対抗するための重要な施策の一つであり、IPAは引き続きJ-CSIPの運用を継続していく。

## (6) J-CRAT（サイバーレスキュー隊）

経済産業省の協力のもと、IPAは2014年7月にJ-CRAT（Cyber Rescue and Advice Team against targeted attack of Japan：サイバーレスキュー隊）を発



足させた。J-CRATの目的を以下に示す。

- 攻撃に気付いた組織における被害拡大抑止と再発防止
- 標的型攻撃による諜報活動等の連鎖の遮断

J-CRATでは、常時「標的型サイバー攻撃特別相談窓口」(以下、窓口)の運営と「公開情報の分析・収集」の二つの活動を実施している。

窓口では、主に公的機関等の組織から、標的型攻撃メールに関する情報提供や相談を受け付けている。「公開情報の分析・収集」では、日々公開されるインターネット上の情報等から、各種ウイルス情報等を収集している。これまでの活動実績から、地政学や国際政治、国際経済や科学技術等に関する動向との関連が明らかになったため、それらの情報収集を幅広く行っている。

標的型攻撃の被害に遭っている、または遭っている可能性が高い組織のうち、特に公的機関や業界団体、重要インフラ関連企業や取引先等サプライチェーンを構成する組織に対して、被害実態の確認と認知の支援、被害緩和の暫定対応に関する助言を「サイバーレスキュー活動」として実施している<sup>\*89</sup>。また、窓口における対応の結果、必要があると判断した組織に対して、攻撃の期間・内容、感染範囲、想定被害等をヒアリングし、早急な対策着手が行えるよう、民間セキュリティ事業者と対策を講じるまで助言を行っている(図2-1-11)。

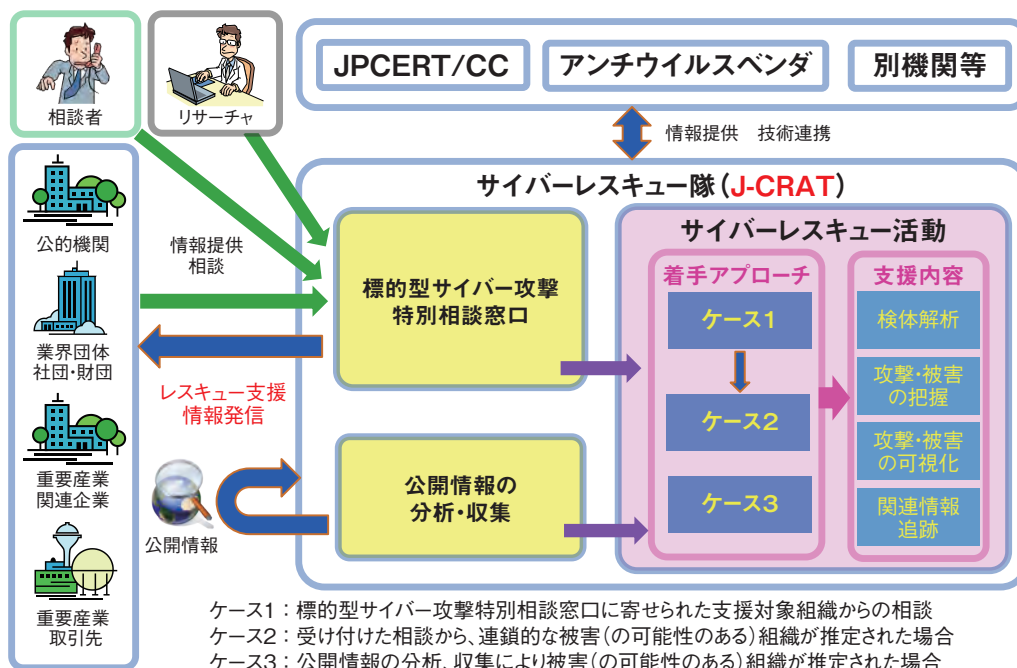
相談を受けた案件のうち、緊急を要する事案に対しては、「レスキュー支援」を行い、更に当該組織での対応が必要な場合は、隊員を派遣する「オンサイト支援」を行っている。それぞれの支援件数を表2-1-2に示す。2022年度の活動実績を2021年度と比較すると、「相談件数」は12%減少しているものの、内訳を見ると「レスキュー支援件数」は73.4%増加、そのうち「オンサイト支援件数」は377.8%増加している。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談件数	392件	406件	375件	330件
レスキュー支援件数	139件	102件	94件	163件
オンサイト支援件数	31件	20件	9件	43件

※一つの事案に対しての複数回のオンサイト対応を要した場合も、1件として集計

■表2-1-2 J-CRATの活動実績

J-CRATでは、定期的に活動状況を公開するほか、情報収集活動や支援活動から得られた結果を技術レポートとして随時公開している。これらの取り組み等を通じ、被害組織のセキュリティインシデントに対する速やかな対応力向上や、平時における標的型攻撃への対策力向上に資する活動を行っている。また、活動を通じて組織のセキュリティ人材の育成、標的型攻撃の連鎖の解明、及び攻撃の連鎖を遮断することによる被害の低



ケース1：標的型サイバー攻撃特別相談窓口に寄せられた支援対象組織からの相談  
 ケース2：受け付けた相談から、連鎖的な被害(の可能性のある)組織が推定された場合  
 ケース3：公開情報の分析、収集により被害(の可能性のある)組織が推定された場合  
 ※相談対応、レスキュー活動に伴う情報の利活用においては、利用者の責任者の下で実施してください。

■図2-1-11 J-CRATの活動の全体像とスキーム  
 (出典)IPA「サイバーレスキュー隊 J-CRAT(ジェイ・クラート)<sup>\*89</sup>」を基に編集

減を推進していく。

## 2.1.4 総務省の政策

総務省は2022年8月12日に「ICTサイバーセキュリティ総合対策2022<sup>\*90</sup>」(以下、総合対策2022)を公表した。総合対策2022では、前年7月に公表された「ICTサイバーセキュリティ総合対策2021<sup>\*91</sup>」(以下、総合対策2021)の策定後に生じた国際情勢の緊迫化を含め、サイバー攻撃リスクの拡大等、状況変化を踏まえた議論を経て必要な改定が行われた。また、同省は自らの役割を、社会経済活動を支える情報通信ネットワークの安全確保、及びサイバー空間を利用するすべての国民のサイバーセキュリティの向上を図ることとしている。その理由として、以下を挙げている。

- サイバー空間はあらゆる主体が利用する公共空間になりつつある。
- 情報通信ネットワークは社会に不可欠な存在になり、デジタル化を支える基盤で、重要性は一段と高まっている。
- サイバー攻撃等により、情報通信ネットワークの機能に支障が生じると、国民の生活や我が国の経済社会に甚大な影響が発生する恐れがある。

総合対策2022では、こうしたサイバーセキュリティにおける総務省の役割とサイバーセキュリティを巡る最近の動向を踏まえ、今後取り組む施策が示された。総合対策2022を基にそれらの施策について述べる。

### (1) 「ICTサイバーセキュリティ総合対策2022」の概要

総合対策2021策定後、総合対策2022に至るまで、サイバーセキュリティに関する政策動向が主に三つあった。一つ目は2021年9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」である。同戦略では「Cybersecurity for All～誰も取り残さないサイバーセキュリティ～」をコンセプトに、サイバーセキュリティ基本法の目的達成のための三つの施策が示されており、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を基本原則としている。二つ目は2021年9月のデジタル庁の設置、三つ目は2022年5月の経済安全保障推進法の成立である。また、サイバーセキュリティ全般を巡る動向としては、以下の3点があった。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
- サイバー攻撃リスクの拡大

- 情報通信ネットワークの重要性の更なる高まり

こうした状況変化や認識を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」「サイバー攻撃への自律的な対処能力の向上」「国際連携の推進」及び「普及啓発の推進」の4点の施策の柱が掲げられた。

### (2) 情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保

総合対策2022で「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」のための具体的施策として挙げられた「電気通信事業者による積極的サイバーセキュリティ対策の推進」と「IoTにおけるサイバーセキュリティの確保」について述べる。

#### (a) 電気通信事業者による積極的サイバーセキュリティ対策の推進

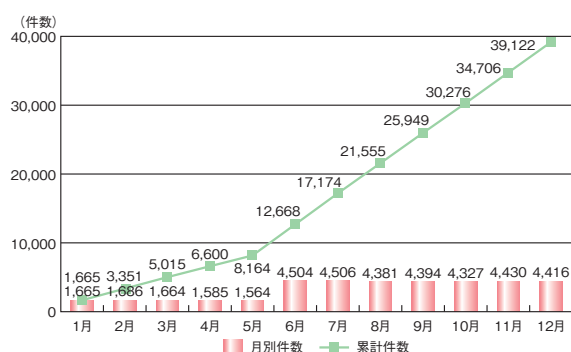
「電気通信事業者による積極的サイバーセキュリティ対策の推進」は、サイバー攻撃の送信元となるウイルスに感染した機器等の情報を共有するための制度を整備し、電気通信事業者による利用者への注意喚起、攻撃通信のブロック等を可能にする情報共有基盤を構築する<sup>\*92</sup>ものである。本施策の実証事業は2023年度も継続することが適当であり、通信の秘密に配慮しつつ、より迅速な電気通信事業者によるサイバー攻撃対策を実現するため、制度改正の必要性も含め検討を行うことが適当としている。

#### (b) IoTにおけるサイバーセキュリティの確保

総務省の所管する国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT: National Institute of Information and Communications Technology)では、インターネットサービスプロバイダー(ISP: Internet Service Provider、以下ISP事業者)と連携し、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び利用者への注意喚起等の取り組みを5年間(2024年3月31日まで)の時限措置として2019年2月より実施している。このプロジェクトを「NOTICE (National Operation Towards IoT Clean Environment)<sup>\*93</sup>」という。NOTICEでは日本国内のインターネット上のIoT機器に対して容易に推測可能なIDとパスワードを実際に入力することで、サイバー攻撃に悪用される恐れのある機器を調査している。当初、Telnet及びSSHに対する調査に限られていたが、2022年3月からHTTP及びHTTPSについても調査

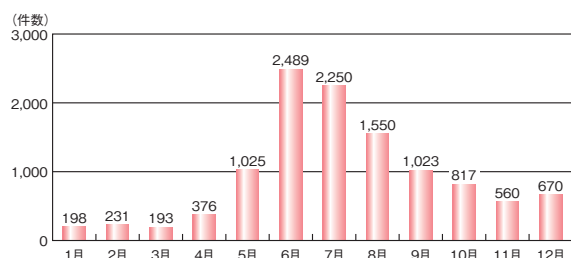
を開始した。更に、パスワード設定不備以外に関する対処として、リフレクション攻撃に悪用される恐れのあるIoT機器への対処のための調査も開始した(リフレクション攻撃については「1.2.4 (1) (a) リフレクション攻撃の事例」参照)。

2022年12月までにNOTICEに参加手続きが完了しているISP事業者は74社である。当該ISP事業者の約1.12億IPアドレスに対して調査を実施し<sup>94</sup>、2022年1～12月の累計で3万9,122件の対象を検知してISP事業者に注意喚起を通知済みであるという(図2-1-12)。



■ 図2-1-12 NOTICEの検出によりISP事業者に通知済みの注意喚起件数(2022年)  
(出典)NOTICEの実施状況<sup>95</sup>を基にIPAが作成

加えて、NICTでは2019年6月より、「NICTER (Network Incident analysis Center for Tactical Emergency Response)<sup>96</sup>」で検知された既にウイルスに感染しているIoT機器の利用者へ注意喚起を行うプロジェクトも行っている。2022年1～12月の注意喚起件数(ISP事業者へ通知した1日平均の検知対象件数)の最少は1月の198件、最多は6月の2,489件であった(図2-1-13)。



■ 図2-1-13 NICTERの検知によりISP事業者に通知した対象件数(1日平均、2022年)  
(出典)NOTICEの実施状況<sup>95</sup>を基にIPAが作成

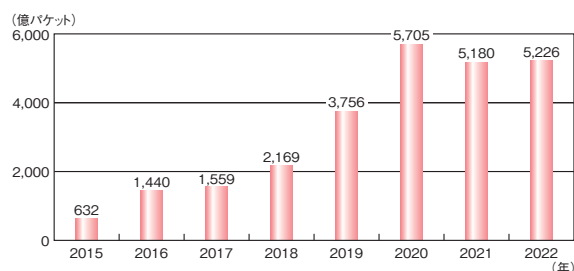
このようにIoT機器を狙ったサイバー攻撃が依然として多い現状を踏まえ総合対策2022では、ISP事業者からの注意喚起の方法について必要な事項を指摘している。一つ目は利用者に対して電子メールだけでなく、

郵送、電話、訪問等の手段を用いた継続的な注意喚起の実施、二つ目はIoT機器を設置、運用する事業者やマンション向けインターネット事業者等に対する積極的な注意喚起の実施である。また、IoT機器製造事業者との連携やIoT機器利用者への一般的な周知広報等を活用して、パスワード設定、ファームウェアの更新等についてのきめ細かな注意喚起を促進することや、ソフトウェアの脆弱性等が残存するIoT機器の特定による直接的な注意喚起手法の検討を進めることが適当であると指摘している。

また、NOTICEが2024年3月末に実施期限を迎えることを踏まえ、注意喚起対象件数の増減要因に関する詳細分析や調査対象ポートの拡大等、調査の詳細化、高度化の検討と並行し、更なるIoT機器等の脆弱性調査及び注意喚起等について、制度や国による予算支援の検討が必要であるとしている。

### (3) サイバー攻撃への自律的な対処能力の向上

NICTは2023年2月に「NICTER観測レポート2022<sup>97</sup>」を発表した。それによると、大規模サイバー攻撃観測網(ダークネット観測網)の過去10年間の年間総観測パケット数の直近3年は年間5,000億パケットを超過し、高止まりしている(図2-1-14)。この深刻な状況に対処するため、いくつかの施策を実施している。



■ 図2-1-14 NICTERダークネット観測における年間総観測パケット数(2015～2022年)  
(出典)NICT「NICTER観測レポート2022」を基にIPAが作成

#### (a) CYNEXの推進

NICTは2021年4月1日、日本のサイバーセキュリティの対応力向上を目指し、「CYNEX (Cybersecurity Nexus)<sup>98</sup>」を設置した。NICTのサイバーセキュリティ研究所で得られた研究開発成果とNICTが2017年4月に設置したナショナルサイバートレーニングセンターにおける人材育成ノウハウ、更に民間企業及び教育機関といった外部機関の支援により、産学官の結節点(Nexus)として発足したものである。



CYNEX の設置により国内のサイバーセキュリティ情報の収集・蓄積・分析、人材育成の加速、及びセキュリティ技術を過度に海外に依存する状況の回避、脱却を目指している。CYNEX では、次の四つのプロジェクトが同時進行している。

- データ収集と解析
- セキュリティ・オペレーションを担う SOC<sup>\*99</sup> 人材の育成と情報発信
- 日本製セキュリティ製品の能力検証
- サイバーセキュリティ演習基盤のオープン化による人材育成支援(「2.3.3(1)(i)CYROP」参照)

2022 年度は試験運用を開始し、CYNEX の更なる高度化に取り組み、サイバーセキュリティ関連の製品開発や人材育成等を進める大学、企業等に事業連携の声かけを行い、55 組織が参画することとなった。

CYNEX には次のような役割が期待されている。

- 産学官の組織が利用したいと思える環境への改善・整備
- 利用するすべての組織の拠り所となるコミュニティの形成
- 産学官の参画組織がサイバー攻撃の情報収集・分析等に関し、より深い関係性と信頼性を築ける運営

また、総合対策 2022 では CYNEX 等の利用者が自身で構築しているネットワーク内の機器から未知のウイルス等を CYNEX 等で察知、収集できれば、迅速な対応につながる重要かつ有効な手段になり得るとしている。これらの情報をリアルタイムかつ横断的に集約し、分析結果を当該利用者に通知しつつ、国内ベンダー等が IoT 機器やセキュリティ製品の開発に活かせるような国内循環型のセキュリティ情報フレームワークを検討する必要があるという。

### (b) CYDER の実施

実践的サイバー防御演習(CYDER: Cyber Defense Exercise with Recurrence) は、2013 年に総務省の実証実験として開始された。その後、2017 年 4 月、NICT にナショナルサイバートレーニングセンターが設置され、開催規模を大幅に拡充して実施し、現在に至っている。演習プログラムには集合演習とオンライン演習がある。前者は会場で実施し、グループでの検討課題があり、講師やチューターの即時サポートが受けられる。学習レベル別に A コース(初級)、B コース(中級:B1 は地方

公共団体向け、B2 は国の機関等、重要社会基盤事業者、民間企業向け)、C コース(準上級)の 3 種類が用意されている。C コースは東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に備え 2020 年度までに実施された実践的サイバー演習「サイバーコロッセオ」の知見を活用して新設された。一方、後者のオンライン演習は他の受講者と協調してグループ課題に取り組む集合演習との併用を想定した個人学習向けの構成であり、集合演習の予習復習等、基礎知識を確認するための役割、位置付けである。2022 年度は、標準コース、入門コースの 2 種類が実施された。

2022 年度は、集合演習が合計 105 回開催され、合計 3,327 人が受講した。またオンライン演習は合計 705 人が受講した。

また 2022 年度の新たな取り組みとして「出前 CYDER」「CYDER サテライト」を試行した。

出前 CYDER は、地理的・時間的要因を理由に集合演習の受講機会を逃している未受講自治体の解消を目的とするもので、北海道幌加内町、高知県須崎市で実施した。

CYDER サテライトは、複数会場を結んで同時開催する演習形式として、2022 年 11 月、近畿総合通信局において試験的に実施した。

図 2-1-14 (前ページ) で示したように依然多くのサイバー攻撃が観測されており、我が国全体でサイバーセキュリティの対応力を強化することは急務である。サイバーセキュリティへの対応力は防災訓練と同様に定期的な訓練により向上が期待できる。民間組織、地方公共団体等は CYDER でサイバー演習を経験し、対応力向上を図ることができるが、一部で未受講の地方公共団体もあるという。こういった団体が我が国のサイバーセキュリティ対策上の穴とならないよう受講促進を図る必要があると、総合対策 2022 では指摘している。2022 年度に初めて試行した「出前 CYDER」「CYDER サテライト」を含め、オンライン演習等、多様な演習形態を活用した受講促進が期待される。

### (c) 大規模イベント向け実践的サイバー演習

高度な攻撃に対処可能な人材の育成を行う実践的サイバー演習「サイバーコロッセオ」は 2017 年度より NICT のナショナルサイバートレーニングセンターを通じて実施され、2020 年度で目標とする人材育成を完了した。具体的には実機演習を伴った「コロッセオ演習」で延べ 571 名、講義演習形式による「コロッセオカレッジ」で延べ

1,717名の人材を育成した。

2025年開催予定の2025年日本国際博覧会（略称、大阪・関西万博）では、2020年当時より更に高度化、多様化したサイバー攻撃を受けることが見込まれているため、関連組織の人材育成の必要性が指摘されている。関連組織のセキュリティ担当者等を対象として「万博向けサイバー防衛演習(CIDLE)」を実施予定である。

#### (4) 国際連携の推進

サイバー空間は国境を越えて利用される領域であることから、サイバーセキュリティの確保には国際連携の推進が不可欠であり、各国政府や民間レベルでの情報共有や国際標準化活動への積極的関与が必要である。ここでは、総務省が推進する国際連携の施策について述べる。

AJCCBC（Asean Japan Cybersecurity Capacity Building Centre：日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター）は2018年9月にタイのバンコクに設立された。JAIF（Japan-ASEAN Integration Fund：日・ASEAN統合基金）を活用し、ASEAN域内のサイバーセキュリティ能力の底上げを行う、人材育成プロジェクトである。2022年4月時点で787人の参加実績を記録し、設立から4年間で700人程度を育成するという目標を達成した。

2022年は研修プログラムとして、各5日間、ウイルス解析やデジタルフォレンジックのトレーニングを行う「Cybersecurity Technical Training」の第20～24回を開催した。10月3日から行われた第23回トレーニングではそれまでの2年間、コロナ禍のためオンライン開催であったところを、タイのバンコクでの集合型開催を再開し、ハイブリッド開催になった。

また、2022年7月6～8日には「Online Safety Training Programmes for Trainers」を、同年11月10～11日にはCTF（Capture The Flag）形式の競技会である「ASEAN Youth Cybersecurity Technical Challenge（Cyber SEA Game）」を開催した。Cyber SEA Gameでは域内の10カ国から30歳未満の参加者で実施され、ベトナムのチームが優勝した<sup>\*100</sup>。

そのほか、2022年3月には有志国であるスイスによるセキュアプログラミングの研修を実施した。

今後はAJCCBCにおける研修内容の発展を図るため、オンライン、オンサイト環境で受講が可能なプログラムの拡充や有志国等との第三者連携による研修プログラムの提供、国内企業との連携強化が重要としている。

### 2.1.5 警察によるサイバー犯罪対策

警察庁では、2022年4月に「警察におけるサイバー戦略<sup>\*101</sup>」を改定した。

そこでは、深刻化するサイバー空間の脅威に対処できる態勢の整備、国内外の多様な主体との連携強化、社会全体でのサイバーセキュリティ向上に向けた取り組みの推進強化を掲げ、本戦略に基づき「警察におけるサイバー重点施策<sup>\*102</sup>」（以下、重点施策）もあわせて改定した。

重点施策では今後3年間の警察の取り組みとして、上記戦略に基づく「体制及び人的・物的基盤の強化」としてサイバー空間の脅威に対処するための警察庁及び都道府県警察における体制構築等が挙げられ、「実態把握と社会変化への適応力の強化」として通報・相談への対応強化による実態把握の推進や情報収集及び分析の高度化等が挙げられたほか、「部門間連携の推進」「国際連携の推進」「官民連携の推進」の五つが掲げられた。

本項では、2022年度の重点施策への取り組み状況とサイバー攻撃、犯罪の情勢等について、「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について<sup>\*103</sup>」及び「令和4年版警察白書<sup>\*104</sup>」等の公開資料に基づいて述べる。

#### (1) 警察における主な取り組み

2022年の警察における組織基盤強化、人材育成、国際連携、官民連携の主な取り組みについて述べる。

##### (a) 警察における組織基盤の更なる強化

警察では、サイバー空間をめぐる脅威に対処するため、2022年4月に警察庁に「サイバー警察局<sup>\*105</sup>」を、関東管区警察局に「サイバー特別捜査隊<sup>\*106</sup>」を新設した。サイバー警察局が、官民連携、人材育成等の基盤整備、各国との情報交換、サイバー事案の捜査指揮、高度な解析への技術支援等を担い、サイバー特別捜査隊は、国の捜査機関として重大なサイバー事案<sup>\*107</sup>への対処、及び外国捜査機関との信頼構築や国際共同捜査への積極的参画等を担うとし、警察としてのサイバー事案の対処能力の強化を図った。

この新しい組織基盤を技術面から支えるのが、全国の情報通信部に設置されている「サイバーフォース<sup>\*108</sup>」と、その司令塔の警察庁「サイバーフォースセンター」である。重要インフラ事業者等への脅威情報の提供や助

言、共同対処訓練の実施、官民連携の強化に努めるほか、サイバー事案発生時には、都道府県警察と連携し、被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行っている。また、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラムの解析等に取り組んでいる。

サイバーフォースセンターでは、重要インフラの制御システムに対するサイバー事案への対処能力強化に向けて、模擬システムを整備し、実際に不正プログラムを実行、その動作の検証や証拠等の調査のプロセスを通じてサイバー事案発生時の迅速な原因特定・対処にも備えている。また、産業制御システムを標的としたサイバー事案を想定した対処訓練に当該システムを活用するほか、検証結果を踏まえ、サイバー事案の未然防止・被害拡大防止を目的として関係機関・団体等と情報交換を実施している。

そのほか、証拠となる情報を押収物から取り出すための解析等の技術支援として、警察庁及び全国の情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察に対する指導や支援を実施している。

#### (b) 警察における人材育成の取り組み

警察庁サイバー警察局と都道府県警察が連携し、主に次のような人材育成の取り組みを実施している。

- 高等専門学校や大学等への採用活動の強化に加え、民間企業での経験や高度な資格の保有を条件に中途採用等による優秀な人材の確保
- 高度で専門的な知識やノウハウを有している国内外の民間団体、事業者、学術機関等による研修や職員の派遣等を通じた教育内容の充実
- 警察庁が整備するサイバー警察人材活用プラットフォームに基づく高度で実践的な教養の受講機会の確保
- 先進的な専門捜査力を有する都道府県警察との合同・共同捜査への積極的な参画及び人事交流の推進等による捜査員の能力の強化
- 高度専門人材と専門捜査員等を対象としたサイバーセキュリティコンテストの開催や人的交流・知見共有等の促進による、捜査・解析の両者に精通したハイブリッド人材の育成
- 高度な知見を蓄積・活用できるキャリアパスの確立、サイバー警察人材活用プラットフォーム等を活用した転職回避の取り組み等による勤務環境の整備

#### (c) 国際連携の推進

警察庁では、2021年中に、G7ローマ・リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループ、サイバー犯罪条約の締約国等が参加するサイバー犯罪条約委員会合、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization、INTERPOLとも呼ばれる）及び欧州刑事警察機構（EUROPOL：European Union Agency for Law Enforcement Cooperation）が共催するサイバー犯罪会議等のほか、ICPO等が主催するワークショップへ参加する等、多国間の情報交換や国際捜査共助に関する連携強化に積極的に取り組んでいる。また、ICPO デジタル・フォレンジック専門家会合等に参加し、情報解析技術に関する知識・経験等の共有も図っている。

2022年9月22日、ASEAN+3 国際犯罪閣僚会議及び日・ASEAN 国際犯罪閣僚会議がオンライン形式にて開催された。ASEAN+3 国際犯罪閣僚会議では、ASEAN10ヵ国に日本、中国及び韓国を加えた関係国間で、国際テロ、違法薬物取引、サイバー犯罪等について意見を交換した。同会議は、国際犯罪対策における各国の連携強化を目指し、2004年から隔年で開催されている<sup>\*109</sup>。

#### (d) 官民連携の推進

警察では、主に次のような官民連携施策を推進している。

- 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3：Japan Cybercrime Control Center）等との連携によるサイバー犯罪・サイバー攻撃の取り締り等に対する産学官の知見、及び先端的な研究等を行っている学術機関との共同研究による産学官の知見を活用したサイバー対策の推進
- 関係省庁、民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等推進による、民間事業者等の自主的な被害防止対策の促進
- 新たなサービスや技術の設計の見直しや事後追跡可能性の確保等により、民間事業者等による当該サービスや技術の悪用防止対策推進に向けた被害実態の情報提供等の働き掛け推進
- サイバー防犯ボランティア等の地域に根ざした活動や学校教育と連携した都道府県警察による、サイバーセキュリティ人材の育成や各種防犯活動等の推進

このほか、サイバー犯罪の認知促進やサイバー犯罪



捜査の円滑化、被害拡大防止措置等の観点から、重要インフラ事業者で構成される「サイバーテロ対策協議会」、情報窃取の標的となる高度な技術を有する事業者<sup>\*110</sup>との「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」、セキュリティソフト事業者等で構成される「不正プログラム対策協議会」、セキュリティ監視等のサービス事業者で構成される「不正通信防止協議会」等との連携を強化している。

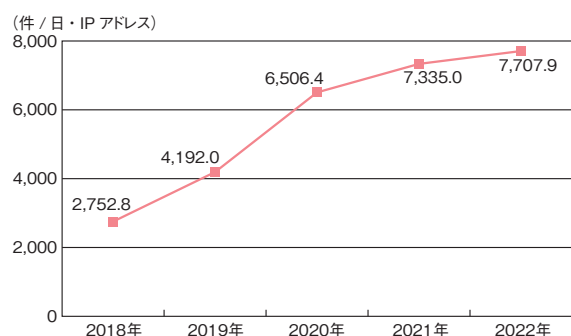
## (2) 2022 年のサイバー攻撃の情勢と警察の取り組み

警察が 2022 年に把握したサイバー攻撃の情勢等について述べる。

### (a) サイバー攻撃の情勢

主なサイバー攻撃の情勢について述べる。

- リアルタイム検知ネットワークの観測状況  
警察庁では、全国の警察機関にあるインターネットとの接続点に設置された侵入検知装置を常時監視するリアルタイム検知ネットワークシステムを構築している。同システムは 24 時間体制で運用され、通常のインターネット利用では想定されない接続情報等を検知、集約・分析している。本システムが検知するアクセスの大半は、不特定多数の IP アドレスを対象とするサイバー攻撃やネットワークに接続された機器の脆弱性を探索するサイバー攻撃の準備行為とみられている。2022 年に本システムが検知した不審なアクセス件数は、1 日・1IP アドレス当たり 7,707.9 件と前年の数値を上回り、増加傾向に歯止めがかかっていない（図 2-1-15）。検知したアクセスの宛先ポートに着目すると、ポート番号 1024 以上のポートへのアクセスが大部分を占めており、これらのアクセスの多くが脆弱な IoT 機



■ 図 2-1-15 サイバー空間における脆弱性探索行為等の観測状況 (2018～2022 年)

(出典) 警察庁「令和 4 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が編集

器の探索や IoT 機器に対するサイバー攻撃を目的とするものとみられる。検知したアクセスの送信元の国・地域に着目すると、海外が高い割合を占めており、海外からの脅威への対処が引き続き重要となっている。

### ランサムウェア被害の情勢

警察庁では、2021 年に引き続き、被害に遭った企業・団体等にランサムウェア被害に関するアンケート調査を実施している。2022 年の企業・団体等における被害の報告件数は 230 件であった。2020 年下半期に 21 件であったものが、2021 年上半期に 61 件、同年下半期に 85 件、2022 年上半期に 114 件、同年下半期に 116 件と、右肩上がりに増加している。また被害に占める二重恐喝（ダブルエクストーション）の割合及び身代金要求において暗号資産が占める割合が高くなっている（警察庁によるランサムウェア被害の調査結果については「1.1.2 (4) ランサムウェアによる被害」参照。ランサムウェアについては「1.2.1 ランサムウェア攻撃」参照）。

被害に遭った企業・団体等へアンケート調査を実施した結果、次のような傾向が見られた。

- 復旧までに 1 ヶ月以上を要した企業は 23%
- 復旧等の費用に 1,000 万円以上の費用を費やした企業が半数以上
- 95% の企業が業務に影響があったと回答。そのうち 11% の企業が「すべての業務が停止」と回答

サプライチェーンを経由したサイバー事案も見られるようになってきており、自動車関連企業や半導体関連企業、産業機器関連企業での事業活動への被害のほか、医療・福祉、運輸、建設、小売等の企業・団体において、情報流出、サービス停止、サービス障害、金銭被害等が発生している。また一部企業における内部データの流出により、経済安全保障への影響が生じ得る状況にもなっている。

### (b) サイバー攻撃に対する警察の取り組み

サイバー攻撃に対する警察の主な取り組みについて述べる。

- ランサムウェア攻撃に対する注意喚起等  
商工会・商工会議所等とその傘下の事業者、病院協会とその配下の病院等とネットワーク等を構築した上で、手口の情報共有や注意喚起を実施した。また、サイバー保険を扱う損害保険会社等との連携や民間事業者等との共同対処協定<sup>\*111</sup>の締結を通

じて、警察への通報・相談を促進し、サイバー事案の顕在化を図った。そのほか、警察庁 Web サイトにおいてもランサムウェアによるサイバー攻撃の手口に関する情報等を公開し被害の未然防止に努めた<sup>\*112</sup>。

- IoT 機器等の探索行為に対する注意喚起  
IoT 機器等の利用者に対しては、警察庁 Web サイト「@ police」を通じて、OS 等のアップデート、推測されにくいパスワードへの変更や使いまわしの禁止等の注意喚起を実施した。
- 重要インフラ事業者等に対する注意喚起  
警察では、特定の情報通信機器の脆弱性や海外関係機関・団体から入手した攻撃情報について、個別に注意喚起を行う等、重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止を図った。
- ダークウェブ上の Web サイトの分析と注意喚起  
ダークウェブは様々な違法取引の温床となったり、ランサムウェアにより窃取されたデータが掲載される等、犯罪インフラとしても悪用されている。警察庁では、リアルタイム検知ネットワークシステム等を活用したダークウェブ上の Web サイトの分析を踏まえ、被害防止に向けた注意喚起を行った。
- Emotet の解析と注意喚起  
警察庁では、なりすましメールに他のマルウェアを添付することで多くのマルウェアの拡散媒体となっている Emotet を継続的に解析している。2022 年 4 月にはショートカットファイルを用いた新たな手口について<sup>\*113</sup>、6 月には Web ブラウザーである Google Chrome に保存されたクレジットカード番号等の情報を外部に送信する機能の追加について<sup>\*114</sup>、それぞれ警察庁 Web サイトにおいて注意喚起を行った。
- 国内 C&C (Command and Control) サーバーの機能停止(テイクダウン)  
サイバー事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて、C&C サーバーの運営事業者に対し、不正な藏置ファイルの削除を依頼する等により無害化措置を実施した。本依頼に基づき、運営事業者は 2022 年上半期に 3 件の C&C サーバーの機能を停止した<sup>\*115</sup>。
- 重要インフラ事業者等との共同対処訓練  
警察庁では、自治体、電力事業者、金融機関等の幅広い重要インフラ事業者等との共同対処訓練を継続的に実施している。また、標的型メールを題材とした訓練や警察との連携を確認するための現場臨場訓練等を実施し、各事業者等のサイバー攻撃に対する対処能力の向上を図った。

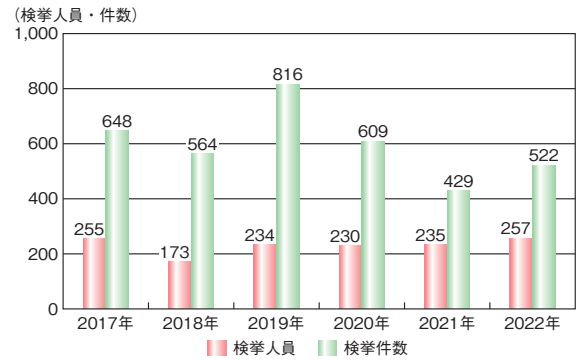
### (3) 2022 年のサイバー犯罪の情勢と警察の取り組み

警察が 2022 年に認知したサイバー犯罪の情勢等について述べる。

#### (a) サイバー犯罪の情勢

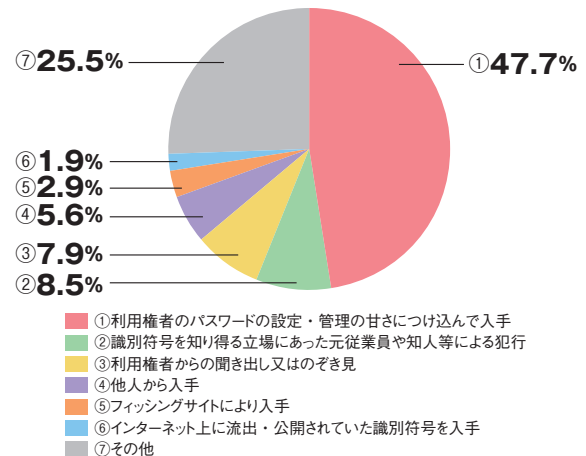
2022 年のサイバー犯罪の情勢について述べる。

- 不正アクセス禁止法違反の情勢  
2022 年における不正アクセス禁止法違反の検挙件数は 522 件(前年同期: 429 件)となっている(図 2-1-16)。2019 年を頂点に減少傾向にあったが、2022 年は再び増加した。

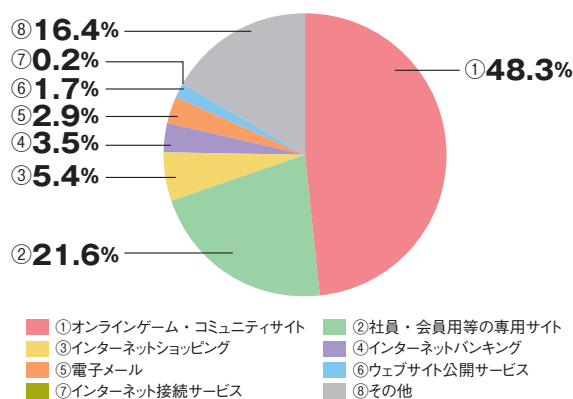


■ 図 2-1-16 不正アクセス禁止法違反の検挙件数(2017~2022 年)  
(出典)警察庁「令和 4 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が編集

検挙件数のうち 92.3% を占める 482 件が認証情報を悪用する手口である識別符号窃用型となっており、「利用権者のパスワードの設定・管理の甘さに付け込んで入手」が最多の 230 件(全体の 47.7%)となっている(図 2-1-17)。



■ 図 2-1-17 不正アクセス行為(識別符号窃用型)に係る手口別検挙件数(2022 年、n=482)  
(出典)警察庁「令和 4 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が編集

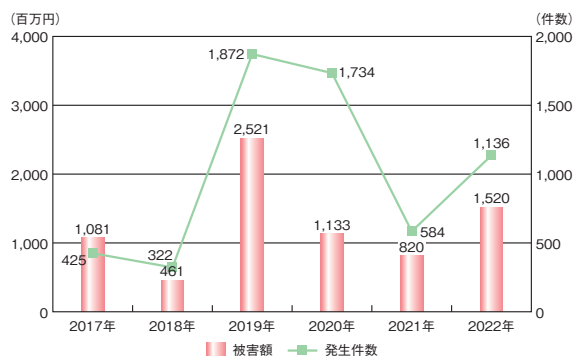


■ 図 2-1-18 不正に利用されたサービス別検挙件数(識別符号窃用型)  
(2022年、n=482)  
(出典)警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が編集

また、被疑者が不正に利用したサービスは、「オンラインゲーム・コミュニケーションサイト」が最多の 233 件(全体の 48.3%)を占めている(図 2-1-18)。

● フィッシング等に伴う不正送金・不正利用の情勢

2019年にSMS等を用いて金融機関等を装ったフィッシングサイトへ誘導する手口が急増し、インターネットバンキングのID・パスワード等を窃取されたことによる不正送金被害等が多発した。同年には、発生件数1,872件、被害総額約25億2,100万円に達していた。こうした情勢を踏まえ、金融機関、JC3等との緊密な連携を通じてモニタリングの強化、利用者への注意喚起等の諸対策を推進してきた結果、2020年以降、発生件数、被害額ともに減少してきていたが2022年に再び増加し、注視が必要である(図 2-1-19)。



■ 図 2-1-19 インターネットバンキングに係る不正送金事犯  
(2017～2022年)  
(出典)警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が作成

警察庁では、フィッシング対策協議会の報告を参照し、2022年のフィッシング報告件数が96万8,832件(前年比+44万2,328件)に増加していることについても周知している。フィッシングに悪用されたブランドの割

合では、クレジットカード事業者やEC事業者が多くを占めたという。

(b) サイバー犯罪に対する警察の取り組み

サイバー犯罪に対する警察の主な取り組みについて述べる。

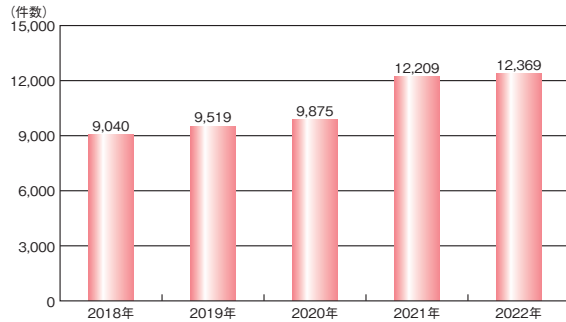
- 不正アクセス対策のための広報啓発活動  
警察では、毎年、民間企業や行政機関等に対する「不正アクセス行為対策等の実態調査」及び「アクセス制御機能に関する技術の研究開発状況等に関する調査」<sup>\*116</sup>を実施し、不正アクセス行為による被害防止のための広報啓発に役立っている。
- SMSを悪用したフィッシングに対する取り組み  
警察では、SMSによってフィッシングサイトへ誘導する手口であるスミッシングによる被害を防止するため、大手携帯電話事業者及びJC3と協議を実施した。JC3から提供される情報を活用し、フィッシングサイトへ誘導するSMSの受信を自動で拒否する機能が、2022年3月から大手携帯電話事業者により提供されるようになった。
- 暗号資産を悪用した犯罪への取り組み  
暗号資産を悪用したインターネットバンキングに関する不正送金事犯や特殊詐欺に関する相談、届出等を受けた場合には、事件性の有無を判断した上で、迅速に暗号資産交換業者に対して暗号資産取引口座の凍結の検討依頼を実施した。
- キャッシュレス決済サービスの不正利用防止対策  
フィッシングに関係したキャッシュレス決済サービスの不正利用防止を図るため、関係事業者と協議し、当該事業者において、オートチャージ設定に関係した認証対策のほか、送金可能金額の引き下げ等の不正利用対策を実施した。
- フィッシングサイトの閲覧防止対策  
都道府県警察が把握したフィッシングサイトに関係したURL情報等を警察庁にて集約し、セキュリティソフト事業者等に提供することにより、セキュリティソフトに警告を表示させる等、フィッシングサイトの閲覧防止対策を実施した。

(c) サイバー犯罪の検挙件数

警察庁長官官房が公開している「令和4年の犯罪情勢<sup>\*117</sup>」によると、国内の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数は、2003年以降一貫して減少していたものの、2022年は60万1,389件(暫定値)と前



年比 5.9% 増となった。一方で、サイバー犯罪の検挙件数は 2020 年まで 1 万件弱で推移していたが、2021 年に 1 万 2,209 件と前年から大きく増加し、2022 年は 1 万 2,369 件と横ばいとなった(図 2-1-20)。



■ 図 2-1-20 サイバー犯罪の検挙件数(2018~2022年)  
(出典)警察庁「令和 4 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に IPA が編集

重要な社会経済活動が営まれる公共空間としてのサイバー空間の安全確保、国民が安全・安心に生活できるデジタル社会の実現に向け、警察には、その脅威に対処していくことが期待されている。

## 2.1.6 CRYPTRECの動向

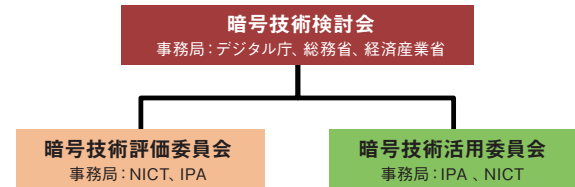
電子政府の情報セキュリティを確保するため、デジタル庁、総務省、経済産業省、NICT、及び IPA は、安全性と実用性に優れた暗号技術を選び出すことを目的に、CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees)を組織している。CRYPTREC では、電子政府システムでの利用を推奨する暗号アルゴリズム (CRYPTREC 暗号リスト<sup>\*118</sup>) の安全性を評価、監視し、暗号技術の適切な実装法や運用法を調査、検討している。また、電子政府システムの調達・開発にあたって、調達要件や開発要件として採用すべき「暗号強度要件 (アルゴリズム及び鍵長選択) に関する設定基準<sup>\*119</sup>」も提供している。

### (1) 2022 年度の体制

CRYPTREC は、デジタル庁と総務省、経済産業省が運営し、政策的な判断を含む総合的な観点から電子政府の安全性及び信頼性を確保する活動を推進する「暗号技術検討会」、及び NICT と IPA が運営し、主に技術的な評価を実施する委員会とで構成されている。

委員会には、暗号技術の安全性評価を中心とした技術課題を主に担当する「暗号技術評価委員会」と、セ

キュリティ対策の推進、暗号技術の利用促進に向けた環境整備を主に担当する「暗号技術活用委員会」が設置されている(図 2-1-21)。



■ 図 2-1-21 CRYPTREC の体制

暗号技術検討会と両委員会の主な役割は以下のとおりである。

- 暗号技術検討会  
CRYPTREC 活動計画の承認、委員会が作成する各種成果物の承認等、政策的な判断を含む総合的な観点から電子政府の安全性及び信頼性を確保する活動を推進する。
- 暗号技術評価委員会  
暗号技術に対する攻撃技術動向の調査や安全性評価等、暗号技術の技術的信頼に関する検討を担当する。傘下には、量子コンピューターが実用化されても安全性が保てると期待される「耐量子計算機暗号 (PQC: Post-Quantum Cryptography)」に関するガイドラインを作成する「暗号技術調査ワーキンググループ (耐量子計算機暗号)」と、従来の暗号技術では実現できない機能を持つ「高機能暗号」に関するガイドラインを作成する「暗号技術調査ワーキンググループ (高機能暗号)」が設置されている。
- 暗号技術活用委員会  
セキュリティ対策の推進、暗号技術の利用促進等に寄与する運用ガイドラインの整備を中心とした、暗号利用に関する課題の検討を担当する。傘下には、2020 年度に公開した「暗号鍵管理システム設計指針 (基本編)<sup>\*120</sup>」のガイダンスを作成する「暗号鍵管理ガイダンスワーキンググループ」が設置されている。

### (2) 2022 年度の主な活動

2022 年度の暗号技術検討会及び各委員会の主な活動内容・成果について以下に述べる。

#### (a) 暗号技術検討会

2022 年度には、各委員会の 2022 年度活動計画、及び活動報告の審議が行われ、承認された。



また、10年ぶりにCRYPTREC暗号リストの改定作業を実施し、パブリックコメントの結果も踏まえて、2022年度版CRYPTREC暗号リストを確定させた。今後は、この暗号リストが使われていくこととなる。

更に、各委員会のWGで作成していた以下のガイドライン及びガイドラインについて審議が行われ、承認された。

- CRYPTREC暗号技術ガイドライン(耐量子計算機暗号(PQC))
- CRYPTREC暗号技術ガイドライン(高機能暗号)
- 暗号鍵管理ガイダンス

#### (b)暗号技術評価委員会

CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号技術の安全性と実装性に関わる監視活動のほか、2022年度の主な活動内容・成果は以下のとおりである。

- 軽量暗号に関する技術動向調査  
2016年度に作成した「CRYPTREC暗号技術ガイドライン(軽量暗号)」の更新(2023年度公開予定)に向けて、引き続き作業を行っており、2022年度は以下の方式について、安全性、実装性能に関する調査及び評価を実施した。
  - NIST Lightweight コンペティション最終選考<sup>\*121</sup>で採択された方式
  - 軽量な方式としてISOに近年採録されたもしくは採録される予定の方式
- 暗号技術調査ワーキンググループの活動  
2021年度に引き続き、2022年度も耐量子計算機暗号を検討するワーキンググループと高機能暗号を検討するワーキンググループを設置し、それぞれの研究動向を踏まえ、CRYPTREC暗号技術ガイドライン(耐量子計算機暗号(PQC)と高機能暗号の二つ)と耐量子計算機暗号調査報告書を作成した。これらの活動に加え、主要な公開鍵暗号(RSA暗号、楕円曲線暗号)の安全性の根拠となる「素因数分解問題」と「離散対数問題」の困難性に関して、CRYPTRECが公開している「予測図」の改訂も行った。

#### (c)暗号技術活用委員会

2022年度の主な活動内容・成果は以下のとおりである。

- 電子政府推奨暗号候補案の検討  
IPAが実施した「暗号アルゴリズムの利用実績に関する調査」の結果及び2021年度に承認された利用実績による選定基準に基づき、現在の推奨候補暗号リストに掲載のアルゴリズムのうち、電子政府推奨暗号リストへの推薦候補案を検討し、暗号技術検討会に報告した。
- 暗号鍵管理ガイダンスワーキンググループの活動  
情報を安全に取り扱うためには、通信データや保管情報の暗号化に使う暗号アルゴリズムのみに注意を払うだけでは不十分であり、その暗号アルゴリズムに用いられる暗号鍵の管理が適切に行われる必要がある。2021年度に引き続き、2022年度も暗号鍵管理ガイダンスワーキンググループを設置し、暗号鍵管理についてのガイダンスを作成した。具体的には、2020年に公開した「暗号鍵管理システム設計指針(基本編)」での暗号鍵管理オペレーション対策、暗号アルゴリズムの選択及び運用に必要な鍵情報管理において、要求項目に対してどのような点に注意すべきか、また対処の必要性の有無や対処する場合に採用する手法をどのように検討すべきかといった考え方を解説・考慮点として取りまとめた。また、簡単なモデルを使った場合の対処内容を参考例として掲載している。残る部分(暗号鍵管理システムの設計原理と運用ポリシー、デバイスへのセキュリティ対策、システムのオペレーション対策)の要求項目に対する解説・考慮点は、2023年度以降に拡充する予定である。

#### (d)CRYPTRECシンポジウム2022の開催

CRYPTRECの活動成果を広く知らしめ、暗号技術に関する最新動向を紹介することで、社会全体のセキュリティ向上に役立てるため、2022年7月5日、3年ぶりに「CRYPTRECシンポジウム2022<sup>\*122</sup>」を開催した。本シンポジウムは、現地会場とオンライン会場のハイブリッド形式で開催された。

## 2.2 国外の情報セキュリティ政策の状況

サイバー脅威は国境を問わず、あらゆる国・地域の脆弱なシステムに対して攻撃が仕掛けられる。また、IT化した社会サービスやそれを支えるサプライチェーンは国境を越えてつながり合い、他国におけるサイバー脅威が自国に深刻な影響を与える可能性がある。更に近年、国家の支援を受けた攻撃者による他国へのサイバー攻撃・虚偽情報流布等の脅威が現実になっている。こうした状況に国や地域が単独で対処することは難しく、国際連携が不可欠である。本節では、国際連携に向けた状況理解のために、各国・各地域における情報セキュリティ政策について述べる。

### 2.2.1 国際社会と連携した取り組み

国際連合、及び各国首脳・外相等との連携協議を中心に取り組みを述べる。なお、国際間のサイバーセキュリティ連携の基盤となる安全保障に関する協議・連携状況も含める。

#### (1) 各国首脳・国際機関との連携

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は国際社会に大きな衝撃を与え、日米欧の各国首脳は緊急協議を重ね、ロシアに対する非難・制裁、ウクライナ支援についてメッセージを出し続けた。ウクライナでの戦闘は長期化し、2023年3月時点でも解決の糸口は見いだせず、国際社会の連携に影を落としている。

##### (a) ウクライナ侵攻開始時の各国との連携

2022年2月24日、ウクライナ侵攻が開始された同日、岸田文雄首相はG7首脳テレビ会議に参加、ロシアの軍事行動に対する非難、制裁措置の発動、ウクライナに対する支援、世界のエネルギー市場安定の重要性等について表明し、各首脳は緊密に連携することで合意した<sup>\*123</sup>。翌25日には外務大臣談話として、ロシアに対する関係者への査証(ビザ)発給停止、関係組織の国内資産凍結、輸出制限等の制裁を発表した<sup>\*124</sup>。また3月2日、岸田首相はウクライナ避難民受け入れを表明、在留資格等について特例として柔軟に対応する措置がとられた。2023年4月19日時点の国内の避難民受け入れ総数は2,402人となっている<sup>\*125</sup>。

2022年4月1日、林芳正外務大臣は総理大臣特使

としてウクライナ避難民が流入したポーランドを訪問、ウクライナのDmytro Kuleba外務大臣、ポーランドのZbigniew Rau外務大臣と個別に会談し、侵攻に対する日本の立場、及び避難民保護等の人道支援を表明した<sup>\*126</sup>。更に岸田首相は5月12日のCharles Michel欧州理事会議長、Ursula von der Leyen欧州委員会委員長との日EU定期首脳協議<sup>\*127</sup>(「2.2.1(4)(a)日EU定期首脳協議」参照)、同月23日のJoseph Biden米国大統領との日米首脳会談<sup>\*128</sup>(「2.2.1(3)(a)日米首脳会談」参照)に参加、ロシアへの非難と戦闘の即時停止、ウクライナへの支援等を確認した。またこれらの会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・安全保障についても連携を確認した。EU首脳との協議では、ロシアからの禁輸でひっ迫するエネルギー供給体制再構築への協力も合意された。

##### (b) 国際連合のロシア非難決議

国連総会は2022年3月2日、日本を含む90カ国以上の共同提案に基づき緊急特別会合を招集、ロシアに「即時に完全かつ無条件で軍隊をウクライナから撤退させる」ことを求める非難決議を採択、141カ国が賛成した。反対はロシア・ベラルーシ・北朝鮮等の5カ国、棄権は中国、インド等35カ国であった<sup>\*129</sup>。

また同年9月30日、ロシアが占領したウクライナ東部4州(ドネツク、ヘルソン、ルガンスク、ザポリージャ)を一方向的に併合すると宣言し、法案にVladimir Putin大統領が署名したこと<sup>\*130</sup>を受け、併合は国連憲章違反であり、撤回を求めるとする非難決議を採択した。このときの賛成は143カ国、反対は5カ国、棄権は35カ国であった<sup>\*131</sup>。

国連総会は2023年2月23日までに合計6回の非難決議を行ったが、賛成票は最大で140程度にとどまり、明白な国連憲章違反行為に対する非難決議としては少ないとの見方がある。また、安全保障理事会ではロシアの拒否権により決議案は否決されており、国際連合の影響力の限界を示すことになった。

##### (c) 2022年3月のG7首脳会合

「2.2.1(1)(a)ウクライナ侵攻開始時の各国との連携」で記載したとおり、G7首脳は侵攻開始当日に緊急テレビ会議を実施、2022年3月12日に首脳声明を発表し

た<sup>\*132</sup>。ロシアへの制裁として、最恵国待遇はく奪、金融機関のロシア融資停止、関係者の資産凍結、重要物品・技術の輸出入制限等が明記された。

更に同月24日、緊急のG7首脳会合がベルギー・ブリュッセルで開催され、ウクライナのVolodymyr Zelenskyy大統領がオンラインで参加した<sup>\*133</sup>。同会合の首脳声明には、原子力施設の安全や核兵器・生物化学兵器使用への懸念、ウクライナのサイバー防衛支援・難民支援、ロシア政府の欺瞞の情報統制への非難、エネルギー・食料サプライチェーンの脱ロシアに向けた再構築、等が新たに盛り込まれた。

#### (d) エルマウサミット

2022年度のサミットは、6月26～28日、ドイツのエルマウにて開催された。G7首脳のほか、インド、ウクライナを含む6カ国が招待され、Zelenskyy大統領はオンラインで参加した。

全体テーマは「公正な世界に向けた前進」とされ、ロシアのウクライナ侵攻による安全保障・エネルギー・経済等の混乱への対応のほか、気候変動、食料安全保障、多国間主義等の課題について議論を行った<sup>\*134</sup>。

世界経済、開発・投資については、ウクライナ危機によるエネルギー・食料不足で問題化した物価高騰への対処、ジェンダー平等による人的資本への投資、開発途上国の債務破綻救済、開放的で安全なサプライチェーンの強化、公正で自由な貿易の確保等が議論された。開発・投資については、新興・開発途上国における持続可能なインフラへの投資が議論された。岸田首相は、インフラ投資に関するサイドイベントにおいて、今後5年間の650億ドル以上の投資、インド太平洋地域の交通基盤整備、サイバーセキュリティを含む経済安全保障の強化等に取り組むと表明した<sup>\*135</sup>。

ウクライナ侵攻については、ロシアの軍事行動への非難と即時撤退の要請、ウクライナの安全保障に関わるインテリジェンス・サイバーセキュリティ・防衛人材育成・原子力施設の安全確保等の支援、人道・避難民支援、財政・復興支援、ロシアに対する制裁の継続等で合意した。また民間施設攻撃・民間人虐殺等の戦争犯罪を強く非難し、世界的な食糧不足解消のためウクライナ農産物の自由な輸出を確保することを緊急に求める、とした。これらの合意は個別声明としてまとめられた<sup>\*136</sup>。

ウクライナ以外の外交・安全保障については、岸田首相がアジア太平洋の安全保障情勢、及びウクライナ危機の東アジアへの波及の懸念を説明し、2021年に引

き続き、「自由で開かれたインド太平洋」を維持するため、中国の台湾侵攻を念頭においた東シナ海・南シナ海の現状変更の懸念を共有し、当事者による平和的解決を求めることが合意された。

また、安全保障の前提となる「強靱な民主主義」の議論が行われ、従来からの人権弾圧への対応に加え、ジェンダーによる差別・暴力の排除、サイバーセキュリティや法執行等による過激主義や偽情報、外国の干渉の排除、不正資金流通の排除等への対応も合意された。

更に首脳声明では、ウクライナ侵攻の背後には市民を収奪して権力者が富を専有する「収奪政治」があるとし、具体的にはロシア支配層(エリート)、富裕層(オリガルヒ)等による不当な収奪に対して戦うとした。一方で、デジタル技術は公正で自由な競争によるイノベーション、個人の尊重により安全・公平なサイバー空間を実現すべきであるとし、中国・ロシア等によるサイバー空間の統制・権威主義に対抗する姿勢を維持した<sup>\*137</sup>。

#### (e) その他の G7 首脳声明

ウクライナ情勢の推移に伴い、G7首脳は継続的に声明を発表した。2022年9月23日には緊急声明を発表、ロシアが占領するウクライナ4州で開始された住民投票がウクライナの主権を侵す「偽り」であると断じて糾弾した<sup>\*138</sup>。また侵攻開始1年となる2023年2月24日、G7議長国である日本が主催してオンライン会議を開催、ロシア軍の即時撤退、制裁強化、ウクライナ支援継続のほか、中国を念頭においた第三国のロシア支援の停止等を含む声明を発表した。またこの声明で、「ロシアによる偽情報拡散の試みと戦う」ことが明記された<sup>\*139</sup>。

#### (2) 日米豪印4カ国の連携

G7の枠組みとは別に、2019年以降、日米豪印4カ国による協議が重ねられている。中国の東シナ海・南シナ海・インド洋進出への対応が共通の課題となっている。

2022年5月24日、日米豪印首脳会合が東京で開催され、岸田首相、Anthony Albanese オーストラリア連邦首相 (Prime Minister of the Commonwealth of Australia)、Narendra Modi インド首相 (Prime Minister of India)、Biden 米国大統領が出席した<sup>\*140</sup>。同会談では、2021年の首脳会談に引き続き、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携で合意するとともに、ウクライナ危機の東アジアへの波及についての懸念を基に、自由、法の支配、主権と領土の一体性、紛争の平和的解決等が改めて強調さ



れた。東シナ海・南シナ海を含む海洋秩序については、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）等の国際法の遵守、航行及び上空飛行の自由の維持を擁護する、とした。

また、北朝鮮・ミャンマー対応、ワクチンを含む新型コロナウイルス対策、インド太平洋地域のインフラ投資、気候変動、宇宙分野における協力で合意したほか、サイバーセキュリティ・パートナーシップに関する原則<sup>\*141</sup>、重要技術サプライチェーンに関する原則<sup>\*142</sup>を発表した。前者は、特に重要インフラ防御に関わる人材育成、サプライチェーンリスク対応、ベースラインセキュリティ標準の整合等で連携するための原則である。後者は、重要技術を含む製品のセキュリティ、技術の透明性、サプライヤーの自律性・健全性に関する原則である。

また2023年2月7日、同4カ国はサイバーセキュリティに関する啓発キャンペーン「日米豪印サイバー・チャレンジ」に関する共同声明「責任あるサイバー習慣を促進するための協力に関する日米豪印共同声明」を発売した<sup>\*143</sup>。本声明は、インド太平洋地域等の個々のインターネット利用者にセキュリティ更新プログラムのインストールや、多要素認証、強力なパスワードの利用等の責任あるサイバー習慣を実践するよう呼びかけるものである。

### (3) 日米連携の取り組み

日米の連携協議は2022年に引き続き、安全保障面での協力推進が中心となった。

#### (a) 日米首脳会談

2022年度の日米首脳会談は同年5月23日東京、11月13日カンボジア・プノンペン、2023年1月13日ワシントンD.C.にて開催された。5月の東京会談はBiden大統領の初の訪日期間中に行われ、米国の「自由で開かれたインド太平洋」へのコミットメント継続、及びロシア制裁とウクライナ支援に対する連携を共同でアピールすることが主眼となった<sup>\*128</sup>。また11月のプノンペン会談は、当地で開催された日ASEAN首脳会議（「2.2.1(5)(b)日ASEAN首脳会議」参照）に合わせて行われ、東京会談に続き、インド太平洋地域への継続的コミットメント、ロシア制裁とウクライナ支援が確認された<sup>\*144</sup>。

2023年1月のワシントン会談では、岸田首相が2022年12月に策定した反撃能力を含む国家安全保障戦略<sup>\*145</sup>と防衛予算の増額を説明し、Biden大統領の全面的な支持を得た。また安全保障環境の厳しさから、日米の経済関係が戦略的段階に押し上げられたとし、

自由で公正な国際経済秩序の維持・強化で連携することが合意された。関連して、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）の推進、サプライチェーン強靱化等も改めて合意された。

#### (b) 日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）

2023年1月11日、ワシントンD.C.において日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催され、日本から林外務大臣と浜田靖一防衛大臣、米国からAntony Blinken 国務長官（Secretary of State）、Lloyd Austin 国防長官（Secretary of Defense of the United States）が参加した<sup>\*146</sup>。同委員会では日本から2023年度防衛予算増額に関する説明があり、米国はこれを歓迎した。

地域情勢分析に関しては、尖閣諸島・台湾海峡・北朝鮮に関する認識、ロシアへの非難等が議論された。同盟の現代化に対しては、日本の反撃能力の向上等に加え、宇宙・サイバー分野の協力の深化が同盟近代化の核になるものとして議論された。一方で、現下の厳しい安全保障環境に対応する在日米軍配備の再調整について議論された。

#### (c) 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）

安全保障協議の枠組みである日米「2+2」にならない、経済連携のための日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）が設置され、2022年7月29日にワシントンD.C.にて開催された。日本からは林外務大臣、萩生田光一経済産業大臣、米国からBlinken 国務長官、Gina Raimondo 商務長官（Secretary of Commerce）が参加した<sup>\*147</sup>。

同委員会では、世界経済がコロナ禍からの回復途上にある中、ウクライナ侵攻によって状況は更に悪化したとし、国家による経済的な影響力の不公正・不透明な行使が課題であるとした。具体的な四つの対策として、ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、経済的威圧と不公正で不透明な貸付慣行への対抗、重要・新興技術と重要インフラの促進と保護、サプライチェーンの強靱性の強化に連携して取り組み、日米が国際社会をリードしていく、とした。具体的な協力分野として半導体が挙げられ、共同開発、サプライチェーン強靱化が議論された。また国家の「経済的威圧」について、日本が議長国となるG7広島サミットでも継続して議題とする、とした。



#### (4) 他の2国間・2者間連携の取り組み

日米関係以外で行われたサイバーセキュリティ、及びサイバーを含む安全保障に関する2国間・2者間連携協議について述べる。

##### (a) 日EU 定期首脳協議

2022年5月12日、東京にて第28回日EU定期首脳協議が開催された。日本からは岸田首相、EUからはCharles Michel欧州理事会議長及びvon der Leyen欧州委員会委員長が参加した<sup>\*148</sup>。

同協議はウクライナ侵攻開始直後であり、ロシアに対する非難・制裁、ウクライナ支援に関わるEU政策への支持、連携確認が大きな議題となった。インド太平洋地域での連携強化も確認された。一方経済協力については、DFFTを始めとするデジタルデータ利活用、貿易、セキュリティ・プライバシー、インフラ等を含む協力の包括的な枠組み「デジタルパートナーシップ」の立ち上げに合意し、合意文書が公開された<sup>\*149</sup>。同文書によれば、年1回の閣僚級会合を開催し、連携対象分野は5G/6G、AI、半導体サプライチェーン、データ、デジタル貿易、トラストサービス等を含むとしている。

##### (b) 日英首脳会談とサイバー協議

2023年1月11日、ロンドンにて岸田首相とRishi Sunak英国首相の首脳会談が行われた<sup>\*150</sup>。経済政策の失敗で辞任したElizabeth Truss前首相を引き継ぎ、2022年10月25日に就任したSunak首相との初の2者会談であり、連携の再確認の意味が強いものとなった。特に安全保障について岸田首相は新たな戦略を説明し、英国のインド太平洋地域へのコミットメント強化、英国版「2+2」の設置等で協力していくことで合意した。

続いて2023年2月7日、第7回日英サイバー協議が東京にて開催された。日本からは石月英雄外務省総合外交政策局審議官兼サイバー政策担当大使（以下、審議官）、英国からはWilliam Middleton外務・英連邦・開発省サイバー政策部長（Director Cyber, National Security Directorate, Foreign, Commonwealth and Development Office）を始めとする両国関係省庁の代表者が出席した<sup>\*151</sup>。協議においては、両国のサイバー戦略・政策の共有、国際連携、能力構築支援、サイバー強靱性等について議論を行った。また、日本が推進する5Gのオープン規格（オープンRAN: Open Radio Access Network）についても議論を行った。

##### (c) 日仏首脳会談と関連協議

2022年6月26日、ドイツ・エルマウにて岸田首相とEmmanuel Macronフランス大統領の首脳会談が行われた<sup>\*152</sup>。同会談ではウクライナ支援、海洋、サイバー等での連携に加え、インド太平洋地域における連携強化が重要である点で両首脳が合意し、安全保障・経済等の連携強化を議論した。

同年7月7日、第6回日仏サイバー協議が東京にて開催された。日本からは有馬裕審議官、フランスからはHenri Verdier欧州・外務省デジタル大使（Ambassador for Digital Affairs, Ministry of Europe and Foreign Affairs）を始めとする両国関係省庁の代表者が出席した<sup>\*153</sup>。協議では6月の首脳会談を受け、セキュリティに関する戦略、多国間協力、能力構築支援等の連携が議論された。また国連において、サイバー空間での「国家の責任ある行動を進めるための行動計画」を連携して推進することを確認した。

更に2023年1月9日、パリにて首脳会談が行われ、岸田首相が新たな国家安全保障戦略を説明、安全保障に関する日仏「2+2」協議の開催等について合意した<sup>\*154</sup>。

##### (d) インド・ウクライナとの首脳会談

2023年3月20日、日印首脳会談がインド・デリーにて開催された<sup>\*155</sup>。岸田首相は同年5月のG7広島サミット議長国として、Modiインド首相は同年9月のG20ニューデリーサミット議長国として、連携を深めるとの確認を行った。インドは「グローバルサウス」と呼ばれる発展途上国の盟主としての立場を明確にしつつあり、G7諸国がインドの要請にどう答えるかが、広島サミットで問われることになる。

続いて3月21日、岸田首相はウクライナを電撃訪問し、Zelenskyy大統領と首脳会談を行った<sup>\*156</sup>。岸田首相はG7議長国としての訪問であると表明したが、実質的には日本がどのような支援をするかが注目され、55億ドルの財政支援、3,000万ドルの殺傷性のない装備支援等が合意された。Zelenskyy大統領は復興支援に関する強い期待を表明した。また二国間の関係を「特別なグローバル・パートナーシップ」に格上げするとし、同パートナーシップに関する声明が発表された<sup>\*157</sup>。

#### (5) アジア太平洋地域のサイバー連携

アジア太平洋地域における政府レベルの連携施策について述べる。CSIRTに関する連携については、「2.2.4

アジア太平洋地域でのCSIRTの動向」を参照されたい。

#### (a) ASEAN 地域フォーラム

ASEAN 地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum<sup>\*158</sup>) は、ASEAN 地域の安全保障環境の向上を目的としたフォーラムで、日本政府は連携を継続している。2022年8月5日、第29回 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 閣僚会合がカンボジア・プノンペンにて開催され、日本から林外務大臣が参加した。

林外務大臣はロシアのウクライナ侵攻がアジア経済にも影響しているとして侵略行動の即時停止、核兵器による威嚇への反対、台湾海峡・南シナ海における中国の挑発的行動への非難、北朝鮮・ミャンマー情勢への懸念、及び対応方針の継続を表明し、特に中国に対しては軍事行動の即時停止と国際法に沿った紛争解決を求めた。また「自由で開かれたインド太平洋」の取り組みも継続するとした。ARF 参加国には日本の主張とは異なる方針を持つ国もあり、同閣僚会合の議長声明では「国際法を遵守することの重要性を再確認」等の柔らかい表現で意見が取りまとめられた<sup>\*159</sup>。

#### (b) 日 ASEAN 首脳会議

2022年11月12日、第25回日 ASEAN 首脳会議がプノンペンにて開催され、日本からは岸田首相が参加した<sup>\*160</sup>。岸田首相は、コロナ禍後の経済回復に対する円借款支援の継続、新型コロナウイルス対策としての ASEAN 感染症対策センターへの支援継続、ASEAN 主導の地域協力構想「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」(AOIP: ASEAN Outlook on the Indo-Pacific) への経済分野での支援継続について説明を行った。また、ウクライナ、ミャンマー、北朝鮮、東シナ海・南シナ海における武力行使、弾圧、経済威圧等への懸念を表明し、国際社会と連携してメッセージを発信していきたい、とした。

#### (c) 日・ASEAN サイバーセキュリティ政策会議

2022年10月4～5日、サイバーセキュリティ分野における連携強化を目的として、第15回日・ASEAN サイバーセキュリティ政策会議が東京にて開催された<sup>\*161</sup>。議長国は日本とマレーシアが務め、日本、ASEAN のサイバーセキュリティ・情報通信所管省庁の代表が参加した。同会議では、第14回会議で合意された9項目の協力活動 (演習、重要インフラ防護、意識啓発、能力構築、インシデント相互通知、リファレンス(便覧)、産学

連携等) の状況を確認し、今後の協力を検討した。各活動の報告では、情報連絡演習におけるチャットツール利用、3年ぶりに物理開催となった重要インフラ防護ワークショップの概要、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC: ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre) の研修実績、次項で述べる「インド太平洋地域向け日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」の研修・演習内容等が紹介された。

#### (d) インド太平洋地域に向けたサイバー演習

日本政府はサイバーセキュリティ能力構築支援の一貫として、インド太平洋地域のサイバー演習を推進している。2022年10月24～28日、経済産業省とIPAは米国政府及び欧州委員会と連携し、インド太平洋地域の重要インフラ事業者、National CSIRT 等の IT/OT セキュリティ担当者等を対象に、「インド太平洋地域向け日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を実施した<sup>\*162</sup>。同演習は、リモートによる模擬プラント操作、日米 EU の専門家によるワークショップ・セミナー等により参加者の能力向上を目指す内容である。演習の内容については「2.3.3 (2) (a) 中核人材育成プログラム」を参照されたい。

### 2.2.2 米国の政策

2022年は米国上下両院の中間選挙<sup>\*163</sup>の年となった。11月8日に実施された選挙では、事前に報道機関が予測した共和党の地滑りの勝利は起こらず、上院で民主党が多数派を維持したことで、支持率低迷に悩む Biden 政権はかろうじて主導権を維持する形となった。

2022年2月24日のウクライナ侵攻以降、米国とロシアの対立は決定的に悪化、Biden 政権は北大西洋条約機構(NATO: North Atlantic Treaty Organization) 諸国及び民間組織と連携し、ウクライナへの武器供与を含む支援、ロシアに対する経済制裁、敵対勢力によるサイバー攻撃への防御施策を推進した。また、2021年に発令した大統領令 14028<sup>\*164</sup> (以下、EO 14028) に基づき、国立標準技術研究所(NIST: National Institute of Standards and Technology)、サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁(CISA: Cybersecurity and Infrastructure Security Agency) 等が重要インフラの防御対策を推進した。

中国に対しては、ロシアに対する支援を強くけん制し

たほか、2022年8月2日のNancy Pelosi 下院議長の台湾訪問<sup>\*165</sup>を契機として、一時的に軍事的緊張に発展する等、厳しい関係が続いた。また2021年に引き続きサプライチェーンリスクが懸案となり、特に半導体サプライチェーンの再構築が急がれ、2022年8月に大統領令<sup>\*166</sup>が発令された。更に2023年3月、中国に本拠を置くSNSサービスTikTokが中国政府の統制を受け、米国市民の個人情報流出するという懸念から、米国市場からの排除が下院で議論された<sup>\*167</sup>。

本項では、このような状況下で実施された米国政府のサイバーセキュリティ政策、安全保障政策について述べる。

### (1) 重要インフラシステムのセキュリティ政策

2020年12月に発覚したSolarWinds事案<sup>\*168</sup>以降、米国の基幹システムへのサプライチェーン攻撃・ランサムウェア攻撃対策は火急の要件となり、Biden政権は前述のEO 14028に基づく対策を推進した。以下では、主として2022年1月～2023年4月に各政府機関で実施された施策、及びBiden政権が新たに発令した施策について述べる。

#### (a) 新たな大統領令と覚書

2022年1月19日、Biden大統領は国家機密・軍事情報を扱うセキュリティシステムであるNational Security System (NSS) へのEO 14028実装に関する覚書に署名した<sup>\*169</sup>。同覚書により、Paul Nakasone サイバー軍司令官がナショナルマネージャーとしてNSS所管組織の統括権限を持つこととなり、政府機関の統制が強化された<sup>\*170</sup>。

また2023年3月27日、Biden大統領は政府機関における商用監視ソフトウェア(Commercial Spyware)の利用を制限する大統領令を発令した<sup>\*171</sup>。Biden政権はこのような監視ソフトウェアにより、海外10カ国以上で50人以上の米国政府職員が監視されていたとし<sup>\*172</sup>、政府機関内でのハッキング等による不正利用を防ぐ狙いがあると思われる。ただし、規制が適用されるのは商用ソフトウェアのみで、諜報機関による監視ソフトウェアは除外されている。

#### (b) 新たなサイバーセキュリティ戦略

2023年3月2日、Biden政権は新たな国家サイバーセキュリティ戦略を公開した<sup>\*173</sup>。本戦略は、高度化されたサイバー脅威に対応する方策として「サイバー空間

を防衛する責任のバランス調整(システムを保有する民間組織の責任強化)」「長期的な投資を有利にするインセンティブ再編」の2点を、また注力分野として「重要インフラ防御」「攻撃者の阻止・解体」「市場のセキュリティ・頑健性強化」「強靱な未来に対する投資」「パートナー諸国との連携強化」の5点を挙げている。これまでの大統領令等に基づく施策の推進を前提として、国家に支援された攻撃者(Threat Actor)への対抗、製品・サービス利用者からITベンダーへのセキュリティ実装責任の移転、長期的な研究開発投資等を戦略化した点が注目される。同戦略には、2020年12月に欧州委員会(European Commission)が公開したサイバーセキュリティ戦略<sup>\*174</sup>と共通する部分も多いが、欧州の戦略が「デジタルヨーロッパ」という単一デジタル市場構想の中で体系づけられるのに比べ、将来ビジョン等ではややあいまいな点が残っている。

#### (c) NISTの施策

NISTは計測に関する標準化とともに、政府機関向け規格の策定についても重要な役割を担っている。ここではEO 14028関連の規格策定、サイバーセキュリティフレームワーク改訂の状況を示す。

#### (ア) セキュアなソフトウェア調達のための施策

EO 14028により、NISTは①重要インフラ事業者等が用いる重要ソフトウェア(EO-Critical software)の評価、②ソフトウェアサプライチェーンのセキュリティ評価、③コンシューマ向けIoT製品のセキュリティラベリングプログラム、等の方式策定を求められた。

まず①について、NISTは2021年6月26日に重要ソフトウェアの定義<sup>\*175</sup>を、同年7月11日に重要ソフトウェアのセキュリティ評価手法<sup>\*176</sup>を公開した。また②について、NISTは2022年2月3日、開発ベンダー向けの「セキュアソフトウェア開発フレームワーク Ver.1.1 (NIST SP800-218)<sup>\*177</sup>」を、同年2月4日、政府機関向けの「ソフトウェアサプライチェーンセキュリティガイダンス<sup>\*178</sup>」を公開した。このうち同ガイダンスは、重要ソフトウェアの政府調達において、EO 14028の要請<sup>\*179</sup>に基づくセキュアな開発と適合性証明を担保するためのフレームワーク(SSDF:Secure Software Development Framework)を推奨している。またSP800-218は、重要ソフトウェア開発におけるSBOMの利用を例示している。政府の重要ソフトウェア調達部門、開発ベンダーは、同ガイダンスとSP800-218をツールとしてセキュリティを確保することが



求められる。NISTは更に2022年5月5日、サイバーセキュリティサプライチェーンリスクマネジメントの基本規格であるSP800-161について、EO 14028に対応する改訂版を公開した<sup>\*180</sup>。これらに基づき、米国行政管理予算局(OMB:Office of Management and Budget)は2022年9月14日、連邦政府機関のソフトウェア調達におけるセキュリティ要件に関するガイダンスを公開<sup>\*181</sup>、各政府機関は同ガイダンスとSP800-218に準拠した調達を求められることとなった。

一方③について、NISTは2022年2月4日にコンシューマ向けIoT機器のセキュリティラベルの基準、設計、教育に関する推奨事項、及びコンシューマ向けソフトウェアのセキュリティラベル基準を公開した<sup>\*182</sup>。また同年5月10日、これらに対するフィードバックを含めた活動概要を国家安全保障問題担当大統領補佐官(APNSA:Assistant to the President for National Security Affairs)に報告した<sup>\*183</sup>。同報告では、技術に加え、セキュア開発プロセスへの準拠、セキュリティ更新状況等を含むセキュリティ基準が示されている。上記報告を受けた米国国家安全保障会議(NSC:National Security Conference)は同年10月20日、セキュリティラベルの最適な実装について産学の関係者と検討を行い、2023年春の導入を目指すとする声明を発表した<sup>\*184</sup>。なお、米国のセキュリティラベルはEUのような法的拘束力を持つものではなく、電気製品の省エネルギーに関する環境ラベルプログラム「ENERGY STAR<sup>\*185</sup>」を参考に策定されたとされる。民間事業者がどのように実装するか、注目される。

NISTは更に2022年12月5日、信頼できるIoT機器のネットワーク認証設定とライフサイクル管理に関するプラクティス概要を公開、2023年2月まで意見募集を行った<sup>\*186</sup>。

#### (イ)サイバーセキュリティフレームワークの改訂

2022年2月18日、サイバーセキュリティフレームワーク(CSF: Cyber Security Framework)の現状版(CSF 1.1)に関する意見募集が開始された<sup>\*187</sup>。それ以来、サイバーセキュリティフレームワーク改訂版(CSF 2.0)の策定作業は継続している<sup>\*188</sup>。同年6月3日に公開された意見募集サマリによれば、CSF 1.1の利用者はその柔軟で自発的な(強制によらない)方針を支持し、改訂においては簡易性、非IT系ステークホルダとの協調、互換性を重視すべしとの意見が多かった。また、具体的な要望事項として以下が挙げられた<sup>\*189</sup>。

- 他のNIST規格(プライバシーフレームワーク<sup>\*190</sup>、人材・教育に関するNICEフレームワーク(SP800-181)<sup>\*191</sup>、前掲のSP 800-218、SSDF等)との整合
- 実装のガイダンス
- 国際規格(ISO 27000シリーズ等)との整合
- 技術中立性の維持とクラウド・ゼロトラスト等の変化対応
- CSFを利用したセキュリティ評価の重視
- サプライチェーンリスクへの対応

NISTは2022年8月17日に開催したワークショップ<sup>\*192</sup>にて上記要請を議論し、2023年1月19日に重要改訂項目を公開、3月3日まで再度意見募集を行った<sup>\*193</sup>。改訂項目には以下が含まれている。

- 重要インフラにとどまらない広範な利用への対応と国際連携の強化
- 他フレームワークとの整合と実装ガイダンスの紐づけ
- 技術中立性の維持と変化対応の両立(変化対応の例はゼロトラストアーキテクチャ(SP800-207<sup>\*194</sup>)のマッピング等)
- 実装事例の充実と分野別フレームワーク(SSDF、AIリスク管理フレームワーク<sup>\*195</sup>等)の包含
- 現状の5機能(識別、防御、検知、対応、復旧)にガバナンス機能を追加
- サイバーサプライチェーンリスク管理の強化
- CSFに基づく評価事例の充実

2022年2月時点の利用者からの要請は、機能追加のほか、関連コンテンツの紐づけ・マッピングで網羅されることとなった。NISTは2023年夏にCSF 2.0のドラフトを公開するとしている。

なお、関連するガイドラインとして、CISAは2022年10月にCross-Sector Cybersecurity Performance Goals(CPGs)を公開、2023年3月に改訂した<sup>\*196</sup>。CPGsは2021年7月のBiden政権の重要インフラ制御システムのセキュリティ確保要請によりCISAとNISTが協力して策定したものである。CISAは、CPGsは制御システムを利用する中小規模を含む企業が実施すべきベースライン対策を示しており、網羅的ではないCSFを補完するもの、としている(制御システムのセキュリティ施策については「3.1.3(1)米国CISAの取り組み」参照)。

#### (d)CISAの施策

CISAはEO 14028を含むBiden政権のサイバーセ



セキュリティ政策の実装、普及に加え、重要インフラの攻撃対策、ウクライナ侵攻における親ロシア勢力のサイバー攻撃対策等を主導している。

#### (ア)EO 14028の実装状況

EO 14028の要請について、CISAは2021年5月以降以下のような活動を行っている<sup>\*197</sup>。

- 連邦政府機関のセキュリティ現代化に関するクラウドセキュリティの強化支援

2022年6月23日、CISAはFedRAMP<sup>\*198</sup>等と共同でセキュアクラウド移行に関する政府機関向けガイダンス「Cloud Security Technical Reference Architecture (TRA)」の第2版を公開した<sup>\*199</sup>。

- ソフトウェアサプライチェーンセキュリティガイド策定に関する活動

2022年8～11月にかけて、CISAは国家安全保障局(NSA:National Security Agency)、国家情報長官室(ODNI:Office of the Director of National Intelligence)と共同でソフトウェアサプライチェーンセキュリティの推奨プラクティス(開発者向け、供給者向け、利用者向けの3部作)を公開した<sup>\*200</sup>。同時に、CISAはSBOMに関する啓発・コミュニティ構築も推進している<sup>\*201</sup>。

サプライチェーンセキュリティのガイドラインはNISTも公開している(「2.2.2(1)(c)(ア)セキュアなソフトウェア調達のための施策」参照)が、NISTのガイドラインがセキュリティマネジメントや管理策の体系化を意識してまとめられるのに対し、CISAのプラクティスは開発・提供・調達のフローごとの関係者・脅威・対策を明示する等、実践向きの構成となっている。

- サイバー安全レビューボード(CSRB:Cyber Safety Review Board)の設置<sup>\*202</sup>

CSRBは官民の有識者による重大イベントレビュー・対策検討機関として設置され、政府の機密情報へのアクセスが許可される。CISAを所管する国土安全保障省(DHS:Department of Homeland Security)は、2021年12月のApache Log4j脆弱性に関するCSRBのレビュー報告を2022年7月に公表した<sup>\*203</sup>。また同年12月2日、CSRBがハッカーグループLapsus\$の攻撃をレビューする、と公表した<sup>\*204</sup>。

- 脆弱性・インシデント対応手順書の策定  
特に政府機関の脆弱性・インシデント対応強化のために、2021年11月にCISAが脆弱性・インシデント対応手順書を策定した<sup>\*205</sup>。

#### (イ)ランサムウェア対策

CISAは連邦捜査局(FBI:Federal Bureau of Investigation)等と連携し、米国内のサイバー攻撃監視・犯罪者集団の動向追跡、アラート・注意喚起・対策指示を行い、WebサイトStop Ransomwareにて情報を公開している。2022～2023年のランサムウェアへの注意喚起には、2022年6月のデータ恐喝グループKarakurtの攻撃<sup>\*206</sup>、7月の北朝鮮によるヘルスケア機関を狙ったランサムウェアMaui<sup>\*207</sup>、2023年1月のランサムウェアCuba(12月のFBIによる注意喚起の続報)<sup>\*208</sup>、2月のVMware ESXiの脆弱性を狙ったランサムウェアESXiArgsのリカバリー方法<sup>\*209</sup>、同月の北朝鮮による重要インフラへの攻撃<sup>\*210</sup>、3月のランサムウェアRoyalの亜種による攻撃手口と対策<sup>\*211</sup>等が含まれる。

#### (ウ)政府システムの脆弱性可視化

2021年11月3日、CISAは既知の脆弱性悪用に関する重大リスク削減に関する拘束的運用指令(Binding Operational Directive)を発表した<sup>\*212</sup>。同指令は、CISAの「悪用された既知の脆弱性カタログ<sup>\*213</sup>」に基づき、政府機関が管理・運用委託している非機密(unclassified)システムの脆弱性管理手順の見直し・修正を求めるものである。各機関は同指令の実施状況を政府システムの資産状況可視化基盤(CDM Federal Dashboard)<sup>\*214</sup>を介して報告する、とされている。

2022年10月3日、CISAは連邦政府の業務を行う民間行政機関(FCEB:Federal Civilian Executive Branch)の非機密システムの脆弱性について、新たな運用指令を発行した<sup>\*215</sup>。各FCEBは2023年4月3日までにモバイルを含むIT資産の把握、CISAの要請を受けてから72時間以内の脆弱性列挙の開始と7日以内の報告を行う体制整備、CDM Federal Dashboardへの脆弱性自動登録等が求められる。連邦政府システム全体の脆弱性可視化・対策実施のシステム化がどのように進むか注目される。

#### (エ)ロシアが支援するサイバー攻撃への対応

ロシアに支援されたサイバー活動組織(以下、ロシア系ハッカー)に対し、CISAはFBI、NSA等と連携して監視を継続している。2022年2月15日時点で、CISAはすべての米国の組織に対してロシア系ハッカーの攻撃に備えるよう要請していた<sup>\*216</sup>。また2月16日、ロシア系ハッカーが少なくとも2020年1月から2022年2月まで、国防総省(DoD:Department of Defense)の防衛契

約事業者とそのサブコントラクターのコミュニティ(CDCs: Cleared Defense Contractors)を狙い、様々な手法で機密情報の窃取を行っているとし、CDCsに対策を求めた<sup>\*217</sup>。

ウクライナ侵攻開始直後の2月26日、CISAはFBIと共同で、ウクライナで使用された破壊的なウイルスWhisperGateとHermeticWiper、及びその防止策に関するアドバイザリを公開した<sup>\*218</sup>。更に3月2日、CISAはロシア系ハッカー等によるサイバー攻撃に対抗するサイト「SHIELDS UP<sup>\*219</sup>」を公開した。SHIELDS UPでは、基本的なセキュリティ対策のガイド、ランサムウェア対策、前述のCISA脆弱性カタログ、ロシア系ハッカーの個別攻撃の注意喚起等を掲載した。また4月22日公開の「Shields Up Technical Guidance<sup>\*220</sup>」では、民間監視機関がウクライナで観測したランサムウェア攻撃・破壊的攻撃が掲載された。この監視情報から、ロシア系ハッカーの攻撃が2022年1月15日から約2ヵ月間に集中していたことが推察される。

2022年3月21日、Biden大統領は国家のサイバーセキュリティに関する声明を発表し、すべての企業・組織がロシアのサイバー攻撃に備えるよう呼びかけた<sup>\*221</sup>。CISAは関連機関と連携した攻撃監視・対処、SHIELDS UPにおける情報発信により、対策司令塔の役割を果たしている。2023年4月初旬の時点で、米国の政府システム、重要インフラシステムへの深刻な攻撃被害はなく、CISA、FBI、NSA、更には民間事業者等の連携による対策が奏功していると思われる。

## (2) 国家安全保障に関する政策

2022年はウクライナ情勢に加え、台湾をめぐる中国との関係も緊張が深まった。ここではDoDのセキュリティ政策、対ロシア・ウクライナ政策、対中国政策について述べる。なお、ウクライナ・台湾、中間選挙・大統領選挙に関わる虚偽情報拡散、世論分断等の状況に関しては「3.4 虚偽情報拡散の脅威と対策の状況」を参照されたい。

### (a) DoDのセキュリティ政策

2022年のDoDの政策として注目されるのはウクライナ侵攻への対応である。侵攻開始前、2021年12月の時点からロシアによるウクライナへのサイバー攻撃は増加していた。このとき米国サイバー軍(CYBERCOM: United States Cyber Command)は、パートナー国家と連携してパートナーのネットワーク監視・防御を行うサイ

バーセキュリティ作戦 Hunt Forward Operation (HFO)を行うチームを編成、ウクライナ政府と連携し、同国の複数ネットワークの攻撃監視・対処に参画した<sup>\*222</sup>。HFOは、DoDの標榜する、悪意のサイバー活動をその元で妨害する(disrupt malicious cyber activity at its source)戦略「Defend Forward<sup>\*223</sup>」の一環であり、あくまで防御的な作戦としてウクライナの重要インフラシステムのリスク評価を主導、ロシアによる不正工作に先手を打って防いだ、としている。HFOのウクライナ支援活動は2022年3月まで続いた。詳細は公開されないが、CYBERCOMは他の政府機関、民間事業者等ともインテリジェンス情報共有等で連携したと思われる。

2022年12月23日、Biden大統領は2023会計年度(2022年10月～2023年9月)の国防関連予算を決定する国防授權法(NDAA 2023: National Defense Authorization ACT for Fiscal Year 2023)に署名した<sup>\*224</sup>。総額は8,579億ドルで、インフレの影響、国家防衛戦略との整合等から2022会計年度より約10%増となった。新型コロナウイルス対策費用(ワクチン接種等)が削減される一方、軍人とその家族の生活向上が考慮された。また2022年法案と同様に中国・ロシアとの戦略的競争、NATO諸国・インド太平洋地域との協調が活動の柱となり、ウクライナセキュリティ支援戦略(Ukraine Security Assistance Initiative)には8億ドル、太平洋抑止戦略(Pacific Deterrence Initiative)には2022会計年度71億ドルから大幅増額の約115億ドルが計上された。またCYBERCOMの海外パートナー連携活動(HFO)には4,410万ドルが計上された。

DoD自身のサイバーセキュリティに関しては、前掲のEO 14028と呼応したITインフラ・セキュリティ基盤の現代化(Modernization)、2021年11月に改訂されたサイバーセキュリティ成熟度モデル認証(CMMC 2.0: Cybersecurity Maturity Model Certification 2.0)<sup>\*225</sup>に基づく調達サプライチェーンのセキュリティ強化が継続している。このうち現代化について、DoDは2022年11月22日、ゼロトラストセキュリティの戦略とロードマップを公開した<sup>\*226</sup>。DoDはセキュリティ現代化のコアとしてゼロトラストアーキテクチャを重視しており、アーキテクチャのガイドラインSP 800-207で示された7原則に対応する要件45項目を具体化、5年で実現するロードマップを示している。

2023年4月6日、米国・NATOのウクライナ軍事支援に関するDoDの機密文書等がSNS上に漏えいした、と報道された<sup>\*227</sup>。この文書はウクライナ軍の状況分析

や作戦に関する米国インテリジェンス部門の関与を示し、ウクライナ軍の作戦行動にも影響が出たとされる。FBIは4月13日、機密文書へのアクセス権を持つ21歳の空軍州兵がゲーム仲間に意図的に文書を開示、漏えいに至ったとして同州兵を逮捕した<sup>\*228</sup>。DoDの機密文書管理・クリアランスの運用が改めて問われる深刻な事態となった。

### (b) 対ロシア・ウクライナ政策

2022年2月のウクライナ侵攻開始前後、米国はNATO諸国を中心とする欧州・日本等と連携し、ロシアに対する非難と制裁発動、サイバー防御を含むウクライナに対する軍事支援、避難民等への人道支援にまい進した。2022年5月までの米国の対外交渉やロシア制裁・ウクライナ支援については「情報セキュリティ白書2022<sup>\*229</sup>」の「3.4.1(4) 米ロ関係の悪化とウクライナ侵攻」を参照されたい。

2022年6月以降もBiden政権のロシアに対する強硬姿勢はゆるがず、以下を含む制裁を継続した。

- 2022年6月27日：ドイツ・エルマウサミット（「2.2.1(1)(d) エルマウサミット」参照）の首脳合意に基づくロシア防衛産業への規制強化・ロシア産の金の禁輸等<sup>\*230</sup>
- 同年7月14日：農産物の生産・販売・輸送は同制裁から除外されることを明確化<sup>\*231</sup>
- 同年9月30日：ロシアのウクライナ東南部4州併合に対する追加制裁。4州の住民投票・併合に対する9月23日のG7首脳声明に準拠<sup>\*232</sup>
- 同年12月22日：軍事支援を行うロシアの船舶関連事業者を追加制裁対象に指定<sup>\*233</sup>
- 2023年1月26日：民間軍事企業ワグネル（Wagner Group）を追加制裁対象に指定<sup>\*234</sup>
- 同年2月24日：侵攻から1年を経過し、第三国を経由して物資がロシアに流れ、制裁が形骸化しているとの懸念から、EUと協調してロシア支援団体等への制裁を強化<sup>\*235</sup>

Biden政権はまた、ウクライナに対し財政支援・武器支援を積極的に継続した。2022年12月21日、Biden大統領はワシントンD.C.にてZelenskyy大統領と会談、パトリオット防空システム配備を含む18億5,000万ドル規模の追加軍事支援を表明した<sup>\*236</sup>。同会談の直後に前述の2023年の国防授権法が議会承認されたが、ウクライナセキュリティ支援戦略費用（8億ドル）はBiden大統領の要求を5億ドル上回り、Zelenskyy大統領の目

的は果たされた形である。一方この結果は、ウクライナ4州併合の状態と和平交渉に臨みたいと考えていたVladimir Putin ロシア大統領には受け入れがたいものであり、更に長期の戦闘が予想される事態となった。米国は2023年2月14日、Blinken 国務長官が最大10億ドルの債務保証をウクライナに提供すると表明<sup>\*237</sup>、更に2月20日、Biden 大統領がウクライナ・キーウを電撃訪問してZelenskyy 大統領と会談、対空監視レーダーを含む装備品の追加供与、ロシアに対する追加制裁を公表した<sup>\*238</sup>。

以上のようにBiden政権のウクライナ支援・対ロシア強硬政策は徹底しているが、共和党議員から「ウクライナに白紙の手形を渡すべきでない」という声が上がリ、2022年11月の中間選挙<sup>\*239</sup>で共和党が勝利した下院では支援の見直しが始まっている<sup>\*240</sup>。2024年の大統領選挙をにらみ、Biden政権が現行の政策を維持できるのか、注目される。

### (c) 対中国政策

米国及び日本等では、ロシアのウクライナ侵攻が中国の台湾海峡における現状変更の野心にどう影響するかが懸念され、2022年の米中関係は緊張した。ウクライナ侵攻開始後も、中国政府高官は台湾海峡の法的な管轄権は自国が有すると発言、Biden 大統領も米国は台湾を守る、等と発言し、双方の意見は平行線をたどった。この中で米国議会幹部のアジア訪問が計画され、Pelosi 下院議長を始めとする下院議員団の台湾訪問、蔡英文総統との会談が具体化した。2022年7月28日、Biden 大統領は習近平国家主席と電話会談を行い、習主席はPelosi 議長の台湾訪問を始めとする米国の動きを「火遊び」と警告し、一つの中国の原則を尊重するよう求めた。Biden 大統領は一つの中国の原則は崩さない、としながらも台湾海峡の一方的な現状変更への反対を表明した<sup>\*241</sup>。直後の8月2日、Pelosi 議長は習主席の警告を無視する形で台湾を訪問<sup>\*242</sup>、態度を硬化させた中国は8月4日から台湾を包囲するような七つの海域で「重要軍事演習」を実施、1ヵ月で延べ中国軍300機が台湾との中間線を越えたという<sup>\*243</sup>。Pelosi 議長の台湾訪問は結果として、米国の台湾支援が議会とBiden 政権で一枚岩であること、中国が台湾侵攻を実行する軍事力を備えていることを国際社会に示すことになった。

こじれた米中関係の修復は、2022年11月14日のインドネシア・バリにおけるBiden・習近平会談で試みられ



た<sup>\*244</sup>。両首脳は台湾、ウクライナ、サプライチェーン、人権問題等で多くの意見の相違を抱えながらも「新しい冷戦は必要ないし、熱い戦いも考えていない」とし、「気候変動等に関する高官級協議を再開する」「より頻繁な連絡を行う」等で合意した。しかし、修復に向かうと思われた米中関係は2023年に入って表面化した「偵察気球」問題で頓挫した。米国上空で発見・追跡され、中国のものと推定された気球により、2023年2月3日、Blinken 国務長官の北京訪問は延期された<sup>\*245</sup>。Biden 大統領は米国本土上空で発見・追跡された気球の撃墜を命じ、同月4日、気球はサウスカロライナ州沖の大西洋上で撃墜された<sup>\*246</sup>。米国内にある「弱腰の対応」という批判に配慮したとの見方もある。中国政府は、気球は自国の科学研究を目的としたものとしたが、詳細は説明せず、撃墜に激しく抗議し、米国も中国上空に気球を飛ばしていると非難した<sup>\*247</sup>。

米中関係修復の機運は再度遠のき、2023年4月の時点で打開の糸口は見いだせていない。この間、習近平国家主席は3月10日の全国人民代表大会で国家主席3選を果たして国内の体制を盤石なものとし<sup>\*248</sup>、3月20日にはロシアを訪問、Putin 大統領と会談し、包括的なパートナーシップ、経済協力について合意した<sup>\*249</sup>。一方、ウクライナについての合意は表明されなかった。これらの動きから、中国がロシアと連携して米国に対峙する姿勢を鮮明にしたことがうかがわれる。米国だけでなく、日本・欧州各国もこの中国・ロシアの対抗姿勢にどう向き合うか、難しい対応が迫られる。

### 2.2.3 欧州の政策

2022年2月以降、欧州では新型コロナウイルスの感染状況が改善し、EU域外・域内の移動等に関する制限が段階的に解除された。ウクライナ危機に対しては、2022年2月22日、ロシアとの経済連携を深めていたドイツが北海のガスパイプライン Nord Stream 2 承認を凍結する<sup>\*250</sup>等、多くの国がロシアとの経済的決別を選択した。この結果、欧州はエネルギー価格高騰・インフレに直撃され<sup>\*251</sup>、新たな社会不安要因となった。この間、英国では2022年9月、10月に閣僚のスキャンダルや政策失敗により首相が交代（後述）、フランスでは2022年6月19日の議会総選挙で与党が敗北<sup>\*252</sup>、イタリアでは2022年10月22日に右派政党党首の Giorgia Meloni 氏が首相に就任<sup>\*253</sup>する等、各国の政権が不安定化し、欧州全体で結束したロシア対応・中国対応等が難し

くなりつつある。

以下ではこのような状況下における、英国を含む EU 諸国のセキュリティ・データ保護に関する動向について述べる。

#### (1) 英国の混迷

英国は Brexit から2年を経過したが、EU 離脱の負の影響である経済不振に悩んでいる。コロナ禍、及びウクライナ侵攻によるエネルギー価格高騰がそれに輪をかけたといわれる<sup>\*254</sup>。更に英国は、2022年中に首相が2回交代するという政治的混乱に見舞われた。

新型コロナウイルス対策をうまく乗り切ったかに見えた Boris Johnson 首相は、2020年のロックダウン期間中に首相官邸でパーティが繰り返されたとする Partygate 事件、自身が任命した閣僚の性的スキャンダル、及び議会の査問に対する首相自身の不誠実な対応により求心力が急速に低下<sup>\*255</sup>、主要閣僚が辞任する事態に発展した。2022年7月7日、Johnson 首相は与党・保守党党首の辞任を表明<sup>\*256</sup>、直後に首相職も辞した。同年9月5日、後任に新たな保守党党首 Elizabeth Truss 氏が選ばれた。Truss 首相は、9月8日、国民の不満要因となっている物価対策を説明した。電気ガス販売価格の上限設定等により、2年間家庭の光熱費を現状以内に抑えるとするもので、総費用は示されなかった。更に9月23日、Kwasi Kwarteng 財務相は、Truss 首相の公約であった減税による新自由主義的政策「mini-budget」を公表したが、財政悪化の懸念からポンドがドルに対して8%急落、9月28日にイングランド銀行が債権市場への介入を公表してやや沈静化<sup>\*257</sup>したが、ポンドや英国財政に対する信用は大きく棄損した<sup>\*258</sup>。この政策に対しては金持ち・金融機関優遇との批判が集中、Truss 首相は10月3日、政策の撤回に追い込まれ<sup>\*259</sup>、更に10月20日、辞任を発表した<sup>\*260</sup>。10月25日、Truss 前首相と党首を争った Rishi Sunak 氏が首相となった。金融市場は現実主義者と呼ばれる Sunak 首相を歓迎し、ポンド危機は沈静化した。

2023年に入り、Sunak 首相は2月27日、欧州委員会 (European Commission) の von der Leyen 委員長と共同で、Brexit で煩雑な処理が必要となっていた英国と北アイルランドとの間の通関手続きを簡易化する枠組み (Windsor Framework) について合意した、と発表した<sup>\*261</sup>。北アイルランドとの通関問題は Brexit の難しい宿題となっていたが、EU、英国双方の譲歩により解決に向けて前進したといわれる。更に英国は3月31日、



日本が推進する TPP (Trans-Pacific Partnership) に正式に加盟した<sup>\*262</sup>。Sunak 政権は Brexit 以降の体制を着実に固めていると思われる。

## (2) 新型コロナウイルスへの対応

2022 年、欧州の新型コロナウイルス対策は大きく緩和された。EU は域内の人の移動を安全に行うためのワクチン接種証明書 (EU Digital COVID Certificate: 通称、グリーンパス) を 2021 年 7 月 1 日に導入した<sup>\*263</sup> が、2022 年 1 月以降の感染者数の急減により、例えば英国では Johnson 首相 (当時) が 2 月 21 日に隔離政策の撤廃を公表<sup>\*264</sup>、フランスでは 3 月 14 日に飲食店等でのグリーンパス提示措置を解除<sup>\*265</sup> する等、各国で規制緩和が進み、2022 年夏には各国でほぼ規制が撤廃された。2022 年 12 月 13 日、欧州理事会 (European Council) はこの状況を追認する形で EU 域内への入域に関する規制の撤廃を勧告した<sup>\*266</sup>。グリーンパスのようなワクチン接種証明に基づく移動許可は、それを保持していない人の行動の規制につながるため、公平性が懸念され、導入に慎重な意見も多かった<sup>\*267</sup>。更に、隔離に代わりワクチン接種を前提とする施策に異を唱える意見が問題を複雑にし、各国は対応を迫られた (「情報セキュリティ白書 2022」の「3.4.2(2)(c) ワクチン接種義務化」参照)。EU はグリーンパス導入にあたり、人権や個人情報保護に配慮するよう勧告等を行ってきたが、公平性の問題が実際にあったのか等の検証は今後の課題である。

## (3) サイバーセキュリティ政策

欧州のサイバーセキュリティ政策は、欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関 (ENISA: The European Union Agency for Cybersecurity) が主導し、重要インフラに関する NIS 指令 (Network and Information Systems Directive)<sup>\*268</sup> の実装、あるいは EU 域内の製品・サービスのセキュリティを担保するサイバーセキュリティ認証スキームの構築等を中心として進められている。以下では、これらの施策の最新動向について述べる。

### (a) 重要インフラのセキュリティ規格改定

EU 域内の重要インフラシステムの統一セキュリティ規格である NIS 指令の改定作業が進められている。改定指令は「NIS 2」と呼ばれ、2021 年 10 月 28 日に欧州議会 (European Parliament) にて承認された<sup>\*269</sup> 後、欧州理事会にて詳細審議が進められた。改訂内容には重

要インフラシステムの多様化、リスク管理の効率化・厳格化等に関する以下が含まれる。

- 重大エンティティ (essential entity) と呼ぶ重要インフラの基幹サービス分野に行政、下水道、宇宙を追加
- 重要エンティティ (important entity) と呼ぶ分野に郵便、廃棄物処理、化学、食品、製造等を追加
- EU 加盟国間の効率的な組織協力の仕組みを策定
- 大規模インシデントに対する欧州サイバー危機連絡組織ネットワーク (EU-CyCLONe: European Cyber Crisis Liaison Organisation Network) を創設<sup>\*270</sup>
- インシデント等の報告義務の強化
- 違反行為に対する統合的な罰則の強化
- 規則適用対象に関する統一ルールと各国独自拡張ルールの規定
- 金融等の業界規則との整合

2022 年 5 月 13 日、欧州理事会・欧州議会は「EU 域内の高度共通セキュリティレベル」に関する対策で NIS 2 を適用することで合意し、EU-CyCLONe 創設も公表した<sup>\*271</sup>。NIS 2 の最終案は 2022 年 11 月 28 日、欧州理事会にて採択、成立した<sup>\*272</sup>。加盟国は施行後 21 ヶ月以内に国内規定を NIS 2 に準拠させるよう求められる。

### (b) サイバーセキュリティレジリエンス法案の検討

ENISA は 2021 年 5 月、IoT 機器を対象とするサイバーセキュリティ認証制度 (EU Cybersecurity Certification Framework) の候補スキーム (EUCC scheme: Common Criteria based European candidate cybersecurity certification scheme)<sup>\*273</sup> の改訂版を発行<sup>\*274</sup> し、EU 域内で統一した認証スキームによるセキュアな IoT 機器の普及を図っている (「情報セキュリティ白書 2022」の「3.4.2(3)(b) セキュリティ認証スキームとセキュリティ市場分析」参照)。一方で欧州委員会は 2022 年 9 月 15 日、デジタル製品のライフサイクル全般におけるサイバーセキュリティに関する「サイバーレジリエンス法案 (Cyber Resilience Act)」を発表した<sup>\*275</sup>。IoT 機器を含むハードウェア製品、ソフトウェア製品の製造・利用における脆弱性の排除、利用者の製品選定における十分なセキュリティ情報提供について製造者・配給者の責任を規定する法案であり、今後欧州理事会・欧州議会で審議される。同法案は、以下の内容を含む。

- デジタル要素を含み、ネットワークに接続されるあらゆる製品が対象となるが、医療・航空・自動車等、既

存の法制で要件が規定されている製品は除く。

- 重要なデジタル製品については、セキュリティリスクレベルを3段階に分け、レベルに応じたセキュリティ適合性評価(conformity assessment)を必須とする。
- 製造者は設計・製造におけるセキュリティリスク評価、顧客への情報提供、脆弱性対応支援を必須とし、サプライチェーン上の関係者もその役割を分担する。
- 悪用されやすい脆弱性が発覚した場合には24時間以内にENISAに報告する。
- 適合性評価機関の認定とその機関の監査は加盟国の責任で行う。
- 法案の実施状況は、加盟国が指定した市場監視当局(market surveillance authority)が監視する。市場監視当局は、重大なセキュリティリスクがあると考えられるデジタル製品に適合性評価を実施する。評価により、同製品が法案の要求を満たさないと判断された場合、是正措置、市場からの回収等が命じられる。製造者の年間売上げの2.5%を上限とする制裁金が科されることがある<sup>\*276</sup>。
- 重要デジタル製品リストの更新、法案の規格実装における詳細項目等の規定は欧州委員会が代行する。後者の詳細規定については、SBOMの利用、あるいは適合性評価における前掲のサイバーセキュリティ認証スキーム(EUCC)の利用等を含む。
- 法案の実施は法案発効から24ヵ月後、製造者に対する報告義務は発効から12ヵ月後とする。

同法案は「あらゆる重要なデジタル製品」が対象になっており、米国のEO 14028が「重要ソフトウェア」の開発、及び消費者向けIoT機器のセキュリティレベル等の施策(「2.2.2(1)(c)(ア)セキュアなソフトウェア調達のための施策」参照)に比べ包括的であり、IoT関連製品・サービスに関する様々な分野に影響を及ぼす可能性がある。欧州の消費者団体が賛同の意見を表明<sup>\*277</sup>する一方で、製品・サービス分野ごとの適合性評価方式の設計とコスト、加盟国の準備体制等に対する懸念も想定される。今後の審議が注目される。

### (c) ランサムウェア攻撃の状況

欧州においてもランサムウェア攻撃対策は2022年のサイバーセキュリティの中心課題となった。ENISAは2022年7月29日発行のランサムウェア脅威実態報告において、2021年5月～2022年6月に発生したランサムウェア事案623件を分析した<sup>\*278</sup>。分析によれば、ラン

サムウェアは進化・効率化を続け、より破壊的になり、毎月10テラバイト以上のデータが窃取され、そのうち58.2%がGDPR(General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)の保護対象となる個人データであった。また事案の95.3%で侵入経路が不明であり、関係組織の60%以上が身代金を支払った可能性があるという。分析対象期間のランサムウェア事案件数は3,640件と見積もられ、公表されない事案が多数ある等の深刻な状況が示された。欧州の国別被害件数ではドイツ、フランス、イタリアが突出した。攻撃者別件数ではロシア系ハッカーのConti及びLockBitが突出、また発生時期については2022年3～4月が突出し、ウクライナ侵攻の影響をうかがわせた。これらの結果から、ENISAはランサムウェア対策の基本を改めて強調するとともに、被害発生時には政府関係機関と協力し、攻撃者と交渉しないことを重ねて要請し、No More Ransom Project<sup>\*279</sup>等の支援を受けることも助言した。

### (d) データ利用とガバナンスに関する規格策定

欧州委員会は2020年2月、デジタルデータ戦略を発表、欧州がデータ駆動型社会をリードし、域内の自由なデータ流通、公平・公正なデータアクセスによる単一デジタルデータ市場を確立する、とした<sup>\*280</sup>。2022年はこの戦略に沿った規格策定が相次いだ。2022年2月23日、同委員会は公平なデータへのアクセス及び利用実現のためのデータ法(Data Act)を承認した<sup>\*281</sup>。ベンダーが利用するIoT機器生成データへの機器利用者のアクセス、データ共有契約における不利益是正、公共団体の緊急時民間データ利用等が規定され、EU市民の不利益にならないデータ利用が強く意識されている。更に2022年5月16日、欧州理事会はデータガバナンス法(Data Governance Act)を承認した<sup>\*282</sup>。同法は公共団体の保有する一部データの機密性・プライバシーを保護し、研究開発等における安全な再利用を規定するもので、新しいデータ仲介ビジネスにつながる事が期待されている。

以上のデータ利用とガバナンスに関する規格は、2022年11月1日に発効した、大規模オンラインプラットフォーム事業者(gatekeeper)の不公正・独占的な慣行等に規制をかける「デジタル市場法(DMA: Digital Markets Act)<sup>\*283</sup>」、及び同月16日に発効した、gatekeeperの違法コンテンツ配信、レコメンデーションやオンライン広告に関する情報開示、利用契約の透明性・救済等に対する責任を明確化する「デジタルサービス法(DSA:

Digital Services Act)<sup>\*284</sup>」とともに、これまで圧倒的に gatekeeper が優位だったデジタル市場の公平・公正な統制の枠組みを構成する (DMA、DSA の策定については「情報セキュリティ白書 2022」の「3.4.2 (4) (a) インフォデミックに関するガバナンス」参照)。

例えば DSA は、急速に問題化している虚偽情報 (Disinformation) への対応を gatekeeper に義務化し、違反があった場合、全世界売り上げ高の 6% を上限とする制裁金を科すとしている。更にウクライナ侵攻を受け、テロ・戦争等の危機的状況における情報操作への対応として、欧州委員会が必要な措置を求めることができる「危機対応メカニズム」が盛り込まれた<sup>\*285</sup>。しかし、こうした罰則について実効性がどこまであるのかは疑問との見方もあり、欧州委員会が gatekeeper の事業をどこまで厳格に監視するのか、注目される。

#### (e) AI 法の策定

2021 年 4 月 21 日、欧州委員会が公表した AI の安全で合法的な利用に関する規則「Artificial Intelligence Act<sup>\*286</sup>」(以下、AI 法) は、AI 利用における人権侵害・健康被害等のリスクに応じ、違反行為に罰則が科せられることから、リスクカテゴリーの妥当性・運用性について各方面で大きな論議を呼び、2022 年も継続して審議が続いた。

AI 法が規定するリスクカテゴリーは四つあるが、制裁を伴うものは以下の二つである。

- 許容できないリスク (Unacceptable risk)  
「個人が知覚できないサブミナル技術の悪用」「子供や精神障害等の脆弱性の悪用」「個人の信用評価等の悪用<sup>\*287</sup>」「法執行におけるリアルタイム生体識別」が例示され、利用は禁止される。
- ハイリスク  
「個人の生体識別」「重要インフラ管理・安全確保」「学生の成績評価」「被雇用者の管理・業績評価」「受給資格審査・与信評価」等が例示される。リスクの高い AI (以下、ハイリスク AI) の提供者・利用者にそれぞれ提供・利用の義務規定が課されるが、提供者側の責任が大きい。

上記のカテゴリーの規定に違反した場合、制裁金が科される。義務規定、制裁金の設計等については GDPR 等の EU 既存法制との整合が重視され、制裁金が巨額 (最大で 3,000 万ユーロまたは全世界売上高の 6% のうち高い金額) になる可能性がある。

民間事業者・団体等は同法案に対し、「EU 市民の人権と安全を守りつつ、EU の AI 利用における市場競争力を担保する」方針には賛成としながらも、以下のような疑問を呈し、不必要な統制をしないよう改善を求めてきた<sup>\*288</sup>。

- リスクカテゴリーのスコープ (範囲) が広すぎる。
- AI システムの定義が広すぎる。統計的手法を利用したシステム、という定義では多くのソフトウェアシステムが規制対象となる可能性がある<sup>\*289</sup>。
- 標準等で規定されていない部分の実装が難しい。
- 利用分野によっては過剰な法制の適用や既存法制との矛盾が生じる。
- AI 事業者はスタートアップが多く、義務履行の負荷が大きいことが懸念される。
- AI のステークホルダは EU にとどまらず、国際的な協調が必要である。

上記の懸念について欧州理事会・欧州委員会が検討を続け、2022 年 11 月 25 日、欧州理事会は修正案を公表した<sup>\*290</sup>。修正案には以下のような改訂が含まれる。

- AI システムの定義を機械学習・論理ベース・知識ベースを利用するシステムに狭める。
- 許容できないリスクの例示に信用スコア (social scoring)、社会的・経済的に弱い立場の人の搾取を含める。
- ハイリスク AI カテゴリーに共通の上位レイヤーを設け、人権侵害等のリスクが小さいシステムが含まれないようにする。
- ハイリスク AI システムについて、データや技術等の要件が過負荷にならないように記載を見直す。サプライチェーン上の責任分担も明示する。
- 多様な目的に用いられる AI (general purpose AI) の利用、及び当該 AI がハイリスクシステムに利用される場合の要件を新たに規定する。同規定は直接の適用よりも、コンサルティングやリスクアセスメントによる運用を想定する。
- 非営利・研究目的の AI システムは透明性に関する規定以外は適用除外とする。また、法執行目的の顔画像認識等の AI システム利用については機密保護に配慮する。
- AI システムの適合性評価、市場監視に関する規定を明確化・簡易化する。

AI システムの絞り込み、ハイリスク AI システムの規



定適用について改善が図られたことがうかがわれる。今後は欧州議会の審議にはいり、2023年中の同法案成立を目指すものと思われる。なお、国際連携については未知数な部分が残っている。米国では2022年10月、Biden政権が「AI権利章典(AI Bill of Rights)」を公開、国民の人権保護と民主的価値推進のために、AIシステム(同権利章典ではautomated systemsと表現)の構築・統制で守るべき5原則を示したが、まだ宣言レベルにとどまっている<sup>\*291</sup>。

#### (4) GDPRの運用状況

GDPRの運用は2018年5月の発効から5年以上を経過し、2021年に引き続き厳格に適用されている。

##### (a) 米国と欧州の個人データ移転の新たな枠組み

2020年7月16日、欧州司法裁判所は、米国の個人データ保護は米国政府による監視等の可能性からGDPRと同等のレベルになく、包括的データ移転の枠組みである「プライバシーシールド」は無効との判断を示した<sup>\*292</sup>。欧州委員会・米国政府はこれに代わる枠組みを協議した結果、2022年3月25日、米国の監視活動に対する制限を強化した新たな「大西洋横断データプライバシーフレームワーク」の合意が発表された<sup>\*293</sup>。同フレームワークには、米国政府の通信監視が許可される条件、EU市民が不当な監視を受けたと主張する場合の救済措置等が明記された。2022年10月7日、Biden大統領は同フレームワークを履行するための大統領令に署名した<sup>\*294</sup>。欧州委員会はこれを受けて2022年12月13日、米国の個人データ保護施策がEUと同等であるとする十分性認定(adequacy decision)の受け入れ手続きを開始する、と発表した<sup>\*295</sup>。米国の安全保障上必要な監視と、欧州のEU市民の権利保護を両立させた形で、双方が歓迎する結果となった。

##### (b) GDPR違反の状況

国際法律事務所DLA Piperの調査によれば、2022年1月28日から2023年1月25日までのGDPR違反の制裁金総額は約16.4億ユーロとなり、2021年1月28日から2022年1月18日の間の制裁金総額(約11億ユーロ)の約1.5倍となった<sup>\*296</sup>。欧州データ保護委員会(EDPB: European Data Protection Board)が制裁金の高額化を度々要請し、各国のデータ保護機関(DPA: Data Protection Authority)も高額制裁に躊躇しなくなったこと等が背景にあるとされる。また2021年

から続く傾向として行動ターゲティングを含む広告技術関連の違反が高額制裁の対象となった。例えばアイルランドのデータ保護機関であるDPC(Data Protection Commission)は2023年1月4日、Meta Platforms, Inc.(以下、META社)に対し、Facebookのターゲティング広告に関する個人データ利用違反に2億1,000万ユーロ、Instagramの同様な違反に1億8,000万ユーロの制裁金を科し、更に同社の業務プロセスを3ヵ月以内に改善するよう命じた<sup>\*297</sup>。META社はこれに抗議したが、2021年のGDPR違反制裁金7億4,700万ユーロに続く打撃であり、同社の欧州でのビジネスに影響が出ると思われる<sup>\*298</sup>。

一方で、2022年1月28日から2023年1月25日までの違反届出件数は約10万9,000件で、運用を開始した2018年以来初めて減少に転じた(2021年の件数は約12万件)。届出後の対応の負担に対する警戒感が反映している可能性もある。

前述のMETA社の事案以外の高額な制裁事案としては以下がある。

- 2022年5月18日、スペインのデータ保護機関であるAEPD(Agencia Española de Protección de Datos)は、Google LLC(以下、Google社)に対して、研究目的でGoogle社の提供するサービスのアクセスデータを収集するプロジェクトに関して、サービス利用者の承諾なしでプロジェクト参加条件調整に関わる個人データをプロジェクト関係者に送付したことがGDPR違反にあたる、として1,000万ユーロの制裁金を科した<sup>\*299</sup>。
- 2022年9月5日、アイルランドのDPCはMETA社に対し、Instagramにおいて未成年の個人データが無条件に開示される、等のGDPR違反があったとして4億500万ユーロの制裁金を科した。多数の子供のデータが暴露された事案としてEDPBが高額制裁を求めたケースである<sup>\*300</sup>。
- 2022年10月17日、フランスのデータ保護機関であるCNIL(Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés)は、AIサービス事業者Clearview AI Inc.に対し、公開プラットフォームから収集した200億の顔画像データベースに紐づく個人データの扱いが不正であること、また顔画像に対するデータ主体の権利が行使できないこと等がGDPR違反にあたるとして2,000万ユーロの制裁金を科した<sup>\*301</sup>。
- 2022年11月25日、アイルランドのDPCはMETA社に対し、Facebookの個人データ保護対策に不備



があり、ハッキングプラットフォームにデータが流出、5億3,300万人に影響した、等がGDPR違反にあたるとして2億6,500万ユーロの制裁金を科した<sup>\*302</sup>。

- 2023年4月4日、英国のデータ保護機関であるICO (Information Commissioner's Office)は、TikTok.comに対し、13歳未満の100万人以上の子供が親の同意を得ずにTikTokを利用し、それらのデータを削除する機能を提供していないこと、また利用者データの収集・利用に関する情報を提供していないことがGDPR違反にあたるとし、1,450万ユーロの制裁金を科した<sup>\*303</sup>。

## (5) 安全保障政策の状況

欧州はウクライナ侵攻以降、NATO諸国を中心としてロシアに対し非難・制裁の姿勢を維持し続けている。天然ガスパイプラインプロジェクトNord Stream 2を凍結し、エネルギーの脱ロシア化を図ったドイツの決断が大きいと思われるが、エネルギーや経済でロシア・中国に依存する国と、特にバルト海沿岸で旧ソ連の統制や脅威に対峙してきた国とでは意見の相違が大きい。例えば石油資源のほとんどをロシアに依存するハンガリーはEUの石油全面禁輸措置に反対、EUはこれに配慮する形で2022年6月3日の制裁措置発表において、パイプライン経由の石油輸入を除外した<sup>\*304</sup>。

中欧諸国等、ロシア制裁が欧州経済にマイナスと考える国があり、またエネルギー価格高騰で景気が減速する中、実効性のある制裁は難しくなり、ロシアとの関係は膠着している。2022年3月発動の制裁措置で注目された、国際銀行間通信協会(SWIFT:Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)からのロシア金融機関の排除は、ロシアと取引を行う各国への影響に配慮して限定的である<sup>\*305</sup>。また2022年12月5日、EUは第8次制裁パッケージに基づき、ロシアが輸出する原油価格の上限を1バレル60ドルとした<sup>\*306</sup>。この上限は実際の原油価格との乖離を小さくし、市場に混乱を招かないという妥協によるもので、より厳しい上限を望む加盟国もある。しかし、EUはこうした制裁は確実にロシア経済に打撃を与えたとしており<sup>\*307</sup>、制裁が継続すれば中長期的にはロシアの国力が低下すると考えられる。一方で、ロシアが中国等と連携し、米国・EU主導の経済システムとは独立した経済システム構築に進む契機となる可能性が考えられる。

軍事的には、欧州各国はウクライナの反撃に向けた戦車等の武器提供が相次いだ。2023年1月16日、英

国はチャレンジャー2戦車のウクライナ提供を表明<sup>\*308</sup>、ウクライナ兵に訓練を実施した。これに呼応するように、武器提供に慎重だったドイツも同年1月25日、レオパルト2戦車を提供すると発表<sup>\*309</sup>、3月にはウクライナに戦車が引き渡された。これらの武器供与は2023年春から想定されるウクライナの反撃を可能な限り支援する意思の現れと思われる。

2023年4月4日、フィンランドは正式にNATOに加盟した<sup>\*310</sup>。NATO加盟国であるトルコがクルド人勢力への対応に条件をつけていたが、フィンランドはトルコの要請に応じて加盟にこぎつけ、同じく加盟を表明していたスウェーデンは調整がつかず、フィンランド単独での加盟となった。単独ではあっても、ロシアと長大な国境を接するフィンランドのNATO加盟は欧州の安全保障体制の大転換であり、ウクライナ侵攻を企図したPutin政権の最大の誤算といえる<sup>\*311</sup>。欧州各国は戦争の早期終結の思惑がありながら、ロシアとの厳しい対峙が続くこととなる。

2023年4月5日、Macronフランス大統領、von der Leyen欧州委員会委員長が中国を訪問、習近平国家主席と3者会談を行った<sup>\*312</sup>。米中関係は厳しい状況にあるが、EUと中国は経済面で相互の関係を修復したい思惑があり、中国は両者の訪問を歓迎した。EUは、対ロシアでは米国と協調するものの、中国にはロシアに対するけん制役となってほしいとの思惑があるとみられる。一方中国は、フランスが国連常任理事国であることから、世界の多極化に向けた連携関係を築きたいとの思惑があるとみられる<sup>\*313</sup>。こうした中国との関係修復は想定されていたが、Macron大統領は訪中の帰路、記者インタビューで「欧州は台湾問題について米国に追従して深入りすべきでない」と発言した<sup>\*314</sup>。これは米国との新たな確執を生むのではないかと、との懸念が出ている。

### 2.2.4 アジア太平洋地域でのCSIRTの動向

サイバー攻撃による被害の未然防止や、迅速なインシデント対応のために、National CSIRT<sup>\*315</sup>は、いち早く情報を入手・分析し、自国内の関連組織や自国民に対して適切に情報を伝達・公開することで、その国における情報セキュリティ対策活動の向上に取り組んでいる。アジア太平洋地域の多くの国においても、National CSIRT(以下、CSIRT)が既に設立され運用されている。各国のCSIRTは、自国内のセキュリティ対策強化に加えて、同地域のパートナーとも脅威情報の共有や技術交

流を行う等、国際連携を通じて地域のサイバーセキュリティ能力の強化に取り組んでいる。本項では、主にアジア太平洋地域における各国のCSIRTの機能強化やインシデント対応の取り組みに関する動き、CSIRT間の相互連携の実態について述べる。

### (1) CSIRTの機能強化の動き

アジア太平洋地域における各国・地域のCSIRTの機能強化の動きについて述べる。

#### (a) インド

2022年4月28日、CERT-In (Indian Computer Emergency Response Team: インドコンピュータ緊急対応チーム)が、情報セキュリティの実践や対応、セキュリティインシデントの報告等について情報技術を取り扱う組織が守るべき要件をまとめた指令<sup>※316</sup>を発行し、2022年9月25日付で全面的に施行した。本指令は、2000年情報技術法第70B条6項の規定に基づき、CERT-Inがインシデントの情報収集・分析・通知を円滑に進めることを目的として、情報技術をまったく利用していない組織を除く、ほぼすべての法人組織や政府機関におけるインシデント対応に関する義務を示したものである。サイバーセキュリティインシデントを検知・認知した際は、6時間以内にCERT-Inへ報告するよう本指令では求めている。報告すべきインシデントとして、ITシステムやデータへの不正アクセス、Webサイトの改ざんや悪意のあるコードの挿入、ITネットワークやシステムに対するスキャン、DDoS攻撃、フィッシング攻撃等を含む20項目にわたる幅広い攻撃や脅威を挙げている。また、ICTシステムのログを国内で180日間保存することも義務付けており、インシデントが起きた場合、対象となる組織はCERT-Inの要求に応じてログを提供しなければならない。指示に従わなければ法に基づいて処罰される可能性がある。

CERT-Inは、本指令に基づいて迅速なインシデント対応を行うことで、国家の安全保障や防衛、犯罪活動の防止等、自国内のサイバーセキュリティを総合的に強化することを目指している。

#### (b) ベトナム

VNCERT (VietNam Computer Emergency Response Team: ベトナムコンピュータ緊急対応チーム)を統括する情報通信省(MIC: Ministry of Information and Communications)が、2022年8月10日付けで、

サイバーセキュリティ戦略(2025～2030年)を承認したことを公表した<sup>※317</sup>。2030年までに、サイバーセキュリティを確保するための国家の能力を強化し、サイバー空間におけるリスクと課題に積極的かつ自立的に対応する準備を整えることを目標としている。目標達成に向けて具体的に取り組むタスクとして、党の指導的役割の強化やサイバーセキュリティ政策と法律の整備、サイバーセキュリティ意識や能力の向上、サイバー空間における国家主権の保護、国際協力の強化等の12項目を挙げている。なかでも国家のサイバーインフラストラクチャのセキュリティ確保と、11の重要分野における情報システムの保護に重点を置くことを強調した。詳細な実行目標として、重要分野における情報システムの所有者がセキュリティ確保のための計画を策定することや、少なくとも年に1回は訓練や検査を行うこと等を掲げている。

本戦略では、公安省(MPS: Ministry of Public Security)、防衛省(MOND: Ministry of National Defence)、情報通信省等関連する政府機関の機能と役割についてもタスクごとに整理されている。情報通信省のタスクとしては、11の重要分野の緊急対応チームの編成や、国家サイバー情報セキュリティインシデント対応ネットワークの構築、インシデント対応の指導や促進、インターネットユーザーの情報セキュリティ意識やスキルを高める活動の実施等が挙げられた。国際協力については、各国との間の協力関係の強化、国際法及び国際基準の策定への参加等、外交活動を積極的に推進するほか、地域内の国や戦略的パートナー国と、国境を越えたサイバー攻撃が発生した場合の情報共有や相互支援等の対応にも力を入れている。

#### (c) トンガ

2022年3月14日、CERT Tonga (Tonga's National Computer Emergency Response Team: トンガコンピュータ緊急対応チーム)が、ニュージーランド政府及びCERT NZ (Computer Emergency Response Team New Zealand: ニュージーランドコンピュータ緊急対応チーム)の協力を得て、サイバーセキュリティ人材開発プログラム(CWDP: Cybersecurity Workforce Development Program)を立ち上げたことを発表した<sup>※318</sup>。本プログラムを立ち上げた背景として、サイバーセキュリティ分野における熟練した人員が不足していることを挙げ、CWDPを通じてサイバーセキュリティの問題に対処する人員の実践的なスキル構築を目指すとしている。CERT Tongaでは、短期契約または出向という形態で、経験豊富な

運用スタッフを対象とした職位と、新卒者等の経験の浅いスタッフを対象とした職位を用意し、情報及び経験の共有や実地訓練を行うことで、サイバーセキュリティ人員の能力を強化する。CERT NZ は、投資面やニュージーランドを拠点とする専門家との連携、メンターシップ交換等の支援を行う。

CERT NZ のディレクター Rob Pope 氏は、CERT Tonga における CWDP の取り組みは、サイバー攻撃に対する集団的防御の強化を目指す太平洋地域すべてのパートナーにとって有益であると述べている。また、本取り組みが成功し、太平洋諸国のほかの地域でも同様のイニシアティブが構築されることに期待を寄せている。

#### (d) オーストラリア

オーストラリアで CSIRT の機能を担う ACSC (Australian Cyber Security Centre: オーストラリアサイバーセキュリティセンター) が、国内の企業がセキュリティ対策やインシデント対応を円滑に進めるための指針となる様々な文書を公開している。

その例として、2022 年 7 月 12 日に、サイバーインシデント対応計画 (CIRP: Cyber Incident Response Plan) のガイダンスと、インシデント対応を始めるにあたって利用するチェックリストを公開した<sup>\*319</sup>。ACSC は、インシデント対応では、組織独自の事業環境や優先事項、資源、義務等の状況や、国で定められた規則に基づき調整を行う必要があると指摘している。本ガイドラインは、そうした各組織の状況に応じた CIRP を策定することを支援するために作成されたもので、サイバーインシデント発生時に組織が迅速かつ効果的な対応を実現できることを期待している。ガイダンスでは、インシデント対応に必要な手順、インシデント対応管理に必要な人員やチームの役割・責任・権限、内部及び外部とのコミュニケーションプロセス、法律及び規制の遵守要件、事後対応等について解説している。また、インシデント対応プロセスを、準備、検知・調査・分析、封じ込め・証拠収集・修復、復旧・報告、学習と改善の 5 段階に分類しており、チェックリストでは、それぞれの段階に応じた組織の準備状況を確認するためのチェック項目が用意されている。

また、ACSC は 2022 年 11 月 23 日に、脆弱性開示プログラム (VDP: Vulnerability Disclosure Programs) の解説書<sup>\*320</sup> を公開した。VDP とは、組織の内部または外部の人間によって発見されたセキュリティ上の脆弱性を特定、検証、解決、報告するために設計されたプロセス及び手順である。本書は、あらゆる規模の組織

が VDP を策定、実施、維持するために必要な情報をまとめている。例えば、内部で脆弱性調査を行う場合の方針策定や、外部から脆弱性を報告された際の対応方針策定の方法、脆弱性公表で記述すべき内容等を示している。そのほか、組織的な対応の一つとして、セキュリティ研究者等から脆弱性の報告を受けるために、組織がどのような方法を希望しているかを示す security.txt ファイルを Web サイトに設置することを推奨している。ACSC は、責任ある協調的な情報開示の考え方に基づく VDP の実施は、組織の製品やサービスのセキュリティ向上につながるだけでなく、製品の使用に関連する潜在的なリスクについて顧客へ通知する一助になると説明している。

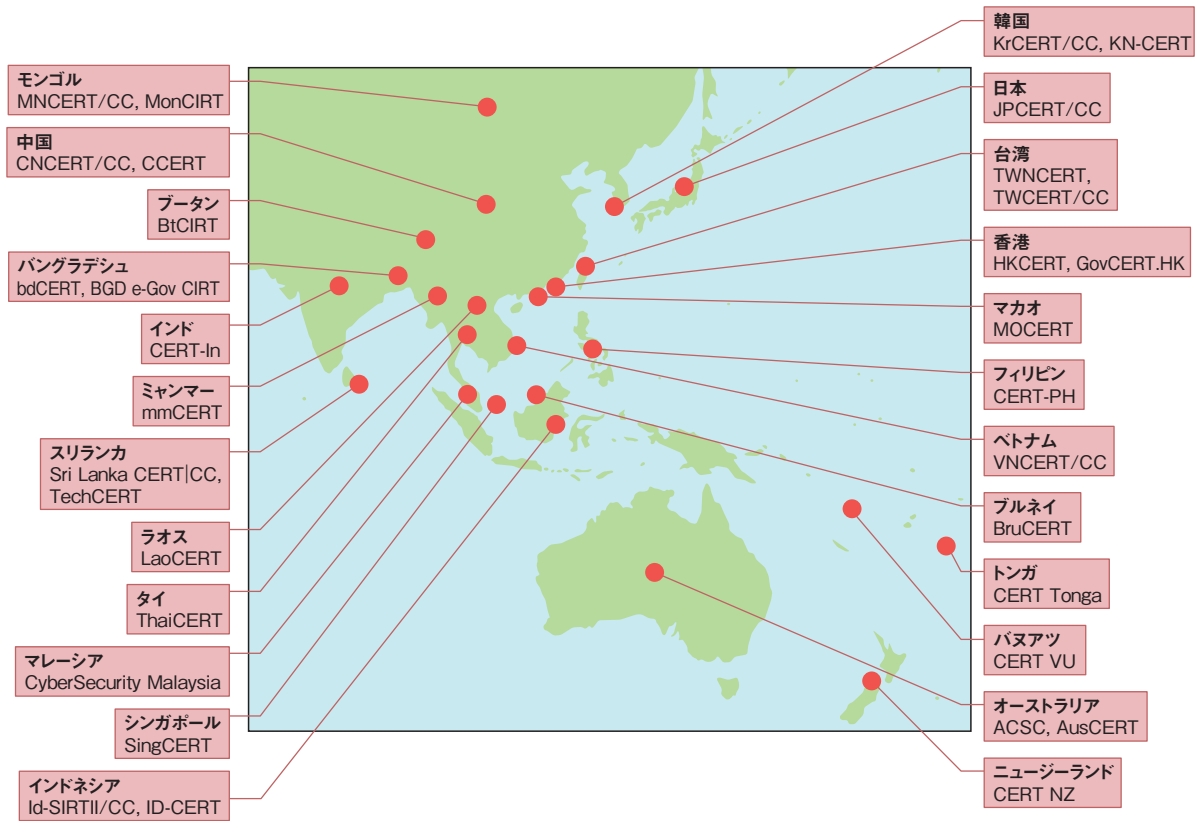
## (2) アジア太平洋地域の CSIRT 間連携

アジア太平洋地域全体の CSIRT からなるコミュニティとして、APCERT (Asia Pacific Computer Emergency Response Team: アジア太平洋コンピュータ緊急対応チーム)<sup>\*321</sup> があり、地域内で発生したインシデント対応における連携の円滑化や、サイバー脅威等に関する情報共有・技術交流の推進を目的に活動している。2003 年の設立当初、参加メンバーは 12 の国・経済地域の 15 チームだったが、地域内で CSIRT の立ち上げが進んだことや、CSIRT コミュニティへの参加を通じた情報共有等の重要性が高まったことから年々メンバーが増えている。2022 年 6 月にはバヌアツから新たに 1 チームが加盟し、2023 年 3 月末現在、24 の国・経済地域の 33 チームが、オペレーショナルメンバーとなっている (次ページ図 2-2-1)。

JPCERT/CC は、2003 年の APCERT 設立当初から事務局を務め、運営委員会の一員として組織運営を支えている。また、JPCERT/CC が主導するネットワーク定点観測共同プロジェクト「TSUBAME」に参加する APCERT メンバーも多く、APCERT 内にワーキンググループを設けて、センサーを用いたサイバー脅威動向の観測や情報共有を推進してきたが、2023 年 3 月末で APCERT 内での TSUBAME ワーキンググループの活動を終えた。

APCERT の主な活動は、年次サイバー演習の実施、年次報告書の発行及び年次会合の開催である。2022 年のサイバー演習は、「Data Breach through Security Malpractice (セキュリティ上の不備による情報漏えい)」をテーマに実施された<sup>\*323</sup>。同演習には、APCERT のオペレーショナルメンバーのうち合計 21 の国・経済地域か





■ 図 2-2-1 APCERT オペレーションメンバー (2023年3月末現在)  
 (出典)APCERT「Member Teams<sup>\*322</sup>」を基にIPAが編集

ら25チームが参加した。年次報告書は、APCERT全体の活動に加えて各チームの組織概要や、対応したインシデント統計等をまとめた文書で、Webサイトで公開されている<sup>\*324</sup>。2022年のAPCERT年次会合は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前回に引き続き10月にオンラインで開催された。マレーシアのCyberSecurity Malaysia<sup>\*325</sup>が議長に、中国のCNCERT/CC<sup>\*326</sup>が副議長に、ACSC<sup>\*327</sup>、KrCERT<sup>\*328</sup>、TWNCERT<sup>\*329</sup>が運営委員にそれぞれ再選された。

APCERTでは能力開発の取り組みとして、電話会議システムを利用して、インシデント対応に関するノウハウを教えるオンライントレーニングを2014年以来継続している。新型コロナウイルス感染拡大が続き、対面でのトレーニング開催が困難な中でも、こうしたオンラインで連携する取り組みを継続している。

そのほか、この地域におけるCSIRT間連携の取り組みとして、ASEAN加盟国によるASEAN CERT (ASEAN Regional Computer Emergency Response Team: ASEAN地域コンピュータ緊急対応チーム)の

設立に向けた準備が進んでいる。シンガポールのCSA (Cyber Security Agency of Singapore: シンガポールサイバーセキュリティ庁)の発表<sup>\*330</sup>によると、2022年1月の第2回ASEANデジタル大臣会合で、ASEAN CERT設立に向けた文書が提出され承認された。現在、CERT設立の目的、範囲、構成、パートナー、機能、仕組みの概要を示す運用フレームワークの構築に取り組んでおり、2023年または2024年ごろの設立を目指している。同CERTは、加盟国のCSIRT間の調整と情報共有を促進し、急速に発展するサイバー環境に対応するASEANの全体的なサイバーセキュリティ態勢と運用の即応性を強化することを目標としている。

このように、アジア太平洋地域の各国におけるCSIRTの機能強化に加えて、APCERTやASEAN等の国際的な団体が、CSIRTの活動を後押しする取り組みを進めている。今後、地域のCSIRT間の連携がより進むことで、地域全体のサイバーセキュリティ能力の強化や進展につながる事が期待される。



## 2.3 情報セキュリティ人材の現状と育成

国内のサイバーセキュリティに関わる人材は質的にも量的にも不足しており、人材育成は各界が協力して解決すべき問題である。教育の充実、高度な人材の育成・確保、セキュリティ人材が将来にわたって活躍できる社会環境の整備等、様々な課題が挙げられている。本節では、産学官における人材育成の取り組みについて述べる。

### 2.3.1 デジタル人材としての情報セキュリティ人材育成

コロナ禍により世の中のデジタル化が加速するとともに、DXを推進する中で、デジタル人材不足が大きな課題として認識されてきている。2021年9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」においても「DX with Cybersecurityの推進」がうたわれ、経済産業省の「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き 第2.0版<sup>※331</sup>」においても「プラス・セキュリティ」を定義し、DX推進におけるセキュリティ関連人材をITSS+（セキュリティ領域）<sup>※332</sup>に組み込んできた。

(ISC)<sup>2</sup> (International Information System Security Certification Consortium) が発行した「(ISC)<sup>2</sup> Cybersecurity Workforce Study 2022<sup>※333</sup>」では、日本における2022年のサイバーセキュリティ関連従事者は約38.8万人と推定され、40.4%増加しているが、サイバーセキュリティ人材の不足は5.6万人で、前年よりも37.9%不足数が増加している。これには、IT・セキュリティベンダー等の専門的なセキュリティ人材、企業情報システム部門等のセキュリティ人材以外に、DXを推進する中でセキュリティ人材が求められる領域が広がっていることが大きな要因と推測される。

この状況に対して政府は、2022年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2022<sup>※334</sup>」(骨太の方針)の「新しい資本主義に向けた改革」の「デジタル田園都市国家構想」において、2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する取り組みを推進する、という方針を打ち出している。デジタル推進人材の五つの人材類型の一つとしてサイバーセキュリティ人材が挙げられている。本項では、主にDX推進の一翼を担うサイバーセキュリティ人材に着目して、育成の取り組みを解説する。

### (1) デジタル田園都市国家構想におけるデジタル人材の育成・確保

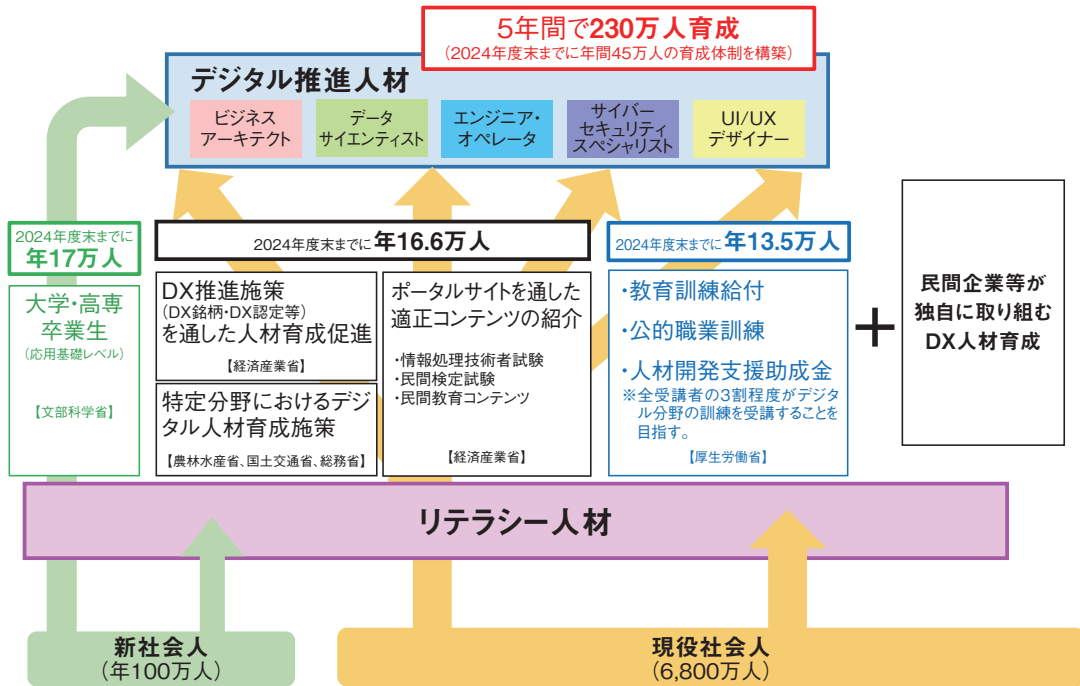
「デジタル田園都市国家構想」では、デジタル社会を実現するために必要なデジタル推進人材の育成目標を掲げている。現在の労働人口(6,800万人)と現在の情報処理・通信技術者の人数(約100万人。「平成27年国勢調査<sup>※336</sup>」結果)から算出して、政府全体でデジタル推進人材に関して、2024年度末までに年間45万人育成する体制を整え2022年度から2026年度末までに230万人の育成を目指すこととしている。その実現に向けては、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等の関係省庁が連携して各種施策を実施していくこととなっており、経済産業省ではデジタル人材育成プラットフォームの構築等を通じて貢献していくこととしている(次ページ図2-3-1)。

デジタル人材育成プラットフォームは、三層からなる(次ページ図2-3-2)。第一層として、オンライン教育サイト「マナビDX(マナビ・デラックス)<sup>※337</sup>」をIPAが提供しており、個人や企業が人材の能力向上のために選択し自ら学習できる各種のデジタル教育コンテンツの一元的な提示を実施している。

すべてのビジネスパーソンが身に付けるべき能力・スキル定義として、「デジタルスキル標準」の「DXリテラシー標準<sup>※339</sup>」(DSS-L)が2022年3月に策定され、また、DX推進人材5種類の役割や習得すべきスキルを定義した「DX推進スキル標準<sup>※340</sup>」(DSS-P)が2022年12月に策定された。

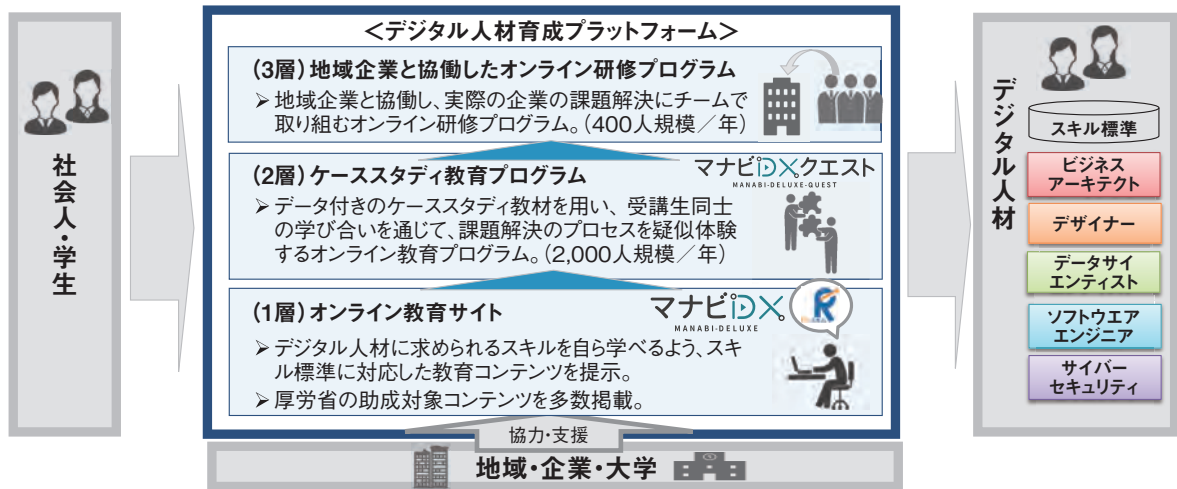
「デジタルスキル標準」は、DXを推進する人材の役割や習得すべき知識・スキルを示し、それらを育成の仕組みに結び付けることで、リスクの促進、実践的な学びの場の創出、能力・スキルの見える化を実現するために策定され、デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」に掲載されている各講座においても、同標準はどのようなスキルを提供している講座であるかの判断基準として用いられている(次々ページ図2-3-3)。

活用の主体として研修事業者、組織・企業、個人の3者が想定されている。学習コンテンツを提供する研修事業者は、当該コンテンツで習得できるスキルを示し、必要な学習項目の説明を掲載する。企業は必要とする人材像にマッチした学習コンテンツを選択する。個人は講座情報検索を使い自分が身に付けたいスキルに合っ



■ 図 2-3-1 デジタル人材の育成目標の実現に向けて  
 (出典) デジタル田園都市国家構想担当大臣 若宮健嗣「デジタル人材の育成・確保に向けて」<sup>※335</sup> (第3回 デジタル田園都市国家構想実現会議 資料7)を基に IPA が編集

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域企業のDXの担い手となるデジタル人材を育成するプラットフォームを構築し、企業内人材(特にユーザー企業)や個人のリスキルを推進。
- 民間企業等の教育コンテンツを一元的に提示するポータルサイト「マナビDX」の整備に加えて、ケーススタディ教育プログラムや地域企業との協働プログラムを提供し、DXを推進する実践人材を一気通貫で育成。



■ 図 2-3-2 デジタル人材育成プラットフォーム概要イメージ  
 (出典) 経済産業省「デジタル推進人材育成の取組について」<sup>※338</sup> (第1回 デジタル人材育成推進協議会 資料2-2)を基に IPA が編集

た学習コンテンツを見つけることができる。

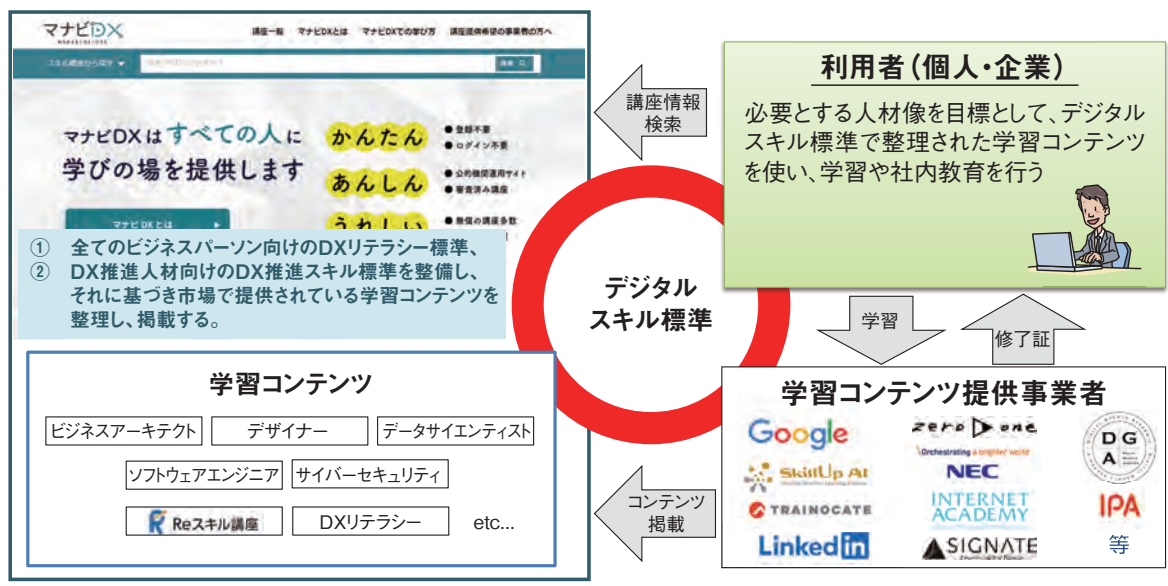
(2) 「DX 推進スキル標準」(DSS-P)における  
 サイバーセキュリティ人材

「DX 推進スキル標準」(DSS-P)では、「ビジネスアーキテクト」「データサイエンティスト」「サイバーセキュリティ」

「ソフトウェアエンジニア」「デザイナー」の五つの人材類型が定義されており、それぞれが連携することが想定されている。

同標準では、人材類型ごとに活躍する場面や役割を想定したロールを定め、ロールごとに求められるスキル・知識をスキル項目として定義している。定義されたスキル

- デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間・大学等が提供する様々な学習コンテンツや講座をスキル標準(分野・レベル)に紐付け、ポータルサイトに提示(2023年4月末現在、約380講座掲載)。



■ 図 2-3-3 デジタル人材育成プラットフォーム(1層: オンライン教育サイト)  
 (出典) 経済産業省「デジタル推進人材育成の取組について」(第1回 デジタル人材育成推進協議会 資料 2-2)を基に IPA が編集

項目は五つすべての人材類型区分で必要とされるものとして、共通スキルリストにまとめられる。各ロールが共通スキルリストのすべてのスキル項目ごとにどれくらい専門性を獲得すべきか、あるいは、理解すべきかを示す重要度が示されるという構成になっている。

「サイバーセキュリティ」人材類型では、人材類型を更に「サイバーセキュリティマネージャー」と「サイバーセキュリティエンジニア」の二つに区分し、それぞれのロールを定義している。サイバーセキュリティマネージャーは、DX 推進に伴うリスク管理の役割を担い、サイバーセキュリティに関するスキルだけでなく、DX の目的であるビジネス変革やデータ活用に関する考え方等について広範に理解しておくことが求められ、また、既存のリスク対策との整合・調整等を行う必要から、リスクマネジメントや事業継続、インシデント対応に関する知識・スキルの獲得が求められる。サイバーセキュリティエンジニアは、ビジネスで使用するシステムを守るためのセキュリティ実務の役割を担い、常に最新の技術を獲得することが求められる。

共通スキルのセキュリティカテゴリーは、「セキュリティマネジメント」と「セキュリティ技術」の二つのサブカテゴリーに分かれ、それぞれスキル項目として「セキュリティ体制構築・運営」「セキュリティマネジメント」「インシデント対応と事業継続」「プライバシー保護」の4項目と、「セキュ

ア設計・開発・構築」「セキュリティ運用・保守・監視」の2項目の計6項目が定義されている。

「セキュリティマネジメント」のサブカテゴリーは、平時での体制の構築・運用・マネジメントのスキルとして「セキュリティ体制構築・運営」と「セキュリティマネジメント」を定義し、インシデントが発生した緊急時の対応のスキルとして「インシデント対応と事業継続」というセキュリティ活動のプロセスに「プライバシー保護」を加えた構成となっている。

「セキュリティ技術」のサブカテゴリーは、セキュリティ機能を構築するまでのスキルとして「セキュア設計・開発・構築」、それを、平時と緊急時を通じて運用等を行うために必要なスキルとして「セキュリティ運用・保守・監視」という構成になっている。

### (3) SC3 産学官連携 WG

「DX 推進スキル標準」は企業・組織において専門性を持って DX の取り組みを推進する人材を対象としているが、その他の一般教育、学校教育においてもサイバーセキュリティ人材育成が必要である。

デジタル化は従来 ICT とは関係の薄かった産業界も含めた全産業で進展しつつあり、従来の企業内システム等のいわゆるエンタープライズシステムとは異なる ICT システムの増加、ICT 利活用の場面の多様化を生んでいる。特に IoT と呼ばれる、物理世界とサイバー世界



が密接に連携して稼働する ICT システムが普及し、従来、コンピューターも通信ネットワークも存在していなかった現場でビジネスを行っていた産業においても ICT システムが急速に浸透するようになってきている。

SC3 の産学官連携 WG では、こうした新しい ICT システムにおいては、エンタープライズシステムとは異なる技術やシステム構成が用いられていることが多いこと、セキュリティに対しても重視すべき観点が異なってくること等から、産業界が求めるセキュリティ人材に必要な知識やスキルの体系化と継続的な取り組みが求められると考え、以下のような項目を実現するための課題と考え方について検討している。

- 日本のセキュリティ人材を安定的・持続的に供給できる教育・育成が共通の基盤に基づき、全体の整合性を持ってできる仕組み
- 学習する人や企業等で働く人材自身が継続的、恒常的にスキルやキャリアを向上できる環境
- 企業等の組織がセキュリティ人材を効果的に雇用し、生かしていくために必要な考え方とそれを支えるシステム

産学官連携 WG では、検討にあたり国内と米国を中心とした海外での取り組みを調査している。以下で、米国の状況について述べる。

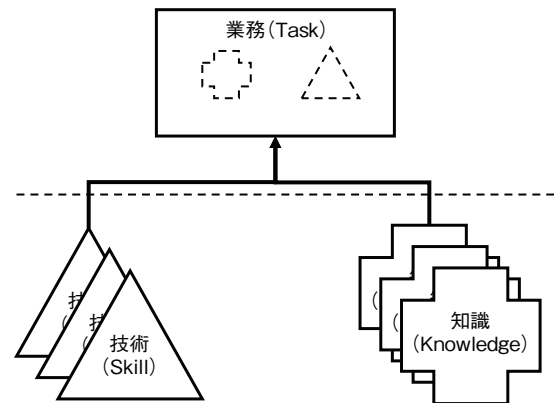
米国では、企業等のサイバーセキュリティ人材育成向けに「Workforce Framework for Cybersecurity (NICE Framework)<sup>\*341</sup>」(以下、NICE フレームワーク)が、米国教育機関向けに「National Centers of Academic Excellence in Cybersecurity (NCAE-C)」プログラム<sup>\*342</sup>が推進されている。

NICE フレームワークは、NICE (National Initiative for Cybersecurity Education)<sup>\*343</sup>がサイバーセキュリティの仕事に関する記述を共通化するために開発・改善を続けているもので、NIST SP800-181<sup>\*344-1</sup>として規定されている。セキュリティの仕事を業務 (Task)、その業務を遂行するために必要な知識 (Knowledge) と技術 / 技能 (Skill) で記述し、複数業務をまとめたセキュリティ上の任務としての役割 (Work Roles)、また、業務、知識、技術をグループ化し、能力評価に利用するコンピテンシ (Competencies) 等を構成するビルディングブロック方式をとっている(図 2-3-4)。

NICE フレームワークでは、これらの記述方法を共通化することにより、学生が何を学べば良いか、求職者が就職するために必要な能力は何か、従業員が業務遂

### 三つのビルディングブロック

- 業務 (Task statements)
- 知識 (Knowledge statements)
- 技術 (Skill statements)



■ 図 2-3-4 NICE フレームワークのビルディングブロック  
(出典)NICE「Workforce Framework for Cybersecurity (NICE Framework)<sup>\*344-2</sup>」を基に IPA が編集

行するために何ができれば良いかを表現可能となっている。これにより、サイバーセキュリティの人材を特定、募集、開発、保持する方法のために一貫したサイクルを支援している。

NCAE-C は、NSA が管理している、サイバーセキュリティに関する学位、修了証明を授与する米国教育機関の要件を定めて指定を行うプログラムである。米国のインフラの脆弱性を軽減するサイバーセキュリティの専門家を育成することを約束する教育機関に、育成の目的に応じて以下の三つの指定を与えている。

- CAE-CD (Cyber Defense)<sup>\*345</sup>
- CAE-R (Cyber Research)<sup>\*346</sup>
- CAE-CO (Cyber Operations)<sup>\*347</sup>

教育機関が NCAE-C の指定を受けるためには、NSA が定めた厳格な要件を満たす必要があり、提供するシラバス・カリキュラムの知識単位として CAE-KU (Knowledge Units) が定められ維持されている。指定を受けると、奨学金・助成金等への応募資格ができる等のメリットがある一方、教育コミュニティに参加して、知識や経験の共有の義務等も発生する仕組みとなっており、これにより、全米のサイバーセキュリティ人材の底辺を広げ、レベルを底上げする形となっている。

SC3 産学官連携 WG では、上記の米国のサイバーセキュリティ人材教育・育成の施策を参考に、産業側と教育機関側の要件に合った別々の基準 (ビルディングブロック) を組み合わせて企業等の雇用側、大学や教育事

業者等の教育・育成側、求職者や学生等の労働・学習者側の三者が連携する仕組み（図 2-3-5）を提案している（「2.4.2 (2) 中小企業向け情報セキュリティ対策支援施策」参照）。

#### (4) 今後の方向性

以上のように海外において、学校等による人材育成から企業等組織で業務を行うセキュリティ人材を教育・育成するプログラムが展開されている。日本国内では、人材不足の継続、DX 推進の一環としてのセキュリティ人材の必要性を受け、デジタル田園都市国家構想においてデジタル人材育成プラットフォーム、「デジタルスキル標準」の整備が開始され、デジタル人材育成プログラムの方向性が示された。今後サイバーセキュリティ領域で更に具体的な施策を進めていくことが望まれる。

デジタルスキルレベルの基準として「デジタルスキル標準」が示されたが、環境の変化をとらえ、より具体的な内容とするためには継続検討が必要である。また、デジタル人材育成プラットフォーム以外の各省庁での施策とも連携し、DX 推進におけるサイバーセキュリティ人材育成が充実することが期待される。

サイバーセキュリティ人材育成においては、SC3 で検討されている「雇用側（企業・公共機関）」「人材育成・教育機関側」「学習者（学生・求職者・従業員）」の3者が連携できるフレームワークを構築することが必要である。今後、構築されたフレームワークが、デジタル人材育成プラットフォームとシームレスに連携されることが重要である。

### 2.3.2 情報セキュリティ人材育成のための国家試験、国家資格制度

本項では、情報セキュリティ人材の育成や確保を目的とした国家試験や国家資格制度に関する動向を紹介する。

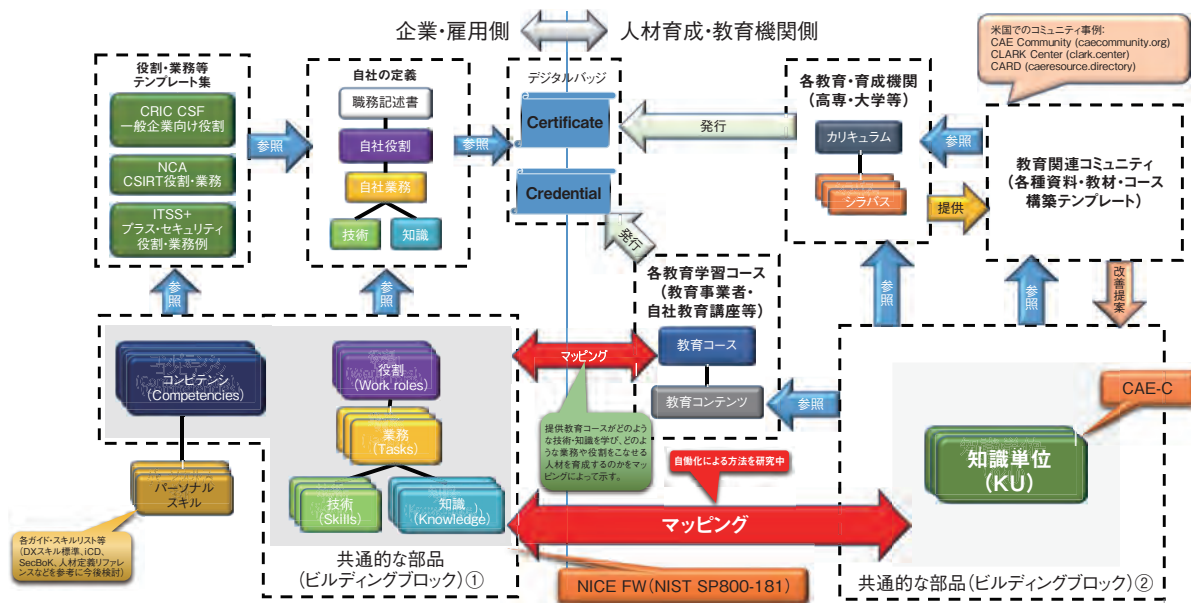
#### (1) 情報セキュリティマネジメント試験

企業・組織においては、組織が定めた情報セキュリティポリシーを部門内に周知して遵守を促し、部門の情報管理を実施する等、情報セキュリティ対策を推進する人材（情報セキュリティマネジメント人材）が必須である。こうした人材を育成するために、2016 年度春期より「情報処理技術者試験」の新たな試験区分として「情報セキュリティマネジメント試験」が実施されている。2022 年度は、年 2 回（上期 6 月 1 日～6 月 26 日、下期 12 月 1 日～12 月 25 日）<sup>\*348</sup> 実施され、応募者数 3 万 1,322 人（前年比約 0.99 倍）、合格者数 1 万 6,051 人（前年比約 1.05 倍）であった<sup>\*349</sup>。

本試験は、2020 年度から CBT（Computer Based Testing）方式<sup>\*350</sup>に移行し、2023 年度からは通年で実施する。受験者は年間をとって都合の良い日時を選択して受験することができる<sup>\*351</sup>。

#### (2) 情報処理安全確保支援士制度

社会全般で IT 利活用が進む一方で、それに伴いサイバー攻撃も増加・高度化していることから、企業・組織での安全なセキュリティ対策を高度なスキルを活かして推進できる人材が求められている。

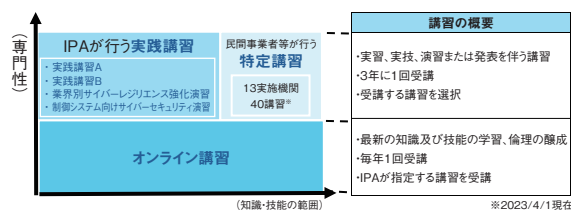


■ 図 2-3-5 SC3 産学官連携 WG のサイバーセキュリティ人材育成フレームワーク

そこで、最新の知識・技能を備え、サイバーセキュリティ対策を推進する人材の育成と確保を目指し、2016年10月に「情報処理の促進に関する法律」の改正法が施行され、国家資格「情報処理安全確保支援士」制度が創設された。

情報処理安全確保支援士（以下、登録セキスペ）はサイバーセキュリティ分野初の国家資格であり、情報処理安全確保支援士試験合格者等が登録を申請し、登録簿に登録されることにより資格を取得できる。試験は年2回実施され、2022年度は応募者数34,796人（前年比約1.07倍）、合格者数4,913人（前年比約1.05倍）であった<sup>※349</sup>。登録セキスペは2023年4月1日時点で21,633人<sup>※352</sup>となった。

登録セキスペには、3年ごとの登録更新が義務付けられており、登録更新には計4回の法定講習の受講が必要である<sup>※353</sup>。法定講習の全体像を図2-3-6に示す。



■ 図2-3-6 法定講習の全体像

法定講習の「オンライン講習」では、登録セキスペに期待される情報セキュリティの実践に必要な知識・技能・倫理について学習することを目的として、IPAが指定する講習を毎年1回受講する。

また、実習、実技、演習または発表等を通じて具体的な技術や手法を学ぶことを目的として、3年に1回、「IPAが行う実践講習」あるいは「民間事業者等が行う特定講習」から任意の講習を選択して受講する。

「IPAが行う実践講習」のうち、主に登録後3年目までの登録セキスペを対象とした「実践講習A」は、インシデント対応等の演習を通じて情報セキュリティ対応実践のための具体的な技術や手法を習得するカリキュラムで、2022年度は1,341名が受講した。また、主に登録後4年目以降の登録セキスペを対象とした「実践講習B」は、想定企業において新規事業を立ち上げる際のセキュリティ上の助言を検討するカリキュラムで、2022年度は3,170名が受講した。このほかに、専門的な知識・技術修得を望む登録セキスペを対象として、「業界別サイバーレジリエンス強化演習<sup>※354</sup>」と「制御システム向けサイバーセキュリティ演習<sup>※355</sup>」の選択も可能となっている。

「民間事業者等が行う特定講習」は、「IPAが行う実践講習」と同等以上の効果を有する講習として経済産業大臣が定める講習<sup>※356</sup>であり、個々の登録セキスペが目指すキャリアパスに応じた講習を幅広い分野から選択できる。2023年度は、13実施機関40講習が対象となった。これにより、「IPAが行う実践講習」以外の選択肢が広がった。

また、登録セキスペの利便性向上や負荷軽減のため、2022年10月より徽章（バッジ）貸与や登録情報の一部を変更可能とする等、各種オンライン申請機能を強化した。

情報処理安全確保支援士制度全体に対して、登録セキスペからは「高いセキュリティスキルを持つ証明と、秘密保持義務があることから、安心して業務を依頼していただけた」（ITベンダー企業経営者）、「定期的な講習受講や登録セキスペ同士の交流をとおして、セキュリティの知識を網羅的に深く学べ、専門家としての提案や業務改善ができるようになった」（セキュリティアナリスト）等の声が聞かれた。今後一層、企業・組織のセキュリティ対策推進に登録セキスペの活躍が期待され、大きな役割を果たしていくと考えられる。

### 2.3.3 情報セキュリティ人材育成のための活動

情報セキュリティ人材を育成するための活動について述べる。

#### (1) 情報セキュリティ人材育成のための活動

情報セキュリティに関する情報共有や情報セキュリティ人材育成の場として、様々なイベントが開催されている。

また、複数の大学と産業界がネットワークを形成し、セキュリティ分野の人材を育成する事業が行われている。

##### (a) セキュリティ・キャンプ

「セキュリティ・キャンプ」は、若年層の情報セキュリティ意識の向上、並びに将来第一線で活躍できる高度な情報セキュリティ人材を発掘・育成する場として、一般社団法人セキュリティ・キャンプ協議会（以下、セキュリティ・キャンプ協議会）とIPAにより運営されている。セキュリティ・キャンプ協議会とIPAが開催しているプログラム・イベントについて以下で紹介する。

##### • セキュリティ・キャンプ全国大会

年1回、主に夏休み期間中に4泊5日の合宿形式の勉強会としてセキュリティ・キャンプのメインイベントである「セキュリティ・キャンプ全国大会」（以下、全国



大会)が実施されてきた。コロナ禍前は4泊5日の合宿形式であったが、2020年度以降はオンライン形式で開催している。19回目となる2022年度の「全国大会2022 オンライン」は8月8日から12日の5日間で開催した。過去最多の454名の応募があり、選考を通過した84名が参加した<sup>※357</sup>。

- セキュリティ・ネクストキャンプ

過去の全国大会を修了した、もしくは同等以上のスキルを持つ25歳以下の学生等を対象に、更なる育成の場として「セキュリティ・ネクストキャンプ2022 オンライン」が全国大会と同時にオンライン形式で開催された。4回目の開催となる本プログラムでは過去最多の66名の応募があり、選考を通過した10名が参加した<sup>※358</sup>。

- セキュリティ・ミニキャンプ

25歳以下の学生、生徒、児童を対象に各地域で専門性の高い技術的な教育を提供する専門講座のほか、情報セキュリティのリテラシー向上を企図した参加資格を限定しない一般講座を開催している。コロナ禍前は地域でのリアル開催を行ってきたが、2022年は2021年に引き続きオンライン形式での開催となった<sup>※359</sup>。

2022年度の「セキュリティ・ミニキャンプ」はIPAと協議会とが全国から参加者を募り、延べ4週間にわたり講義と課題をこなすプログラムと、セキュリティ・キャンプ協議会等と地域の組織・団体との共催により1日または2日にわたり行われるプログラムの2種類を実施した。

前者のプログラムでは、「セキュリティ・ミニキャンプオンライン2022」として専門講座が2022年11月に実施された。具体的には3日間の講義に加え、テキストと課題をベースにした学習を並行して行うプログラムであった。このプログラムには、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の九つの地域から選考を通過した27名が参加し、地域ごとのグループによる助け合いと、グループワークによる親密な交流を取り入れて実施された<sup>※360</sup>。

後者のプログラムは、山梨(2022年9月)、広島(2022年11月)、東京(2022年12月)、大阪(2023年3月)において、各地域の団体・組織との共催で実施された。大阪及び広島開催では一般講座のみをオンライン開講し、最新のサイバーセキュリティ脅威の動向や対策、これからのIT人材のキャリア等をテーマに、産学官の有識者による講演やディスカッションが行われた<sup>※361</sup>。東京開催ではWebセキュリティやIoTの脆弱性に関する専門講座を2日にわたってオンラインで行った。

山梨開催では一般、専門の両講座をオンラインで実施した。

- Global Cybersecurity Camp

「Global Cybersecurity Camp (GCC)」は「国籍・人種を超えた専門知識のあるグローバル人材の育成」と「国境を超えた友情とゆるやかなコミュニティの形成」を目的としたイベントである。セキュリティに興味を持つ25歳以下の若者がともに学び、友好を深める場として2018年度から日本を含むアジア太平洋地域8か国の関連団体・大学により開催されている。5回目となる2022年度の「GCC 2023 シンガポール」には、日本から選考を通過した6名が参加した。参加者はグループワークをとおして交流を行い、最終日にその成果を発表した<sup>※362</sup>。

### (b) SecHack365

NICTでは、総務省補助事業として、25歳以下の学生や社会人を対象とし、サイバーセキュリティを考慮できる創造的人材育成のため、1年間の長期ハッカソン<sup>※363</sup>にて、サイバーセキュリティに関連する研究・開発に取り組むSecHack365プログラムを2017年度から実施している<sup>※364</sup>。

SecHack365では、ICTに関わる技術、研究、創作活動に関心を持つ若手人材を対象として、サイバーセキュリティに関心を持ち、その後もサイバーセキュリティ領域での成果や活動を実施する人材の育成に取り組んでいる。参加者は、トレーナーとして招いた専門家からの指導や、他の参加者との交流等を通じた協創をしながら、各自が設定したテーマによる創作活動に取り組む(図2-3-7)。サイバーセキュリティに関連する技術の研究開発、ICT応用技術に対してサイバーセキュリティ面での検討を加える研究開発、サイバーセキュリティの社会へ



■ 図2-3-7 参加者とトレーナーの協創の様子 (提供)NICT

の啓発につながるような創作等をテーマとして取り組んでいる。

オンラインでのコミュニケーションを軸に、2ヵ月に1回程度のオンラインイベントや集合合宿も実施しており、制作物を持ち寄り見せ合うレビューを重視している。制作と発表を繰り返して、新しくより良いものを産み出すプロセスを体験する。また、トレーナーからもセキュリティ面のレビューを受けることで、技術創出のプロセス内に適切にセキュリティを考慮した実装も体験する。

SecHack365は、こうした1年間のプロセスの実践により、サイバーセキュリティを考慮できる創造的人材の育成につなげている。参加者は、プログラム修了後の研究開発や情報発信を継続して、社会にサイバーセキュリティに関する成果物や活動を普及させると期待されている。

### (c) International Cybersecurity Challenge

International Cybersecurity Challenge (ICC) は ENISA が支援し、グローバルな若手 CTF プレイヤーを選出するためのコンテストである。そのアジア地域予選となる「Asian CyberSecurity Challenge (ACSC 2021)」が2021年9月に開催され、成績優秀者がアジア代表チームとして選抜された。アジア代表チームには3名の日本人が選ばれて決勝の ICC に進んだ。

ギリシャのアテネで2022年6月に開催された第1回 ICC 2022 では、65ヵ国以上の国と地域から集まったメンバーが7地域のチームに分かれて競い合い、優勝はヨーロッパチーム、2位はアジアチームという結果となった  
※ 365。

### (d) enPiT

「enPiT (Education Network for Practical Information Technologies: 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成)」は、情報技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するために、2012年4月から開始された文部科学省の事業である。産学協働の教育ネットワークを形成し、PBL (Problem Based Learning: 課題解決型学習) 等の実践的な教育を推進・普及することを目的としている。

2021年度から、東北大学を中核拠点として、北海道大学、静岡大学、北陸先端科学技術大学院大学、京都大学、大阪大学、奈良先端科学技術大学院大学、和歌山大学、岡山大学、九州大学、長崎県立大学、慶應義塾大学、情報セキュリティ大学院大学、東京電機大学の連携で、セキュリティを含む4分野において大

学ネットワークにより自主展開されている。本項では、セキュリティ分野で提供されている三つのプログラムについて紹介する。

#### • enPiT-Security (SecCap)

大学院生を対象とした「第1期 enPiT」事業(2012～2016年度)を継承した教育プログラムとして、五つの大学※<sup>366</sup>(情報セキュリティ大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、慶應義塾大学、東北大学)が協力して開講する実践セキュリティ人材育成コース「SecCap」が設けられ、産業界が求める「セキュリティ実践力のあるIT人材」を育成する「基礎科目・共通科目」「演習」「先進科目」からなるプログラムを提供しており、修了者には、コース修了認定「SecCap」が授与される。

#### • BasicSecCap

「第1期 enPiT」を踏まえて2016年度から、学部生を対象とした「第2期 enPiT」(以下、enPiT 2)が実施されている。enPiT 2は、ビッグデータ・AI、セキュリティ、組み込みシステム、ビジネスシステムデザインの4分野を対象として教育プログラムを提供している。14の大学※<sup>367</sup>が協力して開講する情報セキュリティ分野の実践的人材育成コース「Basic SecCap」が、enPiT 2のセキュリティ分野のプログラムとして幅広いセキュリティ分野の最新技術や知識の取得を可能にしている。カリキュラムは「基礎科目」「専門科目」「演習科目」「先進演習科目」から構成され、修了者には、レベルに応じたコース修了認定証が授与される。

#### • enPiT Pro Security (ProSec)

「enPiT Pro Security (情報セキュリティプロ人材育成短期集中プログラム)」は、情報セキュリティ大学院大学、東北大学、大阪大学、和歌山大学、九州大学、慶應義塾大学、長崎県立大学の7大学院※<sup>368</sup>が連携し、文部科学省「情報セキュリティ人材育成に関する調査研究」で提唱されたモデル・コア・プログラムに基づき、社会人の学び直しを支援する高等教育の体制を整え、様々な分野で活躍する情報セキュリティ分野のリーダー人材を育成する短期集中プログラムである。ProSecコースでは、7大学が産学官連携のもと多様な教育コースを設定し、修了者には、全国共通のProSec-Mind認定証が授与される。

### (e) SECCON

「SECCON」(SECURITY CONTEST)は、情報セキュリティをテーマに多様な競技を開催する情報セキュリ

ティコンテストイベントとして、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA：Japan Network Security Association）内の SECCON 実行委員会により運営されている<sup>※369</sup>。本イベントは、世界の情報セキュリティ分野で通用する実践的情報セキュリティ人材を発掘・育成することで、日本の情報セキュリティレベルを世界トップレベルに引き上げることを目標としている。競技種目としては、CTF が採用されている<sup>※370</sup>。本項では、SECCON 実行委員会が開催している三つのイベントについて紹介する。

#### • SECCON CTF

世界各国のセキュリティ専門家が CTF の技量を競う年次大会「SECCON CTF 2022」の予選が、2022 年 11 月にオンライン形式で開催され、世界各国から参加した 726 チーム（参加者 1,843 名）が鎬を削った。2023 年 2 月に東京で開催された決勝戦の「SECCON CTF 2022 International Finals」は 10 チームで競われ、同時開催の「SECCON CTF 2022 Domestic Finals」は 12 チームで競われた。

コンテストの結果発表やワークショップを行うイベントとして「SECCON 2022 電腦会議」が決勝戦と同時に開催された<sup>※371</sup>。同会議では、セキュリティコンテスト参加者、及びセキュリティ技術者を目指す人向けのイベントが開催され、ワークショップによっては定員を大幅に超える申し込みがあった。

#### • SECCON Beginners CTF

若手の CTF プレイヤーにより運営されている「SECCON Beginners」は、日本国内の CTF 参加者を増やし、セキュリティ人材の底上げを目的とした勉強会である。CTF 初心者・中級者を対象とした「SECCON Beginners CTF」をオンライン形式で 2022 年 6 月に開催した。その他、主に初心者から中級者を対象とした CTF への取り組み方や、SECCON Beginners CTF で出題された問題の復習に関する講演、Q&A 等を目的とした「SECCON Beginners Live 2022」を同年 9 月に、セミナー・演習を目的とした「SECCON Beginners 2022 札幌」を同年 9 月に開催した。同年 10 月に「SECCON Beginners 2022 福岡」と Web アプリケーション・サイバーレンジ構築チャレンジを目的とした「SECCON ワークショップ」を同時開催した。また、地方開催イベントで実施した CTF 演習をベースとした、ガイダンス及び解説付きの会場限定の CTF 「SECCON Beginners Workshop（電腦会議）」を 2023 年 2 月に開催した<sup>※372</sup>。

#### • CTF for GIRLS

「CTF for GIRLS」は、情報セキュリティ技術に興味がある女性を対象に、気軽に技術的な質問や悩みを話し合うことができるコミュニティである。活動の一環として、2022 年 9 月にオンラインによる「CTF for GIRLS ワークショップ（ネットワーク分野）」を、2023 年 1 月にオンラインによる「CTF for GIRLS ワークショップ（Web 分野）」を、2023 年 3 月には東京で「CTF for GIRLS ワークショップ（演習（ネットワーク・暗号・バイナリ・フォレンジック）」を開催した<sup>※373</sup>。

#### (f) 産学情報セキュリティ人材育成交流会

「産学情報セキュリティ人材育成交流会」は、今後の情報セキュリティ業界を支える人材育成を目的とした JNSA のインターンシップ支援活動である。将来情報セキュリティ業界で活躍したいと考える学生を対象に、2022 年 9 月にオンライン交流会を開催し、企業 9 社がインターンシップを実施した<sup>※374</sup>。

#### (g) サイバーセキュリティ経営戦略コース

東京工業大学社会人アカデミーでは 2022 年 11 月から 2023 年 3 月の受講期間で、MOT (Management of Technology: 技術経営) に関する社会人向けプログラムとして「キャリアアップ MOT『サイバーセキュリティ経営戦略コース』」を開講した。本コースは 2020 年から引き続きオンライン講義形式となった。

講義は週 1 回、産学官の有識者による関連技術・法制・世界情勢等の解説や、事例に基づく演習、討議等を含む全 14 回<sup>※375</sup>で構成される。サイバーセキュリティが企業・組織の経営に及ぼす影響を理解し、サイバーセキュリティ経営及びその戦略立案に求められる知識・能力を備え、企業・組織を先導する人材の育成を目指しており、経営企画、CISO (Chief Information Security Officer: 最高情報セキュリティ責任者) 相当業務等の実務者、サイバーセキュリティ経営を学びたい人向け等、多様な立場の社会人の受講を想定している。

#### (h) KOSEN Security Educational Community

「KOSEN Security Educational Community (K-SEC)」は、サイバーセキュリティ専門技術者として必要となる高度な技術を持つ人材だけでなく、工学分野（機械・建築・土木・電気／電子・材料・生命等）の技術者が持つべきセキュリティ技術を身に付けた人材の輩出を目的とした、独立行政法人国立高等専門学校機構





が参加した。

カリキュラムは以下の3領域を基軸とした構成となっている。

- OT分野の「防衛技術・ペネトレーション手法」(制御システム固有のセキュリティリスク、攻撃に対する防御技術の理解等)
- 「OTインシデント対応・BCP」(安全性と事業継続性を両立するOTインシデント対応、制御システムBCP対応の演習等)
- 「ITセキュリティ」(制御システムセキュリティ実現のためのIT設計、ITインシデント対応、体制整備等)

また、専門家によるビジネスマネジメントに関する講義や米国・欧州等の先進事例を学び現地トップレベル機関との人的ネットワークの構築を目的とする海外派遣演習等を含んでいる。

カリキュラムの総まとめとして受講者が課題を設定してグループもしくは個人で成果物を作成する「卒業プロジェクト」において、第5期では21件の成果物が作成された。受講者の取り組みの一端を紹介するため、2022年度は機密性等の観点から公開可能な12件をWebサイトで公開した<sup>※379</sup>。

第6期においては、より自律的な学習を促すため、プライマリー(座学)の期間を短縮し、「卒業プロジェクト」の期間を従来の2ヵ月から3ヵ月に延長した。

2023年4月には、海外派遣演習として第6期の受講者22名がフランスを訪問した。現地では、サイバーセキュリティの先進的な取り組みについて、産学官の専門家による講義を受講した。また、550組織が出展したフランス最大規模のサイバーセキュリティ展示会「International Cybersecurity Forum」にて、出展機関のデモを見学し、展示担当者との意見交換も行った。

国内においても、これまで新型コロナウイルスの影響により中断していた外部施設見学を順次再開し、発電プラントや化学プラント等制御システムが稼働する現場を見学した。

中核人材育成プログラムの修了者コミュニティである「叶会<sup>※380</sup>」は、2018年夏以降、本プログラムを通じて培った人脈の活用、知見やノウハウの共有を目指し、地域活動や技術をテーマにする複数の部会を設置する等、活動している。

2021年度からは修了者へのフォローアップの一環として、リカレント教育の機会を設けている。2022年度は7月から8月の間で4コース5回のプログラムを提供し、それ

ぞれ希望者が参加した。知識・スキルのアップデートや修了者間のネットワークの維持、構築の場になっている。

2022年10月には米国政府・EUと連携した制御システムのサイバーセキュリティ対策に関するキャパシティビルディングプログラム「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク<sup>※381</sup>」を経済産業省とICSCoEは共催した(「2.2.1(5)(d)インド太平洋地域に向けたサイバー演習」「3.1.4(1)日本政府の取り組み」参照)。本演習ではインド太平洋地域の研修生に対してリモートでのハンズオン演習を提供し、今年度は新しく半日のプログラムを設け、ファクトリーオートメーションを守るための講義を行った。また、エネルギー分野における日米EUの専門家によるセミナーでは、中核人材育成プログラムの修了者がモデレータを担当した。日米の人材育成の取り組みを共有するワークショップでは、修了者が中核人材育成プログラムの概要や成果を発表した。

また2022年11月には修了年次をまたがる縦のつながりの形成、最新情報及びノウハウ共有を目的とした叶会総会の第5回を開催した。

叶会には第1期から第5期までの修了者に加え、2023年6月に修了した第6期生も参加しており、今後もコミュニティとしての規模を拡大しながら、お互いの顔が見える縦横の人的つながりを形成し、産業サイバーセキュリティに関する適時、適切な情報共有活動を継続することが期待される。

## (b) 責任者向けプログラム

「サイバー危機対応机上演習(CyberCREST)」「業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX)」「戦略マネジメント系セミナー」の三つのプログラムを実施した。

### • サイバー危機対応机上演習(CyberCREST)

「サイバー危機対応机上演習(CyberCREST: Cyber Crisis RESponse Table top exercise)<sup>※382</sup>」は、制御システムを有する企業・団体においてサイバーセキュリティ対策を統括する責任者やSOC(Security Operation Center)の責任者、サイバーセキュリティ対策部門の管理職を対象として実施したプログラムである。

2023年1月に本演習を東京で実施した。本演習では、組織を守るために必要なスキルとメソッドを身に付けるため、最新のサイバー脅威の動向や米国の先進的なサイバーセキュリティ戦略である「コレクティブ・ディフェンス」、近年重要性が説かれている「任務保証」等について、米国サイバーコマンド出身の専門家や

CISO、セキュリティアーキテクト等が講師となって講演、講義及びロールプレイング演習を行った。

- 業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX)  
「業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX: Cyber Resilience Enhancement eExercise by industry)<sup>※383</sup>」は、電力、ガス、ビル、金属、石油、化学、自動車(製造)、ファクトリーオートメーション、情報通信、鉄道、物流、航空、船舶業界において、CISOに相当する役割を担う人材やIT部門、生産部門等の責任者・マネージャークラスの人材を対象として実施したプログラムである。2022年度から登録セキスへの「実践講習」としても参加可能になった。2022年5月と9月に東京、11月に大阪で本演習を実施した。本演習は、部署・部門のサイバーセキュリティに関するインシデント対応力・回復力を強化するため、仮想企業を想定し、業界の最新動向、業界別に考慮すべきセキュリティ要件、安全性要件を織り込んだシナリオ形式による実践演習を中心に進められた。受講者に加え、サイバーセキュリティの専門家や関連省庁の関係者も参加した形式でグループ演習を行った。
- 戦略マネジメント系セミナー  
「戦略マネジメント系セミナー<sup>※384</sup>」は、経営層を補佐し、実務者・技術者を指揮することでセキュリティ対策を進める戦略マネジメント層、及び今後戦略マネジメント層になることが期待される層を対象として実施したプログラムである。2022年11月から12月にかけて、本セミナーを東京で実施した。本セミナーは、ビジネスのデジタル化・DX推進に伴うリスクの変化に対応して、セキュリティ対策を組織横断的に統括できる責任者を育成することを目的としている。具体的には、政府の動向や我が国を取り巻く環境等を知るための講演、責任者の役割等を理解するための講義、受講者間で組織におけるセキュリティの在り方について議論し、個人や組織の課題を発見するためのグループワークを実施した。

### (c)実務者向けプログラム

「制御システム向けサイバーセキュリティ演習(CyberSTIX)」「ERABサイバーセキュリティトレーニング」の二つのプログラムを実施した。

- 制御システム向けサイバーセキュリティ演習(CyberSTIX)  
「制御システム向けサイバーセキュリティ演習<sup>※385</sup>(CyberSTIX: Cyber Security practical eExercise for industrial control system)」は、制御システムのサイバーセキュリティを担当する、または今後担当予定の技術者を対象として実施したプログラムである。2022年度から登録セキスへの「実践講習」としても参加可能になった。2022年6月に広島、10月に大阪、2023年2月に名古屋で本演習を実施した。本演習は制御システムのサイバーセキュリティを理解するための導入的な演習に位置付けている。制御システムへの攻撃手法、及び制御システムのサイバーセキュリティ対策の基礎を、簡易模擬システムを用いた実機演習(ハンズオン演習)で体験し、制御システムのセキュリティについて実践的に理解することを目的としている。
- ERABサイバーセキュリティトレーニング  
「ERABサイバーセキュリティトレーニング<sup>※386</sup>」は、電力小売事業に関わるERAB(Energy Resource Aggregation Businesses)事業者において、セキュリティ対策を検討し、立案・実施する実務者及び対策の導入・実施を判断する責任者を対象として実施したプログラムである。経済産業省の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインVer2.0<sup>※387</sup>」におけるERAB事業者に求められるサイバーセキュリティ対策に関する学習を目的とし、本トレーニングを2022年10月と11月に計2回開催した。具体的には、それぞれオンライン形式(オンデマンド配信)で本ガイドラインやリスク分析・対策事例の解説を実施し、集合形式(東京)でグループワーク、実機を用いた実演(デモ)を中心とした演習を実施した。



## 2.4 組織・個人における情報セキュリティの取り組み

企業・組織、教育機関、地方自治体、一般利用者の情報セキュリティに関する対策状況及び課題について公表されている資料を基に述べる。

### 2.4.1 企業・組織における対策状況

株式会社日経リサーチとトレンドマイクロ株式会社が2022年6月2～8日に、従業員規模1,000名以上の国内企業に勤めるセキュリティ責任者・DX責任者（経営層～部長級）300名を対象に実施した調査によると、自社の委託先、グループ会社、グローバル拠点いずれかに対して、サプライチェーン（供給網）へサイバー攻撃を受けたことがあると回答した割合は43.3%であった<sup>※388</sup>。多くの企業が自社のサプライチェーンにサイバー攻撃を受けていることから、サプライチェーン全体でのセキュリティ対策が求められる。

このような背景を踏まえ、企業のセキュリティ対策・統制状況について以下の資料を基に述べる。

- NRIセキュアテクノロジーズ株式会社（以下、NRIセキュア社）：「NRI Secure Insight 2022<sup>※389</sup>」（日本1,800社、米国547社、オーストラリア530社の企業を対象に調査。以下、NRIセキュア社調査）
- 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS：Japan Users Association of Information Systems）：「企業IT動向調査報告書2022<sup>※390</sup>」（東証一部上場企業とそれに準じる企業計4,499社に調査、回答数1,132社（有効回答率25%）。以下、JUAS調査）
- IPA：サイバーセキュリティ経営可視化ツール<sup>※391</sup>に利用者登録した企業のデータ（2021年8月～2023年1月）

#### (1) サプライチェーンの把握状況

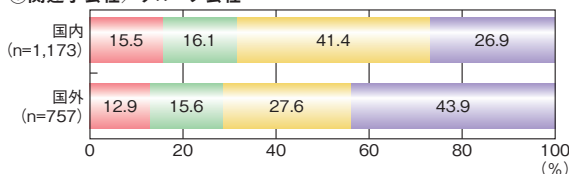
NRIセキュア社調査によると、日本企業が関連子会社／グループ会社の対策状況を把握していない割合は、国内が26.9%に対し、国外は43.9%であった（図2-4-1の①）。サイバー攻撃は、サプライチェーンの中で最も脆弱な部分を狙ってくることから改善が望まれる。

また、パートナー／委託先の対策状況を把握していない割合は、国内が52.5%、国外が67.6%であった（図2-4-1の②）。パートナー／委託先は、外部組織であり、

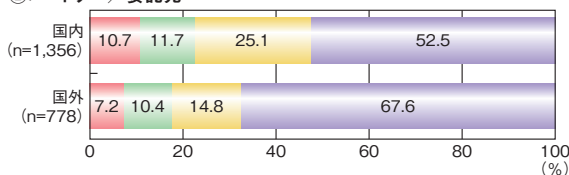
かつ数が多いことから統制は容易でないことと推察されるが、サプライチェーンを構成するすべての企業が協力して対策を検討することが必要である。

日本のサプライチェーン対策の強化については、業界が一体となった取り組みの検討や推進が行われている（「2.4.2（2）中小企業向け情報セキュリティ対策支援施策」参照）。この取り組みにより、日本のサプライチェーン全体の対策強化が促進されることが期待される。

#### ① 関連子会社／グループ会社



#### ② パートナー／委託先



■ セキュリティ対策状況が改善されていることを定期的に確認している  
■ セキュリティ対策状況を把握し、自社の水準をみたすため改善を要求している  
■ セキュリティ対策状況を把握している  
■ セキュリティ対策状況を把握していない

■ 図2-4-1 サプライチェーンの統制状況

（出典）NRIセキュア社「NRI Secure Insight 2022」を基にIPAが編集

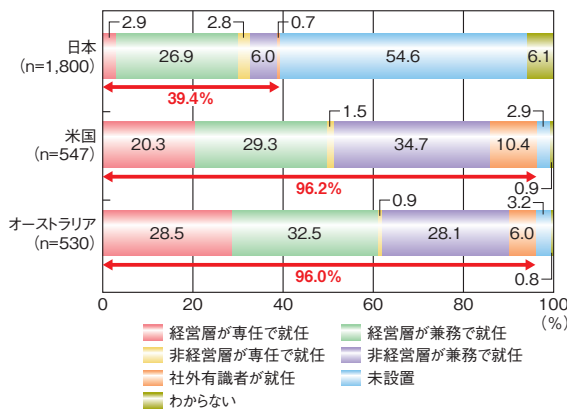
#### (2) セキュリティ管理体制の構築状況

NRIセキュア社調査によると、CISOを設置している企業の割合（「経営層が専任で就任」「経営層が兼務で就任」「非経営層が専任で就任」「非経営層が兼務で就任」「社外有識者が就任」のいずれか）は、米国とオーストラリアが90%以上であるのに対し、日本は39.4%にとどまっている（次ページ図2-4-2）。CISOは経営層とセキュリティ担当者をつなぎ、有効なセキュリティ対策の立案から実践に至るまでの責任を負う存在である。CISOの有無がセキュリティ対策の実施状況にも大きく影響するため、日本企業のCISO設置率を高めることが必要である。

日本は「社外有識者が就任」の割合（0.7%）が米国（10.4%）やオーストラリア（6.0%）に比べて低い。日本では、専門知識を持った外部人材の活用不足が推察される。

#### (3) セキュリティ人材の充足状況

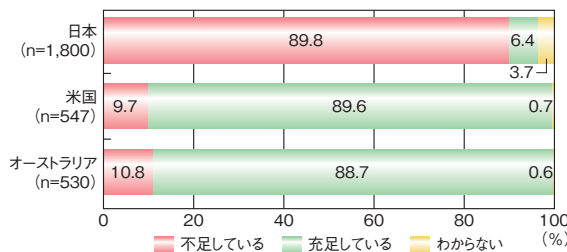
NRIセキュア社調査によると、セキュリティ人材が不足



■ 図 2-4-2 CISOを設置している企業の割合  
(出典)NRI セキュア社「NRI セキュア、日・米・豪の3か国で「企業における情報セキュリティ実態調査 2022」を実施<sup>392</sup>」を基に IPA が編集

している割合（「どちらかといえば不足している」と「不足している」の合計）は、米国の9.7%、オーストラリアの10.8%に対し、日本は89.8%と高い（図 2-4-3）。

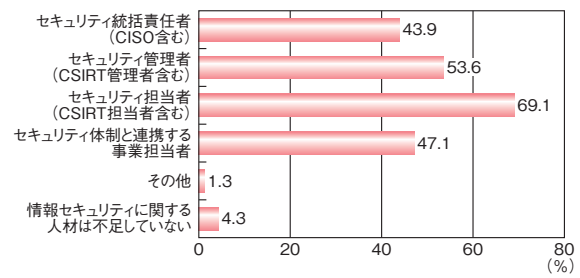
なお、日本の不足している人材種別のトップは「セキュリティ戦略・企画を策定する人」であった。セキュリティ人材の確保・育成については、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン<sup>66</sup>」（以下、経営ガイドライン）の付録である「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き第2版<sup>393</sup>」を参照されたい。



■ 図 2-4-3 セキュリティ対策に従事する人材の充足状況  
(出典)NRI セキュア社「NRI Secure Insight 2022」を基に IPA が編集

JUAS 調査（図 2-4-4）でも、不足しているセキュリティ人材について調査を行っており、「セキュリティ担当者（CSIRT 担当者含む）」の割合が 69.1%と最も高く、続いて「セキュリティ管理者（CSIRT 管理者含む）」が 53.6%と高い。

CSIRT はセキュリティに関する情報収集・分析やインシデント対応時の全体統括等の役割を担うことで企業の情報セキュリティ対策の要となる重要な組織である。CSIRT の管理者や担当者に必要な役割とスキルについては一般社団法人日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会の「CSIRT 人材の定義と確保（Ver2.1）<sup>394</sup>」、CSIRT 人材の育成については同協議



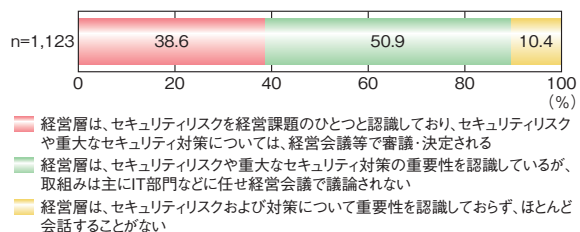
■ 図 2-4-4 不足しているセキュリティ人材の役割  
(出典)JUAS「企業 IT 動向調査報告書 2022」を基に IPA が編集

会の「CSIRT 人材の育成 Ver1.0<sup>395</sup>」等を参照し、必要な人材の確保・育成を推進していただきたい。

#### (4) 経営層の関与度合い

JUAS 調査によると、経営層のセキュリティリスク及び対策への関与度合いは、「経営層は、セキュリティリスクや重大なセキュリティ対策の重要性を認識しているが、取組みは主に IT 部門などに任せ経営会議で議論されない」が 50.9%、続いて「経営層は、セキュリティリスクを経営課題のひとつと認識しており、セキュリティリスクや重大なセキュリティ対策については、経営会議等で審議・決定される」が 38.6%であった（図 2-4-5）。

半数以上の企業がセキュリティ対策を IT 部門等に任せ経営会議で議論されない状況は、CISO 設置率の低さ（図 2-4-2）やセキュリティ人材の不足率の高さ（図 2-4-3）とも整合し、経営層の情報セキュリティへの関与度合いが低く、管理体制の構築や人材の確保・育成への取り組みが不足していると推察される。「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」等を参考に、経営層はリーダーシップをとって、サイバーセキュリティ対策を推進することが求められる。



■ 図 2-4-5 情報セキュリティへの経営層の関与度合い  
(出典)JUAS「企業 IT 動向調査報告書 2022」を基に IPA が編集

#### (5) サイバーセキュリティ対策の実践状況

サイバーセキュリティリスクのマネジメントにおいて、自社の対策状況を可視化することは有用である。IPA は、経営ガイドラインに基づくサイバーセキュリティ対策状況を可視化する「サイバーセキュリティ経営可視化ツール」

(以下、可視化ツール)を提供している(「2.1.3 (1) (b) WG2 (経営・人材・国際)」参照)。可視化ツールの利用者は、経営ガイドラインで示された「重要 10 項目」(指示 1～10)を、成熟度モデル(表 2-4-1)に基づく 5 段階(最高レベル 5 に 5 ポイント、最低レベル 1 に 1 ポイント)で評価する。

成熟度	定義
レベル 1	実施していない又は部分的である
レベル 2	一部で実施されている
レベル 3	全体で実施されている
レベル 4	定期的実施内容が評価されている
レベル 5	継続的に実施内容が改善されている

■表 2-4-1 成熟度モデルによるレベル定義

2021 年 8 月～2023 年 1 月に、可視化ツールに利用者登録(427 件)した企業のサイバーセキュリティ対策状況を図 2-4-6 に示す。全業種の平均値(図 2-4-6 の①)では、「指示 1:サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応方針の策定」が 3.1 ポイントと最も高く、続いて「指示 5:サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築」が 2.7 ポイントと高かった。一方、「指示 8:インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備」が 1.9 ポイントと最も低く、続いて「指示 9:ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握」が 2.0 ポイント、「指示 10:情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその有効活用及び提供」が 2.1 ポイントと低かった。

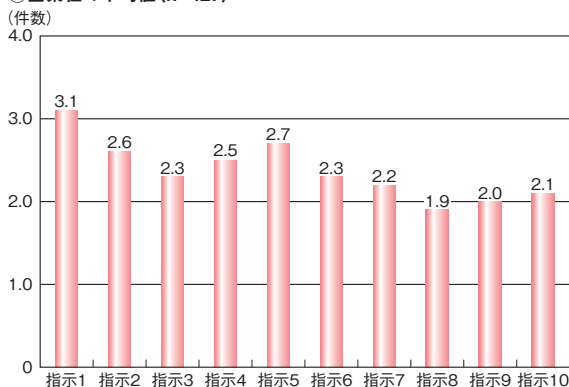
リスクの認識や対応方針の策定は組織全体で実施されているものの、インシデントからの復旧体制の整備、サプライチェーン全体の状況把握までは十分に実施できていない実態がうかがえる。

業種別平均値(図 2-4-6 の②)を見ると、「情報通信業(情報サービス(ソフトウェア、情報処理))」が指示 1～10 で全業種平均値を 0.3～0.7 ポイント上回り、サイバーセキュリティ対策の実践が進んでいることがうかがわれる。その情報通信業においても指示 10 のポイントは低く、情報共有活動の実践は業種横断的な課題である可能性がある。「製造業」は指示 1～10 で全業種平均値を 0.2～0.5 ポイント下回り、サイバーセキュリティ対策の実践が進んでいない企業が多いことがうかがわれる。

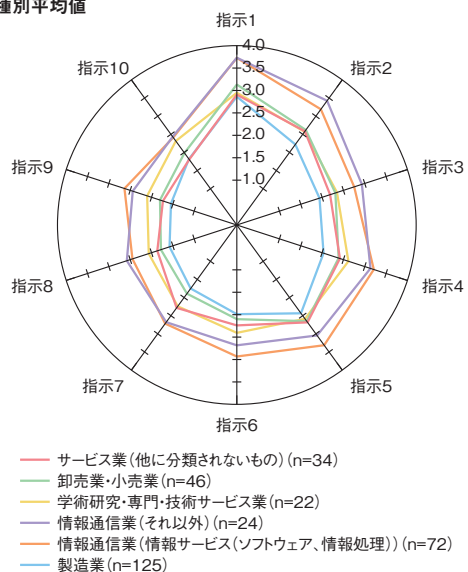
## (6)まとめ

以上のように、情報セキュリティに対する企業・組織の対策は進んでいるものの、国際比較や成熟度の観点

①全業種の平均値(n=427)



②業種別平均値



- 指示1:サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応方針の策定
- 指示2:サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
- 指示3:サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等)確保
- 指示4:サイバーセキュリティリスクの把握とリスク対応に関する計画の策定
- 指示5:サイバーセキュリティリスクに効果的に対応する仕組みの構築
- 指示6:PDCAサイクルによるサイバーセキュリティ対策の継続的改善
- 指示7:インシデント発生時の緊急対応体制の整備
- 指示8:インシデントによる被害に備えた事業継続・復旧体制の整備
- 指示9:ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の状況把握及び対策
- 指示10:サイバーセキュリティに関する情報の収集、共有及び開示の促進

■図 2-4-6 サイバーセキュリティ経営ガイドラインの重要 10 項目別対策状況

からは道半ばの状況と考えられる。

今後、企業の経営層はこれまで以上にリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスク管理体制の強化、人材の確保・育成、サプライチェーンのパートナーを含む対策状況の把握とインシデントに備えた対策の強化等を推進することが求められる。

## 2.4.2 中小企業に向けた情報セキュリティ支援策

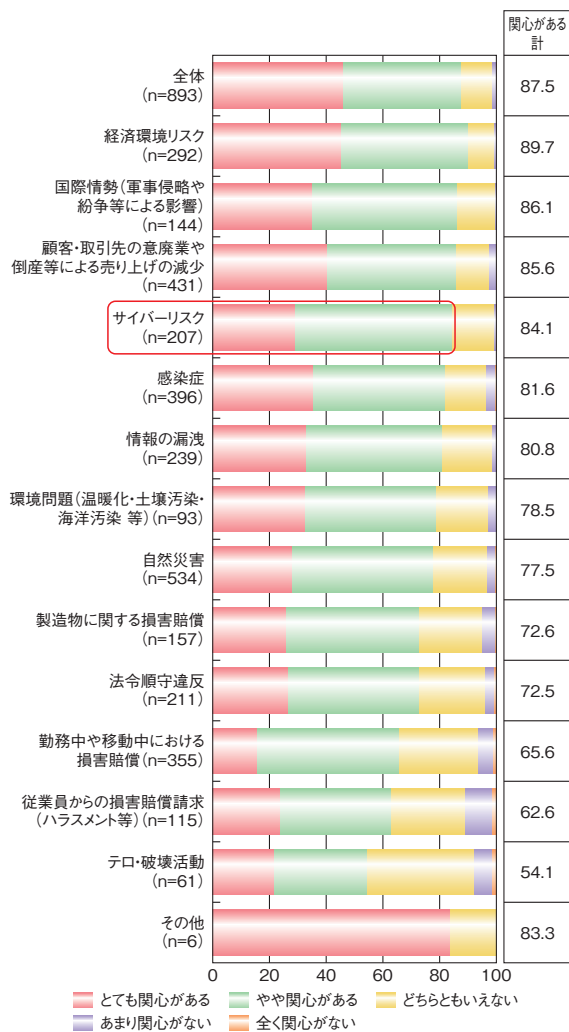
本項では、中小企業における情報セキュリティの現状、対策支援施策、及び普及啓発・対策ツールの現状について紹介する。



### (1) 中小企業の情報セキュリティの現状

一般社団法人日本損害保険協会が2022年2月に公表した「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査2022<sup>※396</sup>」によると、中小企業が事業活動を行っていく上で考えられるリスクとして「サイバーリスク」を挙げた企業は20.1%であり、「自然災害」(51.8%)、「顧客・取引先の廃業や倒産等による売り上げ減少」(41.8%)、「感染症」(38.4%)といったリスクに比べて低くなっている。その一方で、「サイバーリスク」を挙げた中小企業のうち、サイバーリスクについて経営課題として関心があると答えた中小企業は84.1%（「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計）に上り(図2-4-7)、2021年と比較して3.9ポイントの増加が見られた。自社事業においてサイバーリスクを認識している中小企業の多くが、サイバーリスクを経営レベルの課題であると考えていることが分かる。

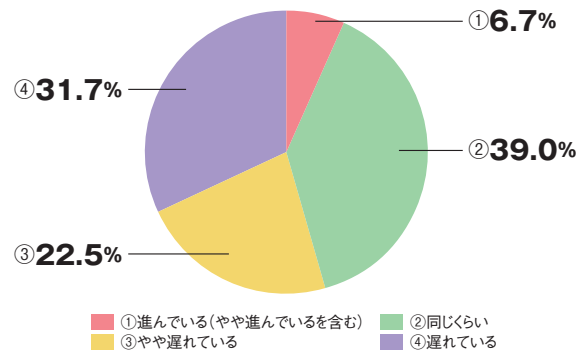
株式会社日本政策金融公庫が2022年1月に実施し



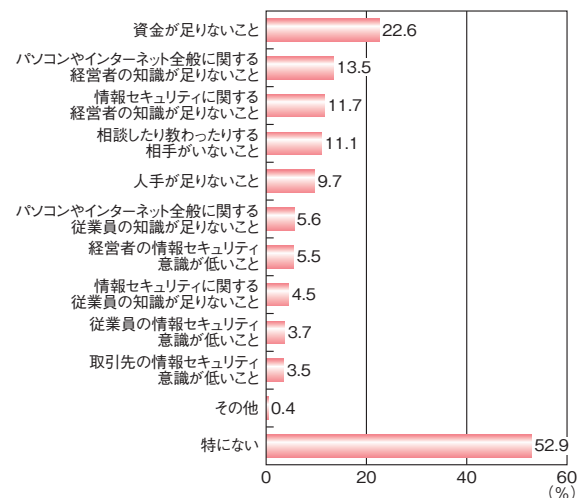
■ 図 2-4-7 企業を取り巻くリスクに対する経営課題としての関心度 (出典)一般社団法人日本損害保険協会「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査 2022 調査結果報告書」を基に IPA が編集

た「中小企業に求められるサイバーセキュリティ対策の強化<sup>※397</sup>」によると、同業の中小企業に比べた自社の情報セキュリティ対策の現状について、「やや遅れている」と回答した中小企業は22.5%、「遅れている」と回答した中小企業は31.7%であった(図2-4-8)。その一方で、情報セキュリティ対策を進める上での障害については、「特になし」が52.9%と半数を超え、「資金が足りないこと」(22.6%)や「パソコンやインターネット全般に対する経営者の知識が足りないこと」(13.5%)を大きく上回っている(図2-4-9)。

障害が「特になし」割合は、「やや遅れている」と回答した企業では44.4%、「遅れている」と回答した企業では49.8%とのことである。このように特に障害があるわけではないのに対策が適切に実施されていないのは、情報セキュリティ対策の遅れを問題視していない、または優先して取り組む課題と認識していない中小企業が多い



■ 図 2-4-8 同業の中小企業に比べた自社の情報セキュリティ対策の現状 (出典)株式会社日本政策金融公庫「中小企業に求められるサイバーセキュリティ対策の強化」を基に IPA が編集



■ 図 2-4-9 情報セキュリティ対策を進める上での障害(三つまでの複数回答) (出典)株式会社日本政策金融公庫「中小企業に求められるサイバーセキュリティ対策の強化」を基に IPA が編集

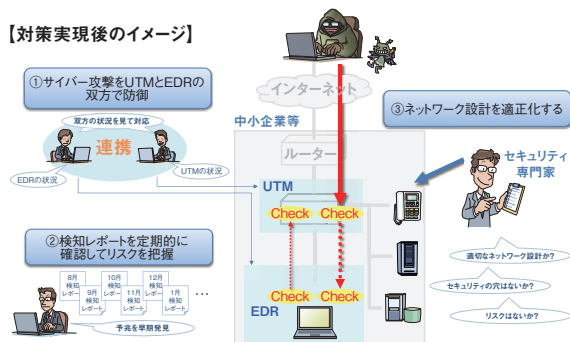
ことが理由として考えられるという<sup>※397</sup>。

IPAは、2022年度に、経済安全保障上重要かつ重要産業である半導体、自動車部品、航空部品の3分野の中小企業等を対象に「中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査<sup>※398</sup>」を実施し、分析を行った。

同調査により、サイバー攻撃の主なリスクとして、①メールやWebを契機としたウイルス感染リスク、②不審なアプリケーションを気付かず導入し、ウイルス感染するリスク、③工場系LAN等の情報システム部門管理外設備でのウイルス感染リスクがあることが確認された。これらの三つのサイバー攻撃リスクへの対策として、「①サイバー攻撃をUTM (Unified Threat Management) とEDR (Endpoint Detection and Response) の双方で防御」し、「②検知レポートを定期的に確認してリスクを把握」し、「③セキュリティ有識者等の目線で工場系ネットワーク設計を適正化」することが有効であることが明確になった(図2-4-10)。

サイバー攻撃のリスク	有効な対策
①メール・Webを契機としたウイルス感染	①サイバー攻撃をUTMとEDRの双方で防御 効果：多層防御、及びUTMとEDRの双方を調べることでサイバー攻撃の挙動を把握 要件：UTMとEDRの双方の検知レポートを確認して被害箇所を特定できる体制
②不審なアプリを気付かず導入し、ウイルス感染	②検知レポートを定期的に確認してリスクを把握 効果：人手では気付けないリスクに対処できる 要件：セキュリティ専門家等による検知レポートの定期的な確認
③工場系LAN等の情報システム部門管理外設備でウイルス感染	③セキュリティ有識者等の目線でネットワーク設計を適正化 効果：企業が抱えるセキュリティホールを無くす 要件：セキュリティ専門家等によるネットワーク全体の見直しとリスクの把握・備え。

【対策実現後のイメージ】



■ 図2-4-10 中小企業に対するリスクと有効な対策  
(出典)IPA「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査調査実施報告書<sup>※399</sup>」を基に編集

(2) 中小企業向け情報セキュリティ対策支援施策

サイバー攻撃の高度化・巧妙化により、中小企業を含むサプライチェーンリスクが高まり、世界的にサプライチェーンサイバーセキュリティ対策の強化へ向けた取り組みが進む中で、経済産業省は我が国の中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化を促進することを目的として、2021年度に引き続きIPAを通じて、中小企業サイバー

セキュリティ対策促進事業を実施した。

同事業においてIPAは、中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ強化の取り組みを産業界が一体となって推進するため、「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム (SC3: Supply Chain Cybersecurity Consortium)<sup>※400</sup>」の活動に対し支援を行った。

SC3においては、総会、運営委員会と四つのWGが運営されている。

- 総会  
2022年11月に行われた総会では、SC3が業界団体プラットフォームとしてより踏み込んだ活動を展開するため、SC3運営検討準備会の発足が決議された。
- 運営委員会  
経済産業省と公正取引委員会は、中小企業等におけるサイバーセキュリティ対策や、発注側企業の取引先に対するサイバーセキュリティ対策の支援・要請に関する考え方について整理を行い、「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて<sup>※401</sup>」を公表した。これを受けて、運営委員会では、2023年3月に同文書の周知のためのウェビナーを実施し、経済産業省及び公正取引委員会による同文書についての解説、両機関に加え有識者や実務家の参加によるパネルディスカッション等を行った。
- ワーキンググループ(WG)

- 中小企業対策強化 WG

2022年10月に「今、中小企業が取り組むべきセキュリティ対策～『サイバーセキュリティお助け隊サービス』の補助金活用～」と題して、中小企業における情報セキュリティ対策の意識啓発を目的としたウェビナーを開催した<sup>※402</sup>。また、自動車、通信、電気、建設等の業界団体や行政機関が策定している情報セキュリティ対策に関するガイドライン等を基に、共通的に求められる項目を抽出する調査事業を実施した。同調査事業の結果は、業界横断的な共通水準(ベース)として、情報セキュリティガイドラインが未整備の業界で活用されることや情報セキュリティガイドラインが整備済みの業界で見直しに活用されることが期待される。

- 攻撃動向分析・対策 WG

中小企業の経営者による主体的な情報セキュリティ対策への取り組みを推進するため、2021年度に作成したコンテンツ「経営者視点のサイバーセキュリ

ティ〜『安全』を保ち、『信頼』を守るために〜」の周知活動を行った。また、地域経済団体の会員企業の経営者との意見交換の場を設け、経営者のサイバーセキュリティに関する悩みやニーズを中心とした生の声を収集した。

#### - 産学官連携 WG

セキュリティ人材に関わるフレームワークに関し、知識、スキル、及びアビリティ・コンピテンシーに関わる共通言語の整理を行い、産業界と教育機関の双方にとって活用が可能な共通語彙集の試作検討を行った。

#### - 地域 SECURITY 形成促進 WG

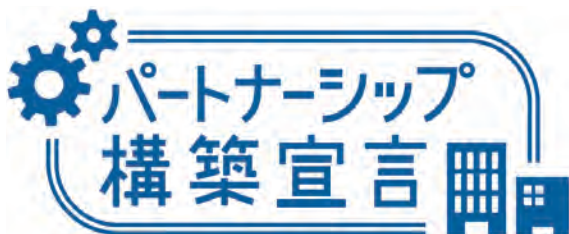
全国各地で活動する地域のセキュリティ・コミュニティ（通称、地域 SECURITY）に対して、活動事例の紹介や共通課題に対する解決策の検討等を行うワークショップ（WS）を実施した。第1回 WS はオンラインで、第2回 WS は各地域の現地に於て開催した。

### (3) 普及啓発・対策ツール

中小企業に向けた情報セキュリティの普及啓発活動や対策ツールを紹介する。

#### (a) パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言<sup>※403</sup>」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みであり、中小企業庁と内閣府が推進している。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT 実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）」「振興基準の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する（図 2-4-11）。



■ 図 2-4-11 「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

企業がこの「パートナーシップ構築宣言」を行うことで、サプライチェーン保護の観点から取引先とのパートナーシップを構築するために中小企業が情報セキュリティ対策を強化し、サプライチェーン全体の付加価値の向上に

つながっていくことが期待される。

#### (b) SECURITY ACTION

「SECURITY ACTION<sup>※404</sup>」は中小企業が講じるべき情報セキュリティ対策の第一歩として、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度であり、IPA が運用している。同制度で宣言を行うと、取り組み目標に応じて「★」（一つ星）と「★★」（二つ星）のロゴマークを利用できるようになる（図 2-4-12）。また、IT 導入補助金を始め、各自治体でもデジタル化、IT 化を支援する各種補助金の申請要件としての活用も進められており、2023 年 3 月時点で宣言数は 25 万件を超えている。

また、「SECURITY ACTION」の対象を中小企業以外にも拡大した。これを通じて、受注側と発注側の企業がともに宣言することで、サプライチェーン全体のセキュリティ対策の強化の促進が期待される。



■ 図 2-4-12 「SECURITY ACTION」ロゴマーク

#### (c) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン<sup>※405</sup>」は、情報セキュリティ対策に取り組む際に経営者が認識し実施すべき指針、及び社内において対策を講じる際の手順を IPA がまとめたものである。経営者編と実践編から構成されており、個人事業主、小規模事業者を含む中小企業による利用を想定している。

2023 年 4 月、社会状況の変化やサイバー攻撃の動向を踏まえ、同ガイドラインの「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 第 3.1 版<sup>※406</sup>」を公開した（次ページ図 2-4-13）。3.1 版の経営者編では、IT に詳しくない経営者にも理解しやすいように専門用語等を分かりやすく説明するとともに、関連法令を最新のものと見直す等の更新を行った。実践編では、テレワーク時の情報セキュリティ対策やセキュリティインシデント対応について、新たに解説を追加した。また、付録についても、「5 分でできる!情報セキュリティ自社診断」の対策例の見直しや、「中



小企業のためのセキュリティインシデント対応の手引き」の追加等の拡充を図った。



■ 図 2-4-13 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 第 3.1 版  
(出典)IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 第 3.1 版」

#### (d) サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

IPA では、中小企業に対するサイバー攻撃への対処や情報セキュリティ対策の強化を目的として「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度<sup>\*407</sup>」を運営している。

同サービスは、「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」を満たした民間セキュリティ事業者のサービスを「サイバーセキュリティお助け隊サービス」として登録・公表している。サイバーセキュリティお助け隊サービス基準は、相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険等の各種サービスをワンパッケージで安価に提供することを登録の要件としている。同基準を満たすサービスには、「サイバーセキュリティお助け隊マーク」の利用が許諾され、2023 年 3 月末時点で 35 のサービスが登録されている。同サービスを通じて、中小企業はサイバーセキュリティ対策を無理なく導入・運用できる。

2022 年度は、中小企業等が利用できる IT 導入補助金において、新たに本サービスを対象として最大 2 年分の利用料が補助（補助額 5 ～ 100 万円、補助率 1/2 以内）される「サイバーセキュリティ対策推進枠<sup>\*408</sup>」が設けられた。中小企業がこうした制度を活用し、サイバーセキュリティ強化に取り組むことが期待される。

#### (e) EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン

2023 年 3 月、IPA は EC サイトのセキュリティ対策を強化するため、EC サイト構築・運用時のセキュリティ対策をまとめた「EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン<sup>\*409</sup>」を公開した(図 2-4-14)。

EC サイトを構築、運営している中小企業には、EC

サイトのセキュリティ対策の実施がいかに重要であるかを認識し実施してもらう必要がある。そのため経営者が実行すべき項目やセキュリティ対策の実務担当者が具体的に実践すべきセキュリティ対策を同ガイドラインでは記載している。なお、これらの対策はパッケージやスクラッチ開発により自社で Web サイトを構築する場合を想定したものである。



■ 図 2-4-14 EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン  
(出典)IPA「EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン」

#### (f) 今すぐ実践できる工場セキュリティハンドブック・リスクアセスメント編

JNSA では、中小企業において製造現場の従事者がより容易にセキュリティ対策に取り組めるように、工場における情報セキュリティリスクアセスメントについての解説と具体的な事例を基にした実践方法をまとめた工場セキュリティハンドブックを作成している。同資料の第一弾として、自社工場において何が脅威となり、どのようなリスクがあるのかを把握するための具体的な手法を紹介する「今すぐ実践できる工場セキュリティハンドブック・リスクアセスメント編<sup>\*410</sup>」が 2022 年 6 月に公開された。

同ハンドブックは、USB メモリーや持ち込みパソコンといった機器等からどのような脅威が発生し、どのような対応を行うべきかをシナリオとしてまとめている。読者はこのシナリオと自社の製造現場における現状の環境とを比べることにより、自社工場に潜む脅威やリスクを把握することができるようになる。

### 2.4.3 公共機関における対策状況

教育機関及び地方公共団体等公共機関における対策状況を公表資料に基づいて述べる。

### (1) 教育機関における個人情報紛失・漏えいの状況

教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会（ISEN：Information Security for Education Network）は、毎年、学校等教育関連機関で発生した個人情報の紛失・漏えい事故について公開情報を調査し、公表している。2022年11月、「令和3年度(2021年度)学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況－調査報告書－第2版<sup>※411</sup>」（以下、ISEN報告書）を公表した。本項では、ISEN報告書に基づいて、2021年4月1日～2022年3月31日の間の事故の傾向について述べる。

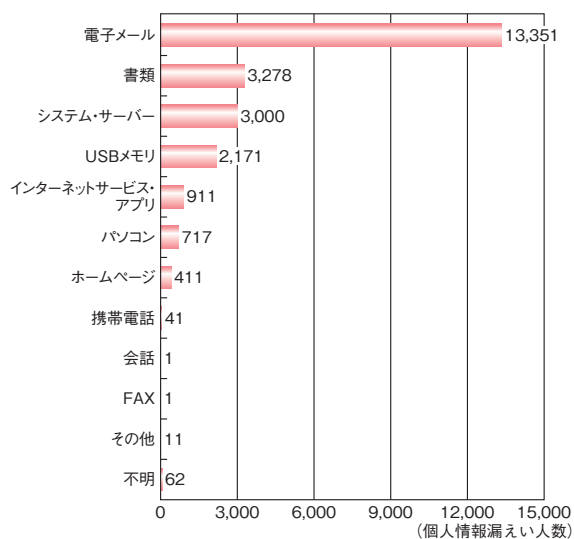
ISEN報告書によると、年度によるばらつきはあるものの、2019年度に2万3,458人と急増した後は、2年連続で減少しており、2021年度は過去最少となっている。

漏えいした個人情報の人数を経路・媒体別に分類すると、図2-4-15に示すように、2021年度は「電子メール」が1万3,351人と最も多く、2位の「書類」以下を大きく引き離している。

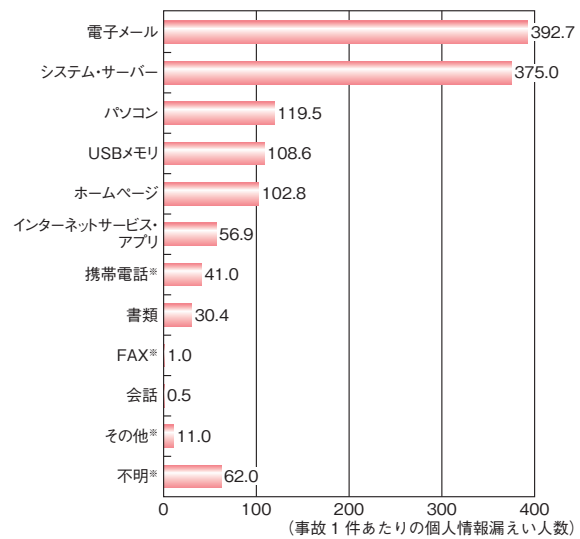
また、「電子メール」を経路とする漏えい事故では、平均して1件あたり約400人の個人情報が漏えいしており、運用面で特段の対策が必要な経路・媒体と言える（図2-4-16）。

一方で、個人情報が漏えいした事故発生件数を漏えい経路・媒体別に比較すると、図2-4-17に示すように「書類」（53.2%）が最も多く、次いで「電子メール」（17.8%）となっている。

このように、事故発生件数では「書類」が最多であるが、1件あたりの漏えい人数は「電子メール」が最多であ



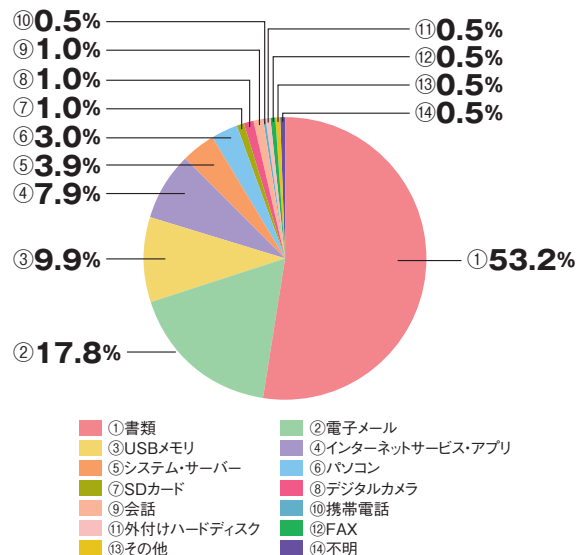
■ 図2-4-15 漏えい経路・媒体別個人情報漏えい人数<sup>※412</sup>  
 (出典)ISEN報告書を基にIPAが編集



※事故発生件数が1件の漏えい媒体。事故1件の個人情報漏えい人数を記載

■ 図2-4-16 漏えい経路・媒体別事故1件あたりの個人情報漏えい人数(平均値)<sup>※412</sup>

(出典)ISEN報告書を基にIPAが編集



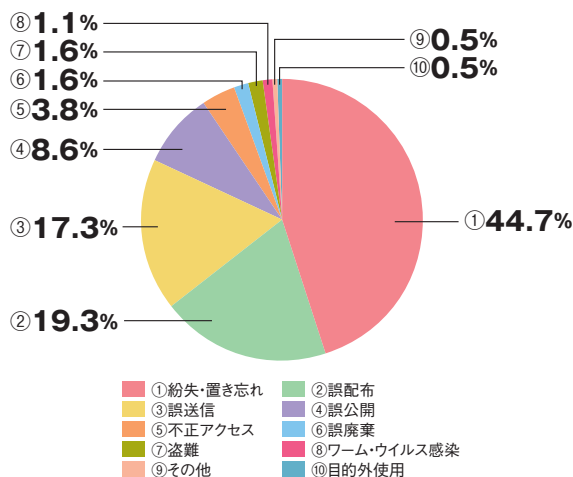
■ 図2-4-17 漏えい経路・媒体別事故発生件数<sup>※413</sup>

(出典)ISEN報告書を基にIPAが編集

り、漏えい人数の総数も突出している。このことから電子メール運用における情報漏えい対策が非常に重要であることが分かる。

前述のとおり、漏えい経路・媒体としては「書類」「電子メール」の合計が約70%を占めている（図2-4-17）。また、事故の種類としては「紛失・置き忘れ」「誤配布」「誤送信」「誤公開」「誤廃棄」を合計した不注意による漏えいが90%を超えている（次ページ図2-4-18）。

ISEN報告書によると、年度始めの4月と5月、成績処理を行う7月や3月、行事やテストが多い10月に漏えい事故件数が増加する傾向があるとのことである。また、「規定違反」を伴う事故が全体の約15%を占めたと



■ 図 2-4-18 漏えい事故種別発生割合  
(出典)ISEN 報告書を基に IPA が編集

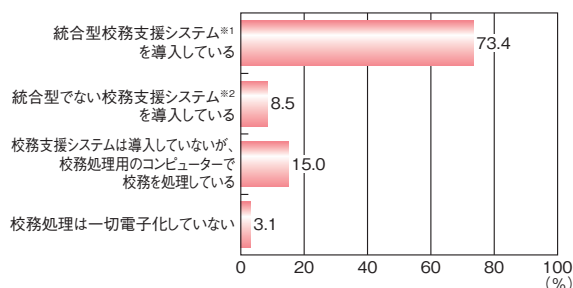
いうデータも示されており、これらを踏まえて、事故が発生しやすい時期や媒体、原因を把握した上で、効果的な対策を取ることが推奨される。

## (2) 教育現場における校務の情報システム化状況

2022 年 11 月、文部科学省は全国の教育委員会に対して、所管の学校への ICT 支援員の配置や、1 人 1 台端末の利活用促進のための更なる支援等を行うよう要請する「1 人 1 台端末の利活用促進に向けた取組について（通知）<sup>※414</sup>」を发出するとともに、都道府県ごとの 1 人 1 台端末の利活用状況を公表した。

また、文部科学省は全国の都道府県や市区町村の教育委員会、学校組合等を対象に校務の情報化に関する調査を実施し、1,815 件の回答を得た。その結果を「校務の情報化に関する調査結果（令和 4 年 9 月時点）<sup>※415</sup>」で公表した。

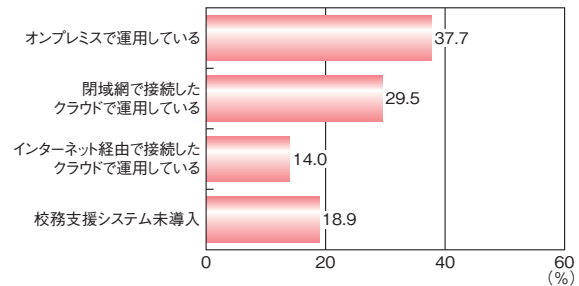
学校の校務において「統合型校務支援システム」を導入している団体は 73.4% であった（図 2-4-19）。一方、



※1 教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室入室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系等を統合した機能を有しているシステム  
※2 教務系、保健系、学籍系、学校事務系等の機能を独立して有しているシステム

■ 図 2-4-19 校務（成績処理、出欠管理、健康診断票・指導要録の作成等）の処理の電子化（n=1,755）  
(出典)文部科学省「校務の情報化に関する調査結果（令和 4 年 9 月時点）」を基に IPA が作成

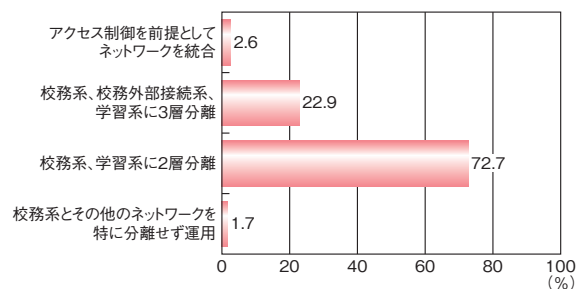
校務支援システムのクラウド化の状況においては、「インターネット経由で接続したクラウドで運用している」割合は 14.0% にとどまった（図 2-4-20）。



■ 図 2-4-20 校務支援システムのクラウド化の状況（n=1,677）  
(出典)文部科学省「校務の情報化に関する調査結果（令和 4 年 9 月時点）」を基に IPA が作成

文部科学省が所管する学校における現状の校内ネットワークの構成に関する調査も実施された。

具体的にはネットワークの種別を、①児童生徒の成績等、教職員のアクセスのみを想定する「校務系」、②インターネットを校務で利用する「校務外部接続系」、③児童生徒のワークシート等、教職員だけでなく児童生徒によるアクセスも想定する「学習系」に 3 分類し、それぞれが論理的または物理的に分離されているかを調査した。その結果、「アクセス制御を前提としてネットワークを統合」と回答したのは 2.6% にとどまった（図 2-4-21）。



■ 図 2-4-21 所管する学校における校内ネットワークの構成（n=1,662）  
(出典)文部科学省「校務の情報化に関する調査結果（令和 4 年 9 月時点）」を基に IPA が作成

また、教職員が、自宅から校務支援システムを使うことができるかを調査した結果では、「できる」との回答は 6.0% にとどまった。

統合型校務支援システムの導入・更改予定時期の調査結果では、87.3% が 2025 年度以降に導入または更改予定である一方、「校務支援システムを導入しておらず、導入予定もない等」という回答は 12.7% であった。

文部科学省の次世代の校務デジタル化推進実証事業<sup>※416</sup>では、統合型校務支援システムのほとんどがネッ



トワーク分離（閉鎖系ネットワーク）による自組織内設置型運用で、校務用端末も職員室に固定されている。このことは GIGA スクール時代・クラウド時代の教育 DX に適合しなくなっているため、次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を行うとともに、「校務 DX ガイドライン」（仮称）の策定、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行うことになっている。

今後の GIGA スクール構想の進展においてセキュリティが担保された上で「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す<sup>\*417</sup>」環境の整備が促進されることが期待される。

### (3) 地方自治体等における対策状況

総務省が 2022 年 3 月に公表した「自治体 DX・情報化推進概要～令和 3 年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査のとりまとめ結果～<sup>\*418</sup>」に基づき、地方公共団体の情報セキュリティ対策の実施状況の推移について述べる。

表 2-4-2 は、2021 年度の都道府県及び市区町村の対策項目に対する実施率をまとめたものである。なお、

「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況（令和 2 年度）～<sup>\*419</sup>」の実施率と比較し、カッコ内に増減ポイント数を記載している。

実施項目のうち、都道府県レベルでは「緊急時対応訓練を実施している」の 1 項目について前年度から実施率の改善が見られた。

一方、市区町村レベルでは、「緊急時対応計画を整備」「緊急時対応訓練を実施している」「情報資産の調達の際、仕様書等に情報セキュリティポリシーに基づいた要件を記載している」「委託事業者に対し、情報漏えい防止策を契約等により義務付けている」「情報システムの運用等の委託事業者に対する指導・監査を実施している」「機密性、完全性及び可用性等についてサービス契約（SLA）に定め、委託事業者に対し定期的に報告することを定めている」の 6 項目において改善が見られた。

### (4) ガバメントクラウドについて

2021 年 12 月 24 日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、地方自治体の基幹システムも統一・標準化が図られることになった。具体的には、国のすべての行政機関（中央省庁・独立行政法人等）

対策実施率（都道府県は 47 団体、市区町村は 1,741 団体を対象）			
対象項目		都道府県	市区町村
組織体制・規程類の整備	CISO の任命	95.7%	91.8%
	CSIRT（情報セキュリティインシデントに対処するための体制）の整備	95.7%	79.4%
	緊急時対応計画を整備	100.0% （±0 ポイント）	73.2% （+0.4 ポイント）
人的セキュリティ対策の実施 （複数回答）	情報セキュリティ研修を職員に対して実施している	100.0% （±0 ポイント）	94.0% （-0.1 ポイント）
	緊急時対応訓練を実施している	89.4% （+2.2 ポイント）	42.7% （+2.6 ポイント）
調達・運用時の情報セキュリティ 対策（複数回答）	情報資産の調達の際、仕様書等に情報セキュリティポリシーに基づいた要件を記載している	100.0% （±0 ポイント）	80.8% （+0.8 ポイント）
	委託事業者に対し、情報漏えい防止策を契約等により義務付けている	97.9% （-2.1 ポイント）	97.9% （+0.1 ポイント）
	情報システムの運用等の委託事業者に対する指導・監査を実施している	72.3% （-2.2 ポイント）	59.3% （+0.8 ポイント）
	機密性、完全性及び可用性等についてサービス契約（SLA）に定め、委託事業者に対し定期的に報告することを定めている	63.8% （-6.4 ポイント）	49.9% （+0.8 ポイント）
情報セキュリティ対策の監査・ 点検（複数回答）	情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、自己点検を実施	76.6%	53.8%
	情報セキュリティについて内部監査及び外部審査を実施	48.9%	8.1%
情報システムに関する業務継続 計画（ICT-BCP）の策定	ICT-BCP の策定	97.9%	46.1%

■表 2-4-2 地方公共団体における情報セキュリティ対策の実施状況（2021 年度、47 都道府県、1,741 市区町村）

（出典）総務省「自治体 DX・情報化推進概要～令和 3 年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査のとりまとめ結果～」地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況（令和 2 年度）～」を基に IPA が作成

や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにした「IT 基盤」であるガバメントクラウドに移行する。

ガバメントクラウドでは、複数のクラウド事業者が提供する、複数のサービスモデル (IaaS、PaaS、SaaS) を組み合わせて相互に接続される。適切なセキュリティ対策が求められることから、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」のリストに登録されたサービスから調達する予定である (「2.7.3 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」参照)。セキュリティの観点から、地方自治体が活用するクラウド環境に求められる主な要件は次の 2 点である\* 420。

- 地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保すること
- 地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行うこと

なお、地方自治体システムのガバメントクラウドへの移行期限は 2025 年度を目標としている。

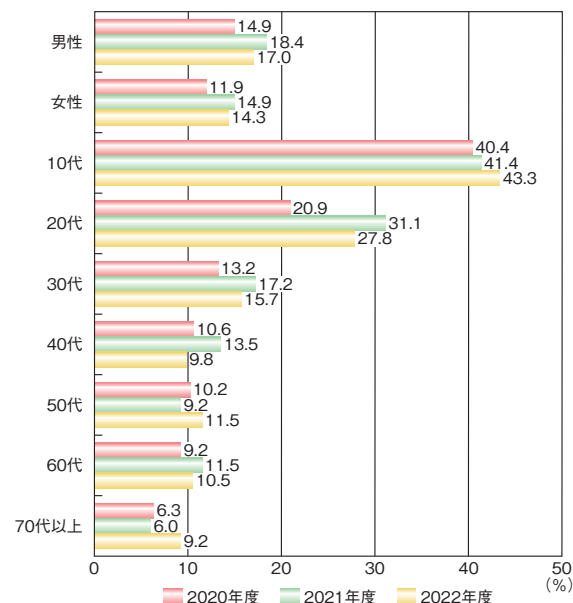
## 2.4.4 一般利用者における対策状況

2023 年 2 月に IPA は「2022 年度情報セキュリティに対する意識調査【倫理編】【脅威編】\* 421」(以下、2022 年度倫理調査、2022 年度脅威調査) を公開した。本意識調査では、脅威調査を 2005 年度から、倫理調査を 2013 年度から実施している。また、脅威調査はパソコン利用者、スマートフォン利用者\* 422 に対し、共通の質問及び機器別に固有の質問等を設け、実施している。2022 年度調査は 2020 年度に調査仕様を変更してから 3 年目になることから、本項では 3 年間の経年比較を交えて調査結果を紹介する。

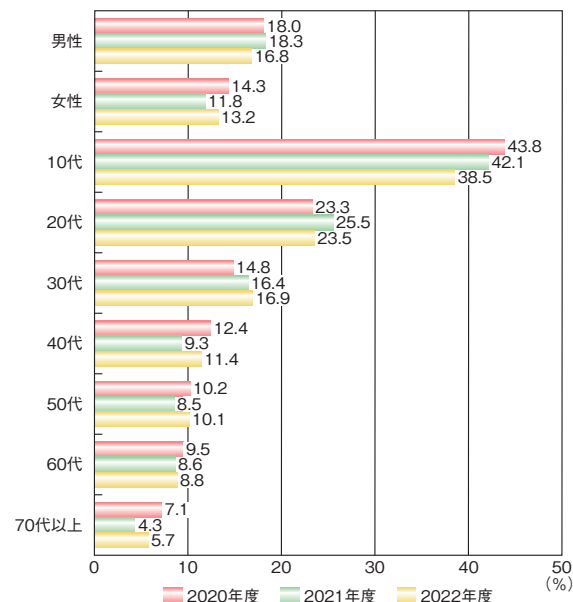
### (1) 情報セキュリティに関する講習等の受講経験

総務省の「令和 4 年版情報通信白書\* 423」によれば、2021 年の個人のインターネット利用率は 82.9% となっており、国民の大多数がインターネットを利用しているといえる。インターネット利用における情報セキュリティのトラブルを未然に防いだり、被害を回避したりするには、脅威の手口を理解し、自らのふるまいに留意する等の対策が求められる。そのためには情報セキュリティに関して学ぶことが重要である。脅威調査で情報セキュリティ教育の受講経験を尋ねた結果を図 2-4-22 及び図 2-4-23 に示す。

パソコン、スマートフォン利用者ともに、男性の情報セキュリティ教育の受講経験の割合が高い。年代別では 10 代が突出して高く、次いで 20 代の受講経験の割合が高い。それ以降は年代が上がるにつれ受講割合は低くなる。



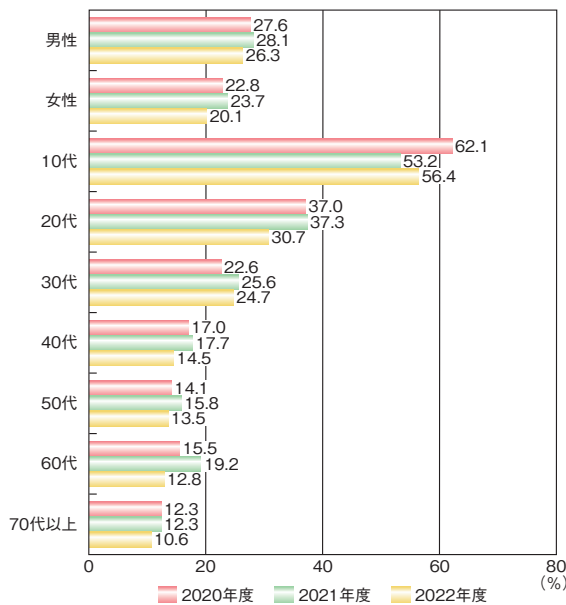
■ 図 2-4-22 パソコン利用者の情報セキュリティ教育の受講経験 (性別・年代別、2020～2022 年度)



■ 図 2-4-23 スマートフォン利用者の情報セキュリティ教育の受講経験 (性別・年代別、2020～2022 年度)

また、この傾向は情報倫理教育の受講経験についても同様である (次ページ図 2-4-24)。情報倫理教育の受講経験については 2013 年度から調査しており、10 代が高く、次いで 20 代の割合が高いという傾向に変化は

ない。このことから教育機関において講習等の機会が一定程度提供されていると考えられる。



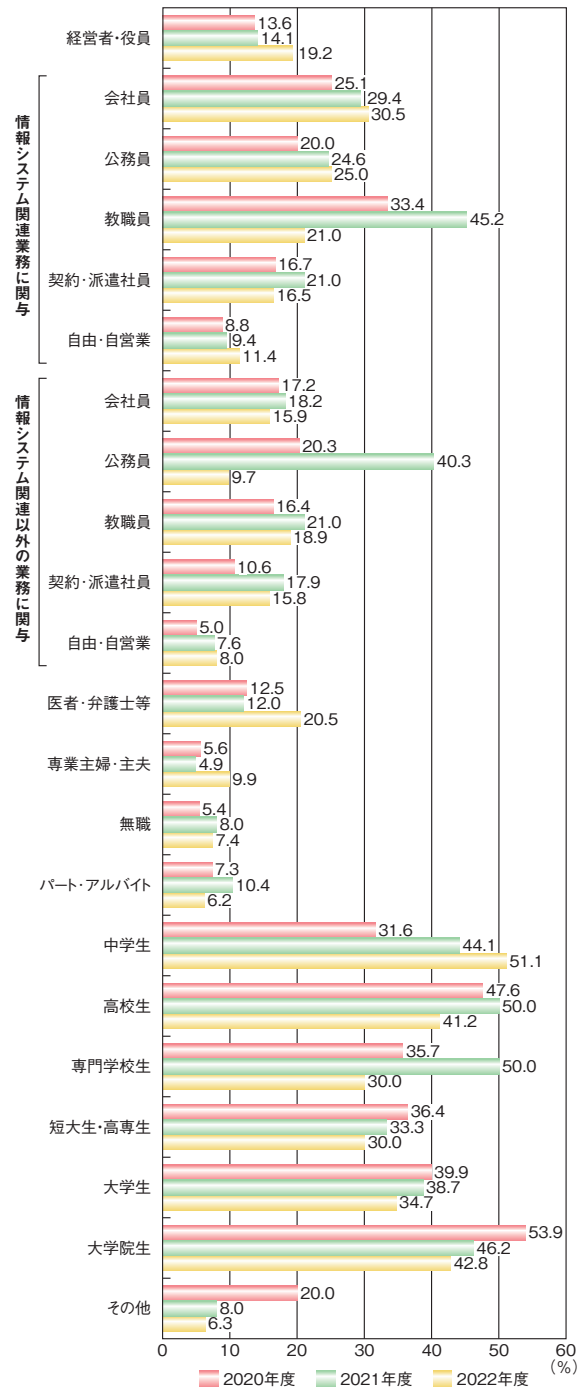
■ 図 2-4-24 情報倫理教育の受講経験(性別・年代別、2020~2022年度)

しかし、攻撃の手口の変化や ICT 技術・サービスの進化等により、学びにも継続的なアップデートが必要である。30 代以降で受講機会が低減する傾向に対し、職場や地域社会での情報セキュリティに関する学びの機会が必要であり、その機会創出により国民全体の情報セキュリティリテラシーの底上げが可能になると考えられる。

受講機会について、属性別に分析した結果を紹介する。図 2-4-25 はパソコン利用者、図 2-4-26 (次ページ) はスマートフォン利用者における情報セキュリティ教育の受講経験を職業・属性別に分類した結果である。多少のばらつきはあるが、生徒・学生以外の属性の受講割合が低い傾向である。特に、「専業主婦・主夫」「無職」「パート・アルバイト」等の低さが目につく。こうした職場や学校で受講の機会が得られない、または得にくい層に対する受講機会創出が課題である。

## (2) 情報セキュリティの脅威に対する認知度

パソコン利用者の脅威の認知度(次ページ図 2-4-27)とスマートフォン利用者の脅威の認知度(次ページ図 2-4-28)を同一年度で比較すると、すべての脅威においてパソコン利用者の方が高い。脅威別では、パソコン利用者、スマートフォン利用者ともに 2022 年度は「不正ログイン」「フィッシング詐欺」の認知度が 5 割以上と最も高く、次いで「脆弱性」が高い。



■ 図 2-4-25 パソコン利用者の情報セキュリティ教育の受講経験(職業・属性別、2020~2022年度)

一方、主に組織向けの脅威とみなされる「標的型攻撃」「ビジネスメール詐欺」「ランサムウェア」の認知度はパソコン利用者においても 3 割程度と高くない。ただし、「ランサムウェア」については、パソコン利用者の 2022 年度結果においては 35.8%と前年より 4.9 ポイント高くなり、認知度が高くなってきている。

組織がセキュリティ対策を推進するとき、職員の脅威に対する認知度が 3 割程度では、十分とは言えない。



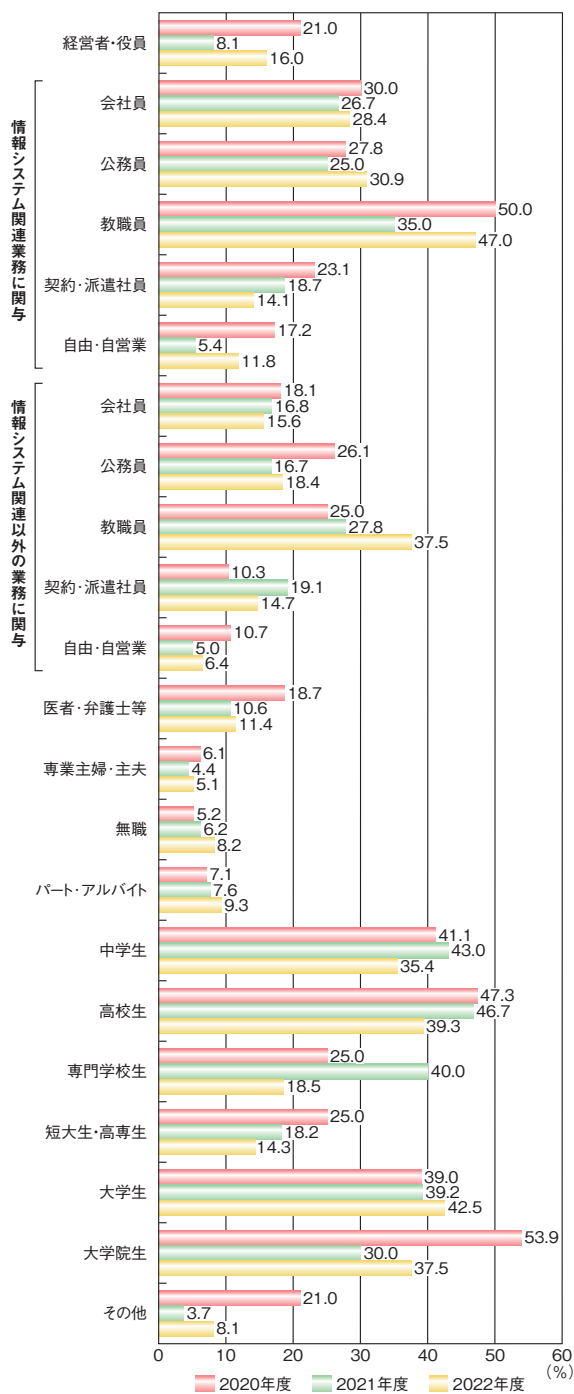


図 2-4-26 スマートフォン利用者の情報セキュリティ教育の受講経験 (職業・属性別、2020～2022年度)

コロナ禍以降、テレワークの普及やクラウドサービスの浸透により、ニューノーマルな働き方が定着しつつある。この結果、サイバー攻撃対象領域の広がり、組織のガバナンス低下等による被害リスクの上昇が懸念される。組織全体で最新の脅威を知り、対策を実践することが、組織の守りを堅牢にすることにつながる。そのためにも、組織においては、職員に対する定期的なセキュリティ教育により、脅威の認知度を上げ、職員の実施すべき対

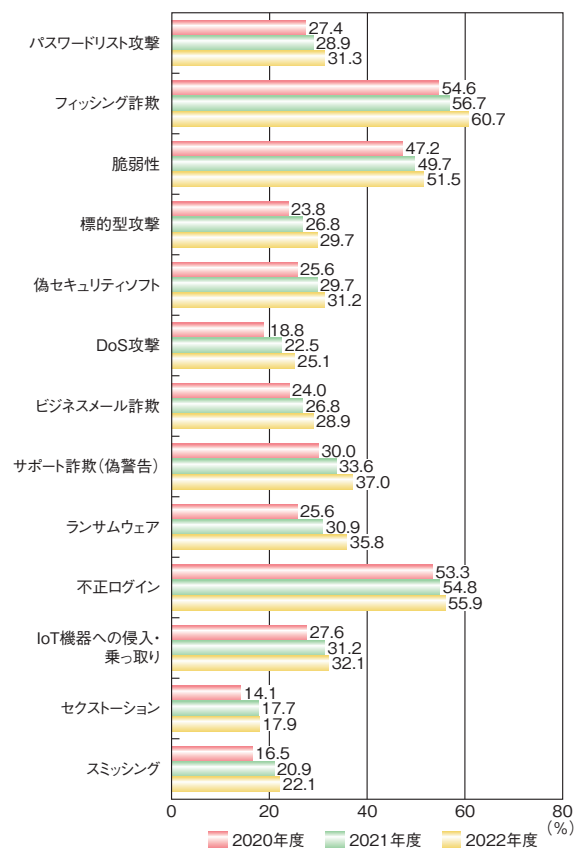


図 2-4-27 パソコン利用者の脅威の認知度 (2020～2022年度)

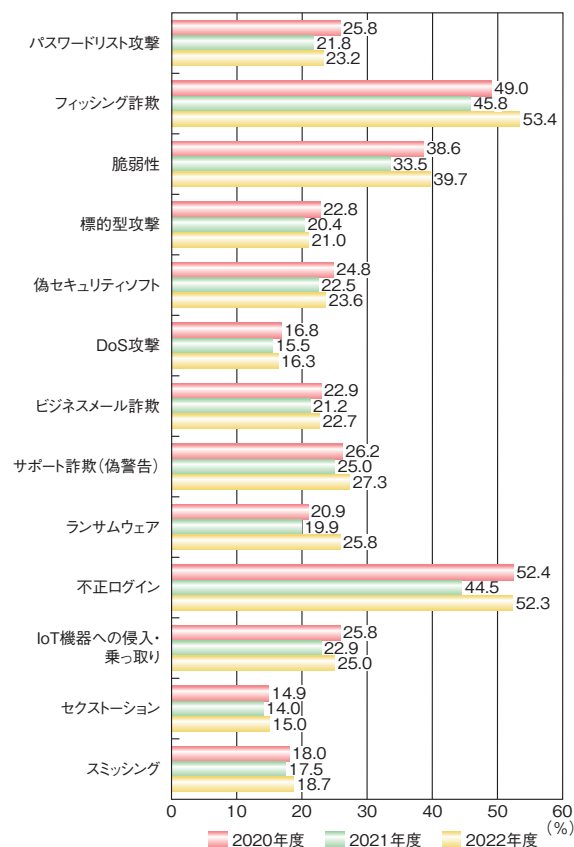


図 2-4-28 スマートフォン利用者の脅威の認知度 (2020～2022年度)

策について理解を深めることが求められる。

### (3) 情報セキュリティの対策実施状況

パソコン利用者に対し、20 項目のセキュリティ対策の実施状況を尋ねた結果を表 2-4-3 に示す。

2022 年度脅威調査の結果では、「サポートが切れていない OS を使用し、最新の状態に更新」「セキュリティ対策ソフトやサービスの利用」「電子メールにある添付ファイルを不用意に開かない、また本文中の URL も不用意にクリックしない」「怪しいと思ったウェブサイトに行き着いたら先に進まない、情報を入力しない」等、実施率が 6 割以上の対策が 7 項目あった。

また、「OS 以外のソフトウェアはサポートが切れていないものを使用し、かつ最新の状態に更新」「ウイルス対策ソフトのパターンファイルが最新になっていることを定期的に確認している」の実施率が 5 割強、「パソコンのデータのバックアップ」の実施率が 48.9% であった。実施率の低い対策の一つとして「無線 LAN ルーターの暗号化キーの変更」が挙げられ、25.9% であった。

スマートフォン利用者に対し、17 項目のセキュリティ対策の実施状況を尋ねた結果を表 2-4-4 (次ページ) に示す。

2022 年度脅威調査の結果では、「端末内のアプリのアップデート」の実施率が最も高く 66.2%、次いで「信頼できる場所からアプリをインストール」が 62.0% であった。一方、実施率が低いのは「リモートロックなどの不正利用防止機能」「重要な情報を扱うアプリの個別ロック機能の活用」等で 25% 程度であった。

### (4) パスワード設定における対策実施状況

2022 年度脅威調査において、ネットサービスを利用するために保有しているアカウント数を聞いたところ、二つ以上保有する割合はパソコン利用者 88.6%、スマートフォン利用者 87.0% であった<sup>\*424</sup>。大多数が複数のネットサービスを利用するため、複数のアカウントを保有していることが分かった。しかし、複数のアカウントでパスワードの使い回しをしているとフィッシング等により、あるサービスのパスワードが窃取された場合、別のサービスまで不正ログインの被害に遭う可能性がある。ここではパスワードのセキュリティ対策に対する調査結果を紹介する。

#### (a) パソコン利用者のパスワードのセキュリティ対策実施状況

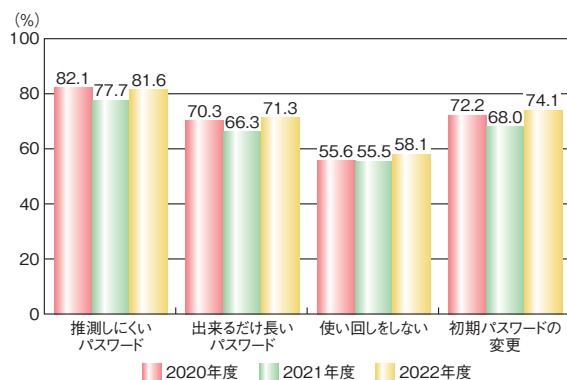
パスワードを安全に管理するための四つの基本的な対策の実施率を図 2-4-29 (次ページ) に示す。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
サポートが切れていない OS を使用し、最新の状態に更新	63.3%	62.5%	65.1%
セキュリティ対策ソフトやサービスの利用	67.8%	65.6%	65.8%
電子メールにある添付ファイルを不用意に開かない、また本文中の URL も不用意にクリックしない	69.6%	71.1%	70.9%
怪しいと思ったウェブサイトに行き着いたら先に進まない、情報を入力しない	76.9%	74.3%	76.8%
ネットでファイルやソフトウェアをダウンロードする場合、安全性や信頼性を自分なりに注意・判断している	69.5%	67.2%	70.8%
パソコンには、ログインパスワードを設定している。	66.0%	65.1%	67.9%
ウェブ閲覧中に意図しないファイルがダウンロードされる場合はキャンセルしている	57.4%	59.3%	60.5%
フィッシングや詐欺サイトへのアクセスを防止するソフトまたはサービスの利用	39.2%	39.0%	40.4%
ファイアウォール機器やセキュリティゲートウェイ機器の利用	34.1%	35.6%	34.4%
重要なファイルはパスワード付 USB メモリで持ち出したり、ファイルにパスワードをかけてメールを送信	22.3%	25.1%	26.1%
パソコンデータのバックアップ	46.0%	47.3%	48.9%
OS 以外のソフトウェアはサポートが切れていないものを使用し、かつ最新の状態に更新	48.5%	49.3%	51.4%
無線 LAN ルーターの暗号化キーの変更	22.5%	24.5%	25.9%
パソコンを廃棄または売却する際はデータが復元できない様な消去または物理的な破壊を行う	38.0%	39.7%	41.5%
自宅のパソコンを家族で使う場合、利用者毎にアカウントを分けている	37.7%	38.6%	40.3%
ウイルス対策ソフトのパターンファイルが最新になっていることを定期的に確認している	51.2%	50.8%	51.4%
ウェブに氏名や住所、クレジットカード番号などを入力する時はソフトウェアの脆弱性を全て解消し、信頼できるリンクからアクセスする	43.8%	45.9%	47.1%
ブラウザのセキュリティ設定は常に高くし、必要な時だけ設定変更や必要なプラグインの有効化を行っている	36.7%	37.6%	38.1%
ハードディスクドライブ又はソリッドステートドライブ、USB メモリーやメモリーカード全体の暗号化	22.6%	25.7%	25.1%
パスワード、指紋、ワンタイムパスワードなどから 2 種類以上の要素を組み合わせた多要素認証の積極的な利用	40.1%	43.6%	45.3%

■表 2-4-3 パソコン利用者の対策実施率(2020~2022 年度)

	2020年度	2021年度	2022年度
(可能な場合)OSのアップデート	54.8%	51.6%	56.3%
信頼できる場所(公式のサイト、ストア等)からアプリをインストールする	60.6%	56.4%	62.0%
アプリをインストールする前または実行時に要求される権限を確認する	47.7%	46.1%	47.8%
端末内のアプリのアップデート	63.6%	59.2%	66.2%
紛失時などに備えたデバイス捜索対策	31.4%	29.6%	30.3%
リモートロックなどの不正利用防止機能	25.9%	26.1%	25.0%
パスワードやPIN、パターンなどによる画面ロック機能	47.6%	46.4%	50.5%
指紋認証・顔認証など、生体認証による画面ロック機能	45.4%	42.9%	48.1%
アプリをインストールする前にレビューやコメントを確認する。	49.3%	46.8%	50.9%
デバイス内データ(写真、動画、個人情報)のバックアップ	46.7%	43.3%	48.4%
セキュリティソフト・サービスの導入活用	43.3%	38.5%	41.1%
重要な情報を扱うアプリの個別ロック機能の活用	26.4%	24.9%	25.7%
パスワード、指紋、ワンタイムパスワードなどから2種類以上の要素を組み合わせた多要素認証の積極的な利用	26.4%	39.3%	45.4%
IoT機器にアカウント設定があれば購入後すぐにパスワードの変更などセキュリティ設定を実施	24.5%	29.1%	26.7%
セキュリティのサポートが終了したIoT機器等の利用をやめている	26.8%	27.3%	26.2%
使わなくなったIoT機器はネットから切り離している	26.4%	30.1%	28.6%
IoT機器を廃棄する場合には購入時の状態に初期化している	38.2%	29.6%	27.2%

■表 2-4-4 スマートフォン利用者の対策実施率(2020~2022年度)



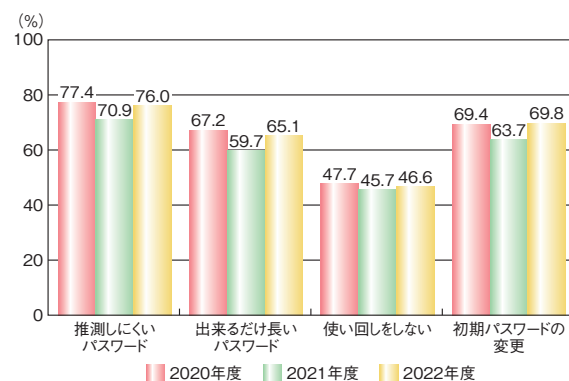
■図 2-4-29 パソコン利用者のパスワード設定における対策実施状況(2020~2022年度)

実施率が高いのは「推測しにくいパスワード」で8割程度、実施率が低いのは「使い回しをしない」で6割弱である。被害を未然に防ぐために、特に金銭被害に直結するサービスや、写真や重要なデータを保存しているクラウドサービス等のアカウントにおいては、適切なパスワードの設定が必須である。

また、これら四つの対策において10代、20代の実施率が他の年代に比べ低い傾向にあり、憂慮される。一方で、60代以降の傾向として「推測しにくいパスワード」の実施率は他年代と比べ遜色がないものの、「出来るだけ長いパスワード」「使い回しをしない」の実施率が低かった。高齢者は対策に関する知識不足や、加齢による記憶力低下等、実施を難しくさせる要因があると推察される。それはパスワードの管理方法に関する設問において、「金銭のやり取りをするアカウント」のパスワードの管理方法として、「手帳などの紙にメモをしている」割合が10代30.5%、20代28.6%、30代36.9%であるが、60代54.4%、70代62.2%と年代が上がるに従い高くなっていることから示唆される。一方、自分の記憶力に依らずにパスワードの管理が可能なブラウザの保存機能を利用しているのは1割程度と、どの年代でも同様に低かった。

#### (b) スマートフォン利用者のパスワードのセキュリティ対策実施状況

スマートフォン利用者のセキュリティ対策実施率はパソコン利用者に比べ総じて低い。中でも、「使い回しをしない」の対策が5割に届かず(図2-4-30)、年代別で見ても、すべての年代で5割に達していなかった。パソコン利用者では年代間に多少の差があっても「使い回しをしない」は6割弱が実施しており、スマートフォン利用者の実施率の低さが目に付く。スマートフォンという機器の特性により差が生じている可能性もあるが、多様なIT



■図 2-4-30 スマートフォン利用者のパスワード設定における対策実施状況(2020~2022年度)

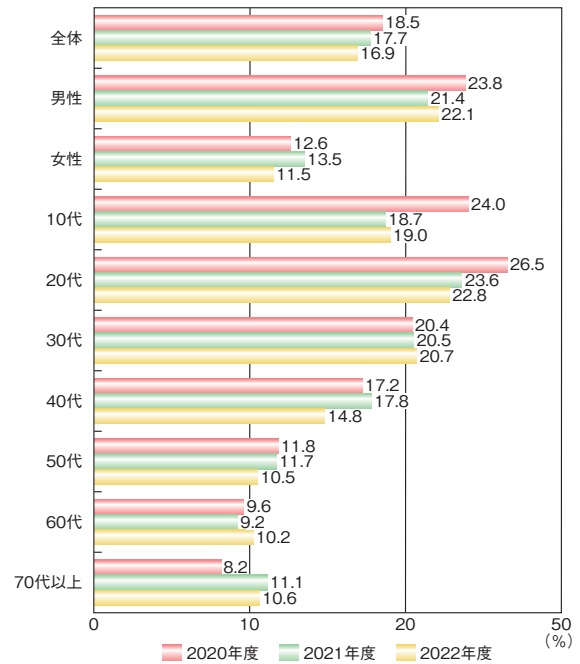


サービスの利用時にスマートフォンの利用者がパスワードを「使い回し」している割合が高いことにより、不正ログイン等の被害発生が懸念される。

**(5) SNS 等におけるネガティブな投稿経験**

2022 年度倫理調査から、誹謗中傷等の内容を含むネガティブな投稿経験についての分析結果を紹介する。

2022 年度倫理調査では、ネガティブな投稿経験がある割合の全体平均は 16.9% であった。性別・年代別に見ると、男性の割合が女性より 10 ポイント程度高く、年代別では 30 代以下が他年代に比べ高く、10 代、20 代では 2020 年度調査結果より割合が減少した（図 2-4-31）。インターネットにおける誹謗中傷が社会問題になっていることを受け、2022 年 6 月に侮辱罪が厳罰化され、法定刑が引き上げられた。今回の調査結果への法改正の影響の有無は断定できないが、法改正がネガティブな投稿の抑止力となり、割合が減っていくことを期待する。



■ 図 2-4-31 ネガティブな投稿経験割合（性別・年代別、2020～2022 年度）

## 2.5 情報セキュリティの普及啓発活動

新型コロナウイルス感染拡大によるテレワークやデリバリーサービスの普及等により、デジタルが生活により浸透している現状において、SNSを利用した犯罪やAIの進化による虚偽情報の氾濫等、社会におけるセキュリティリスクは更に高まっている。そこで本節では、インターネットの不適切利用とその対策、恒常的な啓発活動について説明する。

### 2.5.1 不適切事例とネットリテラシーの必要性

本項では、インターネット利用にまつわる不適切な事例とその解決に向けたネットリテラシー向上のための活動について述べる。

#### (1) SNS等の不適切な利用

新型コロナウイルスの感染拡大により、非接触型のコミュニケーションを余儀なくされ、授業や会議等のオンライン化が急激に進んだ。なかでも、インターネットを利用した求人・採用活動は物理的な制限を取り払い、応募者とのコミュニケーションを継続して行えることから、重要な採用手法となりつつある。

一方で、SNS上では一般的な求人広告のほかに、違法な稼ぎ話、いわゆる「闇バイト」の募集が行われていることが問題となっている。

日本国内で2022年から2023年初めにかけて発生した広域強盗事件の容疑者がフィリピンから日本へ送還され、大きな話題となったが、この事件では、強盗犯の実行役を募集する際にSNSを使用していたとされている<sup>※425</sup>。

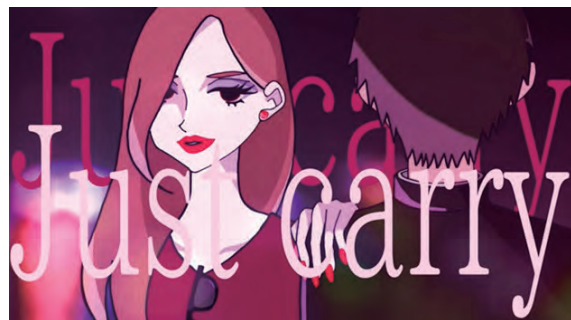
このような闇バイトに応じ、身分証明書を提供してしまうと、犯罪集団から抜け出そうとしても、個人情報等を盾に縛り付けられてしまう<sup>※426</sup>。また、特殊詐欺の犯行の一部や口座売買といった違法行為の募集が、SNS上で高額報酬とともに投稿されている状況にある。

警察庁は、このような状況を背景に、SNS上における闇バイトの募集等の不適切な投稿を有害情報とし、サイト管理者へ削除要請を行う等の対策を実施している。これに加え、サイバーパトロールの際、強盗を意味する隠語等についてもチェックを行う等、監視を強化している<sup>※427</sup>。

東京都は、2022年8月「特殊詐欺加害防止特設サイト<sup>※428</sup>」を公開し、被害者編や加害者編の動画のほか、特殊詐欺や闇バイトの手口を紹介する等、加害防止の

啓発を行っている。

長野県警察岡谷署と岡谷市防犯協会連合会は、「安易に闇バイトに関わってしまうことで、自分の将来に大きな影響を及ぼしかねない」というメッセージが込められた啓発動画を公開した(図2-5-1)。動画は「長野県警察公式チャンネル<sup>※429</sup>」で視聴できる。



■ 図2-5-1 Just carry – GLI&Sayolla  
(出典)長野県警察「Just carry – GLI&Sayolla<sup>※430</sup>」

また、SNSやマッチングアプリを利用して知り合った海外の相手に金銭を騙し取られる「国際ロマンス詐欺」と呼ばれる手口の容疑による逮捕者が出ている<sup>※431</sup>。「国際ロマンス詐欺」とは、マッチングアプリ等で知り合った相手と交流を深め、恋愛感情や親切心に付け込んで送金をさせる手口である。

独立行政法人国民生活センターには、マッチングアプリ等で知り合った相手から、暗号資産や外国為替証拠金取引(FX)等の投資を勧められた等の相談が多数寄せられている。これを受けて、「マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト<sup>※432</sup>」を公開し、「自称外国人や外国の在住経験がある日本人」だとする人物から、「結婚の資金をためるために投資しよう」等の誘いを受けた場合には注意するよう呼びかけている。

公益財団法人全国防犯協会連合会もサイバー犯罪の被害防止対策啓発用冊子「最新!サイバー犯罪撃退BOOK<sup>※433</sup>」を作成・配布し、マッチングアプリやSNSで知り合った相手から投資話を持ちかけられたり、資産家や医師等を装う外国籍の異性から、渡航費用の送金を求められたりした場合は、詐欺を疑い毅然と断ることが重要だとしている(次ページ図2-5-2)。

#### (2) 試験・面接時のスマートフォン等の悪用

2022年1月に実施された大学入学共通テストにおい



■ 図 2-5-2 最新サイバー犯罪撃退 BOOK  
(出典)公益財団法人全国防犯協会連合会「最新!サイバー犯罪撃退 BOOK」

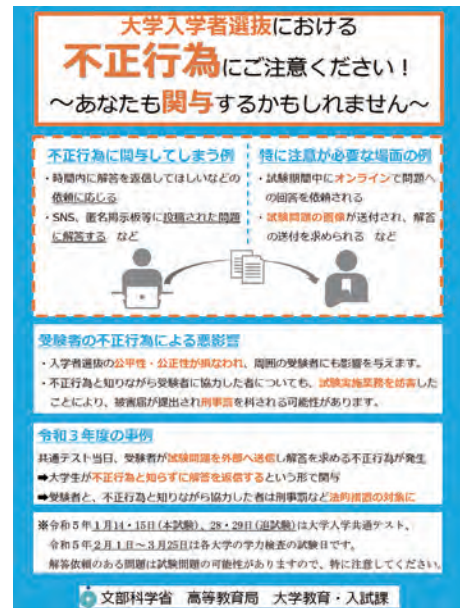
て、試験中にスマートフォンを使用して問題を外部に送信し、カンニングを行う事件が発生した。カンニングをした受験者は、家庭教師のマッチングサイトの登録者へ、チャットツールを用いて試験問題を送信し、解答を得ていた。当該受験者とその協力者が偽計業務妨害の容疑で書類送検されたが、善意から解答を送り返した協力者は、不正行為と知らずに犯罪に加担してしまったという<sup>※ 434</sup>。

このように、家庭教師や予備校の指導者等が意図せず不正行為に関与してしまうことがないよう、文部科学省は2022年12月16日付で「大学入学者選抜における不正行為防止に係る周知について（依頼）」と題した協力依頼を大学や教育委員会、予備校等に向けて発出した<sup>※ 435</sup>。この中で、「SNS、匿名掲示板等に投稿された問題に解答すること」「試験問題の画像が送付され、解答の送付を求められること」等、注意が必要な状況の具体的な例を挙げている(図 2-5-3)。

また、独立行政法人大学入試センターは、試験中のスマートフォンの扱いに対して厳格なルールを定めた<sup>※ 437</sup>ほか、不正行為を行った場合、警察に被害届を提出する可能性があることを、受験生に事前配布する案内に明記する等、事件の再発抑止に動いている。

2022年11月には企業の採用試験の一つである Web テストにおいて、受験者になりすまして、いわゆる「替え玉受験」を行った人物が、私電磁的記録不正作罪、及び同供用罪で逮捕される事件が発生した<sup>※ 438</sup>。

就職情報サービスを運営する株式会社学情が実施したアンケート調査「採用活動における『オンライン』の導入状況<sup>※ 439</sup>」によると、72.5%の企業が、オンラインでの採用活動を「実施したことがある」と回答した。オンラインの



■ 図 2-5-3 大学入学者選抜における不正行為の注意喚起用資料  
(出典)文部科学省「大学入学者選抜における不正行為にご注意ください!」<sup>※ 436</sup>

メリットとしては「総エントリー数の増加」や「遠方の学生のエントリー増加」が挙げられており、採用側、応募側双方にとって利点があることが分かる。今後もオンラインの利用継続が予想されることから、「替え玉」対策は必須と言える。試験開始前にオンライン上で身分証と受験者本人の写真を撮影することや、AIをベースとした監視ツールの導入等、防止策が必要となっている。

### (3) インターネット上に氾濫する真偽不明な情報

インターネット上には真偽が不確かな情報も少なからず存在する。

2022年9月に台風15号が日本列島に上陸した際、水没した静岡県内の街の写真がSNS上に投稿された。この写真は、人工知能の技術を使って作成された虚偽の情報であることを投稿者が告白し世間を驚かせた<sup>※ 440</sup>。

AI技術の進歩により、コンピューターが架空の人物や風景の画像を容易に作成することができるようになった。生成された画像は、クオリティの高いものもあり、現実存在するものかどうかを判断することが困難となってきている。インターネット閲覧者もこの技術の進歩に留意しつつ、インターネット上の情報に触れることが重要である。

このようなAIが作成した疑いのある画像を始めたとして、インターネット上の情報に対する真偽確認（ファクトチェック）は、日本ファクトチェックセンター（JFC: Japan Fact-check Center）<sup>※ 441</sup>等の団体がやっている。JFCは、前述の台風15号の際に投稿された写真について、偽



画像との判断を公表した。

また、AIによるチャットツールにも課題が見え始めている。急激に利用者が増えた対話型人工知能「ChatGPT (GPT-3.5)」は、利用規約において、コンピューターウイルス等、何らかの害を及ぼすことを目的とするソフトウェアの作成や、サイバー犯罪を目的とした利用を禁止している。しかし、それによって犯罪者達が悪用する危険性が払しょくされるわけではない。更に、利用者の問いに対して出力される回答は必ずしも正しいとは言えず、利用者側の判断能力も必要となる。例えば、弁護士ドットコム株式会社が日本の司法試験を受けさせるという実験を行ったところ、正解率は30%だったという結果が出ている<sup>※442</sup>。

今後も、多種多様な「便利ツール」が出現することが推測される。しかし、それらを「完全無欠」と考えて使用して良いものなのかの判断や、いかに「社会に役立つツール」として活用するのかの最終的な選択肢は利用者である私達が持たされているということを忘れてはならない。

#### (4) インターネット上の誹謗中傷

インターネット上での誹謗中傷が、命に関わる事件となったことが一端となり、2022年7月より侮辱罪の法定刑の上限が引き上げられた。「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、更に、「発信者情報開示」の手続きを簡易・迅速化する法改正も2022年10月に施行された。このように、インターネット上で発生する犯罪に対し、法的な措置が講じられる環境が整いつつある。

また、サイバー空間上のみ存在するアバターに対する誹謗中傷が行われる事案では、「アバターへの中傷であっても、そのアバターを使用している実在する人物に対する名誉毀損にあたる」とし、裁判所は、中傷した投稿者の情報開示をプロバイダー側に命じている<sup>※443</sup>。

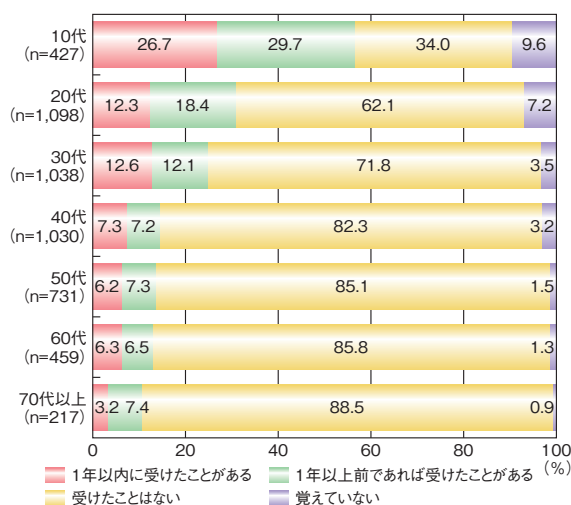
V-Tuberの大手プロジェクトである「にじさんじ」を運営するANYCOLOR株式会社と「ホロライブプロダクション」等を運営するカバー株式会社は、2022年12月に所属するV-Tuberに対する誹謗中傷行為の根絶に向けた対策で連携することを発表し、運営会社としてもサイバー空間上のキャラクターを擁護する対策を進めている<sup>※444</sup>。

### 2.5.2 恒常的な啓発活動

本項では、恒常的に実施されている情報セキュリティ及び情報リテラシーに関する啓発活動について述べる。

#### (1) 子供と保護者に対する啓発

IPAが発表した「『2022年度情報セキュリティの倫理に対する意識調査』報告書」によると、「SNS投稿やインターネット利用時に注意・留意すべきことに関する講義や講習を受けたことがありますか。」という設問に対して、10代(13歳以上のSNS等における投稿経験者を対象)の56.4%が「(1年以内または1年以上前に)受けたことがある」と回答した(図2-5-4)。一定数の子供達が指導を受けた経験があるものの、まだ十分とは言えない状況である。



■ 図2-5-4 SNS投稿やインターネット利用時に注意・留意すべきことに関する講義や講習の受講経験(年代別)  
(出典)IPA「『2022年度情報セキュリティの倫理に対する意識調査』報告書」を基に編集

文部科学省は、小学1年生から高校3年生までを対象とした「情報モラル学習サイト<sup>※445</sup>」を公開している。当該サイトでは、Webサイト上で動画等を見ながら学ぶことができ、「タブレットを初めて使う」「作品を作る」といった様々な場面における、パスワードの管理や著作物の取り扱いに関する注意点等、情報モラル全般にわたる学習ツールが紹介されている。

また、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構は青少年向け教材を公開<sup>※446</sup>しており、アニメーションの視聴やゲームを通じて、情報モラル・セキュリティを学ぶことができるコンテンツを年齢層別に提供している。例えば、小学校低学年向けのコンテンツでは、架空のゲーム画面を題材にフィッシングの手口を学ぶことができる。

2022年9月には、一般財団法人LINEみらい財団がGIGAスクール構想に伴って変化した教育現場に合わせ「GIGAワークブック<sup>※447</sup>」という教材を開発した。全国の小中学校で活用できるよう公開しており、インターネッ

ト上で適切なコミュニケーションのしかたや、リスク等に関する教材を成長段階に合わせて無償で利用できる。

卒業・進学・入学により、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春期における啓発活動として、2022年2月から同年5月にかけて、「令和4年『春のあんしんネット・新学期一斉行動』」が実施され、ペアレンタルコントロールの普及促進やインターネットを適切に活用する青少年の能力向上に向けた取り組みが内閣府や経済産業省を始めとした各省庁により一斉に行われた<sup>※448</sup>。

また、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会は、2022年10月、「ネット取引・デジプラなんでも110番」を、東京と大阪に設け電話対応を行った。合計83の受付件数に対し、インターネット通販に関する相談は8割を超え、突出して多い結果となった<sup>※449</sup>。

子供は大人と比較して判断能力が成熟しておらず、トラブルに巻き込まれやすい。今後も継続的な啓発活動や相談支援が望まれる。

次に、保護者に対する啓発活動を紹介する。2023年1月、内閣府は「ネット・スマホのある時代の子育て(乳幼児編)」を公開した<sup>※450</sup>。幼い子供に親のスマートフォンを使わせる際の注意点や、子供が動画視聴をやめなるときの対応等、子供とインターネットとの向き合い方に関するアドバイスや対策について解説している。

警察庁と文部科学省は、インターネットを介して発生する子供の性被害防止の施策として、啓発リーフレットを制作し公開した(図2-5-5)。同性を装った相手とSNSを介して知り合い、裸に近い自分の画像を送った事例や、スマホゲームの仮想空間で仲良くなった相手と現実で待ち合わせたことで事件に巻き込まれた事例等を紹介している。対策として、フィルタリングの設定や、ペアレンタルコントロールを活用したインターネット利用の適切な管理を促している。

## (2) 一般に対する啓発

NISCは毎年2月1日から3月18日を「サイバーセキュリティ月間」として定め、「#サイバーセキュリティは全員参加」というキャッチコピーのもと、中央省庁のほか、民間企業でも様々な啓発イベントを実施している。2022年度は、IPAとともに「サイバーセキュリティ対策9か条」と題したリーフレットや動画を制作し、脅威やリスクから身を守り、安全・安心にインターネットを利活用していくための方法を公開した<sup>※452</sup>。



■ 図 2-5-5 性被害防止啓発リーフレット  
(出典)警察庁・文部科学省「守りたい大切な自分 大切な誰か」<sup>※451</sup>

また、内閣府大臣官房政府広報室は、スマートフォンに届くメッセージには、危険なWebサイトへ誘導するものがあり、セキュリティ対策が必要であることを伝える動画「スマートフォンのセキュリティ対策できていますか? 4つのポイント」<sup>※453</sup>を政府インターネットテレビで公開した。このほか、サイバー犯罪に巻き込まれる前に手口を知り、防犯意識を醸成するための動画「サクリ情報便!~サイバー犯罪から財産、個人情報を守る」<sup>※454</sup>も公開している。

総務省も、Webサイト「上手にネットと付き合おう! 安心・安全なインターネット利用ガイド」<sup>※455</sup>を運営しており、2022年度は、「【啓発教育教材】インターネットとの向き合い方~ニセ・誤情報に騙されないために~」<sup>※456</sup>を公開した。偽・誤情報について学べるだけでなく、講師として指導できるように手引き等も揃えている。また、「インターネットトラブル事例集 2022年版」<sup>※457</sup>をまとめ、インターネット利用上の様々なトラブルと回避策について解説している。更に、インターネット上での人権問題に関する啓発として、「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」<sup>※458</sup>と題した特設サイトを公開し、誹謗中傷の被害に遭った際の対処法の解説や相談機関を紹介している。

シニア層を対象とする教室を開催した宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会は、普段のインターネットやスマートフォンの利用時に注意すべき情報漏えいや詐欺について説明し、サイバー犯罪の予防に役立つ情報提供を行った<sup>※459</sup>。

### 2.5.3 誰一人取り残されないデジタル化に向けて

2023年度に予定されているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に代表されるように、行政サービスのデジタル化が進んでいる。スマートフォン等のモバイル端末があれば、役所に出向く必要のある行政手続きが少なくなり、シニア層や公共交通機関が整備されていない地域にとっては、利便性の向上が期待される。

総務省による「令和3年通信利用動向調査」の結果を見ると、70歳以上のスマートフォンの保有状況は70～79歳が53.1%、80歳以上が19.2%であったが<sup>※</sup>460、今後行政サービスの利用を目的としたシニアユーザーが

増加する可能性がある。引き続き、生活の利便性を向上させる「人に優しい」デジタル化を進めるとともに、シニア層を始めとした全世代に分かりやすい情報セキュリティの普及啓発活動により「誰一人取り残されない」安全・安心なデジタル環境の整備が求められている。

SNSやスマートフォンは、私達の生活を便利にするための道具である。「道具を使いこなしているか」「道具に振り回されていないか」「犯罪に加担する使い方をしていないか」と、時には振り返ることも必要だ。タイムパフォーマンスが声高に叫ばれているが、安心して安全に使い続けるためには多少の「ゆとり」を持ちながら利用することも重要である。





## インターネットに投稿するということは

こんにちは! ぼくは、IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」応援隊長のまもるです。感染症にかからないように気を付けて生活しているけど、最近は、一時期より外食することも増えてきたよ。

この前も、お友達のさぼる君と外食に行ったんだ。ぼくが出かけようとしたら、お母さんに、「お店のものや食べ物にいたずらをした動画が大問題になっているみたい。まもるとさぼる君は大丈夫だと思うけど、いたずらは絶対しちゃダメよ。」と言われたから、それをさぼる君に話したんだ。そしたら、さぼる君が、「どうしていたずらや、悪いことをしてしまうのかな? それに動画にしてみんなに見せてしまうのはなんでだろう?」と不思議そうに言っていたよ。そこでぼくたちは考えてみたんだ。そしたらこんな意見がでたよ。友達との悪ふざけで収まりがつかなくなってしまうのかな。その場が楽しければいいや、と思っているのかな。面白いことをしたつもりになって、それをみんなに見てほしくなり、動画を共有するのかな。でも、そのいたずらや悪ふざけは迷惑行為で、自分一人が謝ればそれで済むわけではないと思うんだ。迷惑行為の動画を見た人は、嫌な気持ちになって、お店に行かなくなるかもしれない。ほんの一部の人の悪ふざけのせいで、ほかの大勢の人たちに迷惑がかかる。そしてその悪ふざけは自分や身近な人も苦しめることになるかもしれないんだ。

ぼくはおうちに帰って、今日さぼる君と話したことを家族に話したよ。そしたらお父さんに、「お店のものにいたずらをしたら“器物損壊罪”や“偽計業務妨害罪”という犯罪になることがあるよ。店内の消毒や、提供方法の見直しのために休業が必要になるかもしれないね。それに食べ物にいたずらをしたら、健康被害がでたり、感染症のリスクにもつながるね。」と言われたよ。そして、インターネットに投稿した内容を削除できるのは投稿した本人かそのサイトの管理者だけで、本人でも削除できない場合は、サイトの管理者や運営会社に削除依頼をする、ということも教えてもらったよ。それに、たとえ友達だけに送ったつもりでも、その動画を勝手に拡散されてしまったら、世界中の人に見られてしまう。いったん拡散してしまった動画は、世の中から完全になくすことはできないんだ。だからぼくたちは投稿する前に、内容についてよく考えないといけないと思ったよ。友達を傷つける行動や、嫌な思いをさせる投稿はしてはいけないし、他人が不快になる行動も投稿もしてはいけないよね。現実社会と、インターネットの世界を分けて考えるのではなく、どちらの世界でもしてはいけないことは同じだと思うんだ。友達のなかで目立ちたいと思ってモラルに反した行動をすれば、自分の将来に傷をつけてしまう。日頃目にするインターネット上での意見や、友達同士のノリや雰囲気、流されることなく、みんなが日頃から自分でしっかりと考えて判断することが大切なんだね。



## 2.6 国際標準化活動

国際標準とは、製品や技術を、国境を越えて利用するために制定される国際的な共通規格であり、国際規格とも呼ばれる。本節では、日本の標準化活動への取り組み、及びセキュリティ分野に関わる国際標準化活動の動向を紹介する。

### 2.6.1 様々な標準化団体の活動

日本の標準化活動への取り組みと、作成プロセスや作成組織の違いから見た標準の分類、及び情報セキュリティ分野の主な標準化団体の概要を示す。

#### (1) 日本の標準化活動推進の取り組み

企業が培ってきた技術や知的財産の秘匿化や、それらを知財として権利化する「クローズ戦略」に対して、標準化は「オープン戦略」に位置付けられている。クローズ戦略により企業のコア領域を守り、他社との差別化を図ることは重要であるが、その技術を利用する市場が広からなければ、企業としては事業を拡大することが困難である。コア領域を守りつつ、市場を拡大する「オープン&クローズ戦略」が必要である。技術の発展、市場のグローバル化が進み、このオープン&クローズ戦略の考え方は企業にとどまらず、国の政策としても位置付けられるようになった。

既に、主要国では、自国に有利な標準化を目指し、官民を挙げて標準化活動に取り組んでいる。日本でも国際市場獲得で遅れを取らないために、標準化戦略を経営戦略の中に位置付け、官民で連携して取り組みを加速化することが必要である。そのため、「①国が支援する研究開発の早い段階からの標準戦略推進、業種横断の標準への取組支援を強化、②『市場形成力指標』の開発・普及により、企業自らの、戦略的な標準化活動への取組を市場から『見える化』し、適切に評価される環境の整備、③それら国内外の取組を支える、標準化人材の育成・確保の支援」を国として行うとしている<sup>\*461</sup>。

具体的な取り組みとして、2022年4月、5月には「CSOワークショップ」が開催され、合わせて約40社の最高標準化責任者（CSO：Chief Standardization Officer）が参加し、標準化活動や人材育成の取り組みについての情報共有やCSO間の連携強化、領域横断分野等についての意見交換が行われた<sup>\*462</sup>。また、2019年7月

に施行された産業標準化法（JIS法）に基づき、規格制定のスピードアップとイノベーションの加速を目的に認定産業標準作成機関制度が制定された<sup>\*463</sup>。同制度の導入以前は規格制定まで約2年を要したが、同制度を利用した規格は制定までに約10ヵ月と期間が約半分に短縮され、成果が表れている<sup>\*464</sup>。

更に、一般財団法人日本規格協会と独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT：National Center for Industrial Property Information and Training）は更なる連携を深め、標準化推進に取り組みたい企業等に対して、標準と特許を組み合わせた事業戦略の検討を支援するスキームを導入した<sup>\*465</sup>。今後ますます企業等が標準化活動の重要性を認識し取り組むことが望まれる。

#### (2) 標準の分類

国際標準には、公的な標準化団体により所定の手続きを経て作成される「デジュール標準（de jure standard）」、いくつかの企業や団体等が協力して自主的に作成する「フォーラム標準（forum standard）」、公的な標準化団体を介さず、市場や業界において広く採用された結果として事実上標準化される「デファクト標準（de facto standard）」がある。

デジュール標準では、幅広くステークホルダーを集めて議論をとおして合意形成を行う。次項で紹介するISO、IEC、ITU等が作成する国際規格やJIS等の国家規格が該当し、策定プロセスが規定されており、様々な規制等に用いられることも多い。合意形成のために複数の検討段階が設定されており、正式に発行するまでに時間がかかる（ISO/IECは通常約3年）。

フォーラム標準は業界団体等、共通の関心を持つ企業等が集まって議論し、業界ルール等限定的な範囲で合意される標準である。作成スピードは速く、業界の特性が反映されていることから該当する業界内では利用が促進されやすい。次項で紹介するIEEE、IETF、TCG等が発行する標準が該当する。コンソーシアム標準と呼ばれることもある。業界のフォーラム標準が、その後、国際標準化団体に提案され、時間をかけてデジュール標準となる場合もある。

電気製品やIT製品等、開発サイクルの短い分野では、その時点の市場で一般的な規格としてデファクト標

準が採用される傾向にある。例えば Windows のような OS や Google のような検索エンジン等、グローバルな IT 企業の製品・サービスが事実上の国際標準となる傾向があり、合意形成プロセスは存在しない。

### (3) 情報セキュリティ分野に関する標準化団体

情報セキュリティに関連するデジュール標準やフォーラム標準の策定を行っている主な国際標準化団体を以下に示す。

- ISO(International Organization for Standardization: 国際標準化機構)/IEC(International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議) JTC 1 (Joint Technical Committee 1: 第一合同技術委員会)<sup>\*466</sup>: 情報セキュリティを含む情報技術の国際規格を策定している。コンピューターや情報分野を扱う国際標準化団体として ISO、IEC はそれぞれ独立に存在しているが、扱う領域の競合を避けるために双方が連携し、JTC1 が設立された。日本国内の標準化団体としては、日本産業標準調査会 (JISC: Japanese Industrial Standards Committee) が ISO、IEC 双方のメンバーであり、JTC 1 でも活動している<sup>\*467</sup>。
- ITU-T (International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector: 国際電気通信連合 電気通信標準化部門): 電気通信技術に関わる国際規格を策定している。情報セキュリティに関しては SG(Study Group) 17 が設置され<sup>\*468</sup>、ISO や後述する IETF とともにネットワークや ID 管理等に関する標準化活動を行っている。策定した標準は ITU 勧告として発行される。

また、情報セキュリティ分野に関するフォーラム標準を策定する代表的な組織として、以下がある。

- IEEE(The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.): 電気工学・電子工学技術に関する国際学会である。標準化活動は内部組織である IEEE-SA (Standards Association) が行っている。情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ、ネットワークセキュリティ、IoT セキュリティ等の広範な領域で標準化を行っている。
- IETF(Internet Engineering Task Force): インターネット技術の国際標準化を行う任意団体である。オープンな組織であり、作業部会のメーリングリストに登録することで誰でも議論に参加できる。情報セキュリティについては、インターネット上のセキュアなプロ

トコル、暗号、署名、認証、セキュリティ情報連携(セキュリティオートメーション)等の方式の標準化を行っている<sup>\*469</sup>。標準化した技術文書は RFC (Request For Comments)として参照できる。

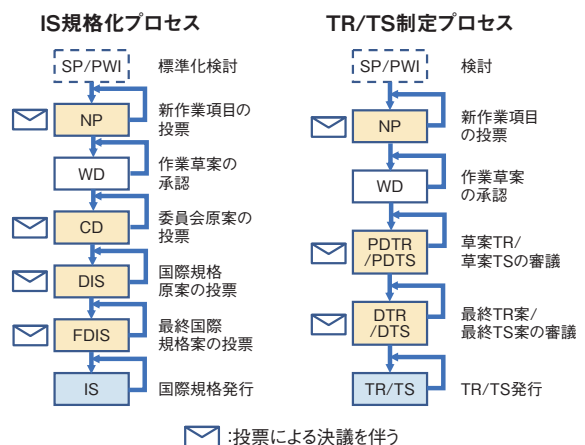
- TCG(Trusted Computing Group): 信頼できるコンピューティング環境(組み込み機器、パソコン/サーバー、ネットワーク等)に関するセキュリティ技術の標準化を行う業界団体である。ハードウェア、ソフトウェア等のベンダーやシステムインテグレータがメンバーとなり、中国、日本に regional forum がある<sup>\*470</sup>。

### 2.6.2 情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、プライバシー保護関係の規格の標準化(ISO/IEC JTC 1/SC 27)

ISO/IEC JTC 1/SC 27 (以下、SC 27) は、ISO 及び IEC の合同専門委員会 (ISO/IEC JTC 1) において、情報セキュリティに関する国際標準化を行う分科委員会 (SC: Subcommittee) である。SC 27 は、テーマ別に以下の五つの作業グループ (WG) で構成される。

- WG 1: 情報セキュリティマネジメントシステム
- WG 2: 暗号とセキュリティメカニズム
- WG 3: セキュリティの評価・試験・仕様
- WG 4: セキュリティコントロールとサービス
- WG 5: アイデンティティ管理とプライバシー技術

ISO/IEC における標準化作業は、策定する仕様の完成度によって図 2-6-1 のような状態があり、それぞれ各国の投票によって次の段階へ進む。なお、ISO において、技術が未成熟である、またはガイダンス等の標準仕様ではないが重要であるとされたものは、技術報告書または技術仕様書として発行する。



■ 図 2-6-1 ISO/IEC JTC 1/SC 27 における文書のステータス (出典)JISC「ISO/IEC 規格の開発手順<sup>\*471</sup>」を基に IPA が作成



図 2-6-1 (前ページ) の各文書のステータスと略号は以下のとおりである。

SP: 研究期間 (Study Period)

PWI: 予備業務項目 (Preliminary Work Item)

※SP と PWI のどちらを実施するかは WG によって異なる。

NP: 新作業項目 (New work item Proposal)

WD: 作業原案 (Working Draft)

CD: 委員会原案 (Committee Draft)

DIS: 国際規格原案 (Draft International Standard)

FDIS: 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)

IS: 国際規格 (International Standard)

PDTR: 予備技術報告原案 (Preliminary Draft Technical Report)

PDTS: 予備技術仕様書原案 (Preliminary Draft Technical Specification)

DTR: 技術報告書原案 (Draft Technical Report)

DTS: 技術仕様書原案 (Draft Technical Specification)

TR: 技術報告書 (Technical Report)

TS: 技術仕様書 (Technical Specification)

以下に、各 WG の活動概要を述べる。なお本文中では略号を使用する。

## (1) WG1 (情報セキュリティマネジメントシステム)

WG 1 では、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS: Information Security Management System) に関する国際規格として、ISO/IEC 27001 (ISMS 要求事項) 及び ISO/IEC 27002 (情報セキュリティ管理策及び実施の手引き) を中心に、ISO/IEC 27001 が示す ISMS 要求事項に関する手引きや指針を提供する規格、ISO/IEC 27001 及び ISO/IEC 27002 を土台とする分野別規格、及びその他トピックスに関する ISO/IEC 27000 ファミリー規格の国際標準化活動を実施している。

### (a) ISO/IEC 27001 の改訂に関する状況

第 3 版となる ISO/IEC 27001:2022 が 2022 年 10 月に発行された。改訂においては、当初から予定されていた附属書 A を 2022 年 2 月に発行された ISO/IEC 27002:2022 に整合させること、第 2 版 (ISO/IEC 27001:2013) に対して発行された正誤票 2 件の内容を取り込むことに加え、ISO 中央事務局の指示により ISO/IEC Directives, Part 1 の Annex SL 最新版に沿って

本文の更新も行われた。

一方、第 3 版では、ISMS 固有の要求事項に関する改訂を行わなかったため、次期改訂に向けた検討も早期に開始することになった。

### (b) ISO/IEC 27001:2022 及び ISO/IEC 27002:2022 発行の他規格への影響

ISO/IEC 27001:2022 及び ISO/IEC 27002:2022 発行に伴い、ISO/IEC 27001:2013 及び / または ISO/IEC 27002:2013 を年号付きで引用、参照している規格は参照元を失ったことになる。また、仮に年号付きで引用、参照していなくとも、今回の改訂で、ISO/IEC 27001:2022 の本文が変更されたこと、ISO/IEC 27002:2022 は構成が大きく変わったこと等を考慮すると、これら規格を引用、参照する規格はいずれも何らかの見直しが発生する。影響を受ける規格が多く存在するため、WG 1 では、いくつかのフェーズ分けした改訂計画を立て、規格の改訂プロジェクトを順次開始している。

現在は計画に沿って、ISO/IEC 27000 (ISMS 概要及び用語)、ISO/IEC 27017 (ISO/IEC 27002 に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範)、及び ISO/IEC TR 27103 (サイバーセキュリティと ISO 及び IEC 規格) の改訂が開始されており、いずれも WD ステージにある。ISO/IEC 27019 (エネルギー業界のための情報セキュリティ管理策) は CD ステージ、ISO/IEC 27011 (ISO/IEC 27002 に基づく電気通信組織のための情報セキュリティ管理策の実践の規範) は、ISO/IEC 27002 改訂版発行を待たずに改訂作業を開始したため、既に DIS ステージである。

更に、ISO/IEC 27003 (ISMS の手引) 及び ISO/IEC 27004 (ISM の監視、測定、分析及び評価) についても改訂検討のための PWI が設置された。ISO/IEC TS 27008 (IS 管理策の評価のための指針) は、TR を TS に変更した上で、改訂検討のための PWI が設置された。

その他、ISO/IEC 27007 (ISMS 監査の指針)、ISO/IEC 27010 (セクター間及び組織間コミュニケーションのための情報セキュリティマネジメント)、及び ISO/IEC 27021 (ISMS 専門家の力量に関する要求事項) についても今後の改訂が計画されている。なお、ISO/IEC 27013 (ISO/IEC 27001 と ISO/IEC 20000-1 との統合導入についての手引) については、改訂の影響が少ないことから追補の発行を行うこととし、現在 CD ステージである。

一方、ISO/IEC 27009（セクター規格への27001適用に関する要求事項）は、ISO/IEC 27001を各セクターに適用した規格を作成する際の規格の記述方法、様式等を定めた規格であり、ISO/IEC 27001改訂の影響を大きく受けるため早々に改訂が検討されたが、規格の対象がセクター規格を作成する組織であるため利用が少ないこと等からISO/IEC 27009を廃止することとなった。

### (c) その他のISO/IEC 27000ファミリー規格の国際標準化活動

ISO/IEC 27001:2022及びISO/IEC 27002:2022の改訂と直接関係のない、その他の規格の動向について述べる。

ISO/IEC 27006（ISMS認証機関に対する要求事項）は、ISMS認証を希望する組織の審査・認証を行う認証機関に対する要求事項を規定した規格であるが、ISO/IEC TS 27006-2:2021が発行されたことから、改訂が開始された。ISO/IEC TS 27006-2は、プライバシー情報マネジメントに関するセクター規格ISO/IEC 27701の審査・認証を行う認証機関に対する要求事項をまとめた規格であり、その要求事項はISO/IEC 27006に基づいている。従って、改訂においては、ISO/IEC 27006-1への番号変更、ISMSセクター規格認証の認定への共通的な対応の検討等を行っており、現在DISステージである。

ISO/IEC 27109は、サイバーセキュリティ教育と訓練に関する規格であるが、内容に関する検討は終了し、TRとして新規発行準備中の状況である。

## (2) WG 2（暗号とセキュリティメカニズム）

WG 2では、暗号プリミティブ（暗号アルゴリズム）や、デジタル署名技術、鍵共有のような汎用的かつ基本的な暗号プロトコル等の標準化を行っている。2022年度は、新しい規格である「暗号アルゴリズム 第7部：調整値付きブロック暗号（ISO/IEC 18033-7）」と「軽量暗号 第8部：認証暗号（ISO/IEC 29192-8）」の2件が発行された。このほかの主な活動内容について以下に示す。

### (a) WG 2 国際事務局体制の変更

2022年4月にWG 2の国際主査と国際副主査が入れ替わり、国際主査が吉田博隆氏（国立研究開発法人産業技術総合研究所）、国際副主査が近澤武氏（IPA）の新体制となり、引き続き日本がWG 2での活動をリードしている。

### (b) 耐量子計算機暗号の規格化作業開始

ドイツより、耐量子計算機暗号 FrodoKEM の標準化が提案された。FrodoKEM は NIST の耐量子計算機暗号プロジェクト<sup>\*472</sup> の第3ラウンドで選定されなかったが、ドイツは安全性に問題がないと主張している。NIST の耐量子計算機暗号プロジェクトが最終段階になったことに伴い、CRYSTALS-Kyber 等の選定されているアルゴリズムを含めた検討を行う「耐量子計算機暗号のための鍵カプセル化メカニズムのISO/IEC規格への入れ込み」という規格化前検討を開始し、議論を重ねた。その結果、ISO/IEC 18033-2（暗号アルゴリズム 第2部：非対称暗号）の追補を作成することが決定された。この追補には、前述のアルゴリズム FrodoKEM と CRYSTALS-Kyber のほか、Classic McElice を掲載することが合意された。約1年半での発行を目指す。

## (3) WG 3（セキュリティの評価・試験・仕様）

2022年度のWG 3における最も大きな成果として、ISO/IEC 15408（コモンクライテリア（CC：Common Criteria）とも呼ばれる）及びISO/IEC 18045（Common Evaluation Methodology（CEM）とも呼ばれる）の改訂作業が終了し、2022年8月にISO/IEC 15408:2022<sup>\*473</sup>及びISO/IEC 18045:2022<sup>\*474</sup>が出版されたことが挙げられる。本項では、その改訂に関し概説する。

### (a) 改訂の背景

WG 3では、2015年10月のインド会合よりISO/IEC 15408/18045の改訂に関するSPを立ち上げ議論を開始した。IT技術が急速な進歩を遂げているのにも関わらず、ISO/IEC 15408/18045の内容は長い間本質的に変わっていないためであった。2015年当時、ISO/IEC 15408/18045は「IT開発プロセスの変化に対応できていない」「効率的なセキュリティ評価ができていない」等の声が、様々な関係者から挙がっていた。そのため、WG 3では、それらの問題に対する解決策を議論した後、ISO/IEC 15408/18045の改訂プロジェクトを2017年4月に創設した。

### (b) 改訂の主体

過去のISO/IEC 15408/18045の改訂は、CCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）が主導し実施していた。具体的には、これまでCCRAはCC/CEMの改訂実施後、両文書をWG 3に提供し、

WG 3はそれらをレビューし、若干の修正を加えた後、ISO/IEC 15408/18045として出版していた。しかしながら、今回の改訂では両者の役割が完全に逆転し、WG 3により改訂されたISO/IEC 15408:2022及びISO/IEC 18045:2022がISOにより出版された後、両文書がCCRAに提供され、CCRAはフォーマットのみを変更後、両文書をCC:2022/CEM:2022としてCCRAのWebサイトで無償提供している。なお、CCRAはCC/CEMの保守をWG 3に委ねる旨表明しており、今後の改訂作業も引き続きWG 3が主導し実施していく予定である。そのためWG 3は、ISO/IEC 15408/18045の将来的な改訂に関し引き続き検討を続けている。

### (c) 主な改訂内容

最も大きな改訂内容は、米国が主導し実践していた「Specification-based approach」と呼ばれる評価手法を取り込んだ点である。米国は、過去の経験から規模の大きなソフトウェア製品（OSやデータベース等）を、時間をかけソースコードレベルで評価することに対し、否定的な見解を持っていた。スマートカードに搭載されるOSのように、規模も小さく検査項目も経験上限定できるような場合はソースコードを精査することは有効であるが、Windows OSのように膨大な量のソースコードから、開発者ではない評価者が脆弱性を検出するのは、費用対効果が悪いと認識していたためである。またISO/IEC 15408評価の価値を明らかにするためにも、評価者がブラックボックス的に製品評価するのではなく、評価時に実施すべき検査・テスト内容（評価アクティビティ）を詳細に規定し、公開すべきとしていた。評価アクティビティが有益なものと同認められれば、それに従い実施されるISO/IEC 15408評価の価値も明確になり、なおかつ評価者が実施すべきことが明確になるため、評価の属人性も防ぐこともできる。一方、製品開発者は、評価アクティビティを参照しISO/IEC 15408評価のために準備すべき文書を最小限にし、評価コストを下げることも可能になる。WG3は今回の改訂において、このSpecification-based approachをISO/IEC 15408に取り込むため、ISO/IEC 15408に新規パート「Information security, cybersecurity and privacy protection – Evaluation criteria for IT security – Part 4: Framework for the specification of evaluation methods and activities」を追加し、質の高い評価アクティビティのSpecification（仕様）を作成するためのルールを規定している。

次の大きな改訂内容として挙げられるのが、Modularityという概念である。ISO/IEC 15408評価では、最初に評価対象製品のプロテクションプロファイル（PP:Protection Profile）を作成する。例えば評価対象がスマートフォン等のモバイル製品の場合は、モバイル製品向けプロテクションプロファイルを作成し、それにモバイル製品が満たすべきセキュリティ要件を規定し、評価者は評価対象のモバイル製品がプロテクションプロファイルに規定されたセキュリティ要件に適合しているかを検査・テストする。しかしながらスマートフォンのような小さなIT製品でも、デバイス内のデータ暗号化やパスワード認証等のセキュリティ機能のほか、Wi-Fi、Bluetooth、生体認証機能に関わるセキュリティ機能も存在し、この製品に課すべきすべてのセキュリティ要件を一つのプロテクションプロファイルに記載すると、その分量が大きくなりすぎ管理・開発が難しくなりつつあった。そのため今回の改訂では、プロテクションプロファイルを複数のモジュール（プロテクションプロファイルモジュール）に分解することを可能にするModularityという概念を導入している。IPAはモバイル製品向けの生体認証機能のプロテクションプロファイルモジュール開発を主導したが、このModularityを利用してプロテクションプロファイル開発が効率的に行えたという意見がある。今回の改訂を契機に今後様々な技術分野で、Modularityを活用した効率的なプロテクションプロファイル開発が進むことが期待される。

## (4) WG 4(セキュリティコントロールとサービス)

WG 4では、WG 1が対象とするISMSを実施・運用する際に必要となる具体的なセキュリティ対策、及びセキュリティサービスの標準化を行っている。以下に、WG 4における2022年度の主な成果、活動を紹介する。

### (a) IoTのセキュリティとプライバシーのための標準化活動

WG 4では、IoTのセキュリティとプライバシーに関する標準化として、以下の四つの活動を進めている。

- ISO/IEC 27400: Cybersecurity – IoT security and privacy – Guideline
- ISO/IEC 27402: Cybersecurity – IoT security and privacy – Device baseline requirements
- ISO/IEC 27403: Cybersecurity – IoT security and privacy – Guidelines for IoT-domotics
- ISO/IEC AWI 27404: Cybersecurity – IoT

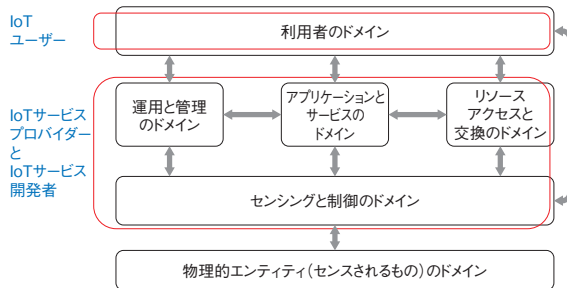


security and privacy – Cybersecurity labelling framework for consumer IoT

(ア)ISO/IEC 27400: Cybersecurity – IoT security and privacy – Guideline

日本は、IoT 関連の製品・システム開発の競争力を強化し、また IoT の国際的なセキュリティレベル向上に寄与するために、IoT 推進コンソーシアムが策定した「IoT セキュリティガイドライン<sup>\*475</sup>」の国際標準化を提案した。本セキュリティガイドラインに基づき、プライバシー関連の対策を含む形で ISO/IEC 27400 (IoT のセキュリティとプライバシーガイドライン) の規格案が審議され、2022 年 6 月に国際標準化が完了した。以下に ISO/IEC 27400 の規格について概説する。

ISO/IEC 27400 では、ISO/IEC 30141 (IoT 参照体系) に基づき、IoT の特性をまとめている。本規格における IoT システムは、IoT ユーザー、IoT サービス開発者 (機器の開発者を含む)、IoT サービスプロバイダーの三つの利害関係者によって構成され、第 5 章では利害関係者と IoT 参照体系との関係を図 2-6-2 で示すように整理している。



■ 図 2-6-2 ドメインに基づく参照モデル (出典)ISO・IEC「ISO/IEC 27400:2022 Cybersecurity — IoT security and privacy — Guideline<sup>\*476</sup>」を基に執筆者が翻訳

第 6 章で IoT システムにおけるリスク源 (リスクソース) について言及している。第 7 章では、セキュリティ対策、及びプライバシー対策が、IoT サービス開発者/サービスプロバイダー、ユーザーのそれぞれの立場での対策内容、目的、導入ガイドといったガイドライン的表現で記載されている。

IoT の対策の事例として、7.1.2.17 節で取り上げられている「ソフトウェア、ファームウェアのアップデート」に関連する対策は、図 2-6-3 のような記載で表現されている。

本規格は、ガイドラインの位置付けであるため、IoT ユーザーや IoT 開発者等に対する強制力はないものの、それぞれの IoT システムにおける利害関係者が同ガイド

7.1.2.17 ソフトウェア、ファームウェアのアップデート  
 コントロール-17  
 IoT 機器やシステムのソフトウェアやファームウェアを更新する仕組みを設計・実装・運用することが望ましい。  
**目的**  
 IoT 機器や IoT システムのソフトウェアやファームウェアを更新する際のセキュリティを確保するため。  
**対象者**：IoT サービス開発者または IoT サービスプロバイダー  
**IoT のドメイン**：オペレーションと管理、アプリケーションとサービス、またはセンシングと制御  
**ガイダンス**  
 IoT サービスの開発においては、IoT デバイスのソフトウェアやファームウェアを更新する仕組みを基本機能として設計・実装することが望ましい。  
 ソフトウェアやファームウェアのアップデートは、IoT デバイスの開発者や IoT サービスプロバイダーの認証されたウェブサイト等、信頼できるソースとルートを通じて提供されることが望ましい。  
 ソフトウェア/ファームウェアのアップデート・パッケージは、そのデジタル署名、署名証明書、署名証明書チェーンが、アップデート・プロセスの開始前にデバイスによって検証されていることが望ましい。  
 アップデートに使用される暗号鍵の完全性と機密性は、安全に管理され、適切に運用されることが望ましい。  
  
 アップデートが無線通信で行われる場合、アップデートは暗号化された通信チャネルで行われることが望ましい。  
 デバイス自身がアップデートの真偽を確認できない場合、デバイスに保存されている最後に確認された良好な構成にロールバックすることが望ましい。  
 等

■ 図 2-6-3 7.1.2.17 節でのソフトウェア、ファームウェアのアップデートの記述例 (出典)ISO・IEC「ISO/IEC 27400:2022 Cybersecurity — IoT security and privacy — Guideline」を基に執筆者が翻訳

ラインに基づき、IoT システムの設計、運用、管理を実施することが推奨されており、IoT セキュリティ及びプライバシーの規範となるものと考えられている。更に、同ガイドラインは、他の進行中の IoT 関連の規格 (ISO/IEC 27402 等) からも参照されている。

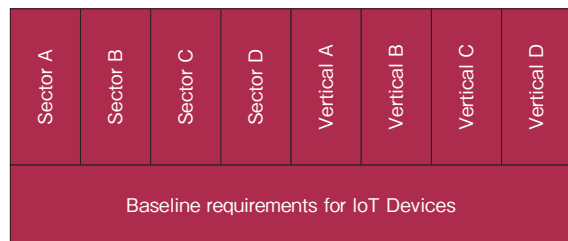
(イ)ISO/IEC 27402: Cybersecurity – IoT security and privacy – Device baseline requirements

本規格は、米国が主導して進めており、IoT 機器が備えるべきセキュリティメカニズムのベースラインとなる要求条件の規定を目指している。ISO/IEC 27400 とは異なるスコープを掲げ、IoT 機器に特化した要件化を視野に入れ、NIST 及び ETSI (European Telecommunications Standards Institute: 欧州電気通信標準化機構) の既存のガイドラインを下敷きに標準化が進められてきた。

2020 年 4 月に WD 1 として審議が開始され、一定の完成度と判断され、2020 年 9 月の会議では、CD1 に進むこととなったが、規格の内容に要求事項があるため適合性評価との整理を ISO の CASCO (Committee on conformity assessment: 適合性評価委員会) と進めたことに時間を要し、2023 年 1 月、ようやく DIS の段階に到達した。

本規格の位置付けは、図 2-6-4 (次ページ) にあるように、本規格の基本要求事項が水平方向の基本ベースラインとなり、その上に垂直市場 (健康、金融サービス、産業、家電、輸送等) や様々なセクター (工業、公共、

防衛、国家安全保障等) のアプリケーションで想定される IoT デバイスの使用とリスクに対する追加要件を構築できるというものになっている。



■ 図 2-6-4 特定セクターや垂直市場による潜在的な追加要件との関係 (出典)ISO・IEC [ISO/IEC DIS 27402 Cybersecurity — IoT security and privacy — Device baseline requirements<sup>\* 477</sup>]

また、本規格は IoT 機器の適合性評価スキームの要件を提供することができる。具体的には、まず特定のセクター及び垂直市場の利害関係者が、この水平規格の基本要件に加え、それぞれのコンテキスト固有の要件に関する合意 (セキュリティ要件等) を形成することが期待される。その後、それらの特定のセクター及び垂直市場に関する適合性評価プログラムが開発され、本規格は、共通の基本要件セットを提供しながら、当該適合性プログラムに効果的に統合されるイメージとなる。

現在策定されているドキュメント (DIS) の枠組みを以下に示す。

第 1 章～ 4 章: スコープ、文献、用語定義、概要  
第 5 章 要求事項

- 5.1 IoT 機器のポリシーと文書化のための要求事項
  - 5.1.1 リスクマネジメント
  - 5.1.2 情報の公開
  - 5.1.3 脆弱性の開示と処理プロセス
- 5.2 IoT 機器の能力と運用のための要求事項
  - 5.2.1 一般事項
  - 5.2.2 構成
  - 5.2.3 ソフトウェアリセット
  - 5.2.4 ユーザーデータの削除
  - 5.2.5 データの保護
  - 5.2.6 インターフェースアクセス
  - 5.2.7 ソフトウェア、ファームウェアのアップデート

なお、5.2.6 インターフェースアクセスは、IoT デバイスにおいて、秘密鍵やパスワード等の重要なセキュリティパラメータを共有または再利用するためのインターフェースへのアクセスを許可された権限者に限定することに言及している。

現在の DIS のテキストにおける要求事項の例として、前述の ISO/IEC 27400 で取り上げた「ソフトウェア、ファームウェアのアップデート」と対応する要求事項を図 2-6-5 に例示する。

5.2.7 ソフトウェア、ファームウェアのアップデート

**要求事項**  
IoT 機器がソフトウェア更新をサポートする場合、更新は安全な手順を使用して実行されるものとする。更新は、許可されたエンティティによってのみ許可されるものとする。

注) ファームウェアは、特定の種類のソフトウェアである。  
IoT 機器が期待通りに機能しないリスクを考慮し、更新の予期せぬ中断は、潜在的な被害を最小化する状態に IoT 機器を置くものとする。

**追加推奨事項**  
各アップデート手順には、以下を含むことが望ましい。

a) 更新プログラムをインストールする前に、その有効性、真正性及び完全性を確認する方法

b) 以下のような設定オプション

- 1) 自動更新が有効か無効か
- 2) 遠隔更新手順の場合、更新プログラムのダウンロード及びインストールが自動または手動で開始されるかどうか
- 3) 遠隔更新手順の場合、自動ダウンロードとインストールをスケジュールする方法
- 4) 更新が利用可能になったときに通知を行うかどうか (誰に何が通知されるか)。

IoT 機器は、許可されたエンティティがセキュリティ更新の自動インストールを可能にする機能を有することが望ましい。IoT 機器は、新しいセキュリティ更新が利用可能かどうかを定期的にチェックし、利用可能な場合はそれをユーザーに示す更新手順を有することが望ましい。

等

■ 図 2-6-5 5.2.7 節 ソフトウェア、ファームウェアのアップデートの要求事項記述の例 (出典)ISO・IEC [ISO/IEC DIS 27402 Cybersecurity — IoT security and privacy — Device baseline requirements] を基に執筆者が翻訳

(ウ) ISO/IEC 27403: Cybersecurity – IoT security and privacy – Guidelines for IoT-domotics

本規格は、2019 年 4 月、テルアビブ会議において、中国から NP として提案され、同年 10 月のパリ会議では、NP の承認がなされ、2022 年 10 月に DIS に進むことが決定し、2023 年 1 月に DIS のテキストが発行されている。「IoT-domotics」とは、娯楽、機器制御、監視等の用途として、居住環境 (ホームオートメーション等) で利用する IoT サービスをいう。本規格は、ISO/IEC 27400 との棲み分けが難しい部分が多いものの、IoT-domotics の特性を抽出し、ISO/IEC 27400 とは異なる視点でセキュリティとプライバシーに関するガイドラインとして整理している。具体的には、IoT-domotics のためのリスクアセスメントの実施を、アプリケーション、ネットワーク、ハードウェアの三点から評価しており、それらの結果を受ける形で、IoT-domotics を構成するサブシステムや IoT ゲートウェイのためのセキュリティ、及びプライバシーのガイドラインを整理する方向としている。

(エ) ISO/IEC AWI 27404: Cybersecurity — IoT security and privacy — Cybersecurity labelling framework for consumer IoT

本プロジェクトは、2021 年 10 月にシンガポールから提

案されたもので、ユーザーが活用するIoT機器にセキュリティラベルを付与し、機器にどの程度セキュリティ機能が実装されているかを、IoT機器のユーザーが把握できるようにする目的で検討が開始された。

現在、PWIの審議を終え、NPとして承認され、AWI (Approved Work Item: 承認された課題) の状況にある。本課題が提案された当初は、ISO/IEC 27402との棲み分け等が議論され、ラベリングはJTC 1の規格化に適さないとの意見も多かったが、近年の米国、欧州のIoT機器の認証やラベリングの議論が過熱していることもあり、本課題は正式なプロジェクトとして承認されることとなった。以下に本規格案の概要を示す。

本規格は、消費者向けIoT製品(機器を含む)のサイバーセキュリティラベリングプログラムの開発・実施のための「ユニバーサル・サイバーセキュリティ・ラベリングフレームワーク」を定義し、以下のトピックに関するガイダンスを提供している。

- 消費者向けIoT製品に関連するリスクと脅威
- 利害関係者、役割及び責任
- 関連する規格及びガイダンス文書
- 適合性評価の選択肢
- ラベル発行及びメンテナンス要件
- 相互承認に関する考慮事項

本規格では、複数の機器が接続するIoTゲートウェイ、基地局、ハブ、スマートカメラ、テレビ、スピーカー、ウェアラブルヘルストラッカー、接続型煙探知機、ドアロック、窓センサー、接続型ホームオートメーションとアラームシステム、特にそれらのゲートウェイとハブ、洗濯機や冷蔵庫等の接続型家電、スマートホームアシスタント、接続型の子供のおもちゃとベビーモニター等の消費者向けIoT製品を対象としている。ここで、消費者向けIoTの脅威モデルでは、IT及びシステム管理者がいないことを前提条件としている。

なお、消費者向けでない製品は、本規格から除外される。除外される機器の例としては、製造業、医療、その他の産業用途を主目的とするものがある。

本規格による「サイバーセキュリティ・ラベリングフレームワーク」は、国際規格の要求事項に基づき、消費者向けIoTのラベリングスキームの相互承認を促進し、規格の断片化を避け、国を越えて重複するテストを排除し、準拠コストを低減し、開発者の市場アクセスを容易にすることを目的としている。この規格は、消費者向けIoTの消費者、開発者、サイバーセキュリティラベルの発行

機関、独立試験機関に適用されるものである。

## (b)ビッグデータのセキュリティとプライバシーのための標準化活動

ビッグデータとは、主にボリューム、多様性、速度、及び/または変動性の特性を有し、効率的な保管、操作、分析のためにスケーラブルなアーキテクチャを必要とする広範なデータセットのことを指す。ビッグデータを用いた分析により、より優れた意思決定や戦略的なビジネス行動につながる洞察等を導き出すことができるため、近年注目を浴びている。WG 4では、ビッグデータのセキュリティとプライバシーに関わる標準化として、以下の二つの活動を進めている。

- PWI 27045: Big data security and privacy – Guidelines for data security management framework
- ISO/IEC 27046: Big data security and privacy – Guidelines for implementation

### (ア)PWI 27045: Big data security and privacy – Guidelines for data security management framework

本規格は、組織のビッグデータのセキュリティとプライバシーを評価及び改善するプロセスの参照モデル、評価・成熟度モデルを規定するものであったが、内容的に規格化の方法が難しいことから、いったん規格化を断念し、PWIのステージに戻った形で議論が再開され、現在もPWIとして審議が継続されている。

タイトルを「ビッグデータのセキュリティマネジメントのための枠組みを示すガイドライン」としており、多少これまでの検討を修正し、規格として成立しやすい形で審議を開始している。中国が主要なエディタとなり、オランダ、カナダが支援している。

### (イ)ISO/IEC 27046: Big data security and privacy – Guidelines for implementation

本規格は、ビッグデータのセキュリティとプライバシーの主要な課題とリスクを分析し、ビッグデータのリソース、組織化、分散化、計算能力及び破壊等の視点から、ビッグデータのセキュリティとプライバシーの実装のためのガイドラインを記述することを狙っている。2022年5月の会議(リモート)においては、CDへの移行が決議され、現在CD1のテキストが審議されている。本規格の核になる考え方であるビッグデータのソリューション体系を図2-6-6(次



ページ) に示す。なお、本図は、最新の規格案では Annex C (Informative) に移動されて、参考情報として扱われている。

### (c) サイバーフィジカルシステムのためのセキュリティの枠組み

サプライチェーンに代表される多様な組織が連携するビジネススタイルの急速な進展、様々なサイバー攻撃の出現と巧妙化、更に近年の IoT の利用拡大、IoT システムで収集されるデータの高度利用を踏まえるとサイバーフィジカルシステム (CPS: Cyber Physical System) という概念を重視し、CPS におけるセキュリティリスクを特定する必要がある。CPS の導入は、あらゆる社会システムの効率化、新しい産業の創出、知的生産性の向上等の目的に有用である。CPS は、現実世界 (物理空間) で発生する膨大な観測データ等の情報を、サイバー空間の強力な計算能力と結びつけて定量化するための方法論を提供するものである。

以上の背景から、日本の提案により 2020 年 4 月に PWI 5689 として「CPS のためのセキュリティフレームワーク」の議論が開始された。本フレームワークは経済産業省で構築した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF) \*<sup>479</sup>」に基づいている (「2.1.3 (1) 産業サイバーセキュリティ研究会」参照)。

本 PWI を NP に移行するための投票が 2021 年 12 月 2 日から 2022 年 3 月 5 日まで実施されたが、規格策定に貢献する国の数が不足していることが理由で投票は否決された。この結果、2022 年 4 月から再審議を実施するため、タイトルを「Security frameworks and use cases for cyber physical systems (サイバーフィジカルシステムのためのセキュリティの枠組とユースケース)」として、再度 PWI の審議を行い、2023 年 4 月以

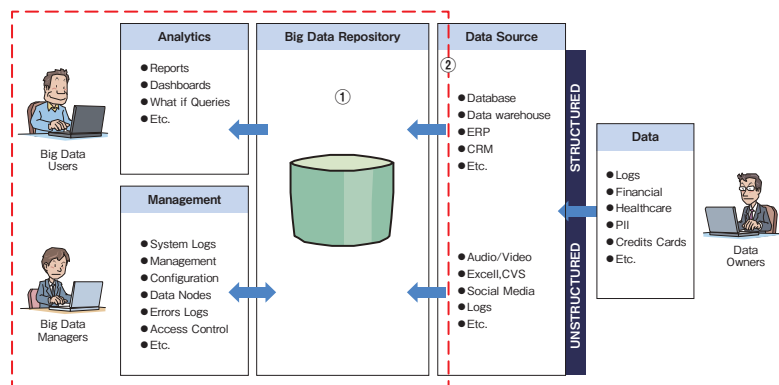
降に再度 NP の審議を開始する予定としている。

現在のドラフトテキストでは、CPS の概念モデル、CPS 下でのセキュリティ懸念、ISO/IEC TS 27110 や NIST の文書と整合性のあるセキュリティフレームワークの記述がなされている。CPS の概念モデルは、分析 Tier、インターフェース Tier、オペレーション Tier の三つの Tier により構成されており、分析 Tier がサイバー空間に、オペレーション Tier が物理空間に対応している。

### (d) WG 4 に関連するその他の規格群

WG 4 では、上記の IoT 及びビッグデータ以外の課題についても、多数の重要な審議を進めている。以下にその審議課題項目、規格の番号、及び審議状況を示す。

- ビジネス継続のための ICT 準備技術 (27031) : 2023 年 4 月末現在、DIS の段階
- インターネットセキュリティガイドライン (27032) : 2023 年 4 月末現在、FDIS の段階
- ネットワークセキュリティ (27033-7) : ネットワーク仮想化セキュリティのガイドライン。2023 年 4 月末現在、FDIS の段階
- インシデントマネジメント (27035) : パート 1、パート 2 の改版規格化完了。また、パート 4 (Coordination) は、2023 年 4 月末現在、CD1 の段階。
- サプライヤー関連セキュリティ (27036) : パート 3 の改版作業が 2023 年 4 月末現在、FDIS の段階。
- デジタルエビデンスの識別、収集、確保、保全 (27037) : 改版作業なし
- リダクション (墨消し技術) (27038) : 改版作業なし
- IDPS (侵入検知システム) (27039) : 改版作業なし
- ストレージセキュリティ (27040) : 大規模な改修を視野に入れ改版作業を開始。2023 年 4 月末現在、DIS



■ 図 2-6-6 ビッグデータソリューションにおけるセキュリティとプライバシーの範囲  
 (出典) ISO・IEC「ISO/IEC CD 27046 Information technology — Big data security and privacy — Implementation guidelines \*<sup>478</sup>」を基に IPA が編集

の段階

- 仮想化サーバーの設計／実装のためのセキュリティガイドライン(21878)：改版作業なし
- 産業用インターネット基盤のためのセキュリティ参照体系(24392)：2023年4月末現在、FDISの段階
- 仮想化された信頼のルートのためのセキュリティ要件(27070)：規格化完了
- 機器とサービス間の信頼接続の構築のためのセキュリティ推奨(27071)：2023年4月末現在、FDISの段階
- 公開鍵基盤における実践とポリシーの枠組み(27099)：規格化完了
- 安全な配備、アップデート、及びアップグレード(4983)：NWI 審議を経て、2023年4月末現在、WD4の段階
- データの起源—参照モデル（データ追跡のため）(5181)：2023年4月末現在、WD2の段階

## (5) WG 5(アイデンティティ管理とプライバシー技術)

WG 5では、アイデンティティ管理、プライバシー、バイオメトリクスの標準化を行っている。2022年度の主な活動を紹介する。

### (a) アイデンティティ管理

2011年に初版が発行され、2019年に改訂されたISO/IEC 24760-1(アイデンティティマネジメントの枠組み—第1部：用語及び概念)は、日本が新たに加えるよう提案した「authoritative identifier」を含むいくつかの用語を加えて、2023年1月に追補(Amendment)が発行された。2016年に発行されたISO/IEC 24760-3(アイデンティティマネジメントの枠組み—第3部：実施標準)は、第1部及びISO/IEC 24760-2(アイデンティティマネジメントの枠組み—第2部：参照アーキテクチャ及び要求事項)を踏まえて実務プロセスの指針を整理するものであり、これら別の部の更新状況を反映し、不明瞭であるとされている問題を改善するための追補が2023年2月に発行された。なお、ISO/IEC 24760-4(アイデンティティマネジメントの枠組み—第4部：認証器、クレデンシャル及びユーザー認証)が2022年7月にNPとして承認され、現在、WD段階にある。

2016年に初版が発行されたISO/IEC 29146(アクセス管理のためのフレームワーク)は、近年のアクセス制御技術に合わせるための改訂を日本が提案し、現在、改訂作業が進められ、FDIS段階にある。

### (b) プライバシー

ISO/IEC 29100(プライバシーフレームワーク)の初版が発行された2011年当時は、「引用規格(Normative references)」は任意要素(引用規格がなければ記載しなくても良い)であったが、「ISO/IEC 専門業務用指針第2部」の改訂(第7版(2016年版))によって引用規格が強制要素となったため、引用規格を盛り込むこと、及び間違った記載を修正した追補を本文に反映することにより、無償で取得可能なISO/IEC 29100のみで正しいテキストが分かるようISO/IEC 29100改訂の必要性を日本が訴えたため改訂されることとなり、現在、FDIS段階にある。

2019年5月にプロジェクト承認された日本提案であるISO/IEC 27556(プライバシープリファレンスに基づいたユーザー主体のPII処理)は、2022年10月に発行された。これは、PII(Personally Identifiable Information：個人識別可能情報)主体がプライバシー設定(privacy preference)を通じて個人情報の処理に対して影響力を行使していくための、PPM(Privacy Preference Manager)の運用ガイドライン等を規定している。

SC 27/WG 1が開発した国際規格であるISO/IEC 27001及びISO/IEC 27002に、プライバシー対策に関する要求事項及びプラクティスを加えて拡張することにより、組織によるPIMS(Privacy Information Management System：プライバシー情報マネジメントシステム)の構築を支援することを目的としているISO/IEC 27701は、2019年に初版が発行された。2022年2月に改訂版が発行されたISO/IEC 27002:2022に合わせるための改訂が現在行われており、4月の国際会議を経て、FDIS段階に進むこととなった。

### (c) バイオメトリクス

2011年に初版が発行された、バイオメトリックデータの保護技術を扱うISO/IEC 24745は、その後の新技術を反映するための改訂が行われ、2022年2月に第2版が発行された。

モバイル機器上でのバイオメトリクスを使った認証に対するセキュリティ要件を定めるプロジェクトISO/IEC 27553は、バイオメトリック照合結果に関する情報以外はモバイル機器から外に出ないパート1(Local modes)が2022年11月に発行され、モバイル機器間やリモートサービスも含めてバイオメトリック照合する場合を扱うパート2(Remote modes)が、現在WD段階にある。

## 2.7 安全な政府調達に向けて

IPA では情報セキュリティ対策の実現に向けて、国民に向けた情報提供や啓発活動、企業・組織に対するセキュリティ施策の促進とともに、政府機関や独立行政法人が IT 製品やクラウドサービス等を安全に調達及び利用するために活用できる制度の運営を行っている。

本節では、政府機関等で使用される IT 製品のセキュリティ機能を評価する「IT セキュリティ評価及び認証制度」、政府機関等のシステムに組み込まれる暗号アルゴリズム実装の確認及び暗号モジュールの安全性を試験する「暗号モジュール試験及び認証制度」、及び政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」の動向について報告する。

### 2.7.1 ITセキュリティ評価及び認証制度

サイバーセキュリティ戦略本部が発行している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 (令和3年度版)」(以下、政府統一基準)では府省庁及び独立行政法人が遵守すべき情報セキュリティ対策を定めている。この中では、システムを構成する市販の IT 製品の調達及び運用についてもセキュリティ要件を策定し、確認することを調達者に求めている。

IT 製品がセキュリティ要件を満たすことを確認する仕組みとして、セキュリティ評価制度が欧米諸国を中心に発展し、セキュリティ評価基準が国際規格として策定された。日本でも、このセキュリティ評価基準を用いて IT 製品を評価する「IT セキュリティ評価及び認証制度 (JISEC: Japan Information Technology Security Evaluation and Certification Scheme)」を IPA が運営し、政府機関等の IT 製品調達に活用されている。

#### (1) 政府の IT 製品調達セキュリティ要件

政府統一基準では、府省庁及び独立行政法人の情報システムセキュリティ責任者に対し、情報システムを構成する IT 製品を調達する場合、経済産業省が発行している「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト<sup>\*460</sup>」(以下、調達要件リスト)を参照し、想定されるセキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を策定することを遵守事項として定めている。調達要件リストには、利用者情報を扱うシステムの基盤となり、攻撃の対象と

なり得る以下の 11 の製品分野が指定されている。今後対象製品分野は、拡大される予定である。

- デジタル複合機 (MFP)
- ファイアウォール
- 不正侵入検知/防止システム (IDS/IPS)
- OS (サーバ OS に限る)
- データベース管理システム (DBMS)
- スマートカード (IC カード)
- 暗号化 USB メモリ
- ルータ/レイヤ 3 スイッチ
- ドライブ全体暗号化システム
- モバイル端末管理システム
- 仮想プライベートネットワーク (VPN) ゲートウェイ

調達要件リストでは、これらの製品分野の IT 製品がセキュリティ要件を満たすことを確認する方法として、国際標準に基づく第三者認証製品を活用する方法と、各組織で個別に確認する方法があることを示している。JISEC は、IT 製品のセキュリティ評価の国際標準である ISO/IEC 15408 に基づく第三者認証制度であり、JISEC で認証されたセキュリティ要件を満たす IT 製品を調達することで、政府統一基準の要求を満たすことができる。

調達要件リストの中でも特に、構築時に受け入れ検査を行う情報システムとは独立して調達されること多いデジタル複合機の調達、国策としてセキュリティ対策が重要となる旅券やマイナンバーカード等のスマートカードの調達で JISEC の認証制度は活用されている。

#### (2) 認証制度の国際連携

JISEC でも採用しているセキュリティ評価基準である ISO/IEC15408 は、欧米 6 国によるコモンクライテリア (共通基準) プロジェクトの成果をベースに開発された。また、同一製品に対し調達国ごとに重複する評価を行うコストを低減するため、これらの国々を代表する公的機関が運営する制度でコモンクライテリアを用いて評価された結果については相互に認め合うという相互承認協定が締結された。その後、相互承認協定には多くの国が加盟して CCRA (Common Criteria Recognition Arrangement) と呼ばれるようになり、JISEC を運営する日本も 2003 年に CCRA に加盟している。これにより日



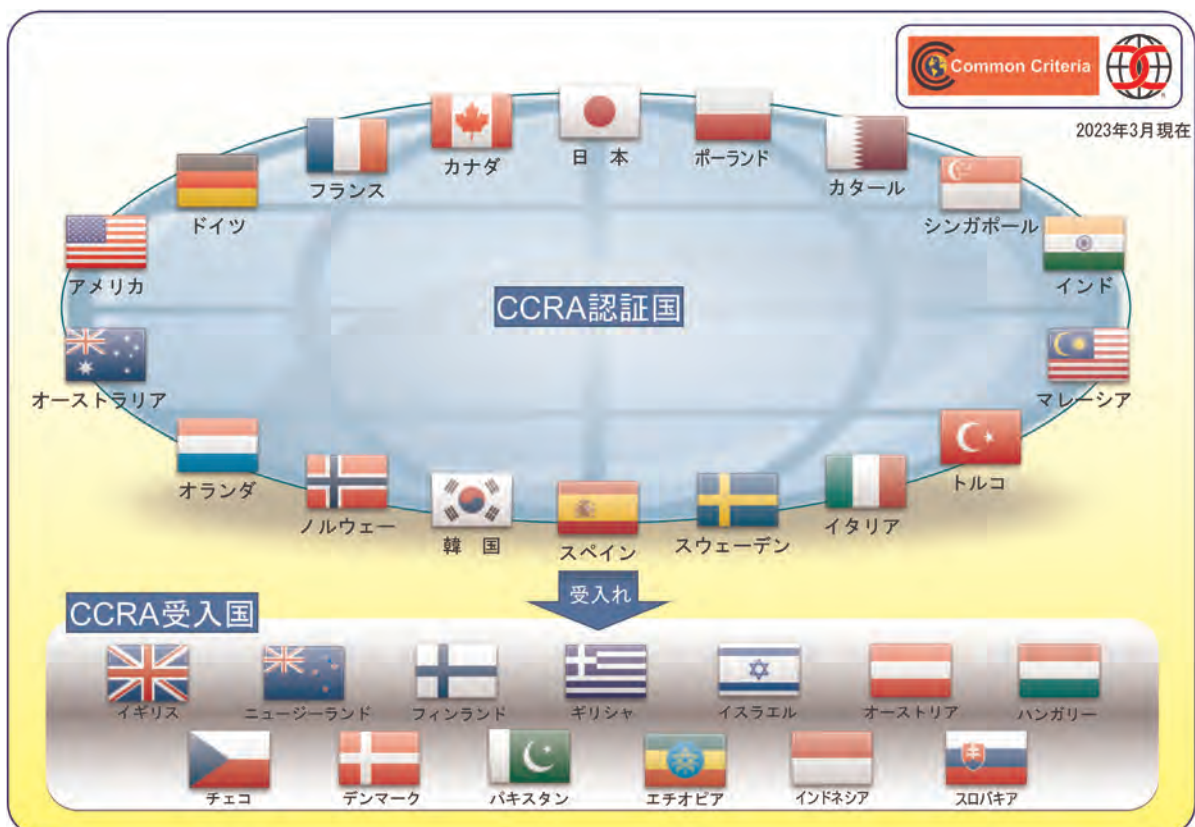
本のベンダーは、製品を CCRA 加盟国の調達対象とするために、JISEC を活用することで、日本語の開発資料をそのまま使用して認証を取得することができるようになった。CCRA では、自国で認証制度を運営している「認証国」と、認証制度を有しないが政府調達要件として認証結果を受け入れる「受入国」があり、2023 年 4 月現在、CCRA 加盟国は認証国 18 カ国、受入国 13 カ国の計 31 カ国に上る (図 2-7-1)。近年は東ヨーロッパやアフリカの国が受入国として加盟、2023 年にはポーランドとカタールが受入国から認証国へ移行している一方、2019 年には英国、2022 年にはニュージーランドが認証国から受入国に移行している。

### (3) セキュリティ要件の共通化

コモンクライテリアでは、IT 製品が具備すべきセキュリティ要件を、規定された形式に従って記述する。例えば、アクセス制御機能の要件では、対象となるオブジェクトやサブジェクトのリスト、セキュリティ属性、それらを用いたアクセス方針をコモンクライテリアで規定された形式で記述する。これにより、調達者が必要としている IT 製品のセキュリティ要件仕様を、あいまいさを排除して製品開発者に伝えることを可能とする。このコモンクライテリア

形式で表された調達要件仕様書を「プロテクションプロファイル (PP: Protection Profile)」と呼び、CCRA 加盟国での IT 製品の政府調達に利用されている。加盟国の調達部門は、調達する IT 製品のセキュリティ要件をプロテクションプロファイルとして作成し、調達要件として公開している。これらのプロテクションプロファイルのうち汎用的なものは、CCRA のポータルサイト<sup>\*481</sup>にも掲載され、他の機関も同様の分野の製品を調達する際に調達要件として指定することができる。日本においても、調達要件リストでは製品分野ごとにこれらのプロテクションプロファイルを指定しており、また、独自の製品を調達する機関は、プロテクションプロファイルを自ら作成し<sup>\*482</sup>、調達を実施している。

同じ製品分野の IT 製品調達で、似たような調達仕様が調達者ごとに提示されることは、開発者にとっては負担となる。そこで CCRA では、加盟国の認証機関が中心となり、いくつかの製品分野で共通的に用いるプロテクションプロファイルの策定を行っている。このプロテクションプロファイルは、cPP (collaborative Protection Profile) と呼ばれ、CCRA 加盟国は、該当する製品分野の調達には、この cPP を用いてセキュリティ要件を指定することもある。既にファイアウォール、暗号化ディスク

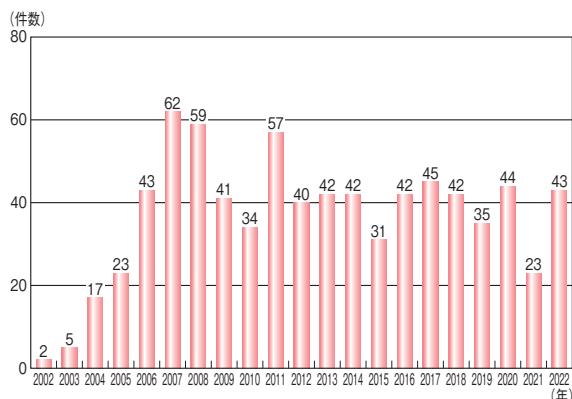


■ 図 2-7-1 CCRA 加盟国

ドライブ、ネットワークデバイス、バイオメトリクス認証やデータベースの製品分野について cPP が策定され、CCRA ポータルサイトで公開されている。日本も、国内に多くの製品ベンダーを有するデジタル複合機について、韓国の認証機関とともに発起人となり、各国のベンダーや評価機関をメンバーとする技術コミュニティを発足させた。そのコミュニティで策定していた cPP は 2022 年 10 月に最初のバージョンとして公開された<sup>※ 483-1</sup>。

#### (4) 認証の状況

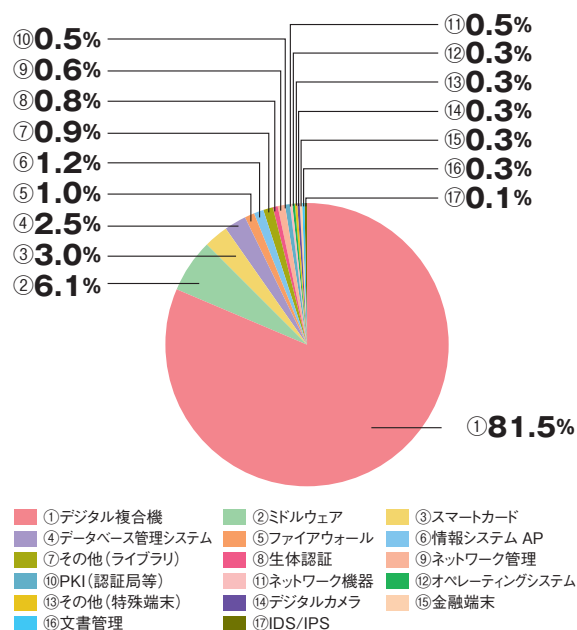
2022 年度までの JISEC における認証発行件数の推移を図 2-7-2 に示す。認証発行件数は、リーマンショックの影響による 2009 年の申請数の減少と、2011 年のリバウンド後、毎年 40 件前後で推移している。2021 年度については新型コロナウイルスや製品リリースサイクルの影響で前年度比 48% 減となったが、2022 年度については例年並みの発行件数に回復している。



■ 図 2-7-2 JISEC の認証発行件数の推移

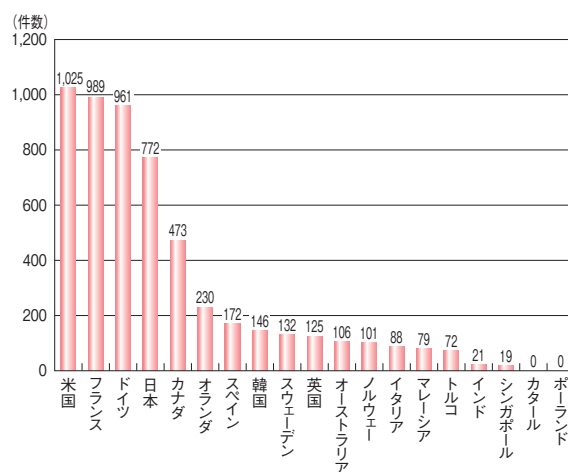
JISEC が認証発行した製品の分野の内訳を図 2-7-3 に示す。認証製品分野としては、デジタル複合機が圧倒的に多い。これは前述のように、日本のベンダーが国際的にも高いシェアを有し、CCRA 加盟国においても政府調達の対象となっているからである。また、その他の製品分野の認証が JISEC で少ないのは、セキュリティ製品全般において日本ベンダーの国際的な競争力が弱いこと、ファイアウォールやネットワーク管理製品等はシステム構築の中で組み込まれてテストされ納入されることが多いため、製品単品での調達要件の対象とならないこと等が理由である。JISEC が毎年認証発行している 40 件前後は、ほとんどがデジタル複合機の新機種リリースによるものである。

CCRA 加盟各国の認証機関が公開している認証発行件数の 2022 年度までの累計を図 2-7-4 に示す。日本



■ 図 2-7-3 JISEC の認証発行の製品分野内訳

の認証発行件数は、米国、フランス、ドイツに次いで 4 番目に多い。これらの国は、政府調達に認証製品を活用しているのに加えて、国内に IT 製品の製造ベンダーを多く持つ国々である。英国のように、セキュリティ評価の歴史は長い国でも、国内の製造ベンダーの減少により制度維持コストの削減を理由に認証国から受入国に移行している国もある。韓国では、国際的に大きな市場を持つ製造ベンダーが、製品仕向地によりモバイル製品は米国で、スマートカード関連製品はヨーロッパで認証を取得しているため、国内制度での認証発行件数は少ない。



■ 図 2-7-4 CCRA 各国の認証件数(2022 年度までの累計)

#### (5) 2022 年度のトピック

2022 年度のトピックとして、コモンライテリアの全面的な改訂と、2022 年度に JISEC で認証したプロテクショ

ンプロファイルについて紹介する。

#### (a) コモンクライテリアの全面的な改訂

JISECでも採用しているセキュリティ評価基準であるコモンクライテリア (ISO/IEC 15408) を全面的に改訂した新規格が2022年に発行された。コモンクライテリアの改訂はこれまでも数年に一度実施されてきたが、全面的な改訂は2007年以来15年ぶりのことであり、ISO/IEC規格としての新規格の発行は2009年以来13年ぶりのことである。従来、コモンクライテリアの規格はCCRA加盟国によって開発及び維持され、その後ISO/IEC規格として発行されてきたが、CCRAの規格とISO/IEC規格とで乖離が生じること等が問題となっていた。そのため、CCRAでは新規格を自ら開発することを止め、ISO/IEC規格に一本化する方針に基づき、今回の新規格からISO/IECによって開発が進められてきた。今回の改訂は、ISO/IECでの開発が完了したことを受けて実施された(「2.6.2(3)WG3(セキュリティの評価・試験・仕様)」参照)。

新規格では旧規格の策定以降に開発されてきた評価基準や評価方法の活用法が正式に規格化された。特に、製品分野に応じて検査内容を規定する評価手法 (Specification-based approach) の枠組みについては、独立したパート<sup>\*483-2</sup>として新たに規格化されている。また、新たに注目されるようになったセキュリティ機能に関する要件等についても形式化されている。

旧規格から新規格への移行については、CCRAから移行スケジュールがアナウンスされており、旧規格での評価認証については、2024年6月30日まで申請が可能である。JISECでも同様の移行スケジュールを想定して準備を進めており、日本語版の規格を整備した上で新規格を採用する予定である。

#### (b) セキュア暗号ユニット搭載シングルチップマイクロコントローラプロテクションプロファイルの認証

IoTシステムのセキュリティ確保には、システムを構成するIoT機器間での暗号技術を利用した相互認証やデータ保護が必要であり、物理攻撃<sup>\*484</sup>やサイドチャネル攻撃<sup>\*485</sup>等に対抗する耐タンパー性も重要である。しかし、末端のIoT機器においては、組み込みスペース、電力供給及び処理容量等が限られていることから暗号導入が容易でないという課題がある。その課題に対処するために、IoT機器に搭載可能で、かつセキュリティも確保することができる「軽く、速く、強い」暗号モジュールであ

るセキュア暗号ユニット (SCU: Secure Cryptographic Unit) の研究開発が進行中である。SCUは、暗号エンジンを組み込んだセキュリティプラットフォームであり、主にIoT機器をサイバー攻撃から守るためのICチップに組み込むことを想定している。

このSCUを搭載するシングルチップマイクロコントローラに関して、十分なセキュリティを確保するために必要な要求仕様としてのプロテクションプロファイルが、国立研究開発法人産業技術総合研究所によって策定され、2022年9月にその認証が完了<sup>\*486</sup>した。今後、本プロテクションプロファイルに基づき製品認証を取得したSCUが、IoT機器のセキュリティを向上させるコア技術として広く利用されることが期待される。

### 2.7.2 暗号モジュール試験及び認証制度

暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP: Japan Cryptographic Module Validation Program) とは、利用者が暗号モジュールの信頼性を客観的に把握できるように設けられた第三者適合性評価認証制度である。本制度に基づく認証を取得することにより、暗号アルゴリズムが適切に実装され、暗号鍵等の重要情報を適切に保護している暗号モジュールであることをアピールできる。本制度は、米国のNIST (National Institute of Standards and Technology) とカナダのCCCS (Canadian Centre for Cyber Security) により運営されているCMVP (Cryptographic Module Validation Program)<sup>\*487</sup>と同等の制度であり、IPAが認証機関として運営している。本項では、JCMVPの最新動向について述べる。

#### (1) 政府機関等におけるJCMVPの活用

政府統一基準における暗号・電子署名の遵守事項 (6.1.5節) に対する基本対策事項として、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン (令和3年度版)」 (令和4年12月12日一部改定版) では、「情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名を行う情報システムにおいて、以下を例とする措置を講ずること。」として、五つの例が挙げられている。その中の一つに、「暗号モジュール試験及び認証制度」に基づく認証を取得している製品を選択することが挙げられている。また、2019年2月に公開された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン<sup>\*488</sup>」では、JCMVPにより認証されたハードウェアトークンに対して当



人認証保証の最高レベル 3 を与えると規定されている。

## (2) IT セキュリティ評価及び認証制度 (JISEC) との連携

IPA が運営する評価認証制度には、JISEC と JCMVP の二つがある。JISEC が 2016 年に発行、2020 年に改定したガイドライン<sup>\*489</sup> によって、JCMVP の活用方針が示されている (JISEC の活動については「2.7.1 IT セキュリティ評価及び認証制度」参照)。

例えば、この活用方針に関連するデジタル複合機のプロテクションプロファイル「Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015<sup>\*490</sup>」では、信頼できるツールを用いた暗号アルゴリズム実装のテストを求めている。JISEC では、このテストに、JCMVP の暗号アルゴリズム実装試験ツール (JCATT: Japan Cryptographic Algorithm implementation Testing Tool) を活用して認証を行っている。2022 年度は、このプロテクションプロファイルに基づく認証が 42 件完了している。このような連携を通じて、JCATT を使って確認された暗号アルゴリズム実装の実績を図 2-7-5 に示す。暗号アルゴリズム実装全般における件数は、2020 年度以降減少傾向にあったが、2022 年度については 2021 年度に比べて増加し 2019 年度を超えるレベルになった。これらは新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に減少していたものが、回復したためと考えられる。

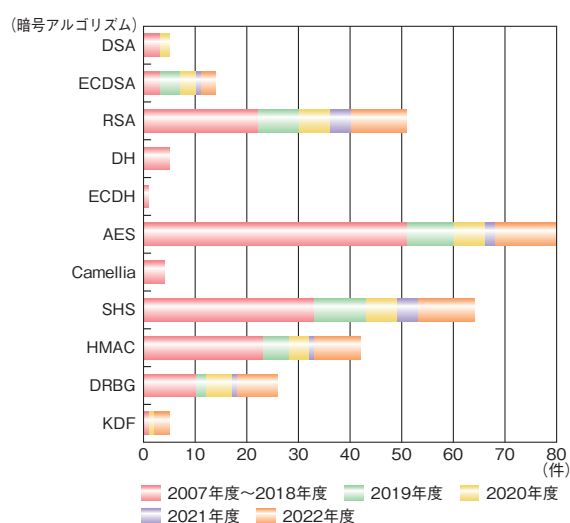


図 2-7-5 JCATT により確認された暗号アルゴリズム実装の実績 (出典)IPA の公開情報を基に作成

## (3) JIS X 19790 及び X 24759 の改正

JCMVP に関連する JIS 規格として、JIS X 19790 (セ

キュリティ技術-暗号モジュールのセキュリティ要求事項) 及び JIS X 24759 (セキュリティ技術-暗号モジュールのセキュリティ試験要件) がある<sup>\*491</sup>。JIS X 19790 は、コンピュータシステム及び通信システムの中のセキュリティシステムで使用される暗号モジュールに対するセキュリティ要求事項を規定したものである。一方、JIS X 24759 は、暗号モジュールがその要求事項を満たしていることを試験機関が試験する方法等を規定したものである。これらは、それぞれ国際規格 ISO/IEC 19790 及び ISO/IEC 24759 を基に国際一致規格として作られている。

JIS X 19790 の前回の改正は、第 2 版として発行された ISO/IEC 19790:2012 を基に行われ、2015 年 3 月に JIS X 19790:2015 として発行された。その後、対応国際規格は、2015 年 12 月に ISO/IEC 19790:2012/Cor.1:2015 として、訂正版が発行されている。また、JIS X 24759 の前回の改正は、2014 年 2 月に第 2 版が発行され 2015 年 12 月に訂正版が発行された ISO/IEC 24759:2014 を基に行われ、2017 年 3 月に JIS X 24759:2017 として発行された。その後、対応国際規格は、2017 年 3 月に ISO/IEC 24759:2017 として、第 3 版が発行されている<sup>\*492</sup>。

これに対し、一般財団法人日本規格協会 (JSA: Japanese Standards Association) 及び IPA は、JIS X 19790 及び JIS X 24759 について、対応国際規格との乖離を解消するとともに、技術の実態に即した内容にするための改正を進めることとした。IPA は、民間の有識者、学識経験者及び政府関係者からなる JIS X 19790 及び X 24759 原案作成委員会を 2021 年 7 月に組織し、JIS 改正原案を 2022 年 2 月に作成した。原案は JSA による校正を経て、2022 年 6 月に JSA から経済産業省へ提出され、2022 年 7 月から 60 日間の WTO/TBT 意見受付公告<sup>\*493</sup> の後、日本産業標準調査会 (JISC: Japanese Industrial Standards Committee) による審議<sup>\*494</sup> を経て、2023 年 1 月に JIS X 19790:2023 及び JIS X 24759:2023 として発行された。

### 2.7.3 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)

2020 年 6 月 3 日、内閣官房、総務省、経済産業省は「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP (イスマップ)) の開始をアナウンスした<sup>\*495</sup>。本項では、ISMAP の概

要や運用等について紹介する。

### (1) ISMAP の概要

ISMAP は、政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度である。

従来、政府調達にあたっては、個々のクラウドサービスが実施していると表明する情報セキュリティ対策の実施状況を、調達者が直接確認することが必要であったが、本制度により、この確認を省略でき負担を軽減できる。

### (2) ISMAP 制度制定の経緯

2018年6月に公開された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針<sup>\*496</sup>」(2021年3月30日付けでISMAPに関する記述が追記されている)では、「クラウド・バイ・デフォルト原則」が掲げられた。これを踏まえ、経済産業省と総務省は、2018年8月から「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会<sup>\*497</sup>」を発足させ、適切なセキュリティ要件を満たすクラウドサービスを導入するために必要な評価方法等を検討し、2020年1月に「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会とりまとめ<sup>\*498</sup>」が公開された。また、同月のサイバーセキュリティ戦略本部会合において「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて<sup>\*499</sup>」が決定された。

上記検討会において、2019年6月から、政府情報システム調達に応募するクラウド事業者が遵守すべきセキュリティ管理基準 (ISMAP 管理基準) の検討が行われた。ISMAP 管理基準は、国際規格をベースに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群 (平成30年度版)<sup>\*500</sup>」「NIST SP800-53 rev.4」を参照して作成された。国際規格としては、情報セキュリティに関しては JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)、JIS Q 27002 (ISO/IEC 27002) とクラウドサービスの情報セキュリティに関する JIS Q 27017 (ISO/IEC 27017) が参考にされた。また、ISMAP 管理基準の検討には、これらの国際規格に準拠して編成された「クラウド情報セキュリティ管理基準 (平成28年度版)」が参考にされ、そこに含まれるガバナンス基準について JIS Q 27014 (ISO/IEC 27014) が参考にされた。

ISMAP がクラウドサービスの登録申請受付を開始した2020年10月1日時点でクラウドサービスを利用中、

または利用予定の各政府機関等に対しては、当該サービスが ISMAP に登録申請されることを前提として、それらのサービスの利用を可能とする暫定措置期間が設けられていた。その暫定措置期間が最短で2021年9月30日に期限を迎えるにあたり、2021年7月6日に開催された「サイバーセキュリティ対策推進会議・各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議」において、真にやむを得ないケースを対象とした新規の暫定措置期間が設定されたが、これらのうち、ISMAP への申請予定のある SaaS については、当該暫定措置期間を、2023年3月31日をもって終了した<sup>\*501</sup>。

一方、ISMAP 制定後も、ISMAP の対象となっている主に「機密性2情報」を扱う情報システムのうち、SaaS については、提供されるサービスが多様であり、用途や機能が極めて限定的なサービスや、「機密性2情報」の中でも比較的重要度が低い情報のみを取り扱うサービス等もある。

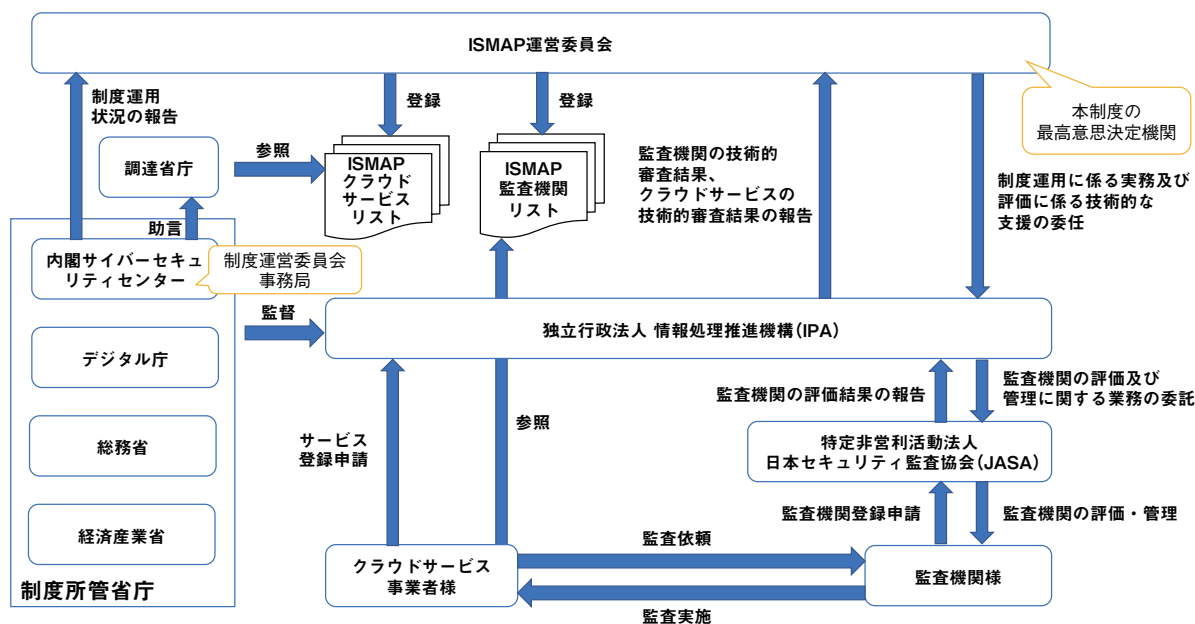
このため、ISMAP の枠組みをベースとして、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS を対象にした仕組みである「ISMAP-LIU」(イスマップ・エルアイユー：ISMAP for Low-Impact Use) を新たに設け、2022年11月1日から運用を開始した。これにより、クラウド・バイ・デフォルトの更なる推進と拡大が期待される。

### (3) ISMAP のフロー

本制度においては、政府機関等が調達するクラウドサービスに要求される基本的な情報セキュリティ管理・運用の基準を満たすセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウドサービスが、ISMAP クラウドサービスリスト (以下、サービスリスト) に登録される。

また、本制度における監査を実施できる監査機関は、当該監査に求められる要求事項を満たすことが確認された後、本制度が公表する ISMAP 監査機関リスト (以下、監査機関リスト) に登録される。

本制度のフローを図2-7-6 (次ページ) に示す。クラウドサービス提供者は、監査機関リストに登録された機関による監査を受け、ISMAP 運用支援機関である IPA を通じて ISMAP 運営委員会にサービス登録申請を行う。申請を受けた ISMAP 運営委員会は審査を行い、承認されたサービスがサービスリストに掲載される。府省庁の調達者はサービスリストを使って調達先候補を選ぶ。なお、本制度の運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援は IPA が行い、そのうち、監査機関の評価及び管理に関する業務については、IPA から特定非営利活動法人



(注) 制度運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援を IPA が行い、うち、監査機関の評価及び管理に関する業務について JASA に再委託する。

■ 図 2-7-6 クラウドサービスの安全性評価の制度のフロー  
(出典) ISMAP「ISMAP 概要」<sup>502</sup>

日本セキュリティ監査協会 (JASA : Japan Information Security Audit Association) に委託している。

#### (4) ISMAP の運用

本制度は、2020 年 6 月に運用が開始された。

ISMAP の所管は 2023 年 1 月現在、NISC、デジタル庁、総務省、経済産業省である。また、最高意思決定機関として ISMAP 運営委員会を設置し、事務局を NISC に置き、運用実務は IPA が担当している。

制度の概要、基準規程類、監査機関リスト、及びサービスリストは、2021 年 5 月に開設された ISMAP ポータルサイト<sup>503</sup> で公開されており、2022 年 1 月には本制度の登録について、ポータルサイトでの電子申請の受付を開始している。2023 年 3 月末現在、登録されている監査機関は 5 機関、また、クラウドサービスは 43 サービスである。

#### (5) セキュアなクラウド利用に向けて

IPA は、クラウドサービス事業者がサービスリストへの登録を行うにあたり、セキュリティ対策の進め方及び管理基準の理解の一助となることを目的として、管理基準

マニュアルを公開している<sup>504</sup>。

また、ISMAP で公開されるクラウドサービスリスト等が、重要インフラ分野を始めとする民間においても参照されることで、クラウドサービスの適切な活用の推進が期待される。これに関連して、2019 年 5 月 23 日に改定された NISC の「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針 (第 5 版)」<sup>505</sup> は、「事業環境の変化を捉え、インターネットを介したサービス(クラウドサービス等)を活用するなど新しい技術を利用する際には、国内外の法令や評価制度等の存在について留意する。」としており、国内の評価制度としては ISMAP が該当すると考えられる。

「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会とりまとめ」にも記載されたように、情報システムのセキュリティ確保の責任は、一義的に当該システムの調達者または利用者が負うものである。本制度に登録されたクラウドサービスを利用したとしても、それだけでは情報システム全体のセキュリティが十分に確保されることにはならない。調達者は、利用するクラウドサービスについて適切な設定を行うことに加えて、情報システム全体のセキュリティリスクを分析し、適切な対策を行うことが求められる。



## 2.8 その他の情報セキュリティ動向

本節では、内部不正による情報漏えい防止対策の動向、暗号技術に関する研究動向について述べる。

### 2.8.1 内部不正防止対策の動向

組織が保有する秘密情報の保護は重要な課題であり、内部不正が関係する情報漏えいは、組織が注意すべき脅威の一つである。2020年度にIPAが実施した営業秘密管理に関する実態調査<sup>\*506</sup>の結果では、情報漏えいインシデントは内部不正により発生する傾向が強いことが示されている。近年のテレワーク等の働き方の変化やクラウドの利活用等によるITプラットフォームの変化によって、組織のセキュリティ対策のガバナンス強化の必要性や、内部不正のリスクが急速に顕在化している。

こうした状況の中、IPAは「組織における内部不正防止ガイドライン」（以下、内部不正防止ガイドライン）を2022年4月に第5版に改訂し<sup>\*507</sup>、近年の社会的・技術的環境変化に伴うインシデントや対策、政策を整理して反映した。また、2023年4月には企業の内部不正防止対策・体制に関する問題点を把握して課題の解決に役立てることを目指し、「企業における内部不正防止体制に関する実態調査<sup>\*508</sup>」の結果を公表した。

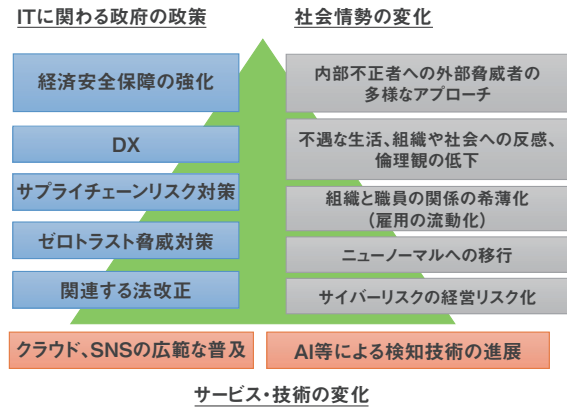
本項では、内部不正による情報漏えいの課題と対策、企業における内部不正防止体制や対策の実態について紹介する。

#### (1) 内部不正による情報漏えいの課題と対策

内部不正防止ガイドラインでは、内部不正による情報漏えいの課題と対策を整理し、まとめている。以下にコロナ禍以降、注目度が上がっている課題と対策について述べる。

仕事や社会生活のIT化・デジタル化の進展による最近の環境変化に関わる事象(図2-8-1)に着目すると、内部不正による情報漏えいに備えるための課題がいくつか挙げられる。本項では特にコロナ禍以降に注目される「ニューノーマルへの移行」への対応と「クラウド、SNSの広範な普及」への対応の二つの課題を取り上げる。

ニューノーマルへの移行に伴い、「個人情報を含む営業秘密情報や限定提供データ等の、企業の活動にとって重要な情報」（以下、重要情報）がテレワークやクラウド等の利用により広範囲に分散する傾向や、管理対象と



■ 図 2-8-1 最近の環境変化に関連する様々な注目点

すべき重要情報の多様化が進んでいる。このような、管理対象となる情報の分散や多様化への対応としては、組織的対策と技術的対策が必要である。組織的対策としては、重要情報の棚卸しを行い、情報の保存場所・管理責任者等に関する管理ルールを定め、運用することが挙げられる。技術的対策としては、テレワーク移行に伴うオンラインストレージやクラウド等の外部サービスの利用拡大といった環境変化に対応した対策・証拠保全等の対策が重要になっている。

一方、クラウドやSNSが普及し、安易に秘密情報をアップロードしやすくなった課題に関しては、クラウドプロキシやCASB（Cloud Access Security Broker）の導入等により、クラウドの利用状況を把握したり、管理されないクラウドの利用を認めないことや、クラウドサービスのアクセス権限の設定漏れや設定ミス等による意図しない相手への情報の漏えいに注意すること、クラウドサービスへのアクセスの認証ログや、アプリケーションの操作ログを取得し、不正アクセスの痕跡が記録されていないかを確認すること等の対策も重要である。

関連する法改正に関しては、NISCの「サイバーセキュリティ関係法令 Q & A ハンドブック<sup>\*509</sup>」等を参照し、各施策と個人情報保護法、改正不正競争防止法等の関係法制の対応や、対策実施におけるコンプライアンスについて留意することも重要である。

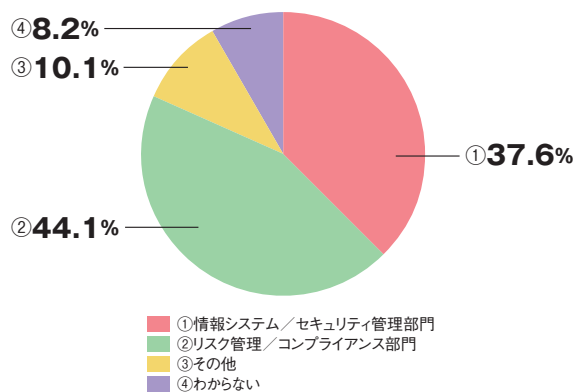
#### (2) 企業における内部不正防止体制・対策の実態

企業で注力すべき対策の参考とするため、IPAでは「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」

を実施した<sup>\*508</sup>。企業に勤める人を対象としたアンケート結果と企業や有識者へのインタビューを実施した結果の要点を紹介する。

### (a) 内部不正防止に取り組む組織的体制

組織全体の体制として、内部不正防止に関する責任部門は「リスク管理／コンプライアンス部門」が44.1%、次いで「情報システム／セキュリティ管理部門」が37.6%という結果であった(図2-8-2)。企業や有識者へのインタビューからは、いずれが内部不正防止に関する責任部門となる場合でも、法務・知財部門、営業・事業部門といった関連部門との協働や緊密な連携による組織全体のガバナンス構築が望まれることが分かった。



■ 図 2-8-2 内部不正防止対策を主管する責任部門(n=1,179)  
(出典)IPA「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」を基に編集

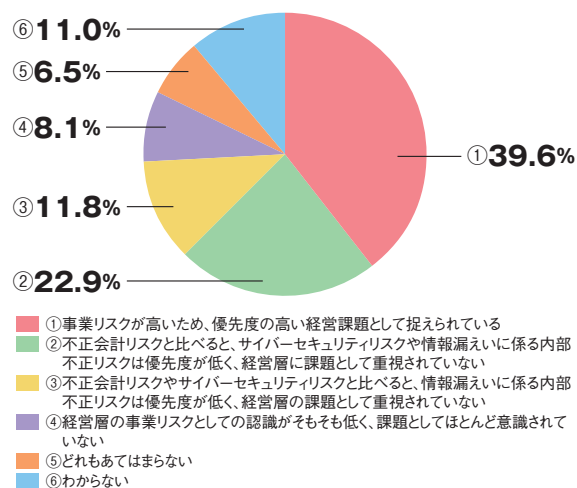
企業が内部不正の事業リスクについて十分に認識し、優先度の高い経営課題としてとらえているかを尋ねた結果では、「事業リスクが高いため、優先度の高い経営課題として捉えられている」と回答した割合は39.6%にとどまった(図2-8-3)。

### (b) 内部不正防止の課題と対策の実態

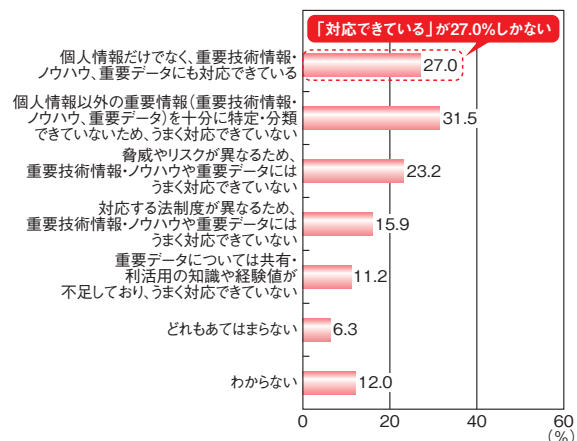
近年の留意すべき内部不正対策の課題には、ニューノーマルへの移行に伴う重要情報の多様化等の急な環境変化への対応や対策が追いついているか、中途退職者や中途採用者に対応できているか等がある。

内部不正防止への取り組みにあたり、重要情報が多様化していることに対応できているかを尋ねた結果では、「個人情報だけでなく、重要技術情報・ノウハウ、重要データにも対応できている」と回答した割合は27.0%にとどまり、その対策状況は十分とは言えない(図2-8-4)。

また、多様な重要情報を特定する仕組みの整備状況については、個人情報以外の重要情報を特定する仕組み



■ 図 2-8-3 内部不正リスクを重要な経営課題としてとらえているか(n=1,179)  
(出典)IPA「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」を基に編集

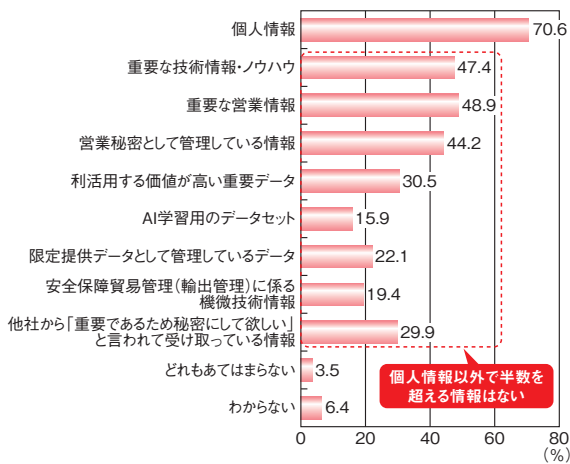


■ 図 2-8-4 重要情報多様化への対策状況(n=1,179、複数回答)  
(出典)IPA「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」を基に編集

みを持つ企業は半数に満たないことが分かった(次ページ図2-8-5)。重要情報の特定は、内部不正を防止し、企業の情報を保護するための基本的な取り組みであり、個人情報以外の重要情報についても適切に区分し、管理する仕組みを整備することが重要である。

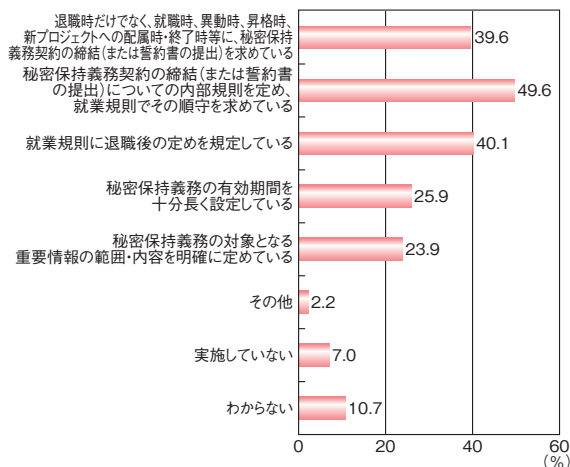
企業としては、個人情報漏えい時の罰則や社会的悪影響を懸念した個人情報保護対策は進んでいる一方、その他の様々な重要情報については、保護すべき重要情報を特定できていないことが多い。それら個人情報以外の重要情報に特化して整備された内部不正防止対策は少なく、情報セキュリティ対策として整備された対策の中に包含して実施されている状況であることがインタビューから分かった。

中途退職者に課す秘密保持義務の実効性を高める対策については、秘密保持義務の内部規則の策定と



■ 図 2-8-5 重要情報を特定する仕組みの整備状況 (n=1,179、複数回答)  
 (出典)IPA「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」を基に編集

順守、秘密保持義務契約書や誓約書の提出、就業規則での退職後の規定等が中心となっていることが分かった (図 2-8-6)。これらの対策は契約の締結や内規の作成・順守に関わる基本的なものであるが、すべての対策についての実施率は半数に達していなかった。



■ 図 2-8-6 中途退職者に課す秘密保持義務の実効性を高める対策 (n=1,179、複数回答)  
 (出典)IPA「企業における内部不正防止体制に関する実態調査」を基に編集

以上のような、内部不正による情報漏えい対策が不十分な状況の改善については、経営層が内部不正防止の意識改革を行い、率先して優先度の高い経営課題として対策を推進することが効果的である。経営層、全社責任者、責任部門の意識変革につながる啓発を継続的に行うため、内部不正防止ガイドラインを積極的に活用し、重要情報の保護を継続的に推進することが望まれる。

### 2.8.2 暗号技術の動向

本項では 2022 年度における、共通鍵暗号、公開鍵暗号、軽量暗号及び実装攻撃に関する研究動向についてそれぞれ解説する。

#### (1) 共通鍵暗号に関する研究動向

2022 年度は、2021 年度に引き続き、共通鍵暗号の解読について大きな進展はなかったものの、既存の暗号アルゴリズムへの攻撃について、攻撃に必要な計算量の削減等の進展があった。ここでは主な発表を紹介する。

共通鍵暗号の一種である AES<sup>\*510</sup> については、Asiacrypt 2022<sup>\*511</sup> にて、混合整数計画法を解くソルバーを用いて、ブーメラン攻撃を高速化することによるブーメラン攻撃の計算量の更新が発表された<sup>\*512</sup>。特に AES-192 に対して、解読時間  $2^{124}$ 、取り扱うデータサイズ  $2^{124}$ 、メモリーサイズ  $2^{79.8}$  のブーメラン攻撃が提案されたが、これは 2009 年に提案された最善の攻撃と比較して、解読時間を  $1/2^{52}$  倍、メモリーサイズを  $1/2^{72.2}$  倍に効率化するものである。

またストリーム暗号 ChaCha<sup>\*513</sup> についての攻撃論文がいくつか報告されている。特に Eurocrypt 2022<sup>\*514</sup> にて、6 ラウンドの ChaCha128 に対する 2012 年に提案された既存攻撃と比較して、解読時間を 1,100 万分の 1 倍以下に効率化している。

上記のように、2022 年度も AES、ChaCha に対する暗号攻撃が進んだが、セキュリティマージンはまだ十分にあり、安全性に直ちに影響を与えるものではない。

#### (2) 公開鍵暗号に関する研究及び標準化の動向

公開鍵暗号の一種である RSA<sup>\*515</sup> については、昨年度に引き続き、部分的に秘密鍵が分かっている場合の新規の素因数分解アルゴリズム (Partial Key Exposure Attack) が、Eurocrypt 2022、Asiacrypt 2022 において提案された。

Eurocrypt 2022 では、CRT-RSA 指数<sup>\*516</sup> を  $e$ 、秘密指数を  $d_p$ 、 $d_q$  としたときの新しい素因数分解アルゴリズムが提示された。これにより、 $e$  のサイズが  $N^{1/12}$  の場合に、 $d_p$  と  $d_q$  の両ビットの最上位ビットもしくは最小位ビットを含む  $3$  分の  $1$  のビットが分かっている場合の効率の良い素因数分解が可能になる。

Asiacrypt 2022 では、実際のサイドチャネル攻撃のケースも鑑み、秘密指数がマスクされている場合にも適応可能な攻撃手法が考案された。本攻撃は部分的で



あるため、これにより RSA が破られたとは言い難いものの、新しく発見された攻撃手段であるため、今後も動向を注視すべきである。

また、CRYPTREC 暗号リストの対象ではないが、NIST による耐量子計算機暗号標準化プロセス<sup>\*472</sup>が進行中である。2023 年 3 月現在、耐量子計算機暗号として、CRYSTALS-KYBER、CRYSTALS-DILITHIUM、FALCON、SPHINCS+ が標準化方式として既に選出され、他候補をラウンド 4 にて選別中である。この標準化プロセスに関連して、いくつかの重要な攻撃報告がなされた。NIST 4th Standardization Conference<sup>\*517</sup>において、耐量子計算機暗号形式の候補であった、同種写像を用いた鍵カプセル化メカニズムである SIKE は解読攻撃可能であるということが、SIKE チームから発表された。これは、Wouter Castryck 氏と Thomas Decru 氏によりクリティカルな攻撃論文が、プレプリントとして発表され、その攻撃が SIKE チームにより認められたためである。この攻撃によって、同種ベースの暗号形式である SIDH、SIKE、B-SIDH、SIOT もセキュアではないことが判明している。その一方、同種ベースの署名形式である SIDH 署名、CSIDH、SeaSign、CSI-FiSH、OSIDH、SQISign についてはまだ攻撃が成功していない。このように、耐量子計算機暗号に対する攻撃については、今後の情勢を注意する必要がある。

また、その他の署名形式である Rainbow に対して、ノートパソコン上で攻撃が可能であるという報告が、Crypto 2022<sup>\*518</sup>、PQCrypto 2022<sup>\*519</sup>の両方で発表された。

### (3) 軽量暗号の標準化に関する動向

NIST の軽量暗号プロジェクト<sup>\*520</sup>において、2021 年 3 月にファイナリストとして 10 個のアルゴリズムを選出していた。その後評価検討を重ね、2023 年 2 月にアルゴリズム Ascon を最終的に選んだ。今後は、NIST IR (Internal Report) の発行、ドラフト規格の発行、ワークショップの開催等が予定されている。

### (4) 実装攻撃に関する研究動向

デジタル署名アルゴリズムである DSA (Digital Signature Algorithm) 及び ECDSA<sup>\*521</sup>では、署名

生成時に nonce と呼ばれるランダムな値を使用する。nonce の扱いには注意が必要で、サイドチャネル攻撃等の手段によって nonce の情報が部分的に漏えいしている場合に適用できる攻撃が知られており、Lattice Attack と呼ばれている。CHES 2022<sup>\*522</sup>において、Lattice Attack の改良が発表された<sup>\*523</sup>。

Lattice Attack は、攻撃が完全に成功して秘密鍵をすべて暴露できるか、完全に失敗してまったく情報を得られないかのいずれかである。160 ビットの楕円曲線で nonce の 2 ビットが漏えいしているような状況等では、従来手法では成功率があまり高くなかったが、秘密鍵の一部が推測できるという状況での解析を試み、攻撃の成功率の向上を達成している。

Lattice Attack 成功のために必要な計算量はまだまだ多いが、攻撃方法の改良の研究は進んでおり、DSA、ECDSA の実装においては、サイドチャネル情報からの nonce の漏えい対策の重要性が増しているといえる。

故障利用攻撃 (fault injection analysis) は、レーザー照射、グリッチ等の手段により IC チップに故障を注入して誤動作を起こさせることによって暗号鍵等の秘密情報の暴露を試みる攻撃であるが、近年は注入時の一瞬ではなく、装置のリセットまで持続する誤動作を引き起こすタイプの攻撃も研究されており、persistent fault injection analysis と呼ばれている。攻撃側から見て、故障注入のタイミングが厳しくないという利点がある。具体的には、AES 等の暗号における S-Box のテーブルの値を改変し、暗号計算中に誤ったテーブルの値を参照させて誤った計算結果を出力させ、それを解析するという形の攻撃が典型的なものである。

初期の persistent fault injection analysis は、1 個の故障で攻撃するものであり、成功のためにかなり多くの誤った暗号文を必要とした。その後複数の故障を注入する攻撃法が研究されたが、従来方法では鍵の候補が非常に多く、時間計算量がまだ膨大であった。それに関し、CHES 2022 において、新たな工夫で鍵の候補を絞り込み、実用的な時間で攻撃を成功させる手法が提案された<sup>\*524</sup>。persistent fault inject analysis は比較的新しい攻撃手法で、近年はその改良の研究が進んでおり、今後も進展に注視すべきである。

- ※ 1 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs-senryaku2021.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 2 サイバーセキュリティ戦略本部：サイバーセキュリティ 2022（2021 年度年次報告・2022 年度年次計画） <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs2022.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 3 [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide\\_v3.0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide_v3.0.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 4 総務省：「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」（案）に対する意見募集の結果と「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」及び「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針（ASP・SaaS 編）第 3 版」の公表 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01cyber01\\_02000001\\_00149.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00149.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 5 株式会社三菱総合研究所：IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度の構築について [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_cybersecurity/iot\\_security/pdf/001\\_08\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/iot_security/pdf/001_08_00.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 6 <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/> [2023/5/1 確認]
- ※ 7 総務省：令和 4 年度デジタル活用支援推進事業の実施状況 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000838998.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000838998.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 8 NISC：ナショナルサート機能の強化について <https://www.nisc.go.jp/about/organize/kinokyoka.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 9 NISC：サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会 <https://www.nisc.go.jp/council/cs/kyogikai/guidancekentoukai.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 10 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr3.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 11 [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip\\_policy\\_2022.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2022.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 12 [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip\\_policy\\_abst\\_2022.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_abst_2022.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 13 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/shishin5rev.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 14 NISC：重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針（案） [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/pubcom\\_shishin6.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/pubcom_shishin6.pdf) [2023/5/9 確認]
- ※ 15 NISC：重要インフラにおける機能保証の考え方に基づきリスクアセスメント手引書（第 1 版）改定版 <https://www.nisc.go.jp/files/tebikishorev.zip> [2023/5/9 確認]
- ※ 16 [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/pubcom\\_tebikisho2.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/pubcom_tebikisho2.pdf) [2023/5/9 確認]
- ※ 17 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/18/1397369.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/18/1397369.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 18 [https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt\\_shuukyoku01-100003157\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt_shuukyoku01-100003157_1.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 19 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 20 厚生労働省：医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃について（注意喚起） <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210630U0010.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 21 厚生労働省：医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）（令和 4 年 11 月 10 日） <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001079508.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 22 厚生労働省：医療法施行規則の一部を改正する省令について <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001075881.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 23 外務省：日米豪印首脳会合共同声明 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/nsp/page1\\_001188.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/nsp/page1_001188.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 24 <https://security-portal.nisc.go.jp/cybersecuritymonth/2023/> [2023/5/1 確認]
- ※ 25 <https://security-portal.nisc.go.jp/cybersecuritymonth/2023/quad/index.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 26 内閣府：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期（平成 30 年～）課題一覧 [https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip2nd\\_list.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip2nd_list.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 27 SIP：イベントレポート <https://www.sip.go.jp/event-report/> [2023/5/1 確認]
- ※ 28 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-1/awareness2022.pdf> [2023/5/1 確認]
- ※ 29 内閣府：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法） [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/index.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 30 内閣官房：特定重要物資の指定について【安定供給確保取組方針（概要案）】 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r4\\_dai4/siryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai4/siryou1.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 31 e-Gov 法令検索：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令 [https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504C00000000394\\_20221223\\_000000000000000](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504C00000000394_20221223_000000000000000) [2023/5/1 確認]
- ※ 32 [https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/cloud/torikumihoshin\\_cloudprogramme.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/cloud/torikumihoshin_cloudprogramme.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 33 認定供給確保事業者：特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに関する計画を主務大臣に提出し認定を受けた者（経済安保推進法 9 条 1 項及び 10 条 1 項）。
- ※ 34 <https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/> [2023/5/1 確認]
- ※ 35 内閣官房：国家安全保障戦略について <https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 36 デジタル庁：国等の情報システムの統括・監視 [https://www.digital.go.jp/policies/development\\_management/](https://www.digital.go.jp/policies/development_management/) [2023/4/28 確認]
- ※ 37 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/06ecbaa1-128e-4435-856d-591adb3369ea/20211224\\_development\\_management\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/06ecbaa1-128e-4435-856d-591adb3369ea/20211224_development_management_01.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 38 <https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html> [2023/4/28 確認]
- ※ 39 [https://www.digital.go.jp/resources/standard\\_guidelines/](https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/) [2023/4/28 確認]
- ※ 40 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/2a169f83/20220630\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guidelines\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/2a169f83/20220630_resources_standard_guidelines_guidelines_01.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 41 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/5efa5c3b/20220630\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guidelines\\_04.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/5efa5c3b/20220630_resources_standard_guidelines_guidelines_04.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 42 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/85a62078/20220630\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guidelines\\_06.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/85a62078/20220630_resources_standard_guidelines_guidelines_06.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 43 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/3bc45d3c/20220630\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guidelines\\_08.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/3bc45d3c/20220630_resources_standard_guidelines_guidelines_08.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 44 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/1b65a1dc/20230411\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/1b65a1dc/20230411_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 45 NIST：Framework for Improving Critical Infrastructure Cybersecurity <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/CSWP/NIST.CSWP.04162018.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 46 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/a84dbb17/20230411\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_05.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/a84dbb17/20230411_resources_standard_guidelines_guideline_05.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 47 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/9f746654/20230411\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_07.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/9f746654/20230411_resources_standard_guidelines_guideline_07.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 48 [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/e5b49450/20230411\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_03.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/e5b49450/20230411_resources_standard_guidelines_guideline_03.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 49 デジタル庁：CRSA プログラム 常時リスク診断・対処（CRSA） <https://www.digital.go.jp/policies/security/crsa/> [2023/6/7 確認]
- ※ 50 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/pdf/001\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/pdf/001_05_00.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 51 経済産業省：第 7 回 産業サイバーセキュリティ研究会 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/007.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/007.html) [2023/4/28 確認]
- ※ 52 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/pdf/002\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/pdf/002_03_00.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 53 CPSF の詳細については「情報セキュリティ白書 2020」（<https://www.ipa.go.jp/publish/wp-security/sec-2020.html>） [2023/4/28 確認] の「2.1.2(1)(a)WG1(制度・技術・標準化）」(p.69)を参照。
- ※ 54 SBOM（Software Bill of Materials）：ソフトウェア部品表。ソフトウェアに含まれるコンポーネントをデータベース化し、一覧で管理する手法の一つ。

PwC: SBOM 普及の本格化～ソフトウェアサプライチェーンの構造的な課題と解決策～ <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/vulnerability-management-sbom1.html> [2023/4/28 確認]

※ 55 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/pdf/006\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/pdf/006_05_00.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 56-1 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_building/20221024\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_building/20221024_report.html) [2023/4/28 確認]

※ 56-2 経済産業省: ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン第2版 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_building/20230420\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_building/20230420_report.html) [2023/6/2 確認]

※ 57 経済産業省: 第15回 産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ1(制度・技術・標準化) 電力サブワーキンググループ [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_denryoku/015.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_denryoku/015.html) [2023/4/28 確認]

※ 58 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_ucho\\_sangyo/pdf/20220721\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_ucho_sangyo/pdf/20220721_1.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 59-1 経済産業省: 「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0」を策定しました <https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221116004/20221116004.html> [2023/4/28 確認]

※ 59-2 経済産業省: 産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ1(制度・技術・標準化) 宇宙産業サブワーキンググループ 民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドライン Ver 1.1 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_ucho\\_sangyo/20230331\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_ucho_sangyo/20230331_report.html) [2023/6/2 確認]

※ 60 経済産業省: 第7回「第2層: フィジカル空間とサイバー空間のつながり」の信頼性確保に向けたセキュリティ対策検討タスクフォース [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_bunyaodan/dainiso/007.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_bunyaodan/dainiso/007.html) [2023/4/28 確認]

※ 61 [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/loT-SSF\\_ver1.0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/loT-SSF_ver1.0.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 62 経済産業省: IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク Version 1.0 適用実証報告書 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_bunyaodan/dainiso/pdf/007\\_s01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_bunyaodan/dainiso/pdf/007_s01_00.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 63 [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/loT-SSF\\_ver1.0\\_UseCase.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/loT-SSF_ver1.0_UseCase.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 64 経済産業省: 第9回 サイバー・フィジカル・セキュリティ確保に向けたソフトウェア管理手法等検討タスクフォース [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_bunyaodan/software/009.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_bunyaodan/software/009.html) [2023/4/28 確認]

※ 65 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_keiei/pdf/008\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_keiei/pdf/008_03_00.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 66 経済産業省: サイバーセキュリティ経営ガイドラインと支援ツール [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng\\_guide.html](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html) [2023/4/28 確認]

※ 67 IPA: サイバーセキュリティ経営可視化ツール <https://www.ipa.go.jp/security/economics/checktool/index.html> [2023/4/28 確認]

※ 68 地域セキュリティコミュニティ【地域SECURITY】: 地域の民間企業、行政機関、教育機関、関係団体等が、セキュリティについて語り合い、「共助」の関係を築くコミュニティ。

※ 69 経済産業省: 地域SECURITY(セキュリティ・コミュニティ) <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/security.html> [2023/4/28 確認]

※ 70-1 IPA: 地域SECURITY形成促進WG <https://www.ipa.go.jp/security/sc3/activities/securityWG/> [2023/4/28 確認]

※ 70-2 経済産業省: 事務局説明資料 産業サイバーセキュリティ研究会WG3(サイバーセキュリティビジネス化)第7回 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_cybersecurity/pdf/007\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/pdf/007_03_00.pdf) [2023/4/28 確認]

※ 71 経済産業省: 情報セキュリティサービス基準 第2版 <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/zyouhoukizyun2.pdf> [2023/4/28 確認]

※ 72 株式会社三菱総合研究所: 「開発段階におけるIoT機器の脆弱性検証促進事業」(経済産業省事業)においてIoT機器の脆弱性検証を希望する中小企業の募集のご案内について [https://pubjit.mri.co.jp/publicoffer/20220425\\_2.html](https://pubjit.mri.co.jp/publicoffer/20220425_2.html) [2023/4/28 確認]

※ 73 経済産業省: 第2回 産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ3 IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築に向けた検討会 [\[cyber/wg\\\_cybersecurity/iot\\\_security/002.html\]\(cyber/wg\_cybersecurity/iot\_security/002.html\) \[2023/4/28 確認\]

※ 74 IPA: 第23回 コラボレーション・プラットフォーム 開催レポート <https://www.ipa.go.jp/files/000103489.pdf> \[2023/4/28 確認\]

※ 75 IPA: 第24回 コラボレーション・プラットフォーム 開催レポート <https://www.ipa.go.jp/files/000107058.pdf> \[2023/4/28 確認\]

※ 76 \[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\\_info\\\_service/credit\\\_card\\\_payment/pdf/20230120\\\_1.pdf\]\(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\_info\_service/credit\_card\_payment/pdf/20230120\_1.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 77 経済産業省: 技術情報管理認証制度\(トップページ\) \[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\\_info\\\_service/mono/technology\\\_management/index.html\]\(https://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/mono/technology\_management/index.html\) \[2023/4/28 確認\]

※ 78 経済産業省: 技術情報管理認証制度 専門家派遣事業のご案内 <https://r4.outreach.go.jp/tics-haken.html> \[2023/4/28 確認\]

※ 79 経済産業省: 情報セキュリティサービス審査登録制度 <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/touroku.html> \[2023/4/28 確認\]

※ 80 経済産業省: 「情報セキュリティサービス基準第2版」及び「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準第2版」を公表しました <https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220131003/20220131003.html> \[2023/4/28 確認\]

※ 81 審査登録機関: 「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準」に適合するとIPAが確認した機関。なお、申請事業者が「情報セキュリティサービス基準」に適合するか否かの審査・判定は、各審査登録機関がその責任において実施する。

※ 82 IPA: 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト \[https://www.ipa.go.jp/security/service\\\_list.html\]\(https://www.ipa.go.jp/security/service\_list.html\) \[2023/4/28 確認\]

※ 83 \[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider3\\\_2.pdf\]\(https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider3\_2.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 84 経済産業省: 「情報セキュリティサービス基準第3版」を公表しました <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230330002/20230330002.html> \[2023/4/28 確認\]

※ 85 SIG \(Special Interest Group\): 「特定分野\(各業界におけるサイバー攻撃に関する情報\)について、情報を交換するグループ」という意味で、J-CSIPでは各業界の参加組織の集合体をSIGと呼んでいる。

※ 86 セプターカウンシル: 各重要インフラ分野で整備されたセプターの代表で構成される協議会で、セプター間の情報共有等を行う、分野横断的な情報共有体制。

※ 87 IPA: サイバー情報共有イニシアティブ\(J-CSIP\) 運用状況 \[2023年1月～3月\] <https://www.ipa.go.jp/security/j-csip/ug65p900000nkvm-att/fy22-q4-report.pdf> \[2023/5/5 確認\]

※ 88 「マルウェア」等の用語を混在して使用すると、読者を混乱させる可能性があるため、本白書では特に断りのない限り、または文献引用上の正確性を期す必要のない限り、総称して「ウイルス」と表現する。

※ 89 IPA: サイバーレスキュー隊 J-CRAT \(ジェイ・クラート\) について <https://www.ipa.go.jp/security/j-crat/about.html> \[2023/4/27 確認\]

IPA: J-CRAT 標的型サイバー攻撃特別相談窓口 <https://www.ipa.go.jp/security/todokede/tokubetsu.html> \[2023/4/27 確認\]

※ 90 \[https://www.soumu.go.jp/main\\\_content/000829941.pdf\]\(https://www.soumu.go.jp/main\_content/000829941.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 91 \[https://www.soumu.go.jp/main\\\_content/000761893.pdf\]\(https://www.soumu.go.jp/main\_content/000761893.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 92 NISC: 電気通信事業法の一部改正案について <https://www.nisc.go.jp/pdf/council/cs/dai17/17sankou02.pdf> \[2023/4/28 確認\]

※ 93 <https://notice.go.jp/> \[2023/4/28 確認\]

※ 94 NOTICE: IoT機器調査及び利用者への注意喚起の実施状況\(2022年12月度\) <https://notice.go.jp/docs/status202212.pdf> \[2023/4/28 確認\]

※ 95 「実施状況」\(<https://notice.go.jp/status> \[2023/4/28 確認\]\)に掲載された「IoT機器調査及び利用者への注意喚起の実施状況\(2022年1月度\)」～「IoT機器調査及び利用者への注意喚起の実施状況\(2022年12月度\)」を基にIPAがグラフを作成した。

※ 96 <https://www.nicter.jp/> \[2023/4/28 確認\]

※ 97 \[https://csl.nict.go.jp/report/NICTER\\\_report\\\_2022.pdf\]\(https://csl.nict.go.jp/report/NICTER\_report\_2022.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 98 <https://cynex.nict.go.jp/> \[2023/4/28 確認\]

※ 99 SOC \(Security Operation Center\): サイバー攻撃の検知や分析、対策等を専門に行う組織。

※ 100 AJCCBC: NEWS <https://www.ajccbc.org/news.html> \[2023/4/28 確認\]

AJCCBC: <https://www.facebook.com/AJCCBC/posts/pfbid02EUCRfHjRsXhgjo7M65HtU2ws2duhz5DtVs4dc1hMajfNfVTDEM4aZcPdKbAiPcdl> \[2023/4/28 確認\]

※ 101 警察庁: 警察におけるサイバー戦略について\(依命通達\) \[https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/202204\\\_senryaku.pdf\]\(https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/202204\_senryaku.pdf\) \[2023/4/28 確認\]

※ 102 警察庁: サイバー重点施策について\(通達\) \[172\]\(https://www.npa.</a></p></div><div data-bbox=\)](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_</a></p></div><div data-bbox=)



- go.jp/bureau/cyber/pdf/202204\_jyuten.pdf [2023/4/28 確認]
- ※ 103 [https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R04\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R04_cyber_jousei.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 104 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/r04/index.html> [2023/4/28 確認]
- ※ 105 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html> [2023/5/9 確認]
- ※ 106 <https://www.kanto.npa.go.jp/about/syukai10.html> [2023/5/9 確認]
- ※ 107 重大サイバー事案：「令和4年版 警察白書」の「第1部 第1節 技術革新に伴う現代社会における脅威」では、「国若しくは地方公共団体の重要な情報システムの運用や重要インフラ事業者の事業の実施に重大な支障が生じ、若しくは生じるおそれのある事案、高度な技術的手法が用いられるなどの事案（マルウェア事案等）、又は国外に所在するサイバー攻撃者による事案」としている。
- ※ 108 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/what-we-do/cyberforce.html> [2023/5/9 確認]
- ※ 109 警察庁：ASEAN+3国際犯罪閣僚会議及び日・ASEAN国際犯罪閣僚会議の開催について <https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/kokusai/ammtc2022.html> [2023/4/28 確認]
- ※ 110 2022年6月末時点で全国約8,400事業者。
- ※ 111 警察庁：サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進について（通達） <https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/jyohotaisaku/20190327kanminrenkei.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 112 警察庁：ランサムウェア被害防止対策 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/ransom.html> [2023/4/28 確認]
- ※ 113 警察庁：マルウェア Emotet の新たな手口に係る注意喚起について <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20220428press.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 114 警察庁：Emotet の解析結果について <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/detect/20201211.html> [2023/4/28 確認]
- ※ 115 警察庁：令和4年上半年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について [https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R04\\_kami\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R04_kami_cyber_jousei.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 116 警察庁：不正アクセス行為対策等の実態調査 アクセシ制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査 調査報告書 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/R3countermeasures.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 117 [https://www.npa.go.jp/news/release/2023/r4\\_report.pdf](https://www.npa.go.jp/news/release/2023/r4_report.pdf) [2023/4/28 確認]
- ※ 118 デジタル庁・総務省・経済産業省：電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト） <https://www.cryptrec.go.jp/list/cryptrec-ls-0001-2022.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 119 <https://www.cryptrec.go.jp/list/cryptrec-ls-0003-2022r1.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 120 <https://www.ipa.go.jp/security/crypto/guideline/gmcbt80000005u7d-att/ipa-cryptrec-gl-3002-1.0.pdf> [2023/4/28 確認]
- ※ 121 NIST：Finalists <https://csrc.nist.gov/Projects/lightweight-cryptography/finalists> [2023/4/28 確認]
- ※ 122 CRYPTREC：CRYPTREC シンポジウム 2022 [https://www.cryptrec.go.jp/events/cryptrec\\_symposium2022\\_presentation.html](https://www.cryptrec.go.jp/events/cryptrec_symposium2022_presentation.html) [2023/4/28 確認]
- ※ 123 外務省：G7 首脳テレビ会議 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6\\_000665.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6_000665.html) [2023/4/17 確認]
- 外務省：ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関する首脳声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100306591.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 124 外務省：ロシアによるウクライナへの軍事行動の開始を受けた制裁措置（外務大臣談話） [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6\\_000666.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000666.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 125 出入国在留管理庁：ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について <https://www.moj.go.jp/isa/content/001388202.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 126 外務省：日・ウクライナ外相会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c\\_see/ua/page6\\_000684.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page6_000684.html) [2023/4/17 確認]
- 外務省：日・ポーランド外相会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c\\_see/pl/page6\\_000685.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/pl/page6_000685.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 127 European Council：EU-Japan summit, 12 May 2022 <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-summit/2022/05/12/> [2023/4/17 確認]
- ※ 128 外務省：日米首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3\\_003322.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 129 UN News：General Assembly resolution demands end to Russian offensive in Ukraine <https://news.un.org/en/story/2022/03/1113152> [2023/4/17 確認]
- JETRO：国連総会がロシア非難決議を採択、クアッド首脳会談でウクライナ情勢を議論 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/7f12ab7c19f6b58e.html> [2023/4/17 確認]
- ※ 130 REUTERS：ロシア、ウクライナ4州併合手続き完了 プーチン氏が法案署名 <https://jp.reuters.com/article/russia-ukraine-annex-idJPKBN2R00IE> [2023/4/17 確認]
- ※ 131 UN News：Ukraine: UN General Assembly demands Russia reverse course on 'attempted illegal annexation' <https://news.un.org/en/story/2022/10/1129492> [2023/4/17 確認]
- ※ 132 外務省：G7 首脳声明 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_005524.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005524.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 133 外務省：G7 首脳会合 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6\\_000680.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6_000680.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 134 外務省：G7 エルマウ・サミット（概要） [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_005632.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005632.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 135 外務省：G7 エルマウサミットにおけるインフラ投資に関するサイドイベント 岸田総理発言内容 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100370514.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 136 外務省：ウクライナ支援に関する G7 首脳声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100364086.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 137 外務省：G7 首脳コミュニケ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 138 外務省：G7 首脳声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100396844.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 139 外務省：G7 首脳声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100315216.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 140 外務省：日米豪印首脳会合 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1\\_001186.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001186.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 141 外務省：日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347973.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 142 外務省：重要技術サプライチェーンに関する原則の共通声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347897.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 143 外務省：「責任あるサイバー習慣を促進するための協力に関する日米豪印共同声明」の発出 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/es/page3\\_003615.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/es/page3_003615.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 144 外務省：日米首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1\\_001403.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_001403.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 145 内閣官房：国家安全保障戦略について <https://www.cas.go.jp/jp/siryuu/221216anzenhoshou/nss-j.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 146 外務省：日米安全保障協議委員会（日米 [2 + 2]）（概要） [https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page4\\_005748.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page4_005748.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 147 外務省：日米経済政策協議委員会（経済版 [2 + 2]） [https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page6\\_000720.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page6_000720.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 148 外務省：第28回日EU定期首脳協議 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page4\\_005605.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page4_005605.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 149 外務省：デジタルパートナーシップ文書 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100343686.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 150 外務省：日英首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page1\\_001467.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page1_001467.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 151 外務省：第7回日英サイバー協議の開催 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3\\_001059.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001059.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 152 外務省：日仏首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/shin4\\_000041.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/shin4_000041.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 153 外務省：第6回日仏サイバー協議の開催 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3\\_000873.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000873.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 154 外務省：日仏首脳夕食会及び会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page4\\_005745.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page4_005745.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 155 外務省：日印首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/sw/in/page1\\_001542.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page1_001542.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 156 外務省：日・ウクライナ首脳会談 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c\\_see/ua/page4\\_005820.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page4_005820.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 157 外務省：日本とウクライナとの間の特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100478708.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 158 <https://aseanregionalforum.asean.org/> [2023/4/17 確認]
- ※ 159 外務省：議長声明 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100381268.pdf> [2023/4/17 確認]
- ※ 160 外務省：第25回日ASEAN首脳会議 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page1\\_001395.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page1_001395.html) [2023/4/17 確認]
- ※ 161 経済産業省：第15回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議の結果 <https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221006001/>

20221006001.html[2023/4/17 確認]

※ 162 経済産業省：「インド太平洋地域向け日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を実施しました <https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221031001/20221031001.html> [2023/4/17 確認]

※ 163 The Washington Post：MIDTERM ELECTIONS 2022 <https://www.washingtonpost.com/elections/midterms-2022/> [2023/4/17 確認]

投票結果は上院が民主党 51、共和党 49、下院が民主党 213、共和党 222 で確定した。

※ 164 The White House：Executive Order on Improving the Nation's Cybersecurity <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/05/12/executive-order-on-improving-the-nations-cybersecurity/> [2023/4/17 確認]

※ 165 The New York Times：Nancy Pelosi Arrives in Taiwan, Drawing a Sharp Response From Beijing <https://www.nytimes.com/2022/08/02/us/politics/nancy-pelosi-taiwan-beijing.html?action=click&module=RelatedLinks&pgtype=Article> [2023/4/17 確認]

The Washington Post：Those Pelosi-inspired cyberattacks in Taiwan probably weren't all they were cracked up to be <https://www.washingtonpost.com/politics/2022/08/03/those-pelosi-inspired-cyberattacks-taiwan-probably-werent-all-they-were-cracked-up-be/> [2023/4/17 確認]

※ 166 The White House：Executive Order on the Implementation of the CHIPS Act of 2022 <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/08/25/executive-order-on-the-implementation-of-the-chips-act-of-2022/> [2023/4/17 確認]

※ 167 The New York Times：Lawmakers Blast TikTok's C.E.O. for App's Ties to China, Escalating <https://www.nytimes.com/2023/03/23/technology/tiktok-hearing-congress-china.html> [2023/4/17 確認]

※ 168 2020 年 12 月、ネットワーク管理ツールベンダ SolarWinds Worldwide LLC のネットワーク管理システム Orion へのサイバー攻撃によりサービス対象の 18,000 社に影響があったとされる事案。「情報セキュリティ白書 2021」(<https://www.ipa.go.jp/publish/wp-security/sec-2021.html> [2023/4/17 確認]) の「2.2.2(3) SolarWinds 事案とその対応」(p.104)を参照。

※ 169 The White House：Memorandum on Improving the Cybersecurity of National Security, Department of Defense, and Intelligence Community Systems <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/01/19/memorandum-on-improving-the-cybersecurity-of-national-security-department-of-defense-and-intelligence-community-systems/> [2023/4/17 確認]

※ 170 National Security Agency：President Biden Signs Cybersecurity National Security Memorandum <https://www.nsa.gov/Press-Room/News-Highlights/Article/Article/2904637/president-biden-signs-cybersecurity-national-security-memorandum/> [2023/4/17 確認]

※ 171 The White House：Executive Order on Prohibition on Use by the United States Government of Commercial Spyware that Poses Risks to National Security <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/03/27/executive-order-on-prohibition-on-use-by-the-united-states-government-of-commercial-spyware-that-poses-risks-to-national-security/> [2023/4/17 確認]

※ 172 The New York Times：Biden Acts to Restrict U.S. Government Use of Spyware <https://www.nytimes.com/2023/03/27/us/politics/biden-spyware-executive-order.html> [2023/4/17 確認]

※ 173 The White House：FACT SHEET: Biden-Harris Administration Announces National Cybersecurity Strategy <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/03/02/fact-sheet-biden-harris-administration-announces-national-cybersecurity-strategy/> [2023/4/17 確認]

※ 174 European Commission：The EU's Cybersecurity Strategy for the Digital Decade <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/eus-cybersecurity-strategy-digital-decade-0> [2023/4/17 確認]

※ 175 NIST：Critical Software Definition <https://www.nist.gov/itl/executive-order-improving-nations-cybersecurity/critical-software-definition> [2023/4/17 確認]

※ 176 NIST：Security Measures for "EO-Critical Software" Use <https://www.nist.gov/itl/executive-order-improving-nations-cybersecurity/security-measures-eo-critical-software-use-2> [2023/4/17 確認]

※ 177 NIST：Secure Software Development Framework (SSDF)

Version 1.1: Recommendations for Mitigating the Risk of Software Vulnerabilities <https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-218/final> [2023/4/17 確認]

※ 178 NIST：Software Supply Chain Security Guidance Under Executive Order (EO) 14028 Section 4e <https://www.nist.gov/system/files/documents/2022/02/04/software-supply-chain-security-guidance-under-EO-14028-section-4e.pdf> [2023/4/17 確認]

※ 179 NIST は 2021 年 5 月 12 日、EO 14028 で特定されるソフトウェア (EO-Critical Software) が満たすべきセキュリティ要件として Security Measures for EO-Critical Software (<https://www.nist.gov/itl/executive-order-improving-nations-cybersecurity/seo-critical-software-use> [2023/4/17 確認]) を公開している。

※ 180 NIST：Cybersecurity Supply Chain Risk Management Practices for Systems and Organizations Share to Facebook <https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-161/rev-1/final> [2023/4/17 確認]

※ 181 The White House：Enhancing the Security of the Software Supply Chain to Deliver a Secure Government Experience <https://www.whitehouse.gov/omb/briefing-room/2022/09/14/enhancing-the-security-of-the-software-supply-chain-to-deliver-a-secure-government-experience/> [2023/4/17 確認]

※ 182 NIST：Recommended Criteria for Cybersecurity Labeling for Consumer Internet of Things (IoT) Products <https://csrc.nist.gov/publications/detail/white-paper/2022/02/04/criteria-for-cybersecurity-labeling-for-consumer-iot-products/final> [2023/4/17 確認]

NIST：Recommended Criteria for Cybersecurity Labeling of Consumer Software <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/CSWP/NIST.CSWP.02042022-1.pdf> [2023/4/17 確認]

※ 183 NIST：Report for the Assistant to the President for National Security Affairs (APNSA) on Cybersecurity Labeling for Consumers <https://www.nist.gov/system/files/documents/2022/05/24/Cybersecurity%20Labeling%20for%20Consumers%20under%20Executive%20Order%2014028%20on%20Improving%20the%20Nation%27s%20Cybersecurity%20Report%20%28FINAL%29.pdf> [2023/4/17 確認]

※ 184 The White House：Statement by NSC Spokesperson Adrienne Watson on the Biden-Harris Administration's Effort to Secure Household Internet-Enabled Devices <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/20/statement-by-nsc-spokesperson-adrienne-watson-on-the-biden-harris-administrations-effort-to-secure-household-internet-enabled-devices/> [2023/4/17 確認]

※ 185 <https://www.energystar.gov/> [2023/4/17 確認]

※ 186 NIST：Trusted Internet of Things (IoT) Device Network-Layer Onboarding and Lifecycle Management <https://www.nccoe.nist.gov/sites/default/files/2022-12/iot-onboarding-nist-sp1800-36a-preliminary-draft.pdf> [2023/4/17 確認]

※ 187 NIST：Request for Information about Evaluating and Improving Cybersecurity Resources: The Cybersecurity Framework and Cybersecurity Supply Chain Risk Management <https://www.nist.gov/cyberframework/request-information-about-evaluating-and-improving-cybersecurity-resources> [2023/4/17 確認]

※ 188 NIST：Updating the NIST Cybersecurity Framework – Journey To CSF 2.0 <https://www.nist.gov/cyberframework/updates-nist-cybersecurity-framework-journey-csf-20> [2023/4/17 確認]

※ 189 NIST：Initial Summary Analysis of Responses to the Request for Information (RFI) Evaluating and Improving Cybersecurity Resources: The Cybersecurity Framework and Cybersecurity Supply Chain Risk Management <https://www.nist.gov/system/files/documents/2022/06/03/NIST-Cybersecurity-RFI-Summary-Analysis-Final.pdf> [2023/4/17 確認]

※ 190 NIST：Privacy Framework <https://www.nist.gov/privacy-framework/privacy-framework> [2023/4/17 確認]

※ 191 NIST：Workforce Framework for Cybersecurity (NICE Framework) Share to Facebook <https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-181/rev-1/final> [2023/4/17 確認]

※ 192 NIST：Journey to the NIST Cybersecurity Framework (CSF) 2.0 | Workshop #1 <https://www.nist.gov/news-events/events/2022/08/journey-nist-cybersecurity-framework-csf-20-workshop-1> [2023/4/17 確認]

※ 193 NIST：NIST Cybersecurity Framework 2.0 Concept Paper: Potential Significant Updates to the Cybersecurity Framework <https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/01/19/>

CSF\_2.0\_Concept\_Paper\_01-18-23.pdf[2023/4/17 確認]

※ 194 NIST : SP 800-207 <https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-207/final>[2023/4/17 確認]

※ 195 NIST : AI RISK MANAGEMENT FRAMEWORK <https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>[2023/4/17 確認]

※ 196 CISA : CPG March 2023 Update [https://www.cisa.gov/sites/default/files/2023-03/CISA\\_CPG\\_REPORT\\_v1.0.1\\_FINAL.pdf](https://www.cisa.gov/sites/default/files/2023-03/CISA_CPG_REPORT_v1.0.1_FINAL.pdf)[2023/4/17 確認]

※ 197 CISA : Executive Order on Improving the Nation's Cybersecurity <https://www.cisa.gov/executive-order-improving-nations-cybersecurity> [2023/4/17 確認]

※ 198 FedRAMP (Federal Risk and Authorization Management Program) : 米国政府の採用する「クラウドサービスに関するセキュリティ評価・認証の統一ガイドライン」及びその運営組織 (<https://www.fedramp.gov/>) [2023/4/17 確認]。

※ 199 CISA : CISA Releases Second Version of Guidance for Secure Migration to the Cloud <https://www.cisa.gov/news-events/news/cisa-releases-second-version-guidance-secure-migration-cloud> [2023/4/17 確認]

※ 200 CISA : CISA, NSA, and ODNI Release Guidance for Customers on Securing the Software Supply Chain <https://www.cisa.gov/news-events/alerts/2022/11/17/cisa-nsa-and-odni-release-guidance-customers-securing-software-supply> [2023/4/17 確認]

※ 201 CISA : Software Bill of Materials (SBOM) <https://www.cisa.gov/sbom> [2023/4/17 確認]

※ 202 CISA : Cyber Safety Review Board (CSRB) <https://www.cisa.gov/resources-tools/groups/cyber-safety-review-board-csrb> [2023/4/17 確認]

※ 203 CSRB : Review of the December 2021 Log4j Event [https://www.cisa.gov/sites/default/files/publications/CSRB-Report-on-Log4-July-11-2022\\_508.pdf](https://www.cisa.gov/sites/default/files/publications/CSRB-Report-on-Log4-July-11-2022_508.pdf) [2023/4/17 確認]

※ 204 DHS : Cyber Safety Review Board to Conduct Second Review on Lapsus\$ <https://www.dhs.gov/news/2022/12/02/cyber-safety-review-board-conduct-second-review-lapsus> [2023/4/17 確認]

※ 205 CISA : Federal Government Cybersecurity Incident and Vulnerability Response Playbooks <https://www.cisa.gov/resources-tools/resources/federal-government-cybersecurity-incident-and-vulnerability-response-playbooks> [2023/4/17 確認]

※ 206 CISA : Karakurt Data Extortion Group <https://www.cisa.gov/news-events/cybersecurity-advisories/aa22-152a> [2023/4/17 確認]

※ 207 CISA : North Korean State-Sponsored Cyber Actors Use Maui Ransomware to Target the Healthcare and Public Health Sector <https://www.cisa.gov/news-events/cybersecurity-advisories/aa22-187a> [2023/4/17 確認]

※ 208 CISA : #StopRansomware: Cuba Ransomware <https://www.cisa.gov/news-events/cybersecurity-advisories/aa22-335a> [2023/4/17 確認]

※ 209 CISA : ESXiArgs Ransomware Virtual Machine Recovery Guidance <https://www.cisa.gov/news-events/cybersecurity-advisories/aa23-039a> [2023/4/17 確認]

※ 210 CISA : #StopRansomware - Ransomware Attacks on Critical Infrastructure Fund DPRK Espionage Activities <https://www.cisa.gov/news-events/alerts/2023/02/09/stopransomware-ransomware-attacks-critical-infrastructure-fund-dprk-espionage-activities> [2023/4/17 確認]

※ 211 CISA : #StopRansomware: Royal Ransomware <https://www.cisa.gov/news-events/cybersecurity-advisories/aa23-061a> [2023/4/17 確認]

※ 212 CISA : BINDING OPERATIONAL DIRECTIVE 22-01-REDUCING THE SIGNIFICANT RISK OF KNOWN EXPLOITED VULNERABILITIES <https://www.cisa.gov/binding-operational-directive-22-01> [2023/4/17 確認]

※ 213 CISA : Known Exploited Vulnerabilities Catalog <https://www.cisa.gov/known-exploited-vulnerabilities-catalog> [2023/4/17 確認]

※ 214 CISA : Continuous Diagnostics and Mitigation (CDM) Program <https://www.cisa.gov/cdm> [2023/4/17 確認]

※ 215 CISA : Binding Operational Directive 23-01 <https://www.cisa.gov/news-events/directives/binding-operational-directive-23-01> [2023/4/17 確認]

※ 216 HOMELAND SECURITY TODAY.US : Shields Up: CISA Recommends All Organizations Adopt Heightened Cybersecurity

Posture <https://www.hstoday.us/federal-pages/dhs/shields-up-cisa-recommends-all-organizations-adopt-heightened-cybersecurity-posture/> [2023/4/17 確認]

※ 217 CISA : Alert (AA22-047A) Russian State-Sponsored Cyber Actors Target Cleared Defense Contractor Networks to Obtain Sensitive U.S. Defense Information and Technology <https://www.cisa.gov/uscert/ncas/alerts/aa22-047a> [2023/4/17 確認]

※ 218 CISA : CISA and FBI Publish Advisory to Protect Organizations from Destructive Malware Used in Ukraine <https://www.cisa.gov/news/2022/02/26/cisa-and-fbi-publish-advisory-protect-organizations-destructive-malware-used> [2023/4/17 確認]

※ 219 CISA : SHIELDS UP <https://www.cisa.gov/shields-up> [2023/4/17 確認]

※ 220 <https://www.cisa.gov/news-events/news/shields-technical-guidance> [2023/4/17 確認]

※ 221 The White House : Statement by President Biden on our Nation's Cybersecurity <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/21/statement-by-president-biden-on-our-nations-cybersecurity/> [2023/4/17 確認]

※ 222 U.S. Cyber Command : Before the Invasion: Hunt Forward Operations in Ukraine <https://www.cybercom.mil/Media/News/Article/3229136/before-the-invasion-hunt-forward-operations-in-ukraine/> [2023/4/17 確認]

U.S. Cyber Command : U.S. Cyber Command 2022 Year in Review <https://www.cybercom.mil/Media/News/Article/3256645/us-cyber-command-2022-year-in-review/> [2023/4/17 確認]

※ 223 U.S. Cyber Command : CYBER 101 - Defend Forward and Persistent Engagement <https://www.cybercom.mil/Media/News/Article/3198878/cyber-101-defend-forward-and-persistent-engagement/> [2023/4/17 確認]

※ 224 Department of Defense : Biden Signs National Defense Authorization Act Into Law <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/3252968/biden-signs-national-defense-authorization-act-into-law/> [2023/4/17 確認]

U.S. Senate Committee on Armed Services : Summary of the Fiscal Year 2023 National Defense Authorization Act [https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/fy23\\_ndaa\\_agreement\\_summary.pdf](https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/fy23_ndaa_agreement_summary.pdf) [2023/5/9 確認]

※ 225 Department of Defense : Strategic Direction for Cybersecurity Maturity Model Certification (CMMC) Program <https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/2833006/strategic-direction-for-cybersecurity-maturity-model-certification-cmmc-program/#.YYQzOVm7t84.facebook> [2023/4/17 確認]

※ 226 Department of Defense : Department of Defense Releases Zero Trust Strategy and Roadmap <https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/3225919/department-of-defense-releases-zero-trust-strategy-and-roadmap/> [2023/4/17 確認]

※ 227 The New York Times : Ukraine War Plans Leak Prompts Pentagon Investigation <https://www.nytimes.com/2023/04/06/us/politics/ukraine-war-plan-russia.html> [2023/4/17 確認]

※ 228 REUTERS : U.S. arrests 21-year-old National Guardsman for online intelligence leaks [https://www.reuters.com/world/us/us-air-national-guardsman-suspected-leaking-intel-be-arrested-thursday-source-2023-04-13/?utm\\_source=Sailthru&utm\\_medium=Newsletter&utm\\_campaign=Daily-Briefing&utm\\_term=041423](https://www.reuters.com/world/us/us-air-national-guardsman-suspected-leaking-intel-be-arrested-thursday-source-2023-04-13/?utm_source=Sailthru&utm_medium=Newsletter&utm_campaign=Daily-Briefing&utm_term=041423) [2023/4/17 確認]

※ 229 <https://www.ipa.go.jp/publish/wp-security/sec-2022.html> [2023/4/17 確認]

※ 230 The White House : FACT SHEET: The United States and G7 to Take Further Action to Support Ukraine and Hold the Russian Federation Accountable <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/06/27/fact-sheet-the-united-states-and-g7-to-take-further-action-to-support-ukraine-and-hold-the-russian-federation-accountable/> [2023/4/17 確認]

※ 231 U.S. Department of the Treasury : OFAC Food Security Fact Sheet: Russia Sanctions and Agricultural Trade <https://ofac.treasury.gov/media/924341/download?inline> [2023/4/17 確認]

※ 232 JETRO : バイデン米政権、ロシアによるウクライナの一部併合受け新たな制裁 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/108159a8328d9915.html> [2023/4/17 確認]

※ 233 U.S. Department of State : The United States Imposes Sanctions on Russian Naval Entities <https://www.state.gov/the-united-states-imposes-sanctions-on-russian-naval-entities-2/> [2023/4/17 確認]

※ 234 U.S. Department of the Treasury : Treasury Sanctions Russian



Proxy Wagner Group as a Transnational Criminal Organization <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1220> [2023/4/17 確認]

※ 235 The White House : FACT SHEET: On One Year Anniversary of Russia's Invasion of Ukraine, Biden Administration Announces Actions to Support Ukraine and Hold Russia Accountable <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/02/24/fact-sheet-on-one-year-anniversary-of-russias-invasion-of-ukraine-biden-administration-announces-actions-to-support-ukraine-and-hold-russia-accountable/> [2023/4/17 確認]

U.S. Department of State : The United States Imposes Additional Sweeping Costs on Russia <https://www.state.gov/the-united-states-imposes-additional-sweeping-costs-on-russia/> [2023/4/17 確認]

※ 236 U.S. Department of State : \$1.85 Billion in Additional U.S. Military Assistance, Including the First Transfer of Patriot Air Defense System <https://www.state.gov/1-85-billion-in-additional-u-s-military-assistance-including-the-first-transfer-of-patriot-air-defense-system/> [2023/4/17 確認]

※ 237 U.S. Department of State : U.S. Action to Strengthen Ukraine's Economy <https://www.state.gov/u-s-action-to-strengthen-ukraines-economy/> [2023/4/17 確認]

※ 238 The White House : Joe Biden on Travel to Kyiv, Ukraine <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/02/20/statement-from-president-joe-biden-on-travel-to-kyiv-ukraine/> [2023/4/17 確認]

※ 239 The New York Times : U.S. House Election Results: Republicans Win <https://www.nytimes.com/interactive/2022/11/08/us/elections/results-house.html> [2023/4/17 確認]

※ 240 TIME : Biden Defense Officials Grilled by GOP Congress on Ukraine Aid <https://time.com/6259244/ukraine-aid-corruption-weapons/> [2023/4/17 確認]

※ 241 REUTERS : Don't 'play with fire' over Taiwan, China's Xi warns in call with Biden <https://jp.reuters.com/article/us-usa-china-biden-xi-idAFKBN2P30A0> [2023/4/17 確認]

※ 242 REUTERS : Pelosi arrives in Taiwan vowing U.S. commitment; China enraged <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/pelosi-expected-arrive-taiwan-tuesday-sources-say-2022-08-02/> [2023/4/17 確認]

※ 243 読売新聞:中国軍 300 機、台湾海峡中間線越え「重要軍事演習」1 か月 <https://www.yomiuri.co.jp/world/20220903-OYT1T50068/> [2023/4/17 確認]

※ 244 REUTERS : Biden and Xi clash over Taiwan in Bali but Cold War fears cool <https://www.reuters.com/world/ahead-tense-g20-summit-biden-xi-meet-talks-2022-11-14/> [2023/4/17 確認]

※ 245 REUTERS : Blinken postpones trip to China after spy balloon detected in U.S. -reports <https://www.reuters.com/world/us/blinken-postpones-visit-china-after-spy-balloon-flies-over-us-abc-news-2023-02-03/> [2023/4/17 確認]

※ 246 REUTERS : U.S. fighter jet shoots down suspected Chinese spy balloon <https://www.reuters.com/world/us/biden-says-us-is-going-take-care-of-chinese-balloon-2023-02-04/> [2023/4/17 確認]

※ 247 The New York Times : China Says U.S. Regularly Sends Balloons Into Its Airspace <https://www.nytimes.com/2023/02/13/world/asia/china-us-balloons-airspace.html> [2023/4/17 確認]

※ 248 REUTERS : Xi clinches third term as China's president amid host of challenges <https://www.reuters.com/world/china/chinas-parliament-elects-xi-jinping-chinas-president-2023-03-10/> [2023/4/17 確認]

※ 249 The Washington Post : Xi and Putin sign agreements as Japan's leader visits Ukraine <https://www.washingtonpost.com/world/2023/03/21/russia-ukraine-war-latest-updates-putin-xi/> [2023/4/17 確認]

※ 250 The New York Times : Germany puts a stop to Nord Stream 2, a key Russian natural gas pipeline. <https://www.nytimes.com/2022/02/22/business/nord-stream-pipeline-germany-russia.html> [2023/4/25 確認]

※ 251 eurostat : Annual inflation more than tripled in the EU in 2022 <https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/w/DDN-20230309-2> [2023/4/25 確認]

※ 252 FRANCE24 : Macron stripped of majority after crushing blow in parliamentary elections <https://www.france24.com/en/europe/20220620-macron-stripped-of-majority-after-crushing-blow-in-parliamentary-elections> [2023/4/25 確認]

※ 253 REUTERS : Right-wing Meloni sworn in as Italy's first woman prime minister <https://www.reuters.com/world/europe/italys-meloni-sworn-head-right-wing-government-2022-10-22/> [2023/4/25 確認]

※ 254 JETRO : 長引く価格高騰の現状 (英国) <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2022/0802/10ef622a79674333.html> [2023/4/25 確認]

※ 255 REUTERS : UK's Boris Johnson and the 'partygate' scandal <https://www.reuters.com/world/uk/uks-boris-johnson-partygate-scandal-2023-03-03/> [2023/4/25 確認]

※ 256 The Guardian : Boris Johnson resigns as Conservative leader after cabinet revolt <https://www.theguardian.com/politics/2022/jul/07/boris-johnson-resigns-as-conservative-leader-after-cabinet-revolt> [2023/4/25 確認]

※ 257 REUTERS : Pound drops more than 1% as Bank of England steps into bond market <https://www.reuters.com/markets/currencies/pound-drops-much-1-volatile-trade-against-dollar-after-boe-announcement-2022-09-28/> [2023/4/25 確認]

BBC NEWS JAPAN : 英イングランド銀が市場介入、国債購入へ 現状は英財政の安定に「リスク」 <https://www.bbc.com/japanese/63070465> [2023/4/25 確認]

※ 258 REUTERS : 焦点：ポンド急落、英新政権の経済政策に市場失望 回復のめど見えず <https://jp.reuters.com/article/sterling-analysis-idJPKBN2QS07Y> [2023/4/25 確認]

※ 259 The Guardian : Liz Truss abandons plan to scrap 45p top rate of income tax amid Tory revolt <https://www.theguardian.com/politics/2022/oct/03/liz-truss-abandon-plan-scrap-45p-top-rate-income-tax-tory-revolt-kwasi-kwarteng-chancellor> [2023/4/25 確認]

※ 260 REUTERS : UK's Truss says she will resign as PM <https://jp.reuters.com/article/britain-politics-truss-resignation-idCAKBN2RF168> [2023/4/25 確認]

※ 261 TIME : Why the 'Windsor Framework' Could Resolve Brexit's Thorniest Issue <https://time.com/6258503/northern-ireland-brexit-deal/> [2023/4/25 確認]

※ 262 The Guardian : UK joins Asia-Pacific CPTPP trade bloc that includes Japan and Australia <https://www.theguardian.com/business/2023/mar/31/uk-joins-asia-pacific-cptpp-trade-bloc-that-includes-japan-and-australia> [2023/4/25 確認]

※ 263 European Commission : EU Digital COVID Certificate [https://ec.europa.eu/info/live-work-travel-eu/coronavirus-response/safe-covid-19-vaccines-europeans/eu-digital-covid-certificate\\_en#what-is-the-eu-digital-covid-certificate](https://ec.europa.eu/info/live-work-travel-eu/coronavirus-response/safe-covid-19-vaccines-europeans/eu-digital-covid-certificate_en#what-is-the-eu-digital-covid-certificate) [2023/4/25 確認]

※ 264 BBC : Covid: England ending isolation laws and mass free testing <https://www.bbc.com/news/uk-60467183> [2023/4/25 確認]

※ 265 JETRO : フランス、3月14日からワクチン・パスを解除 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/a364af61e9b7197.html> [2023/4/25 確認]

※ 266 European Council : COVID-19: Council updates travel recommendations to lift all travel restrictions <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/13/covid-19-council-updates-travel-recommendations-to-lift-all-travel-restrictions/> [2023/4/25 確認]

※ 267 Oxford Academic : COVID-19 Vaccination Passports: Are They a Threat to Equality? <https://academic.oup.com/phe/article/15/1/51/6576090> [2023/4/25 確認]

※ 268 ENISA : NIS directive <https://www.enisa.europa.eu/topics/cybersecurity-policy/nis-directive-new> [2023/4/25 確認]

※ 269 European Parliament : The NIS2 Directive A high common level of cybersecurity in the EU [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/689333/EPRS\\_BRI\(2021\)689333\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/689333/EPRS_BRI(2021)689333_EN.pdf) [2023/4/25 確認]

※ 270 EU-CyCLONe のミッションは加盟国サイバーリスク管理組織間の調整、及び EU-CSIRT と政府レベルとの調整とされ、ENISA が運用を担当する。

ENISA : EU CyCLONe <https://www.enisa.europa.eu/topics/incident-response/cyclone> [2023/4/25 確認]

※ 271 European Council : Strengthening EU-wide cybersecurity and resilience – provisional agreement by the Council and the European Parliament <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/05/13/renforcer-la-cybersecurite-et-la-resilience-a-l-echelle-de-l-ue-accord-provisoire-du-conseil-et-du-parlement-europeen/> [2023/4/25 確認]

- ※ 272 European Council : EU decides to strengthen cybersecurity and resilience across the Union: Council adopts new legislation <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/eu-decides-to-strengthen-cybersecurity-and-resilience-across-the-union-council-adopts-new-legislation/> [2023/4/25 確認]
- ※ 273 ENISA : Cybersecurity Certification: Candidate EUCC Scheme <https://www.enisa.europa.eu/publications/cybersecurity-certification-eucc-candidate-scheme/> [2023/4/25 確認]
- ※ 274 ENISA : Cybersecurity Certification: Candidate EUCC Scheme V1.1.1 <https://www.enisa.europa.eu/publications/cybersecurity-certification-eucc-candidate-scheme-v1-1-1/> [2023/4/25 確認]
- ※ 275 European Commission : Cyber Resilience Act <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/cyber-resilience-act> [2023/4/25 確認]
- ※ 276 JETRO : 欧州委、デジタル製品のサイバーセキュリティ対応を義務付ける法案発表 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/27fcc2dec113fddc.html> [2023/4/25 確認]
- ※ 277 BEUC : Position papers Cyber Resilience Act proposal <https://www.beuc.eu/position-papers/cyber-resilience-act-proposal> [2023/4/25 確認]
- ※ 278 ENISA : ENISA Threat Landscape for Ransomware Attacks <https://www.enisa.europa.eu/publications/enisa-threat-landscape-for-ransomware-attacks/> [2023/4/25 確認]
- ※ 279 <https://www.nomoreransom.org/ja/index.html> [2023/4/25 確認]
- ※ 280 European Commission : European data strategy [https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/european-data-strategy\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/european-data-strategy_en) [2023/4/25 確認]
- ※ 281 European Commission : Data Act: Commission proposes measures for a fair and innovative data economy [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_1113](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1113) [2023/4/25 確認]
- ※ 282 European Council : Council approves Data Governance Act <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/05/16/le-conseil-approuve-l-acte-sur-la-gouvernance-des-donnees/> [2023/4/25 確認]
- ※ 283 European Commission : Digital Markets Act: rules for digital gatekeepers to ensure open markets enter into force <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/digital-markets-act-rules-digital-gatekeepers-ensure-open-markets-enter-force> [2023/4/25 確認]
- ※ 284 The European Commission : Digital Services Act: EU's landmark rules for online platforms enter into force [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_22\\_6906](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_6906) [2023/4/25 確認]
- ※ 285 JETRO:EU 理事会、仲介サービス事業者を規制するデジタルサービス法案を採択 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/aedc2a77de60a2db.html> [2023/4/25 確認]
- ※ 286 European Commission : REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021PC0206&from=EN> [2023/4/25 確認]
- ※ 287 中国が試行している行動履歴情報等による個人格付けは民主主義にとって脅威である、との判断によると思われる。
- ※ 288 Digital Europe : DIGITALEUROPE's initial findings on the proposed AI Act <https://www.digitaleurope.org/resources/digitaleuropes-initial-findings-on-the-proposed-ai-act/> [2023/4/25 確認]
- European Commission: Feedback from Google [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12527-Artificial-intelligence-ethical-and-legal-requirements/F2662492\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12527-Artificial-intelligence-ethical-and-legal-requirements/F2662492_en) [2023/4/25 確認]
- European Tech Alliance : EUTA Reaction to Commission's Artificial Intelligence Act proposal <https://eutechalliance.eu/ai-euta-reaction-to-commissions-artificial-intelligence-act-proposal/> [2023/4/25 確認]
- 日本経済団体連合会 : 欧州 AI 規制法案に対する意見 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/069.html?v=p> [2023/4/25 確認]
- ※ 289 総務省 : EU の AI 規則案の概要 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000842190.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000842190.pdf) [2023/4/25 確認]
- ※ 290 European Council : Artificial Intelligence Act: Council calls for promoting safe AI that respects fundamental rights <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/06/artificial-intelligence-act-council-calls-for-promoting-safe-ai-that-respects-fundamental-rights/> [2023/4/25 確認]
- Cyber Risk GmbH : The EU Artificial Intelligence Act <https://www.artificial-intelligence-act.com/> [2023/4/25 確認]
- ※ 291 The White House : Blueprint for an AI Bill of Rights <https://www.whitehouse.gov/ostp/ai-bill-of-rights/> [2023/4/25 確認]
- ※ 292 The New York Times : E.U. Court Strikes Down Trans-Atlantic Data Transfer Pact <https://www.nytimes.com/2020/07/16/business/eu-data-transfer-pact-rejected.html> [2023/4/25 確認]
- ※ 293 European Commission : European Commission and United States Joint Statement on Trans-Atlantic Data Privacy Framework [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_2087](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2087) [2023/4/25 確認]
- ※ 294 The White House : FACT SHEET: President Biden Signs Executive Order to Implement the European Union-U.S. Data Privacy Framework <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/07/fact-sheet-president-biden-signs-executive-order-to-implement-the-european-union-u-s-data-privacy-framework/> [2023/4/25 確認]
- ※ 295 European Commission : Data protection: Commission starts process to adopt adequacy decision for safe data flows with the US [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_22\\_7631](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7631) [2023/4/25 確認]
- ※ 296 DLA Piper : DLA Piper GDPR Fines and Data Breach Survey: January 2023 <https://www.dlapiper.com/en-ae/insights/publications/2023/01/dla-piper-gdpr-fines-and-data-breach-survey-january-2023> [2023/4/25 確認]
- DLA Piper : DLA Piper GDPR fines and data breach survey: January 2022 <https://www.dlapiper.com/en-ae/insights/publications/2022/1/dla-piper-gdpr-fines-and-data-breach-survey-2022> [2023/4/25 確認]
- ※ 297 Data Protection Commission : Data Protection Commission announces conclusion of two inquiries into Meta Ireland <https://www.dataprotection.ie/en/news-media/data-protection-commission-announces-conclusion-two-inquiries-meta-ireland> [2023/4/25 確認]
- META 社の欧州拠点である META Platforms Ireland Ltd. が摘発の対象となっている。
- ※ 298 TechCrunch : Meta's New Year kicks off with \$410M+ in fresh EU privacy fines <https://techcrunch.com/2023/01/04/facebook-instagram-gdpr-forced-consent-final-decisions/> [2023/4/25 確認]
- ※ 299 CMS : GDPR Enforcement Tracker ETid1176 <https://www.enforcementtracker.com/ETid-1176> [2023/4/25 確認]
- ※ 300 CMS : GDPR Enforcement Tracker ETid1373 <https://www.enforcementtracker.com/ETid-1373> [2023/4/25 確認]
- ※ 301 CMB : GDPR Enforcement Tracker ETid1448 <https://www.enforcementtracker.com/ETid-1448> [2023/4/25 確認]
- ※ 302 CMS : GDPR Enforcement Tracker ETid1502 <https://www.enforcementtracker.com/ETid-1502> [2023/4/25 確認]
- META 社の欧州拠点である META Platforms Ireland Ltd. が摘発の対象となっている。
- ※ 303 CMS : GDPR Enforcement Tracker ETid1730 <https://www.enforcementtracker.com/ETid-1730> [2023/4/25 確認]
- ※ 304 JETRO : EU、対ロシア制裁パッケージ第 6 弾を採択、提案から 1 カ月要す <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/c827010981e7b09c.html> [2023/4/25 確認]
- ※ 305 REUTERS : Russian banks play down impact of latest Western sanctions <https://www.reuters.com/markets/europe/russian-banks-play-down-impact-latest-western-sanctions-2023-02-27/> [2023/4/25 確認]
- ※ 306 European Council : Russian oil: EU agrees on level of price cap <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/03/russian-oil-eu-agrees-on-level-of-price-cap/> [2023/4/25 確認]
- ※ 307 European Council : Infographic - Impact of sanctions on the Russian economy <https://www.consilium.europa.eu/en/infographics/impact-sanctions-russian-economy/> [2023/4/25 確認]
- ※ 308 The Guardian : UK confirms it will send Challenger 2 tanks to Ukraine and pressures Germany to increase support – as it happened <https://www.theguardian.com/world/live/2023/jan/16/russia-ukraine-war-belarus-begins-air-force-drills-with>

- [russia-dnipro-strike-death-toll-rises-to-35-live](https://www.russia-dnipro-strike-death-toll-rises-to-35-live/) [2023/4/25 確認]
- ※ 309 The Guardian : Germany announces it will supply Leopard 2 tanks to Ukraine <https://www.theguardian.com/world/2023/jan/25/germany-leopard-2-tanks-ukraine> [2023/4/25 確認]
  - ※ 310 FINNISH GOVERNMENT : Finland and Nato <https://valtioneuvosto.fi/en/finland-and-nato> [2023/4/25 確認]
  - ※ 311 AP News : Finland joins NATO in major blow to Russia over Ukraine war <https://apnews.com/article/nato-finland-russia-ukraine-membership-enlargement-c703d23a8423d89577d5b752d69d76eb> [2023/4/25 確認]
  - ※ 312 Global Times : China-France-EU trilateral talks set right course for ties <https://www.globaltimes.cn/page/202304/1288674.shtml> [2023/4/25 確認]
  - ※ 313 朝日新聞デジタル : 「世界の多極化へ重要な存在」 マクロン氏訪中に透ける中国の思惑 <https://digital.asahi.com/articles/ASR4652RKR46UHBI019.html> [2023/4/25 確認]
  - ※ 314 POLITICO : Europe must resist pressure to become 'America' s followers, says Macron <https://www.politico.eu/article/emmanuel-macron-china-america-pressure-interview/> [2023/4/25 確認]
  - ※ 315 National CSIRT : 国や地域の窓口としてインシデント対応を行う CSIRT。
  - ※ 316 CERT-In : Directions under sub-section (6) of section 70B of the Information Technology Act, 2000 relating to information security practices, procedure, prevention, response and reporting of cyber incidents for Safe & Trusted Internet. [https://www.cert-in.org.in/PDF/CERT-In\\_Directions\\_70B\\_28.04.2022.pdf](https://www.cert-in.org.in/PDF/CERT-In_Directions_70B_28.04.2022.pdf) [2023/4/28 確認]
  - ※ 317 DataGuidance : Vietnam: MIC announces cybersecurity strategy 2025-2030 <https://www.dataguidance.com/news/vietnam-mic-announces-cybersecurity-strategy-2025-2030> [2023/4/28 確認]
  - ※ 318 CERT Tonga : Tongan Cybersecurity Workforce Development Program Launches with Support from New Zealand [https://www.cert.gov.to/?page\\_id=1562](https://www.cert.gov.to/?page_id=1562) [2023/4/28 確認]
  - ※ 319 ACSC : Cyber Incident Response Plan <https://www.cyber.gov.au/acsc/view-all-content/publications/cyber-incident-response-plan> [2023/4/28 確認]
  - ※ 320 ACSC : Vulnerability Disclosure Programs Explained <https://www.cyber.gov.au/resources-business-and-government/governance-and-user-education/governance/vulnerability-disclosure-programs-explained> [2023/4/28 確認]
  - ※ 321 <https://www.apcert.org/> [2023/4/28 確認]
  - ※ 322 APCERT : Member Teams <https://www.apcert.org/about/structure/members.html> [2023/4/28 確認]
  - ※ 323 APCERT : APCERT CYBER DRILL 2022 "DATA BREACH THROUGH SECURITY MALPRACTICE" <https://www.apcert.org/documents/pdf/APCERTDriII2022PressRelease.pdf> [2023/4/28 確認]
  - ※ 324 APCERT : Documents <https://www.apcert.org/documents/index.html> [2023/4/28 確認]
  - ※ 325 <https://www.cybersecurity.my/en/index.html> [2023/4/28 確認]
  - ※ 326 <https://www.cert.org.cn/publish/english/index.html> [2023/4/28 確認]
  - ※ 327 <https://www.cyber.gov.au/> [2023/4/28 確認]
  - ※ 328 <https://krcert.or.kr> [2023/4/28 確認]
  - ※ 329 <https://www.twncert.org.tw/> [2023/4/28 確認]
  - ※ 330 CSA : ESTABLISHMENT OF ASEAN REGIONAL COMPUTER EMERGENCY RESPONSE TEAM (CERT) <https://www.csa.gov.sg/News-Events/Press-Releases/2022/establishment-of-asean-regional-computer-emergency-response-team> [2023/4/28 確認]
  - ※ 331 <https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426002/20210426002-1.pdf> [2023/4/26 確認]
  - ※ 332 ITSS+ (セキュリティ) : 第 4 次産業革命で求められる新たな IT 領域学びなおしの指針である ITSS+ のうち、セキュリティ領域に関するもの。
  - ※ 333 <https://www.isc2.org/-/media/ISC2/Research/2022-WorkForce-Study/ISC2-Cybersecurity-Workforce-Study.ashx> [2023/4/26 確認]
  - ※ 334 [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf) [2023/6/27 確認]
  - ※ 335 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/dai3/siryu7.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai3/siryu7.pdf) [2023/4/26 確認]
  - ※ 336 総務省統計局 : 平成 27 年国勢調査 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/> [2023/6/5 確認]
  - ※ 337 <https://manabi-dx.ipa.go.jp/> [2023/4/26 確認]
  - ※ 338 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/digital\\_suishin/pdf/001\\_02\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_suishin/pdf/001_02_02.pdf) [2023/4/26 確認]
  - ※ 339 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/ps6vr70000080fg-att/000106869.pdf> [2023/4/26 確認]
  - ※ 340 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/ps6vr70000083ki-att/000106871.pdf> [2023/4/26 確認]
  - ※ 341 <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/SpecialPublications/NIST.SP.800-181r1.pdf> [2023/4/26 確認]
  - ※ 342 NSA : National Centers of Academic Excellence in Cybersecurity <https://www.nsa.gov/Academics/Centers-of-Academic-Excellence/> [2023/4/26 確認]
  - ※ 343 <https://www.nist.gov/itl/applied-cybersecurity/nice> [2023/4/26 確認]
  - ※ 344-1 NIST : Workforce Framework for Cybersecurity (NICE Framework) <https://src.nist.gov/publications/detail/sp/800-181/rev-1/final> [2023/4/26 確認]
  - ※ 344-2 [https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/06/05/NICE\\_Framework\\_\(NIST\\_SP\\_800-181\)\\_one-pager\\_508Compliant.pdf](https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/06/05/NICE_Framework_(NIST_SP_800-181)_one-pager_508Compliant.pdf) [2023/6/20 確認]
  - ※ 345 NSA : Designation Requirements and Application Process For CAE-Cyber Defense (CAE-CD) [https://dl.dod.cyber.mil/wp-content/uploads/cae/pdf/unclass-cae-cd\\_designation\\_requirements.pdf](https://dl.dod.cyber.mil/wp-content/uploads/cae/pdf/unclass-cae-cd_designation_requirements.pdf) [2023/6/5 確認]
  - ※ 346 NSA : Proposed Designation Requirements and Application Process For CAE-Cyber Research (CAE-R) [https://dl.dod.cyber.mil/wp-content/uploads/cae/pdf/unclass-cae-r\\_proposed\\_designation\\_requirement.pdf](https://dl.dod.cyber.mil/wp-content/uploads/cae/pdf/unclass-cae-r_proposed_designation_requirement.pdf) [2023/6/5 確認]
  - ※ 347 NSA : Designation Requirements and Application Process For CAE Cyber Operations (CAE-CO) <https://dl.dod.cyber.mil/wp-content/uploads/cae/pdf/unclass-cae-cyber-operations-program-guidance.pdf> [2023/6/5 確認]
  - ※ 348 このほかに、身体の不自由等により CBT 方式の受験ができない方を対象とした筆記試験を、春期 4 月 17 日及び秋期 10 月 9 日に実施。
  - ※ 349 IPA : 情報処理技術者試験 情報処理安全確保支援士試験 統計資料 令和 4 年度試験 全試験区分版 [https://www.ipa.go.jp/shiken/reports/hjuojm000000lkt4-att/toukei\\_r04.pdf](https://www.ipa.go.jp/shiken/reports/hjuojm000000lkt4-att/toukei_r04.pdf) [2023/5/1 確認]
  - ※ 350 CBT (Computer Based Testing) 方式 : 試験会場に設置されたコンピュータを利用して実施する試験方式のこと。受験者はコンピュータに表示された試験問題に対して、マウスやキーボードを用いて解答する。
  - ※ 351 IPA : 情報処理技術者試験における出題範囲・シラバス等の変更内容の公表について (基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験の 通年試験化) <https://www.ipa.go.jp/news/2022/shiken/henkou20220425.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 352 IPA : 国家資格「情報処理安全確保支援士」2023 年 4 月 1 日付登録者 1,152 名の内訳 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/reports/data/20230401newriss.html> [2023/4/28 確認]
  - ※ 353 IPA : 情報処理安全確保支援士 (登録セキスベ) の受講する講習について <https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/forriss/koushu.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 354 IPA : 業界別サイバーレジリエンス強化演習 (CyberREX) 情報処理安全確保支援士向けご案内 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/cyberrex/riss.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 355 IPA : 制御システム向けサイバーセキュリティ演習 (CyberSTIX) 情報処理安全確保支援士向けご案内 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/cyberstix/riss.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 356 経済産業省 : 情報処理安全確保支援士特定講習 [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/jinzai/tokutei.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/tokutei.html) [2023/5/1 確認]
  - ※ 357 IPA : セキュリティ・キャンプ全国大会 2022 オンライン <https://www.ipa.go.jp/jinzai/security-camp/2022/zenkoku/index.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 358 IPA : セキュリティ・ネクストキャンプ 2022 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/security-camp/2022/next/index.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 359 セキュリティ・キャンプ協議会 : 地方大会 <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/index.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 360 セキュリティ・キャンプ協議会 : セキュリティ・ミニキャンプオンライン 2022 <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/online2022.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 361 セキュリティ・キャンプ協議会 : セキュリティ・ミニキャンプ in 山梨 2022 <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/yamanashi2022.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 362 セキュリティ・キャンプ協議会 : セキュリティ・ミニキャンプ in 広島 2022 (一般講座) <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/hiroshima2022.html> [2023/5/1 確認]
  - ※ 363 セキュリティ・キャンプ協議会 : セキュリティ・ミニキャンプ in 東京 2022



- <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/tokyo2022.html> [2023/5/1 確認]
- セキュリティ・キャンプ協議会:セキュリティ・ミニキャンプ in 大阪 2022(一般講座) <https://www.security-camp.or.jp/minicamp/osaka2022.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 362 セキュリティ・キャンプ協議会:GCC 2023 Singapore - Global Cybersecurity Camp 2023 Singapore [https://www.security-camp.or.jp/event/gcc\\_singapore2023.html](https://www.security-camp.or.jp/event/gcc_singapore2023.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 363 ハッカソン:ハック(hack)とマラソン(marathon)を組み合わせた造語で、開発者たちが集まり、開発の実施や成果を共有するイベント。
- ※ 364 NICT:SecHack365 <https://sechack365.nict.go.jp/> [2023/5/1 確認]
- ※ 365 セキュリティ・キャンプ協議会:ICC (International Cybersecurity Challenge) 2022 が開催されました <https://blog.security-camp.or.jp/posts/icc-2022-report/> [2023/5/1 確認]
- ※ 366 SecCap 事務局:enPiT-Security SecCap <https://www.seccap.jp/gs/> [2023/5/1 確認]
- ※ 367 Basic SecCap コンソーシアム:enPiT-Security 連携校(実施学部等) <https://www.seccap.jp/basic/university.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 368 enPiT Pro Security: <https://www.seccap.pro/> [2023/5/1 確認]
- ※ 369 SECCON:SECCON 実行委員会/WGメンバー <https://www.seccon.jp/2022/seccon/executivecommittee.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 370 SECCON:SECCON とは <https://www.seccon.jp/2022/seccon/about.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 371 SECCON:SECCON 2022 電腦会議 <https://www.seccon.jp/2022/ep230211.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 372 SECCON:SECCON Beginners <https://www.seccon.jp/2022/seccon-beginners/> [2023/5/1 確認]
- ※ 373 SECCON:CTF for GIRLS とは <https://www.seccon.jp/2022/girls/ctf-for-girls.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 374 JNSA:交流会に参加しよう! - 「産学情報セキュリティ人材育成交流会」 <https://www.jnsa.org/internship/event.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 375 東京工業大学大学院:お知らせ <https://www.academy.titech.ac.jp/cumot/cy/index.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 376 国立高専機構:Topics & News 一覧 <https://k-sec.kochi-ct.ac.jp/topics-news/index.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 377 NICT:CYNEX とは <https://cynex.nict.go.jp/index.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 378 NICT:サイバーセキュリティ演習基盤 CYROP のオープン化トライアルを開始 <https://www.nict.go.jp/press/2022/02/03-1.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 379 IPA:中核人材育成プログラム 卒業プロジェクト一覧 第5期生 [https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core\\_human\\_resource/final\\_project/2022/list.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core_human_resource/final_project/2022/list.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 380 IPA:中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会(かなえかい)」 [https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core\\_human\\_resource/kanaekai.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core_human_resource/kanaekai.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 381 IPA:2022年度「インド太平洋地域向け日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を実施 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/global/ics20221031.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 382 IPA:責任者向けプログラム サイバー危機対応机上演習(CyberCREST) 2022年度 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/cybercrest/2022.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 383 IPA:責任者向けプログラム 業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX) 2022年度 <https://www.ipa.go.jp/archive/jinzai/ics/short-pgm/cyberrex/2022.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 384 IPA:戦略マネジメント系セミナー 2022年度 [https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/strategic\\_management/2022.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/strategic_management/2022.html) [2023/5/1 確認]
- ※ 385 IPA:実務者向けプログラム 制御システム向けサイバーセキュリティ演習(CyberSTIX) 2022年度 <https://www.ipa.go.jp/archive/jinzai/ics/short-pgm/cyberstix/2022.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 386 IPA:実務者向けプログラム ERAB サイバーセキュリティトレーニング 2022年度 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/erab/2022.html> [2023/5/1 確認]
- ※ 387 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/wg\\_denryoku/pdf/007\\_05\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_denryoku/pdf/007_05_04.pdf) [2023/5/1 確認]
- ※ 388 株式会社日経リサーチ:CISO/CSO 相当の設置率は約7割、自社サプライチェーンに「サイバー攻撃を受けた」は約4割 <https://www.nikkei-r.co.jp/news/release/id=8556> [2023/5/12 確認]
- ※ 389 <https://www.nri-secure.co.jp/download/insight2022-report> [2023/5/12 確認]
- ※ 390 [https://juas.or.jp/cms/media/2022/04/JUAS\\_IT2022.pdf](https://juas.or.jp/cms/media/2022/04/JUAS_IT2022.pdf) [2023/5/12 確認]
- ※ 391 <https://www.ipa.go.jp/security/economics/checktool.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 392 <https://www.nri-secure.co.jp/news/2022/1213> [2023/5/12 確認]
- ※ 393 <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/tebikihontai2.pdf> [2023/5/12 確認]
- ※ 394 <https://www.nca.gr.jp/activity/imgs/recruit-hr20201211.pdf> [2023/5/12 確認]
- ※ 395 <https://www.nca.gr.jp/activity/imgs/development-hr20220331.pdf> [2023/5/12 確認]
- ※ 396 [https://www.sonpo.or.jp/sme\\_insurance/pdf/sme\\_report2022.pdf](https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/pdf/sme_report2022.pdf) [2023/5/12 確認]
- ※ 397 株式会社日本政策金融公庫:中小企業に求められるサイバーセキュリティ対策の強化 [https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo\\_22\\_01\\_31.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_22_01_31.pdf) [2023/5/12 確認]
- ※ 398 IPA:「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査」調査実施報告書について <https://www.ipa.go.jp/security/reports/sme/cyberkogeiki2022.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 399 <https://www.ipa.go.jp/security/reports/sme/ps6vr7000001b5t7-att/Kougeki-jittai-houkoku2023.pdf> [2023/5/12 確認]
- ※ 400 <https://www.ipa.go.jp/security/sc3/> [2023/5/12 確認]
- ※ 401 <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html#partnership> [経済産業省 HP、2023/5/12 確認]
- ※ 402 IPA:「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査」調査実施報告書について <https://www.ipa.go.jp/security/reports/sme/cyberkogeiki2022.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 403 公益財団法人全国中小企業振興機関協会:「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/> [2023/5/12 確認]
- ※ 404 <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 405 <https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 406 <https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/ug65p90000019cbk-att/000055520.pdf> [2023/5/12 確認]
- ※ 407 <https://www.ipa.go.jp/security/sme/otasuketai-about.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 408 一般社団法人サービスデザイン推進協議会:IT導入補助金サイバーセキュリティ対策推進枠 <https://www.it-hojo.jp/security/> [2023/5/12 確認]
- ※ 409 <https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/guideforecsite.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 410 <https://www.jnsa.org/result/west/2022/index.html> [2023/5/12 確認]
- ※ 411 <https://school-security.jp/wp/wp-content/uploads/2022/11/2021.pdf> [2023/5/15 確認]
- ※ 412 1件の事故で複数の経路・媒体から漏えいした場合は、それぞれの経路・媒体に含まれていた個人情報漏えい人数を合算している。
- ※ 413 1件の事故で複数の媒体から漏えいした場合は、漏えいしたすべての媒体の数を加えている。
- ※ 414 [https://www.mext.go.jp/content/20221125-mxt\\_jogai02-000003278\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221125-mxt_jogai02-000003278_001.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 415 [https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20221111-mxt\\_jogai02-000025824\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20221111-mxt_jogai02-000025824_03.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 416 文部科学省:【資料2】令和4年度第2次補正予算(案) [https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20221111-mxt\\_jogai02-000025824\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20221111-mxt_jogai02-000025824_002.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 417 文部科学省:GIGAスクール構想の実現へ [https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 418 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000878730.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000878730.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 419 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000762715.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000762715.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 420 デジタル庁:地方公共団体のガバメントクラウド利用に関する検討状況 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000818879.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000818879.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 421 IPA:「2022年度情報セキュリティに対する意識調査【倫理編】【脅威編】」報告書 <https://www.ipa.go.jp/security/reports/>

- economics/ishiki2022.html [2023/5/15 確認]
- ※ 422 2020 年度調査まではスマートデバイス（タブレット及びスマートフォン）利用者を対象としていたが、2021 年度調査からスマートフォン利用者のみを対象にした。
- ※ 423 総務省：情報通信白書令和 4 年版 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 424 「2022 年度情報セキュリティの脅威に対する意識調査」（パソコン利用者、及びスマートフォン利用者）の Q6 において保有するアカウント数を尋ねた結果、「1 個」及び「0 個（自分以外の家族や契約者が管理しているなど）」を除いた割合。
- ※ 425 朝日新聞デジタル：広域強盗、関連する事件は 50 件以上と判明すでに 60 数人逮捕 <https://www.asahi.com/articles/ASR283G90R28UTIL004.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 426 NHK：#闇バイトに注意 <https://www.nhk.or.jp/aomori-blog2/2600/461911.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 427 NHK：「闇バイト」書き込みも「有害情報」に 対策強化前倒し 警察庁 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230215/k10013980841000.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 428 <https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/> [2023/5/15 確認]
- ※ 429 <https://www.youtube.com/@user-rc1kz5eh8b> [2023/5/15 確認]
- ※ 430 <https://www.youtube.com/watch?v=PaxdkEb836s> [2023/5/15 確認]
- ※ 431 朝日新聞デジタル：「国際ロマンス詐欺」容疑、手配の 58 歳男を逮捕 ガーナから関空へ <https://www.asahi.com/articles/ASQ885TWWQ88PTIL00L.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 432 独立行政法人国民生活センター：「愛してるから投資して」っておかしい!?—マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト— [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_1.html) [2023/5/15 確認]
- ※ 433 [https://www.bohan.or.jp/protect/pdf/saigekitaibook\\_page.pdf](https://www.bohan.or.jp/protect/pdf/saigekitaibook_page.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 434 朝日新聞デジタル：出頭 19 歳、共通テスト流出の関与認める「とんでもないことした」 <https://www.asahi.com/articles/ASQ1W6KWFQ1WUTIL030.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 435 文部科学省：大学入学選抜における不正行為防止に係る周知について（依頼） <https://www.mext.go.jp/nyushi/#tsuchi> [2023/5/15 確認]
- ※ 436 [https://www.mext.go.jp/content/221221\\_mxt\\_daigakuc02\\_000005144-07.pdf](https://www.mext.go.jp/content/221221_mxt_daigakuc02_000005144-07.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 437 独立行政法人大学入試センター：大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=31&f=abm00000285.pdf&n=大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について.pdf> [2023/5/15 確認]
- ※ 438 読売新聞オンライン：企業のウェブ適性検査で「替玉受検」、就活女子大生ら300人から報酬か…関電社員逮捕 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20221121-0YT1T50310/> [2023/5/15 確認]
- ※ 439 株式会社学情：「2023 年卒の採用活動における『オンライン』の導入状況」に関する企業調査（2022 年 2 月） <https://service.gakujo.ne.jp/220228/> [2023/5/15 確認]
- ※ 440 産経新聞：静岡「水害」虚偽画像が拡散 AIで作成 <https://www.sankei.com/article/20220928-SZC5MBDOKROBPMVJVR5TZS4L4E/> [2023/5/15 確認]
- ※ 441 <https://factcheckcenter.jp/> [2023/5/15 確認]
- ※ 442 弁護士ドットコム株式会社：ChatGPT は日本の司法試験に合格できるか 弁護士ドットコムが実験 [https://www.bengo4.com/c\\_18/n\\_15648/](https://www.bengo4.com/c_18/n_15648/) [2023/5/15 確認]
- ※ 443 朝日新聞デジタル：「アバター中傷は名誉毀損」Vチューバーの訴え認め情報開示命令 <https://www.asahi.com/articles/ASQ806WCBQ80PTIL01S.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 444 カバー株式会社、ANYCOLOR 株式会社：共同声明文 [https://cover-corp.com/news/detail/20221205\\_announcement/](https://cover-corp.com/news/detail/20221205_announcement/) [2023/5/15 確認]
- ※ 445 <https://www.mext.go.jp/moral/#/> [2023/5/15 確認]
- ※ 446 一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構：青少年向け教材 <https://i-roi.jp/seisyonen-kyozai/> [2023/5/15 確認]
- ※ 447 <https://line-mirai.org/ja/events/detail/68/> [2023/5/15 確認]
- ※ 448 内閣府：令和 4 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」 [https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouternet\\_use/r04/index.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouternet_use/r04/index.html) [2023/5/15 確認]
- ※ 449 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会：ネット取引・デジブラなんでも 110 番報告書 <https://nacs.or.jp/honbu/wp-content/uploads/2022/12/2022年度なんでも110番報告書.pdf> [2023/5/15 確認]
- ※ 450 内閣府：普及啓発リーフレット集 [https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouternet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouternet_use/leaflet.html) [2023/5/15 確認]
- ※ 451 [https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/uploads/r4\\_s.pdf](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/r4_s.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 452 NISC：サイバーセキュリティ対策 9 か条 <https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/cybersecurity9principles.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 453 <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25924.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 454 <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25742.html> [2023/5/15 確認]
- ※ 455 [https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/) [2023/5/15 確認]
- ※ 456 [https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/nisegojohou/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojohou/) [2023/5/15 確認]
- ※ 457 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000707803.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 458 [https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/noheartnosns/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/noheartnosns/) [2023/5/15 確認]
- ※ 459 宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会：諸塚村で「子どもとシニアのための安心・安全なインターネット利用教室」を開催しました！ <https://mics.miyazaki.jp/2023/01/30/> 諸塚村にて子供とシニアのための安心・安全なイ / [2023/5/15 確認]
- ※ 460 総務省：令和 3 年通信利用動向調査ポイント [https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527_1.pdf) [2023/5/15 確認]
- ※ 461 経済産業省：経済秩序の激動期における経済産業政策の方向性 [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/030\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/030_02_00.pdf) [2023/5/11 確認]
- ※ 462 日本産業標準調査会 第 5 回基本政策部会 配布資料の「参考資料 3 CSO ワークショップの概要」を参照した。資料は「日本産業標準調査会 議事要旨、議事録、配布資料」(<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrMeetingDistributedDocumentMenu?show> [2023/5/11 確認])の「基本政策部会」の第 5 回の「配布資料」ページで公開されている。
- ※ 463 経済産業省：産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関するガイドライン（第 3 版） [https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/pdf/ninteikikan-guideline\\_rev3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/pdf/ninteikikan-guideline_rev3.pdf) [2023/5/11 確認]
- ※ 464 日本産業標準調査会 第 3 回基本政策部会 配布資料の「資料 3 標準を取り巻く環境・構造変化及びこれまでの取組について」を参照した。資料は「日本産業標準調査会 議事要旨、議事録、配布資料」(<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrMeetingDistributedDocumentMenu?show> [2023/5/11 確認])の「基本政策部会」の第 3 回の「配布資料」ページで公開されている。
- ※ 465 日本産業標準調査会 第 8 回基本政策部会 配布資料の「資料 2 一般財団法人日本規格協会説明資料」を参照した。資料は「日本産業標準調査会 議事要旨、議事録、配布資料」(<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrMeetingDistributedDocumentMenu?show> [2023/5/11 確認])の「基本政策部会」の第 8 回の「配布資料」ページで公開されている。
- ※ 466 ISO：ISO/IEC JTC 1 <https://www.iso.org/committee/45020.html> [2023/5/11 確認]
- ※ 467 JISC：JISC について <https://www.jisc.go.jp/jisc/index.html> [2023/5/11 確認]
- ※ 468 ITU：SG17: Security <https://www.itu.int/en/ITU-T/studygroups/2017-2020/17/Pages/default.aspx> [2023/5/11 確認]
- ※ 469 IETF：Security Area <https://trac.ietf.org/trac/sec/wiki> [2023/5/11 確認]
- ※ 470 TCG：Welcome to Trusted Computing Group <https://trustedcomputinggroup.org/work-groups/regional-forums/japan> [2023/5/11 確認]
- ※ 471 <https://www.jisc.go.jp/international/iso-prcs.html> [2023/5/11 確認]
- ※ 472 NIST：Post-Quantum Cryptography Standardization <https://csrc.nist.gov/Projects/post-quantum-cryptography/post-quantum-cryptography-standardization> [2023/5/12 確認]
- ※ 473 ISO：ISO/IEC 15408-1:2022 <https://www.iso.org/standard/72891.html> [2023/5/15 確認]
- ISO：ISO/IEC 15408-2:2022 <https://www.iso.org/standard/72892.html> [2023/5/15 確認]
- ISO：ISO/IEC 15408-3:2022 <https://www.iso.org/standard/72906.html> [2023/5/15 確認]
- ISO：ISO/IEC 15408-4:2022 <https://www.iso.org/standard/72913.html> [2023/5/15 確認]
- ISO：ISO/IEC 15408-5:2022 <https://www.iso.org/standard/>



72917.html [2023/5/15 確認]

※ 474 ISO : ISO/IEC 18045:2022 <https://www.iso.org/standard/72889.html> [2023/5/15 確認]

※ 475 IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省 : IoT セキュリティガイドライン ver. 1.0 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000428393.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000428393.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 476 <https://www.iso.org/standard/44373.html> [2023/5/15 確認]

※ 477 <https://www.iso.org/standard/80136.html> [2023/5/15 確認]

※ 478 <https://www.iso.org/standard/78572.html> [2023/5/15 確認]

※ 479 経済産業省 : サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/cpsf.html> [2023/5/15 確認]

※ 480 <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/cclistmetise2018.pdf> [2023/5/15 確認]

※ 481 <https://www.commoncriteriaportal.org/> [2023/5/15 確認]

※ 482 IPA : 認証プロテクションプロファイルリスト <https://www.ipa.go.jp/security/jisec/pps/certified-pps/> [2023/5/15 確認]

※ 483-1 Common Criteria : collaborative Protection Profile for Hardcopy Devices [https://www.commoncriteriaportal.org/files/ppfiles/cPP\\_HCD\\_V1.0.pdf](https://www.commoncriteriaportal.org/files/ppfiles/cPP_HCD_V1.0.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 483-2 Common Criteria : Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part 4: Framework for the specification of evaluation methods and activities <https://www.commoncriteriaportal.org/files/ccfiles/CC2022PART4R1.pdf> [2023/5/26 確認]

※ 484 物理攻撃 : IC チップのパッケージを除去して内部回路にアクセスすることにより、内部信号の暴露や回路の動作の改変等を試みる攻撃。

※ 485 サイドチャネル攻撃 : 暗号演算中の消費電力・電磁場・実行時間等を測定することにより得られる、アルゴリズム実装からの漏えい情報を利用して暗号鍵等の秘密情報の暴露を試みる攻撃。

※ 486 IPA : セキュア暗号ユニット搭載 シングルチップマイクロコントローラプロテクションプロファイル バージョン 1.20 [https://www.ipa.go.jp/security/jisec/pps/certified-pps/c0764\\_it1797.html](https://www.ipa.go.jp/security/jisec/pps/certified-pps/c0764_it1797.html) [2023/5/15 確認]

※ 487 NIST : Cryptographic Module Validation Program <https://csrc.nist.gov/projects/cryptographic-module-validation-program> [2023/5/15 確認]

※ 488 [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun\\_guideline\\_honninkakunin\\_20190225.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_honninkakunin_20190225.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 489 IPA・JISEC : 「ハードコピーデバイスのプロテクションプロファイル」適合の申請案件についてのガイドライン 第 1.8 版 [https://www.ipa.go.jp/security/jisec/shinsei/cdk3vs000000260p-att/guidelineforHCD-PP\\_1.8.pdf](https://www.ipa.go.jp/security/jisec/shinsei/cdk3vs000000260p-att/guidelineforHCD-PP_1.8.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 490 [https://www.ipa.go.jp/security/jisec/pps/certified-pps/c0553\\_pp.pdf](https://www.ipa.go.jp/security/jisec/pps/certified-pps/c0553_pp.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 491 JCMVP の「暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP) に関連する ISO/IEC 規格」ページ (<https://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/kikaku.html> [2023/5/15 確認]) の「本制度に関連する日本産業規格 (JIS)」参照。

※ 492 JCMVP の「暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP) に関連する ISO/IEC 規格」ページ (<https://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/kikaku.html> [2023/5/15 確認]) の「本制度に関連する ISO/IEC 規格」参照。

※ 493 JISC : 意見受付公告 (JIS) <https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrOpinionReceptionNoticeList?show> [2023/5/15 確認]

※ 494 JISC : JIS の制定等のプロセス [https://www.jisc.go.jp/jis-act/cap\\_process.html](https://www.jisc.go.jp/jis-act/cap_process.html) [2023/5/15 確認]

※ 495 経済産業省 : 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」の運用を開始しました <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200603001/20200603001.html> [2023/5/15 確認]

※ 496 [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud\\_policy\\_20210330.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_policy_20210330.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 497 総務省・経済産業省 : クラウドサービスの安全性評価に関する検討会について [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/cloud\\_services/pdf/001\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cloud_services/pdf/001_02_00.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 498 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000666496.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000666496.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 499 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021.pdf> [2023/5/15 確認]

※ 500 NISC : 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」 <https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

[2023/5/15 確認]

※ 501 サイバーセキュリティ対策推進会議・各府省情報統括責任者 (CIO) 連絡会議 : 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) の暫定措置の見直しについて [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/ismap\\_minaoshi.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/ismap_minaoshi.pdf) [2023/5/15 確認]

※ 502 [https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010005](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005) [2023/5/15 確認]

※ 503 <https://www.ismap.go.jp> [2023/5/15 確認]

※ 504 ISMAP : 「クラウドサービス事業者様向け」各種手続きについて [https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010010&sys\\_kb\\_id=75335994db21d110d2b773f4f39619eb&spa=1](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010010&sys_kb_id=75335994db21d110d2b773f4f39619eb&spa=1) [2023/5/15 確認]

※ 505 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/shishin5.pdf> [2023/5/15 確認]

※ 506 IPA : 「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2020」報告書 <https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/20210318.html> [2023/5/12 確認]

※ 507 IPA : 組織における内部不正防止ガイドライン <https://www.ipa.go.jp/security/guide/insider.html> [2023/5/12 確認]

※ 508 IPA : 「企業の内部不正防止体制に関する実態調査」報告書 <https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/20230406.html> [2023/5/12 確認]

※ 509 [https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/pdf/law\\_handbook/law\\_handbook.pdf](https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/pdf/law_handbook/law_handbook.pdf) [2023/5/12 確認]

※ 510 AES (Advanced Encryption Standard) : 米国で NIST により標準化された共通鍵暗号。

※ 511 Asiacrypt 2022: 2022 年 12 月 5 ~ 9 日に台湾で行われた学会。International Association for Cryptologic Research : ASIACRYPT 2022 <https://asiacrypt.iacr.org/2022/> [2023/4/19 確認]

※ 512 Patrick Derbez, Marie Euler, Pierre-Alain Fouque, Phuong Hoa Nguyen : Revisiting Related-Key Boomerang attacks on AES using computer-aided tool <https://eprint.iacr.org/2022/725.pdf> [2023/5/15 確認]

※ 513 ChaCha: Daniel J. Bernstein によって開発されたストリーム暗号。ChaCha20 は ChaCha を基にした暗号であり、これとメッセージ認証子である Poly1305 とを組み合わせた ChaCha20-Poly1305 は、CRYPTREC の推奨候補暗号リストとなっている。

※ 514 Eurocrypt 2022 : 2022 年 5 月 30 日 ~ 6 月 3 日にノルウェーで行われた学会。

International Association for Cryptologic Research : Eurocrypt 2022 <https://eurocrypt.iacr.org/2022/> [2023/4/19 確認]

※ 515 RSA : 素因数分解問題が困難であることを安全性の根拠とした公開鍵暗号。

※ 516 CRT-RSA 指数 : RSA 暗号の復号時の計算量を下げる際に用いられる、秘密鍵に付随する付加情報。

※ 517 NIST : Fourth PQC Standardization Conference <https://csrc.nist.gov/events/2022/fourth-pqc-standardization-conference> [2023/5/15 確認]

※ 518 Crypto 2022: 2022 年 8 月 13 ~ 18 日にアメリカで行われた学会。International Association for Cryptologic Research : Crypto 2022 <https://crypto.iacr.org/2022/> [2023/4/19 確認]

※ 519 PQCrypto 2022 : 2022 年 9 月 28 ~ 30 日にオンラインで行われた学会。

PQCrypto 2022 : <https://2022.pqcrypto.org/> [2023/4/19 確認]

※ 520 NIST : Lightweight Cryptography <https://csrc.nist.gov/projects/lightweight-cryptography> [2023/5/15 確認]

※ 521 ECDSA (Elliptic Curve Digital Signature Algorithm) : 楕円曲線暗号を用いたデジタル署名アルゴリズム。

※ 522 CHES 2022 : 2022 年 9 月 18 ~ 21 日にベルギーで行われた学会。

International Association for Cryptologic Research : CHE 2022 <https://ches.iacr.org/2022/> [2023/4/19 確認]

※ 523 Chao Sun, Thomas Espitau, Mehdi Tibouchi and Masayuki Abe : Guessing Bits: Improved Lattice Attacks on (EC)DSA with Nonce Leakage <https://tches.iacr.org/index.php/TCHES/article/view/9302/8868> [2023/5/15 確認]

※ 524 Hadi Soleimany, Nasour Bagheri, Hosein Hadipour, Prasanna Ravi, Shivam Bhasin and Sara Mansouri : Practical Multiple Persistent Faults Analysis <https://tches.iacr.org/index.php/TCHES/article/view/9301/8867> [2023/5/15 確認]



# 付録

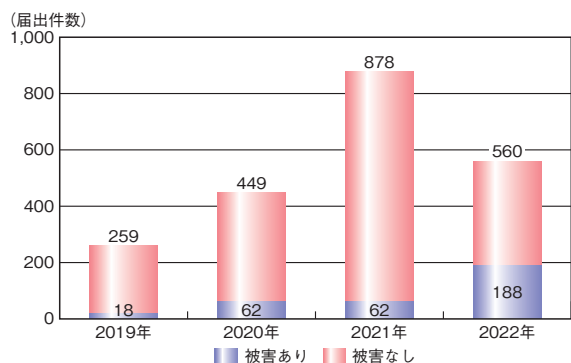
## 資料

## 資料A 2022年のコンピュータウイルス届出状況

IPA が 2022 年 1 月から 12 月の期間に受け付けたコンピュータウイルス（以下、ウイルス）届出の集計結果について述べる。

### A.1 届出件数

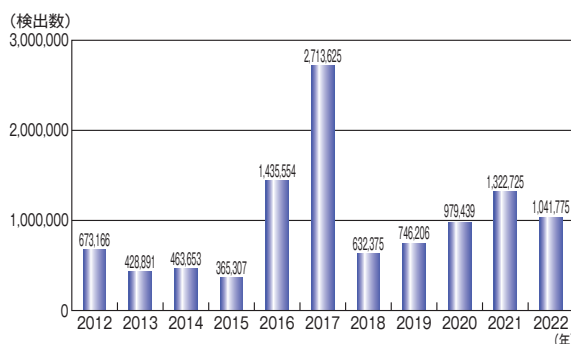
2022 年の年間届出件数は、前年の 878 件より 318 件（36.2%）少ない 560 件であった（図 A-1）。そのうち、ウイルス感染の実被害があった届出は 188 件であった。



■ 図 A-1 ウイルス届出件数推移 (2019～2022 年)

### A.2 届出のあったウイルス等検出数

2022 年に寄せられたウイルス等の検出数は、前年の 132 万 2,725 個より 28 万 950 個（21.2%）少ない 104 万 1,775 個であった（図 A-2）。



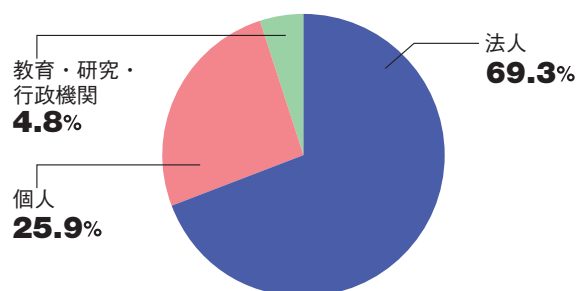
■ 図 A-2 ウイルス等検出数推移 (2012～2022 年)

### A.3 届出者の主体別届出件数

2022 年は前年と比較すると、全体の届出件数は減少した一方で、「法人」からの届出は増加した。届出者の主体別の比率では「法人」からの届出が 69.3% (388 件) と最も多かった（表 A-1、図 A-3）。

届出者の主体	2020 年	2021 年	2022 年
法人	232	284	388
個人	188	578	145
教育・研究・行政機関	29	16	27
合計 (件)	449	878	560

■ 表 A-1 ウイルス届出者の主体別届出件数 (2020～2022 年)



■ 図 A-3 ウイルス届出者の主体別届出件数の比率 (2022 年)

### A.4 傾向

2022 年でウイルス感染の実被害に遭った届出 188 件のうち、145 件が Emotet に感染した被害であり、半数以上を占めた。特に 3 月においては 42 件の被害の届出があり、これは IPA が 2 月に「Emotet の攻撃活動の急増」として、注意喚起を行った時期と一致する。これらの届出件数の詳細は、下記の資料を参照いただきたい。また、本白書では「1.2.6 ばらまき型メールによる攻撃」にて、メールを介してウイルスを感染させる攻撃手口や対策について詳しく述べているので、ぜひこちらも一読いただきたい。

#### 参照

■ コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況 [2022年(1月～12月)]

<https://www.ipa.go.jp/security/todokede/crack-virus/ug65p9000000nnpa-att/000108005.pdf>

## 資料B 2022年のコンピュータ不正アクセス届出状況

IPA が2022年1月から12月の期間に受け付けたコンピュータ不正アクセス（以下、不正アクセス）届出の集計結果について述べる。

### B.1 届出件数

2022年の年間届出件数は、前年の243件より17件（7.0%）少ない226件であった（図B-1）。そのうち、実被害があった届出は187件であった。

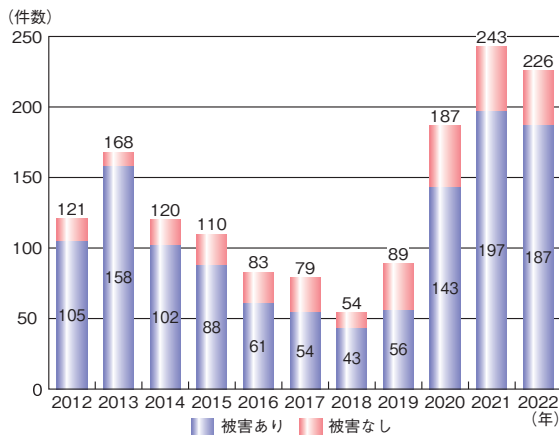


図 B-1 不正アクセス届出件数推移 (2012年～2022年)

### B.2 届出者の主体別届出件数

2022年は前年と比較すると、「法人」からの届出件数が減少しているが、届出者の主体別の比率では「法人」からの届出が60.6%（137件）と最も多かった（表B-1、図B-2）。

届出者の主体	2020年	2021年	2022年
法人	114	156	137
個人	57	46	50
教育・研究・行政機関	16	41	39
合計（件）	187	243	226

表 B-1 不正アクセス届出者の主体別届出件数 (2020～2022年)

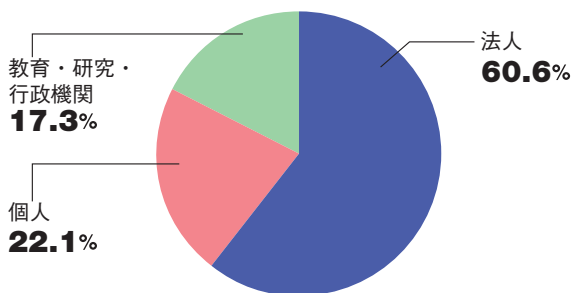


図 B-2 不正アクセス届出者の主体別届出件数の比率 (2022年)

### B.3 手口別件数

届出を攻撃行為（手口）により分類した件数を図B-3に示す。なお、以降の分類も含め、届出1件につき、複数の分類項目が該当する場合がある。その場合は該当する項目のそれぞれにカウントした。

2022年の届出において最も多く見られた手口は、前年と同様に「ファイル／データ窃取、改ざん等」の168件であり、次いで「不正プログラムの埋め込み」が107件、「脆弱性を悪用した攻撃」が89件であった。

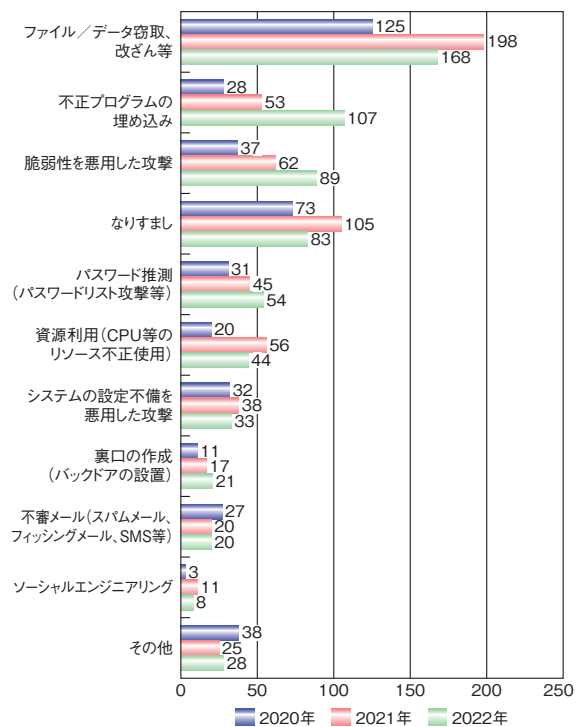


図 B-3 不正アクセス手口別件数の推移 (2020～2022年)

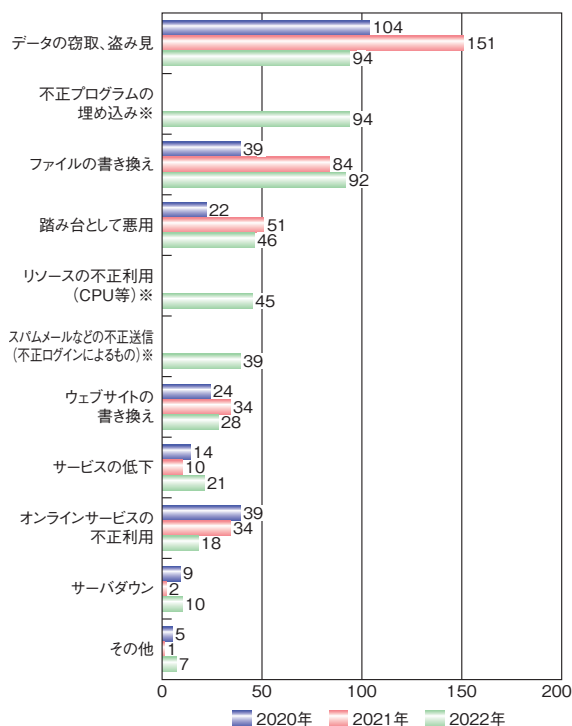
### B.4 被害内容別件数

届出のうち、実際に被害に遭った届出について、被害内容により分類した件数を図B-4に示す。2022年の届出において最も多く見られた被害は、「データの窃取、盗み見」と「不正プログラムの埋め込み」の94件であった。次いで「ファイルの書き換え」が92件、「踏み台として悪用」が46件であった。

なお、具体的な被害事例については、「コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出について」(<https://www.ipa.go.jp/security/todokede/crack-virus/about>).



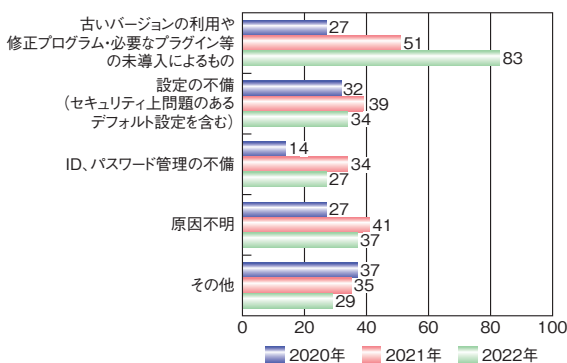
html)において「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出事例[2022年上半期(1月～6月)]」及び「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出事例[2022年下半年期(7月～12月)]」を紹介している。そちらも、ぜひ参考にさせていただきたい。



■図 B-4 不正アクセス被害内容別件数の推移(2020～2022年)  
※被害内容が多様化したため、2022年から項目を細分化した。

## B.5 原因別件数

実際に被害に遭った届出について、不正アクセスの原因となった問題点/弱点で分類した件数を図 B-5 に示す。2022年の届出において最も多く見られた原因は、前年と同様に「古いバージョンの利用や修正プログラム・必要なプラグイン等の未導入によるもの」であり83件であった。次いで「設定不備(セキュリティ上問題のあるデフォルト設定を含む)」が34件、「ID、パスワード管理の不備」が27件であった。



■図 B-5 不正アクセス原因別件数の推移(2020～2022年)

## B.6 傾向と対策

不正アクセス被害の傾向と対策について述べる。

### (1) 企業・組織の被害の傾向と対策

2022年はWebサイト(ECサイトを含む)の脆弱性や設定不備を悪用した不正アクセスに関する被害が多く見られた。また、VPN装置の脆弱性やリモートデスクトップサービスの設定不備を悪用した不正侵入に関する被害も依然として多く確認されている(「1.2.5(1)VPN製品の脆弱性を対象とした攻撃」「1.2.1ランサムウェア攻撃」参照)。

対策としては、WebサイトやVPN装置等に限らず、利用している機器やソフトウェアに関する脆弱性情報の収集と修正プログラムの適用、設定の見直しといった基本的なセキュリティ対策を実施することが重要である。更に、Webアプリケーションの脆弱性診断の実施等も含めて、着実に脆弱性や設定不備を解消していく必要がある。

### (2) システム利用者の被害の傾向と対策

2022年も引き続き、パスワードリスト攻撃や総当たり攻撃により、認証が突破されたことで、メールアドレス等が不正利用されたとする被害が依然として見られた。

システム利用者においては、他者に推測されにくい複雑なパスワードを設定する、パスワードの使いまわしをしないといった基本的な対策を実施することに加えて、多要素認証等のセキュリティオプションを積極的に採用する等、自身が所有するアカウントが適切に管理できているか今一度見直していただきたい。

### 参照

■コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況[2022年(1月～12月)]

<https://www.ipa.go.jp/security/todokede/crack-virus/ug65p9000000nnpa-att/000108005.pdf>

## 資料C ソフトウェア等の脆弱性関連情報に関する届出状況

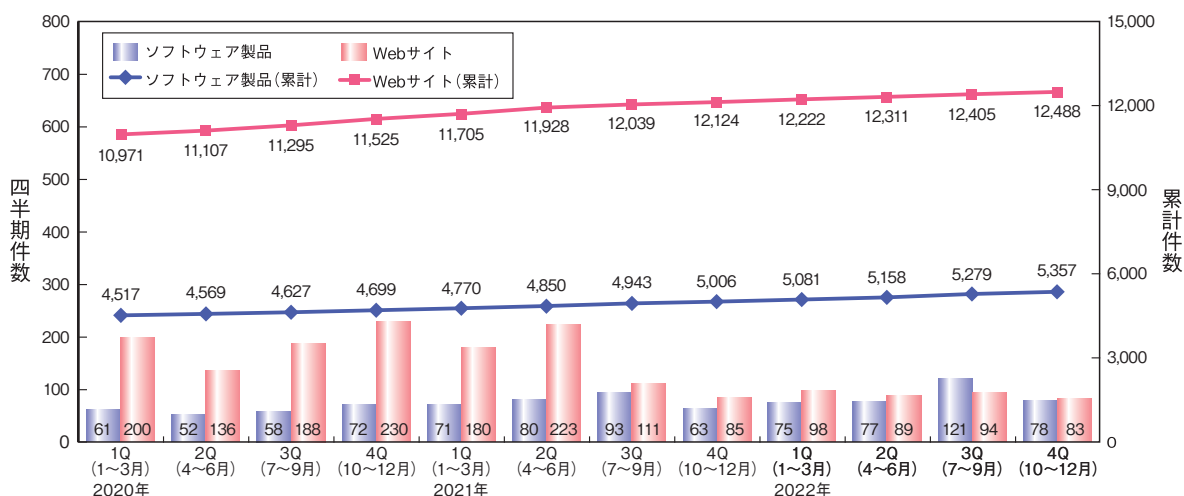
IPA が受け付けた脆弱性関連情報に関する届出は、2022 年末までに 1 万 7,845 件に達した。

Web サイトに関するもの 1 万 2,488 件、合計 1 万 7,845 件で、Web サイトに関する届出が全体の 70.0% を占めている(図 C-1)。

### C.1 脆弱性の届出概況

2022 年末時点で、届出受付開始(2004 年 7 月 8 日)からの累計は、ソフトウェア製品に関するもの 5,357 件、

表 C-1 に示すように、届出受付開始から各四半期末時点までの就業日 1 日あたりの届出件数は、2022 年第 4 四半期末時点で 3.97 件となっている。



■ 図 C-1 脆弱性関連情報の届出件数の四半期別推移

2020年1Q (1~3月)	2020年2Q (4~6月)	2020年3Q (7~9月)	2020年4Q (10~12月)	2021年1Q (1~3月)	2021年2Q (4~6月)	2021年3Q (7~9月)	2021年4Q (10~12月)	2022年1Q (1~3月)	2022年2Q (4~6月)	2022年3Q (7~9月)	2022年4Q (10~12月)
4.04	4.03	4.03	4.04	4.04	4.06	4.05	4.02	4.01	3.99	3.98	3.97

■ 表 C-1 就業日 1 日あたりの届出件数 (届出受付開始から各四半期末時点)

### C.2 ソフトウェア製品の脆弱性の処理の終了状況

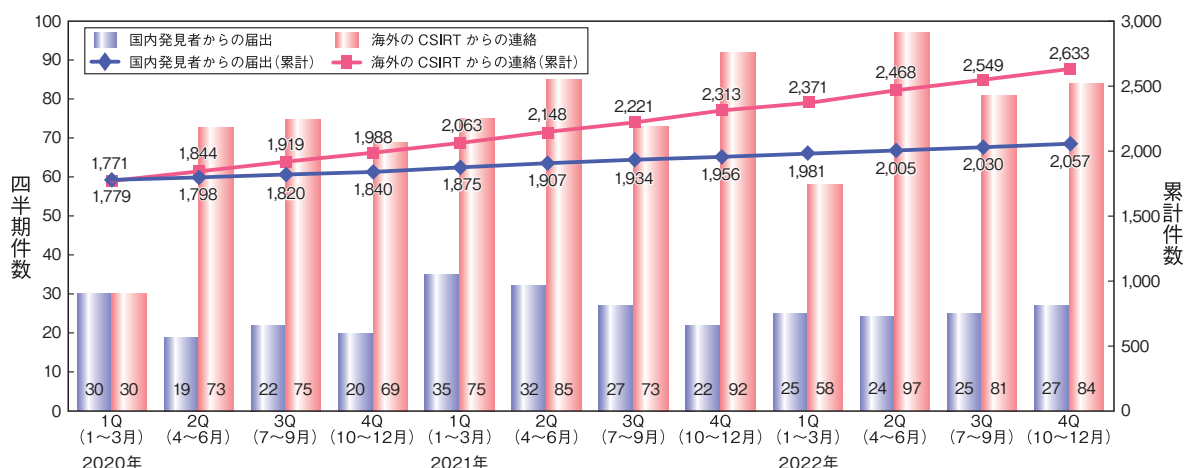
2022 年末時点のソフトウェア製品に関する脆弱性の処理状況は、JPCERT/CC が調整を行い、製品開発者が脆弱性の修正を完了し、JVN で対策情報を公表したものは 2,488 件、JVN で公表せず製品開発者が個別対応を行ったものは 40 件、製品開発者が脆弱性ではないと判断したものは 108 件、告示で定める届出の対象に該当せず不受理としたものは 521 件で、処理の終了件数の合計は 3,157 件に達した(表 C-2)。

対策情報の公表件数の期別推移を図 C-2 に示す。なお、複数の届出についてまとめて 1 件の脆弱性対策情報として公表する場合があるため、表 C-2 の「公表済み」の件数と図 C-2 の公表件数は異なっている。

このほか、海外の CSIRT から JPCERT/CC が連絡を受けた 2,633 件を JVN で公表した。これらの脆弱性

分類		累計件数
修正完了	公表済み	2,488件
	個別対応	40件
脆弱性ではない		108件
不受理		521件
合計		3,157件

■ 表 C-2 ソフトウェア製品の脆弱性の処理終了件数



■ 図 C-2 ソフトウェア製品の脆弱性対策情報の公表件数

### C.3 Webサイトの脆弱性の処理の終了状況

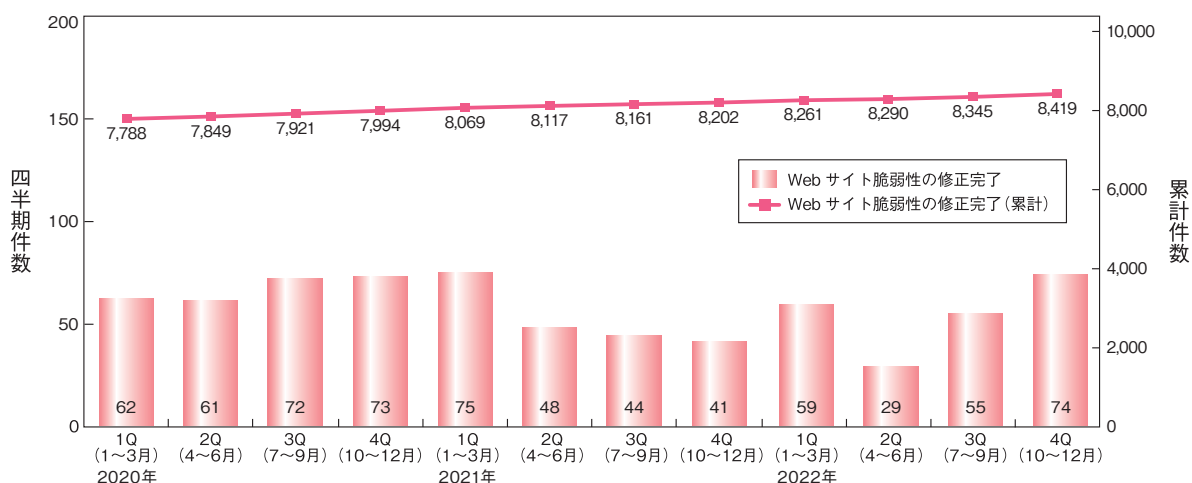
2022年末時点のWebサイトに関する脆弱性の処理状況は、IPAが通知を行いWebサイト運営者が修正を完了したものは8,419件、IPAが注意喚起等を行った後に処理を終了したものは1,130件、IPA及びWebサイト運営者が脆弱性ではないと判断したものは732件、Webサイト運営者と連絡が不可能なもの、またはIPAが対応を促しても修正完了した旨の報告をしない、修正を拒否する等、Webサイト運営者の対応により取り扱いが不能なものが232件、告示で定める届出の対象に該当せず不受理としたものは286件で、処理の終了件数

の合計は1万799件に達した(表C-3)。

これらのうち、修正完了件数の期別推移を図C-3に示す。

分類	累計件数
修正完了	8,419件
注意喚起	1,130件
脆弱性ではない	732件
取扱不能	232件
不受理	286件
合計	10,799件

■ 表 C-3 Webサイトの脆弱性の終了件数



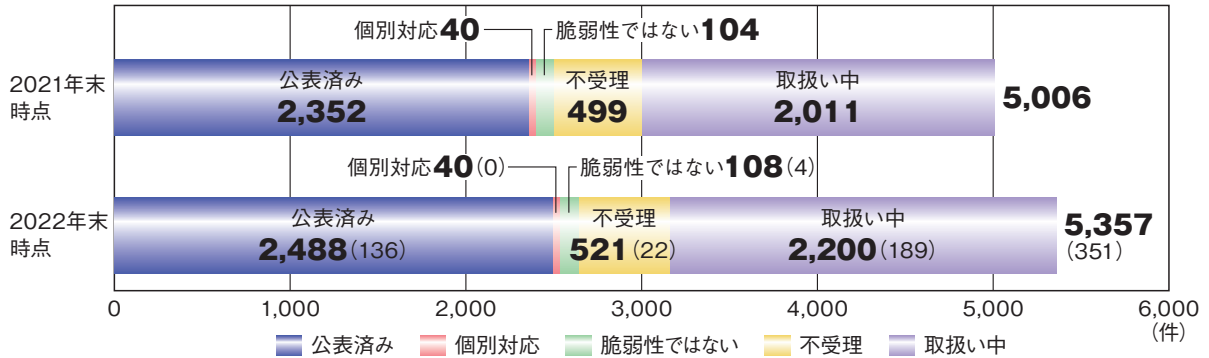
■ 図 C-3 Webサイトの脆弱性の修正完了件数



### C.4 ソフトウェア製品の脆弱性の届出の処理状況

ソフトウェア製品の脆弱性関連情報の届出について処理状況を図 C-4 に示す。2022 年に JVN で「公表済み」

となったソフトウェア製品の件数は 136 件で累計 2,488 件となった。また、「取扱い中」の届出は 189 件増加し、2,200 件となった。「処理終了」した届出は、162 件増加し、累計 3,157 件となった。



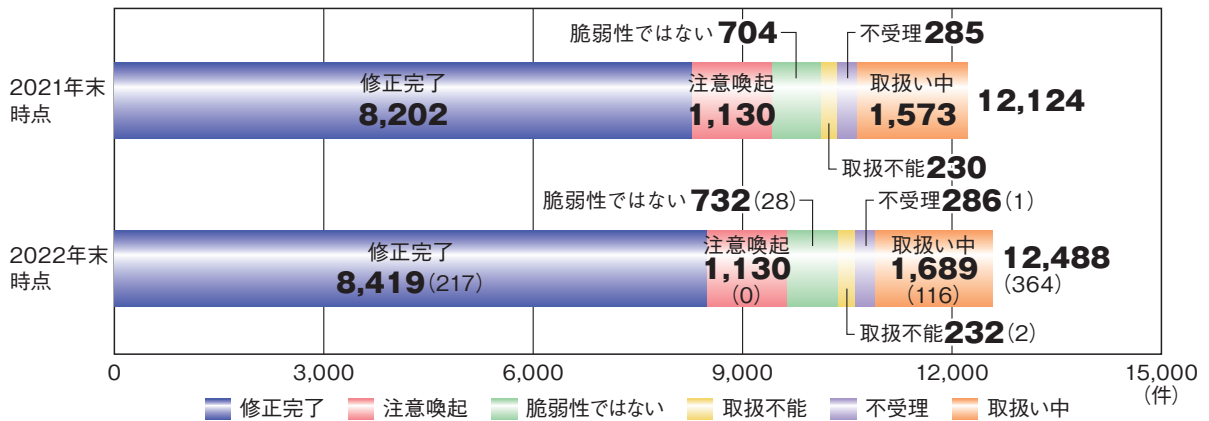
※ ( ) 内の数値は 2021 年末時点と 2022 年末時点の差分

■ 図 C-4 ソフトウェア製品の脆弱性関連情報の届出の処理状況の推移

### C.5 Webサイトの脆弱性の届出の処理状況

Webサイトの脆弱性関連情報の届出について処理状況を図 C-5 に示す。2022 年に「修正完了」した Web サ

イトの件数は 217 件で累計 8,419 件となった。また、「取扱い中」の届出は 116 件増加し、1,689 件となった。「処理終了」した届出は、248 件増加し、累計 10,779 件となった。



※ ( ) 内の数値は 2021 年末時点と 2022 年末時点の差分

■ 図 C-5 Web サイトの脆弱性関連情報の届出の処理状況の推移

#### 参照

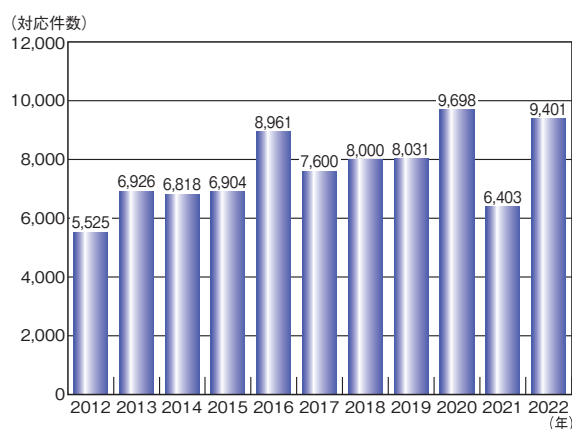
■ ソフトウェア等の脆弱性関連情報に関する届出状況 [2022年第4四半期(10月~12月)]  
<https://www.ipa.go.jp/security/reports/vuln/software/2022q4.html>

## 資料D 2022年の情報セキュリティ安心相談窓口の相談状況

IPA が 2022 年 1 月から 12 月の期間に対応した、相談状況の集計結果について述べる。

### D.1 相談対応件数

2022 年の年間相談対応件数は 9,401 件となり、2021 年の相談対応件数 6,403 件より 2,998 件 (46.8%) の増加となった (図 D-1)。



■ 図 D-1 相談対応件数推移 (2012~2022 年)

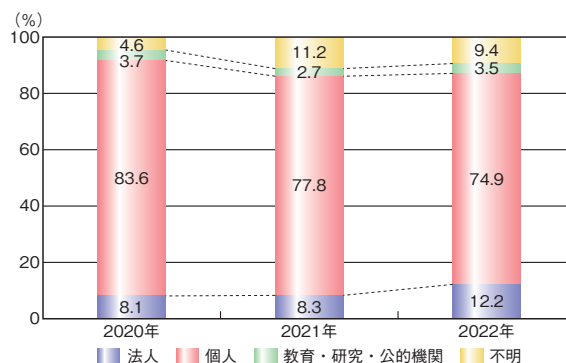
### D.2 相談者の主体別相談件数

2022 年は個人からの相談が 7,043 件 (74.9%) と最も多かった。

相談者の主体別相談比率の推移では、法人からの相談比率が 2 年連続で前年を上回り、2022 年は 1,145 件 (12.2%) に達した (表 D-1、図 D-2)。

相談者の主体	2020 年	2021 年	2022 年
法人	782	530	1,145
個人	8,110	4,984	7,043
教育・研究・公的機関	359	170	330
不明	447	719	883
合計 (件)	9,698	6,403	9,401

■ 表 D-1 情報セキュリティ安心相談窓口の主体別相談対応件数 (2020~2022 年)



■ 図 D-2 情報セキュリティ安心相談窓口の主体別相談件数の比率推移 (2020~2022 年)

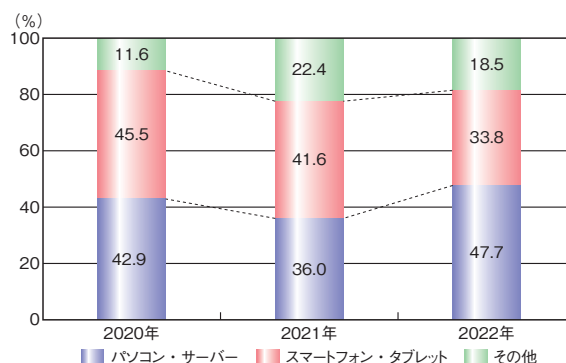
### D.3 相談者の機器種別相談件数

2022 年は「パソコン・サーバー」に関する相談が 4,487 件 (47.7%) と最も多かった。

相談者の機器種別相談比率の推移では、「スマートフォン・タブレット」に関する相談が減少する一方で、「パソコン・サーバー」に関する相談は大幅に増加した (表 D-2、図 D-3)。「Emotet 関連」についての相談増加が、要因の一つと考えられる。

機器種別の主体	2020 年	2021 年	2022 年
パソコン・サーバー	4,163	2,304	4,487
スマートフォン・タブレット	4,411	2,666	3,173
その他	1,124	1,433	1,741
合計 (件)	9,698	6,403	9,401

■ 表 D-2 情報セキュリティ安心相談窓口の機器種別相談件数 (2020~2022 年)



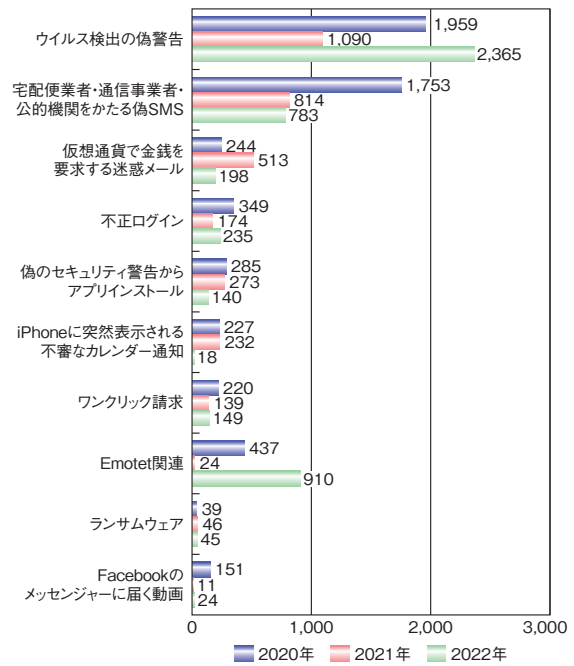
■ 図 D-3 情報セキュリティ安心相談窓口の機器種別相談件数の比率推移 (2020~2022 年)

### D.4

#### 手口別相談件数

主要手口ごとの相談件数を図 D-4 に示す。2022 年の相談で最も多く寄せられたのは、「ウイルス検出の偽警告」に関する相談で2,365件(25.2%)であった。次いで、「Emotet 関連」についての相談が910件(9.7%)、「宅配便業者・通信事業者・公的機関をかたる偽 SMS」に関する相談が783件(8.3%)であった。上位三つの手口による相談件数の合計は4,058件で、全相談件数(9,401件)の43.2%であった。

問い合わせの多い手口については、情報セキュリティ安心相談窓口の発行する「安心相談窓口だより」や、「手口検証動画」で注意喚起を行っている。ぜひ参考にしてほしい。



■ 図 D-4 主要手口別相談件数の推移 (2020~2022年)

#### 参照

■ 安心相談窓口だより

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/index.html>

■ 手口検証動画シリーズ

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/verificationmov.html>





IPAコンクール応援隊長「まもるくん」

第18回 IPA

# 「ひろげよう情報モラル・セキュリティ コンクール」2022 受賞作品

IPAは、子どもたちがインターネットにまつわる課題に自ら向き合い、解決策を見出すきっかけとして、全国の小学生・中学生・高校生・高専生を対象とするコンクールを開催しています。

ここでは、全61,962点の応募作品の中から、受賞した作品の一部をご紹介します。なお、すべての受賞作品は下記のWebサイトで公開しています。

[<https://www.ipa.go.jp/security/hyogo/>]



## 最優秀賞

(独立行政法人情報処理推進機構)



〈標語部門〉

〈4コマ漫画部門〉

話すのは  
ネット上でも  
人と人

北海道 北海道帯広柏葉高等学校 2年 小沼 裕詞郎さん

〈ポスター部門〉



青森県 弘前大学教育学部附属中学校 2年 橋本 和香さん



沖縄県 沖縄市立沖繩東中学校 2年

安慶田 ひよりさん

# 優秀賞

〈独立行政法人情報処理推進機構〉

## 〈標語部門〉

だいじだよ ぼくのぶんしん パスワード

東京都 世田谷区立東玉川小学校 1年  
加藤 佑悟さん

ネットだと ついつい緩む 心の扉

福岡県 福岡市立那珂中学校 3年  
柳瀬 優月さん

鍵はした? 家もスマホも 一緒だよ

兵庫県 神戸学院大学附属高等学校 3年  
森岡 泰椏さん

## 〈ポスター部門〉



愛知県 知立市立知立小学校 5年  
石川 花凜さん

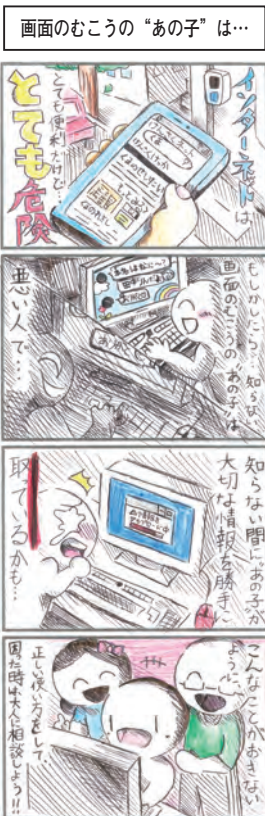


埼玉県 越谷市立千間台中学校 2年  
北村 汐月さん



長崎県 長崎県立長崎工業高等学校 2年  
藤本 佳穂さん

## 〈4コマ漫画部門〉



山梨県 山梨学院小学校 6年 大代 花凜さん





奈良県 香芝市立香芝北中学校 3年 内海 花菜さん




佐賀県 佐賀県立白石高等学校 1年 高岸 孝仁さん


## IPAの便利なツールとコンテンツ


情報セキュリティ対策ベンチマーク		 診断
<a href="https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/benchmark/index.html?bm_id=1">https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/benchmark/index.html?bm_id=1</a>		
用途・目的	自組織のセキュリティレベルを診断	
利用対象者	情報セキュリティ担当者	
特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>他組織と比較した自組織のセキュリティレベルが判る</li> <li>自組織に不足しているセキュリティ対策が判る</li> </ul>	
<b>概要</b>		
<p>「セキュリティ対策の取り組み状況に関する評価項目」27問と「企業プロフィールに関する評価項目」19問、計46問に回答すると以下の診断結果を表示します。</p> <p>■提供される診断結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティレベルを示したスコア(最高点135点、最低点27点)と度数分布状況と偏差値</li> <li>情報セキュリティリスクの指標の分布と企業規模、業種、情報資産数等が自組織と近い他組織と比較し、自組織の位置が示された散布図</li> <li>自組織の過去診断結果との比較や従業員数別での比較を含む4種類のレーダーチャート</li> <li>結果に応じた推奨される取り組み</li> </ul> <p>※ベンチマークに使用する診断データは2022年3月にVer.5.1にアップデート</p>		
		


脆弱性体験学習ツール「AppGoat」		 学習
<a href="https://www.ipa.go.jp/security/vuln/appgoat/">https://www.ipa.go.jp/security/vuln/appgoat/</a>		
用途・目的	脆弱性の基礎的な知識の学習	
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリケーション開発者</li> <li>Webサイト管理者</li> </ul>	
特長	脆弱性の概要や対策方法等、脆弱性に関する基礎的な知識を実習形式で体系的に学べるツール	
<b>概要</b>		
<p>SQLインジェクション、クロスサイト・スクリプティング等12種のWebアプリケーションに関連する脆弱性について学習できるツールです。</p> <p>利用者は学習テーマ毎の演習問題に対して、埋め込まれた脆弱性の発見、プログラミング上の問題点の把握、対策手法を学べます。</p> <p>■活用方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Webアプリケーション用学習ツール(個人学習モード)を利用した、自宅等での個人学習</li> <li>Webアプリケーション用学習ツール(集合学習モード)を利用した、学校の講義や組織内のセミナー等における複数人での学習</li> </ul>		

脆弱性対策情報データベース「JVN iPedia」		 対策
<a href="https://jvndb.jvn.jp/">https://jvndb.jvn.jp/</a>		
用途・目的	自組織で使用しているソフトウェア製品の脆弱性の確認と対策	
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム管理者</li> <li>製品・サービスの保守を担う担当者</li> </ul>	
特長	国内外のソフトウェア製品の公開された脆弱性対策情報が掲載されたキーワード検索可能なデータベース	
<b>概要</b>		
<p>■掲載情報例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱性の概要</li> <li>脆弱性がある製品名とそのベンダー名</li> <li>共通脆弱性識別子 CVE</li> <li>脆弱性の深刻度 CVSS 基本値</li> <li>本脆弱性に関わる製品ベンダー等のリンク</li> </ul> <p>■活用方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネット記事等に記載された CVE 番号を JVN iPedia で検索し、脆弱性の詳細を確認</li> <li>自組織で使用している製品名で検索し、脆弱性の詳細を確認</li> </ul>		



MyJVN バージョンチェッカ for .NET		
<a href="https://jvndb.jvn.jp/apis/myjvn/vccheckdotnet.html">https://jvndb.jvn.jp/apis/myjvn/vccheckdotnet.html</a>		
用途・目的	パソコンにインストールされたソフトウェア製品が最新バージョンかどうかを確認	
利用対象者	パソコン利用者全般	
特長	インストールされている対象製品が最新バージョンかどうかとインストールされているバージョン等を一括確認できる	
<b>概要</b>		
<b>■判定対象ソフトウェア製品</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Adobe Reader      • JRE      • Lhaplus</li> <li>• Mozilla Firefox    • Mozilla Thunderbird    • iTunes</li> <li>• Lunascape          • Becky! Internet Mail    • OpenOffice.org</li> <li>• VMware Player     • Google Chrome          • LibreOffice</li> </ul>		
<b>■活用方法例</b> 毎朝 MyJVN バージョンチェッカを実行して、使用しているソフトウェアが最新かどうかをチェックし、最新でなければそのソフトウェアを更新		
<b>■動作環境・必須ソフトウェア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Windows 10、11      • .NET Framework</li> </ul>		

注意警戒情報サービス		
<a href="https://jvndb.jvn.jp/alert/">https://jvndb.jvn.jp/alert/</a>		
用途・目的	脆弱性対策に必要な最新情報の収集	
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• システム管理者</li> <li>• 製品・サービスの保守を担う担当者</li> </ul>	
特長	日本で広く利用され、脆弱性が悪用されると影響の大きいサーバー用オープンソースソフトウェアのリリース情報と IPA が発信する「重要なセキュリティ情報」を提供	
<b>概要</b>		
<b>■掲載情報例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Apache HTTP Server      • Apache Struts      • Apache Tomcat</li> <li>• BIND                      • Joomla!              • OpenSSL</li> <li>• WordPress              • 重要なセキュリティ情報</li> </ul>		
<b>■活用方法例</b> 定期的に自組織で使用しているオープンソースソフトウェアのリリース情報や IPA が発信する「重要なセキュリティ情報」が公表されているかどうかを確認し、公表されていれば内容の確認、必要に応じ対応を行う		

サイバーセキュリティ注意喚起サービス「icat for JSON」		
<a href="https://www.ipa.go.jp/security/vuln/icat.html">https://www.ipa.go.jp/security/vuln/icat.html</a>		
用途・目的	IPA が発信する「重要なセキュリティ情報」のリアルタイム取得	
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• システム管理者</li> <li>• サービスの保守を担う担当者</li> <li>• 個人利用者</li> </ul>	
特長	Web ページに HTML タグを埋め込むと、IPA が発信する「重要なセキュリティ情報」とリアルタイムに同期した情報を表示させる	
<b>概要</b>		
<b>■「重要なセキュリティ情報」発信例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者への影響が大きい製品の脆弱性情報      • 広く使われる製品のサポート終了情報</li> <li>• サイバー攻撃への注意喚起</li> </ul>		
<b>■活用方法例</b> icat を自組織の従業員がよくアクセスする Web ページ（イントラページ等）に表示させ、ソフトウェア更新等の対策を促す		

## MyJVN 脆弱性対策情報フィルタリング収集ツール(mjcheck4)

<https://jvndb.jvn.jp/apis/myjvn/mjcheck4.html>



用途・目的	自組織で使用しているソフトウェア製品の脆弱性の確認と対策
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>システム管理者</li><li>製品・サービスの保守を担う担当者</li></ul>
特長	JVN iPedia に登録されている脆弱性対策情報をフィルタリングして自社システムに関連する脆弱性情報を効率よく収集

### 概要

#### ■フィルタリング例

- 製品名
- CVSSv3
- 公開日 等

#### ■活用方法例

- 自組織が利用しているオープンサーバーソフトウェア製品の脆弱性対策情報収集
- 情報システム部門が運用しているシステムの脆弱性対策情報の収集

#### ■動作環境・必須ソフトウェア

- Windows 10、11

## Web サイトの攻撃兆候検出ツール「iLogScanner」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ilogscanner/>



用途・目的	Web サイトに対する攻撃の痕跡、攻撃の可能性を検出
利用対象者	Web サイト運営者
特長	Web サイトのアクセスログ、エラーログ、認証ログを解析し、攻撃の痕跡や攻撃に成功した可能性があるログを解析結果レポートに表示

### 概要

#### ■アクセスログ、エラーログから検出可能な項目例

- SQL インジェクション
- OS コマンド・インジェクション
- ディレクトリ・トラバーサル
- クロスサイト・スクリプティング

#### ■認証ログ(Secure Shell、FTP)から検出可能な項目例

- 大量のログイン失敗
- 短時間の集中ログイン
- 同一ファイルへの大量アクセス
- 認証試行回数

#### ■活用方法例

定期的に iLogScanner を実行し、自組織の Web サイトを狙った攻撃が行われているか確認

## 5分でできる！情報セキュリティ自社診断

<https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/selfcheck/>






用途・目的	自社の情報セキュリティ対策状況を診断
利用対象者	中小企業・小規模事業者の経営者、管理者、従業員
特長	<ul style="list-style-type: none"><li>設問に答えるだけで自社のセキュリティ対策状況を把握することができる</li><li>診断後は、診断結果に即した推奨資料やツールが確認できる</li></ul>

### 概要


「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」は、情報セキュリティ対策のレベルを数値化し、問題点を見つけるためのツールです。


オンライン版では、25の質問に答えるだけで診断することができ、過去の診断結果や同業他社との比較もできます。また、診断結果に合わせてお薦めする資料、ツールが紹介されるため、今後どのような対策に取り組むべきかを把握することができます。




**情報セキュリティ・ポータルサイト「ここからセキュリティ！」**     
<https://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

<b>用途・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティや情報リテラシーに関する情報収集</li> <li>国内の主なレポート、ガイドライン、学習・診断等のツール等の利用</li> </ul>
<b>利用対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの一般利用者(小学生~大人)</li> <li>企業の管理者/一般利用者</li> </ul>
<b>特長</b>	情報セキュリティ関連の民間及び公的な団体が公開する無償の資料、情報、ツールを網羅的に掲載。目的別、用途別、役割別に情報を選択し利用が可能
<b>概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティベンダー、公的機関、政府等から発信される注意喚起や、資料・動画・ツール等のコンテンツを網羅的に掲載したポータルサイト</li> <li>コンテンツを「被害に遭ったら」「対策する」「教育・学習」「セキュリティチェック」「データ &amp; レポート」に分類。必要な情報が見つけやすい</li> <li>セキュリティレベルを診断するクイズを「小学生」「中学生・ホームユーザ」「社会人」というカテゴリー別に紹介。楽しみながら学べる</li> </ul>	




**サイバーセキュリティ経営ガイドライン実施状況の可視化ツール**   
<https://www.ipa.go.jp/security/economics/checktool.html>

<b>用途・目的</b>	セキュリティ対策の実施状況のセルフチェック
<b>利用対象者</b>	主に従業員 300 名以上の企業の CISO 等、サイバーセキュリティ対策の実施責任者
<b>特長</b>	サイバーセキュリティ経営ガイドラインに準拠したセキュリティ対策の実施状況を成熟度モデルで自己診断し、レーダーチャートで可視化
<b>概要</b>	
<p>経営者がサイバーセキュリティ対策を実施する上で責任者となる担当幹部（CISO 等）に指示すべき“重要 10 項目”が、適切に実施されているかどうかを 5 段階の成熟度モデルで自己診断し、その結果をレーダーチャートで可視化するツールです。</p> <p>診断結果は、経営者への自社のセキュリティ対策の実施状況の説明資料として利用できます。経営者が対策状況を定量的に把握することで、サイバーセキュリティに関する方針の策定や適切なセキュリティ投資の検討、投資家等ステークホルダとのコミュニケーション等に役立てることができます。</p> <p>■提供される主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要 10 項目の実施状況の可視化</li> <li>診断結果と業種平均との比較</li> <li>対策を実施する際の参考事例</li> <li>グループ企業同士の診断結果の比較</li> </ul>	

**5分でできる！情報セキュリティポイント学習**   
<https://security-shien.ipa.go.jp/learning/>

<b>用途・目的</b>	自社の情報セキュリティ教育の実施
<b>利用対象者</b>	中小企業の経営者、管理者、従業員等
<b>特長</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社診断の質問を 1 テーマ 5 分で学べる</li> <li>インストール不要、無料の学習ツール</li> </ul>
<b>概要</b>	
<p>情報セキュリティについて e-Learning 形式で学習できるツールです。身近にある職場の日常の 1 コマを取り入れた親しみやすい学習テーマで、セキュリティに関する様々な事例を疑似体験しながら適切な対処法を学ぶことができます。また、利用者登録をさせていただくと、学習の中断・再開ができ、これまでの学習進捗状況を表形式で確認することができます。</p>	





## 安心相談窓口だより

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/index.html>



用途・目的	最新の「ネット詐欺」等の手口を知り被害防止につなげる
利用対象者	スマートフォン、パソコンの一般利用者
特長	実際に相談窓口に寄せられる、よくある相談内容に関して「手口」と「被害にあった場合の対処」「被害にあわないための対策」を学べる

### 概要

IPA 情報セキュリティ安心相談窓口では、寄せられる相談に関して手口を実際に検証し、そこで得られた知見をその後の相談対応にフィードバックするとともに、注意喚起等、情報発信にも活かしています。

「安心相談窓口だより」では中でも多く相談が寄せられる相談内容の「手口」「対処」「対策」について、パソコンやスマートフォンの操作等にあまり詳しくない人でも理解できるように分かりやすく説明を行っています。

記事は不定期に公開されますので、「安心相談窓口だより」を定期的に確認することで、最新のネット詐欺等の手口や対策を知り、被害の未然防止に役立てることができます。

手口に関する内容以外にも、被害にあわないための日ごろから気を付けるポイントについての記事も公開しています。



## 映像で知る情報セキュリティ 各種映像コンテンツ

<https://www.ipa.go.jp/security/videos/list.html>



用途・目的	動画の視聴により、情報セキュリティの脅威、手口、対策等を学ぶ
利用対象者	スマートフォンやパソコンを使用する一般利用者 組織の経営者、対策実践者、啓発者、従業員等
特長	組織内の研修等で利用できる10分前後の動画を公開。情報セキュリティ上の様々な脅威・手口、対策をドラマ等の動画を通じて学べる

### 概要

「標的型サイバー攻撃」「ワンクリック請求」「偽警告」等の脅威をテーマにした動画のほか、「中小企業向け情報セキュリティ対策」「スマートフォンのセキュリティ」「新入社員向け」といった訴求対象者別の動画を公開しています。動画の視聴により、スマートフォン・パソコンを使用する際に利用者に求められる振舞いや対策を身に付けることができます。

情報セキュリティの自己研さんを目的とした個人の視聴のほか、組織内の研修用としての利用が可能です。

#### ■動画のタイトル例

- ・今そこにある脅威 組織を狙うランサムウェア攻撃
- ・What's BEC? ~ビジネスメール詐欺 手口と対策~
- ・妻からのメッセージ ~テレワークのセキュリティ~
- ・あなたのパスワードは大丈夫? ~インターネットサービスの不正ログイン対策~

# 索引

## A

Access:7 ..... 185, 196  
Active Directory ..... 20, 24  
AI 権利章典 (AI Bill of Rights) ..... 111, 223  
Apache Log4J ..... 35, 104, 195  
APCERT (Asia Pacific Computer Emergency  
Response Team : アジア太平洋コンピュータ緊  
急対応チーム) ..... 114  
Artificial Intelligence Act (AI 法) ..... 110  
ASEAN 地域フォーラム (ARF : ASEAN Regional  
Forum) ..... 101

## B

B1txor20 ..... 195  
BlackTech ..... 22  
BYOD (Bring Your Own Device) ..... 26

## C

C&C (Command and Control) サーバー  
..... 21, 32, 93, 191, 194  
CCRA (Common Criteria Recognition  
Arrangement) ..... 153, 160  
CEO 詐欺 ..... 30  
Chaos ..... 196  
CISO (Chief Information Security Officer : 最高  
情報セキュリティ責任者) ..... 124, 127, 128  
CMVP (Cryptographic Module Validation  
Program) ..... 163  
CNA (CVE Numbering Authority) ..... 56, 62  
CRYPTREC ..... 95  
CSIRT (Computer Security Incident Response  
Team) ..... 24, 112, 129, 188  
CSO ワークショップ ..... 150  
CVE (Common Vulnerabilities and Exposures :  
共通識別子) ..... 56, 62, 185  
Cyclops Blink ..... 191  
CYDER サテライト ..... 89  
CYNEX (Cybersecurity Nexus) ..... 75, 88, 125  
CYROP (CYDERANGE as an Open Platform)  
..... 125

## D

DDoS Extortion ..... 31  
DDoS 攻撃 ..... 9, 18, 31, 195, 199  
DeadBolt ..... 190  
Disinformation ..... 110, 214  
DX (デジタルトランスフォーメーション)  
..... 76, 116, 127, 137  
DX with Cybersecurity ..... 116  
DX 推進スキル標準 ..... 116  
DX リテラシー標準 ..... 116

## E

Earth Yako ..... 22  
ECDSA ..... 170  
EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン ..... 134  
Emotet ..... 36, 85, 93  
EnemyBot ..... 194  
enPiT (Education Network for Practical  
Information Technologies) ..... 123  
EO 14028 ..... 101  
ERAB サイバーセキュリティトレーニング ..... 127  
EUCC scheme (Common Criteria based  
European candidate cybersecurity  
certification scheme) ..... 108  
Evil PLC ..... 185

## F

FedRAMP (Federal Risk and Authorization  
Management Program) ..... 104  
Fodcha ..... 195

## G

G7 首脳会合 ..... 97  
Gafgyt ..... 194  
GDPR (General Data Protection Regulation :  
一般データ保護規則) ..... 109, 111  
GIGA スクール構想 ..... 74, 137, 146  
GIGA ワークブック ..... 146  
GitHub ..... 192

## H

HTML Smuggling ..... 39

## I

ICT サイバーセキュリティ総合対策 2022	87
IEEE(The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.)	151
IETF(Internet Engineering Task Force)	151
Industroyer2	186
IoT	32, 87, 108, 154, 190
IoT-domotics	156
IoT セキュリティガイドライン	155
IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク(IoT-SSF)	81
IRM(Information Rights Management)	20
(ISC) <sup>2</sup> Cybersecurity Workforce Study 2022	116
ISMAP-LIU(イスマップ・エルアイユー : ISMAP for Low-Impact Use)	165, 212
ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則	212
ISMAP 管理基準	165
ISMAP クラウドサービスリスト	165
ISO/IEC 27000 ファミリー	152
ISO/IEC JTC 1/SC 27	151
ISP(Internet Services Provider)	33, 87, 198
ITSS+	116
ITU-T(International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector : 国際電気通信連合 電気通信標準化部門)	151
IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト	160
IT セキュリティ評価及び認証制度(JISEC : Japan Information Technology Security Evaluation and Certification Scheme)	160, 164

## J

J-CRAT(Cyber Rescue and Advice Team against targeted attack of Japan : サイバーレスキュー隊)	22, 85
JVN iPedia	56

## K

KOSEN Security Educational Community (K-SEC)	124
--	-----

## L

Lattice Attack	170
LODEINFO	22
Log4Shell	35

## M

Malinformation	214
Mantis	33
MCCrash	200
Mëris	33
Microsoft Exchange Server の脆弱性	59
Microsoft Support Diagnostic Tool(MSDT)の脆弱性	34
Mirai	33, 36, 191
Mirai の亜種	191, 194, 199
Misinformation	214
Moobot	191
Mozi	199, 200

## N

NICTER(Network Incident analysis Center for Tactical Emergency Response)	88, 199
NIS 2	108, 187
NIS 指令(Network and Information Systems Directive)	108, 187
Nord Stream 2	107, 112
NOTICE(National Operation Towards IoT Clean Environment)	87, 198
NVD(National Vulnerability Database)	56

## O

Op.EneLink	22
Operation Killer Bee	27
OT:ICEFALL	185

## P

persistent fault injection analysis	170
PIMS(Privacy Information Management System : プライバシー情報マネジメントシステム)	159
Pipedream/Incontroller	186
PowerShell	26



ProxyNotShell ..... 59

## R

R4IoT ..... 200

RaaS (Ransomware as a Service) ..... 15

RapperBot ..... 194

RobbinHood ..... 16

RSOCKS ..... 202

## S

SaaS ..... 165, 204

SCADA (Supervisory Control And Data Acquisition) ..... 183, 186

SECCON ..... 123

SecHack365 ..... 122

SECURITY ACTION ..... 133

SHIELDS UP ..... 105

Shikitega ..... 196

SLA (Service Level Agreement : サービス品質保証) ..... 208

SMS (Short Message Service) ..... 11, 40, 94, 192

Software Bill of Materials (SBOM : ソフトウェア部品表) ..... 36, 80

Spring Framework の脆弱性 ..... 35, 194

Spring4Shell ..... 35, 194

SQL インジェクション ..... 63

STOP. THINK. CONNECT. .... 50

## T

TCG (Trusted Computing Group) ..... 151

Telegram ..... 32, 218

Tor (The Onion Router) ..... 194

## V

VPN ..... 12, 16, 17, 31, 34, 60, 182

## W

Web サイト改ざん ..... 11, 60

WhisperGate ..... 9, 105

Windows ..... 18, 35, 38, 47, 59, 196, 200

## Z

ZouRAT ..... 192

## あ

アイデンティティ管理 ..... 159

暗号鍵管理システム設計指針 (基本編) ..... 95

暗号資産 ..... 26, 36, 92, 94, 144, 196

暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP : Japan Cryptographic Module Validation Program) ..... 163

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター (JC3 : Japan Cybercrime Control Center) ..... 50, 91, 94

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン ..... 74, 184

インターネットトラブル事例集 2022 年版 ..... 147

インド太平洋地域向け日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク ..... 101, 188

インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific) ..... 101

インフォデミック ..... 216

ウクライナ侵攻 ..... 9, 32, 97, 182, 190, 214

営業秘密 ..... 54, 167

エクスプロイト ..... 194

エコチェーンバー現象 ..... 220, 223

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン ..... 127

遠隔操作アプリ ..... 49

遠隔操作ウイルス (RAT : Remote Access Trojan) ..... 21

オープンソースソフトウェア (OSS : Open Source Software) ..... 22, 24, 81

オンラインゲーム ..... 31, 94

## か

各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議 ..... 165

叶会 ..... 126

ガバメントクラウド ..... 137

機器乗っ取り型ウイルス ..... 199

技術情報管理認証制度 ..... 83

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン ..... 74, 137

教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会 (ISEN : Information Security for Education Network) ..... 135

業界別サイバーレジリエンス強化演習 (CyberREX : Cyber Resilience Enhancement eXercise by industry) .....	127	サイドチャンネル攻撃 .....	163, 169
共通鍵暗号 .....	169	サイバー危機対応机上演習 (CyberCREST : Cyber Crisis REsponse Table top exercise) .....	126
共通脆弱性タイプ一覧 (CWE : Common Weakness Enumeration) .....	56	サイバー警察局 .....	90
共通脆弱性評価システム (CVSS : Common Vulnerability Scoring System) .....	57, 185	サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダン ス .....	73
クラウドサービス .....	31, 52, 72, 138, 165, 204	サイバー情報共有イニシアティブ (J-CSIP : Initiative for Cyber Security Information Sharing Partnership of Japan) .....	27, 84
クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策 ガイドライン .....	207, 212	サイバーセキュリティ 2022 .....	72, 188
クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指 針 .....	208	サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム .....	75
クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 .....	165	サイバーセキュリティお助け隊サービス .....	134
クラウドサービス利用・提供における適切な設定のた めのガイドライン .....	212	サイバーセキュリティお助け隊サービス基準 .....	134
クラウド・バイ・デフォルト原則 .....	165	サイバーセキュリティ経営ガイドライン .....	72, 75, 81, 129
クレジットカード .....	11, 43, 51, 60, 83, 93	サイバーセキュリティ経営可視化ツール .....	82, 129
クロスサイト・スクリプティング .....	57, 63	サイバーセキュリティ経営戦略コース .....	124
経済安全保障推進法 .....	75, 188	サイバーセキュリティ戦略 .....	72, 75, 87, 116, 188
公開鍵暗号 .....	96, 169	サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き .....	116, 129
攻撃対象領域 (アタックサーフェス) .....	19	サイバー特別捜査隊 .....	90
工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリ ティ対策ガイドライン Ver1.0 .....	81, 188	サイバーフィジカルシステム (CPS : Cyber Physical System) .....	158
国際銀行間通信協会 (SWIFT : Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) .....	112	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF : the Cyber/Physical Security Framework) .....	80, 158
国際標準化活動 .....	150	サイバーレジリエンス .....	25, 77, 108
国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT : National Institute of Information and Communications Technology) .....	87, 95, 122, 125, 198	サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシ アム (SC3 : Supply Chain Cybersecurity Consortium) .....	72, 118, 132
故障利用攻撃 (fault injection analysis) .....	170	サプライチェーンリスク .....	99, 102, 132, 196, 208
個人情報保護委員会 .....	52, 206, 208	サポート詐欺 .....	45
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ ン」に関する Q&A .....	208	産学情報セキュリティ人材育成交渉会 .....	124
個人情報保護法 .....	167, 208	産業競争力強化法等の一部を改正する法律 .....	83
コネクテッドカー .....	192	産業サイバーセキュリティ研究会 .....	80, 201
コモンクライテリア (共通基準) .....	153, 160	産業サイバーセキュリティセンター (ICSCoE : Industrial Cyber Security Center of Excellence) .....	125, 188
コラボレーション・プラットフォーム .....	82	事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) .....	19
<b>さ</b>		実践的サイバー防御演習 (CYDER : Cyber Defense Exercise with Recurrence) .....	72, 89
サイバーフォースセンター .....	90		

自由で開かれたインド太平洋	97	レームワーク導入に関する技術レポート	79
重要 10 項目	130	政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン	78
重要インフラにおける機能保証の考え方に基づくリスクアセスメント手引書	74	政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン	77
重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針	74, 166	政府情報システムにおけるセキュリティリスク分析ガイドライン	78
重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画	74, 188	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program : 通称、ISMAP(イスマップ))	164
常時リスク診断・対処(CRSA)システムアーキテクチャ	77	セキュリティ・キャンプ	121
情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)	121, 127	セキュリティ統制のカatalog化に関する技術レポート	79
情報セキュリティ安心相談窓口	36, 40, 45, 49	セキュリティ・バイ・デザイン	77
情報セキュリティサービス基準	82	ゼロデイ脆弱性	190, 193, 194, 198
情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト	83	ゼロトラストアーキテクチャ	74, 76, 77, 79, 105
情報セキュリティサービス審査登録制度	73, 82, 83	ゼロトラストアーキテクチャ適用方針	77
情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準	83	戦略マネジメント系セミナー	127
情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ	60	ソーシャルエンジニアリング	23
情報セキュリティマネジメント試験	120	組織における内部不正防止ガイドライン	54, 167
情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS : Information Security Management System)	152, 212		
情報漏えい	10, 51, 72, 135, 167, 206	<b>た</b>	
新型コロナウイルス	22, 42, 45, 64, 85, 108, 216	ダークウェブ	18, 93
侵入型ランサムウェア攻撃	15	大西洋横断データプライバシーフレームワーク	111
スマートカード	154, 160, 162	大統領令 14028	101
制御・運用技術 (OT : Operational Technology)	125, 182	耐量子計算機暗号	95, 153, 170
制御システム (ICS : Industrial Control System)	182	地域 SECURITY	72, 82, 133
制御システムのセキュリティリスク分析ガイド	189	中核人材育成プログラム	125
制御システム向けサイバーセキュリティ演習 (CyberSTIX : Cyber Security practical eXercise for industrial control system)	127	中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン	75, 133, 211
脆弱性	19, 22, 25, 34, 56, 77, 92, 104, 185	テイクダウン	93, 194
生成系 AI	214, 220, 223	データガバナンス法 (Data Governance Act)	109
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準	74, 160	デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act)	109, 222
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群	77	デジタル市場法 (DMA : Digital Markets Act)	109
政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン	83, 163	デジタル社会の実現に向けた重点計画	73, 79, 137, 212
政府情報システムにおけるサイバーセキュリティフ		デジタル人材育成プラットフォーム	116, 120
		デジタルスキル標準	116, 120
		デジタル庁	76
		デジタル田園都市国家構想	116
		デジュール標準 (de jure standard)	150
		デファクト標準 (de facto standard)	150



出前 CYDER	89
テレワーク	15, 34, 133, 167
電子署名	163
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会	87, 89
ドメインコントローラー	18, 20, 200

## な

内閣サイバーセキュリティセンター (NISC : National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity)	23, 73, 147, 188
内部不正	54, 167
ナラティブ (Narrative)	214
なりすまし	27, 40, 183, 216
二重恐喝	12, 92
二重の脅迫	15, 18
偽 EC サイト	49
偽のセキュリティ警告	45
日・ASEAN サイバーセキュリティ政策会議	74, 101
日 ASEAN 首脳会議	101
日 EU 定期首脳協議	100
日英サイバー協議	100
日米安全保障協議委員会	99
日米豪印 (QUAD : Quadrilateral Security Dialogue) 首脳会合	74, 98
日米首脳会談	99
ニューノーマル	167
ネット・スマホのある時代の子育て (乳幼児編)	147

## は

パートナーシップ構築宣言	133
バイオメトリクス	159
パスワード設定	87, 141
ばらまき型メール	36, 85
万博向けサイバー防御演習 (CIDLE)	90
ビジネスメール詐欺 (BEC : Business Email Compromise)	26, 85
ビッグデータ	157
標的型攻撃	21, 59, 84, 200
標的型サイバー攻撃特別相談窓口	86
ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	81
ファイルレスマルウェア	21, 26
ファクトチェック	145, 215, 221

フィッシング	9, 11, 26, 31, 40, 85, 94
フェイクニュース	214, 220
フォーラム標準 (forum standard)	150
不正アクセス	11, 23, 31, 51, 93
不正送金	11, 94
プラス・セキュリティ	72, 75, 116
プラットフォームサービスに関する研究会	220, 222
プロテクションプロファイル (PP : Protection Profile)	154, 161, 164
米国国立標準技術研究所 (NIST : National Institute of Standards and Technology)	56, 79, 101, 153, 155, 163, 186
ボットネット	32, 36, 190, 194, 199, 202

## ま

マイクロターゲティング	216, 220
マクロ	37, 59
マナビ DX (マナビ・デラックス)	116
民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドライン Ver1.0	81

## ら

ランサムウェア	9, 12, 15, 92, 104, 109, 183, 186, 190, 205
リフレクション攻撃	32, 88
リモートデスクトップサービス	16, 200
ロックダウン	107

## わ

ワイパー型ウイルス	9, 184, 186
-----------	-------------

**著作・製作** 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

**編集責任** 高柳 大輔      小山 明美      涌田 明夫      白石 歩      小川 隆一

**執筆者**

IPA

和泉 隆平	板垣 寛二	伊藤 彰朗	伊藤 吉史	内海 百葉
大島 尚	大友 更紗	小川 隆一	奥田 美幸	小幡 宗宏
甲斐 成樹	金子 成徳	神谷 健司	亀田 恭史	唐亀 侑久
河合 真吾	神田 雅透	木下 弦	小山 明美	佐川 陽一
佐藤 栄城	柴本 憲一	清水 碩人	白石 歩	菅 大豪
竹内 智子	武智 洋	田島 威史	丹野 菜美	近澤 武
辻 宏郷	中島 健児	中島 尚樹	楯原 龍史	西尾 秀一
西村 奏一	野村 春佳	橋本 徹	長谷川 智香	平尾 謙次
福岡 尊	福原 聡	富士 愛恵里	古居 敬大	松島 伸彰
松田 琳花	宮本 冬美	森 淳子	安田 進	湯澤 凱貴
横山 美晴	吉野 和博	吉本 賢樹	與那嶺 崇	渡邊 祥樹
藁科 綾子				

株式会社日立製作所 相羽 律子

サイバーセキュリティ国際会議 CODE BLUE 発起人 篠田 佳奈

国立研究開発法人情報通信研究機構 中尾 康二

デジタル庁 戦略・組織グループ セキュリティ危機管理チーム 満塩 尚史

国立研究開発法人情報通信研究機構 横山 輝明

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 米澤 詩歩乃

情報規格調査会 JTC 1 / SC 27 / WG 5 小委員会

**協力者**

IPA

板橋 博之	伊藤 真一	井上 佳春	江島 将和	小沢 理康
加賀谷 伸一郎	亀山 友彦	菅野 和弥	栗原 史泰	桑名 利幸
小杉 聡志	塩田 英二	柴田 直	白鳥 悦正	高見 穰
高柳 大輔	田口 聡	土屋 正	遠山 真	西原 栄太郎
日向 英俊	前島 肇	前田 祐子	松田 修平	宮崎 卓行
渡辺 貴仁				

国立研究開発法人情報通信研究機構 井上 大介

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 江田 佳領子

長崎県立大学 島 成佳

三井物産セキュアディレクション株式会社 増田 聖一

明治大学 湯浅 壘道

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課

## おわりに

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策は結果としてテレワークやDXの推進を加速させ、ニューノーマルと呼ばれる大きな変化をもたらしました。そして、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻では、国同士の武力による衝突に、サイバー攻撃や情報戦という新しい戦いが重大な要素として含まれるようになりました。2022年後半は生成系AIが話題となり身近なツールとして誰もがAIを利用できるようになりました。こんなに急激で大きな技術、環境の変化は経験したことがありません。本白書のサブタイトルの「進む技術と未知の世界 新時代の脅威に備えよ」には、このような大きな変化に潜む脅威に対しても基本を見失わず、連携して対処しなければならないという思いを込めています。

本白書は多岐にわたるサイバーセキュリティに関する国内外の事象や動向を調査・分析し、分かりやすい解説を心掛け、IPA職員だけでなく外部有識者の協力を得て作成しています。なお、IPAのWebサイトから本白書のPDF版が無料でダウンロードいただけます。冊子、PDF版ともに、皆さまのサイバーセキュリティ対策の検討・実践の一助となれば幸いです。

編集子

- ・本白書の引用、転載については、IPA Web サイトの「書籍・刊行物等に関するよくあるご質問と回答」(<https://www.ipa.go.jp/publish/faq.html>)に掲載されている「2. 引用や転載に関するご質問」をご参照ください。なお、出典元がIPA 以外の場合、当該出典元の許諾が必要となる場合があります。
- ・本白書は2022年度の出来事を主な対象とし、執筆時点の情報に基づいて記載しています。
- ・電話によるご質問、及び本白書に記載されている内容以外のご質問には一切お答えできません。あらかじめご了承ください。
- ・本白書に記載されている会社名、製品名、及びサービス名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。本文中では、<sup>TM</sup>または<sup>®</sup>マークは明記していません。
- ・本白書に掲載しているグラフ内の数値の合計は、小数点以下の端数処理により、100%にならない場合があります。

## 情報セキュリティ白書 2023

進む技術と未知の世界：新時代の脅威に備えよ

2023年7月25日 第1版発行

企画・著作・制作・発行 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）  
〒113-6591  
東京都文京区本駒込2丁目28番8号  
文京グリーンコートセンターオフィス 16階  
URL <https://www.ipa.go.jp/>  
電話 03-5978-7503  
E-Mail [spd-book@ipa.go.jp](mailto:spd-book@ipa.go.jp)

表紙デザイン／  
本文DTP・編集

伊藤 千絵、久磨 公治、涌田 明夫、北林 俊平